

絆きずなプラン

養老町第五次総合計画

誇りと愛着が持てる
絆きずなを大切にするまち 養老



養 老 町

絆 きずな プラン

養老町第五次総合計画

誇りと愛着が持てる
絆 きずな を大切にするまち 養老



養 老 町



ごあいさつ

養老山系を背景に濃尾平野の西端に位置する本町は、昭和 49 年に初めてとなる「総合開発計画」を策定して、「めぐまれた緑と水を産業と観光の発展に調和させたまち」を将来像に掲げ、総合的・計画的なまちづくりへ向けて第一歩を踏み出しました。

以来、昭和 58 年に「第二次総合計画」、平成 3 年に「第三次総合計画（スマイルプラン）」、そして、平成 13 年には「第四次総合計画（輝きプラン）」を策定し、多くの皆様のご支援をいただきながら、町の振興・発展に取り組んできました。

今日の地方自治体を取り巻く環境は、社会経済のグローバル化や高度情報化の進展、人口減少や少子高齢化の進行、地球規模での環境問題の深刻化、地方分権に伴う権限委譲や構造改革の進展など、大きく変革を迫られる時代を迎えています。また、景気回復の遅れに伴い、地方自治体の行財政運営もさらに深刻の度合いを深めており、社会経済環境の変化に的確に対応していくことが強く求められています。

こうした大きな時代の潮流のなか、本町は、住民生活に最も身近な「基礎自治体」として、複雑・多様化する住民ニーズの変化に対応しながら行政サービスを提供していく責務を果たすとともに、新時代にふさわしいまちづくりを進めていくための指針とするため、平成 32 年度を目標とする「第五次総合計画（絆プラン）」を策定しました。

本計画の策定にあたっては、「住民参加が何よりも重要である。」という基本的な考え方のもと、住民アンケート調査や各種団体調査、まちづくり町民会議、計画審議会などを通じて、多くの皆様のご意見をお聞きすることができました。

これからのまちづくりには、行財政改革を通じて行政内部の変革を進めていくことはもとより、行政に対し町民の皆さんの関心と積極的な参加が不可欠であることから、「住民と行政の関係の変革」が大きな課題になるものと考えています。「公平・公正」と「町民が主役」を第一に、「みんなで力をあわせる絆のまち」を基本理念として、町民・企業・行政が、それぞれの役割と責任を果たしながら、本計画の将来像とする「誇りと愛着が持てる 絆を大切にするまち 養老」の実現をめざしてまいりたいと存じますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたり、数多くの貴重なご意見、ご提言をいただきました町民の皆さんをはじめ、熱心にご審議をいただきました計画審議会委員、町議会議員ならびに関係各位に心から感謝申し上げます。

平成 23 年 3 月

養老町長 大 橋 孝

基本構想

第 1 章 養老町第五次総合計画策定にあたって		
1. 総合計画の役割	3
2. 総合計画の構成と期間	4
3. 総合計画の策定過程		
(1) 策定における住民と職員の参画	5
(2) 取り巻く環境変化への対応	5
第 2 章 まちづくりの目標		
1. 基本理念	7
2. 将来像	8
3. 人口などの将来見通し		
(1) 人口の推移と推計	9
(2) 人口と世帯の見通し	10
4. 財政運営の方向	12
5. 土地利用の方向	14
第 3 章 まちづくり推進力の強化		
1. 3つの仕組みづくり	15
2. 住民自治と地域協働の力	16
3. 行財政改革による地域経営の力	18
第 4 章 まちづくりの施策方向		
1. 人・基盤・暮らしの連携	21
2. 輝く人のまち【人】		
(1) 豊かな心を育むまちづくり	22
(2) 地域文化を育むまちづくり	22
(3) 人権の尊重と男女共同参画のまちづくり	22
3. 活力のあるまち【基盤】		
(1) 便利な交通網、情報基盤づくり	23
(2) 快適な市街地、集落環境づくり	23
(3) 活気ある産業づくり	23
4. 安心・安全なまち【暮らし】		
(1) 支え合うまちづくり	24
(2) 環境と共生するまちづくり	24
(3) 安全なまちづくり	24
5. 地域経営の推進		
(1) 住民主役のまちづくり	25
(2) 行財政の経営（運営）	25

基本計画

■ 基本計画における表示について	29
第1編 戦略プログラム	
1. 将来像実現へのアプローチ	35
2. 戦略プログラムの内容	36
(1) “養老・活力” づくり	37
(2) “養老・魅力” づくり	40
(3) “養老・地域力” づくり	43
第2編 分野別計画	
第1章 輝く人のまち【人】	
1. 豊かな心を育むまちづくり	
(1) 学校教育	47
(2) 青少年育成	51
(3) 生涯学習	54
(4) 生涯スポーツ	58
2. 地域文化を育むまちづくり	
(1) 地域間・国際交流	62
(2) 文化活動	65
(3) 歴史文化	68
3. 人権の尊重と男女共同参画のまちづくり	
(1) 人権	71
(2) 男女共同参画	74
《施策体系》	76
第2章 活力のあるまち【基盤】	
1. 便利な交通網、情報基盤づくり	
(1) 公共交通	79
(2) 道路網	82
(3) 情報基盤	85
2. 快適な市街地、集落環境づくり	
(1) 市街地、集落環境	87
(2) 住環境	90
(3) 上下水道	93
3. 活気ある産業づくり	
(1) 農業と林業・水産業	96
(2) 商工業	101
(3) 観光	105
(4) 雇用・就労	109
《施策体系》	111

第3章 安心・安全なまち【暮らし】

1. 支え合うまちづくり	
(1) 子育て支援	115
(2) 健康づくり	119
(3) 地域福祉	123
(4) 高齢者福祉	127
(5) 障がい者福祉	131
2. 環境と共生するまちづくり	
(1) 地球環境保全	133
(2) ごみと廃棄物	135
(3) 水と緑の空間	137
3. 安全なまちづくり	
(1) 防犯	140
(2) 交通安全	142
(3) 消費生活	144
(4) 防災	145
《施策体系》	148

第4章 地域経営の推進

1. 住民主役のまちづくり	
(1) 情報の共有化	151
(2) コミュニティ	153
(3) 住民参画と地域協働	155
2. 行財政の経営（運営）	
(1) 行政組織	157
(2) 自治体経営	160
《施策体系》	164

参考資料

1. 経済・社会の潮流	169
2. 養老町における総合計画の歩み	171
3. 養老町第五次総合計画の策定過程	
(1) 策定経過	173
(2) 策定体制図	175
4. 養老町計画審議会	
(1) 設置条例	176
(2) 委員名簿	177
(3) 部会構成および名簿	178
(4) 諮問書	179
(5) 答申書	180
5. 庁内策定組織	
(1) 企画調整会議	181
(2) プロジェクトチーム	182

6. 住民参画	
(1) 住民アンケート調査	183
(2) 各種団体等意向調査	187
(3) まちづくり町民会議	188
(4) 活かしていくべきこと・改善していくべきこと	193
(5) 町長と中学生と語る会	194
(6) まちづくり講演会	194
(7) パブリックコメント	195
7. 人口、財政に関するデータ	
(1) 人口関連	196
(2) 財政関連	198
8. 用語解説	200

基本構想

養老町第五次総合計画

第1章 養老町第五次総合計画策定にあたって	3
第2章 まちづくりの目標	7
第3章 まちづくり推進力の強化	15
第4章 まちづくりの施策方向	21



基本構想では、このような鍵印の欄に小記事（コラム）を配置し、本文の補足を述べています。

第1章

養老町第五次総合計画策定にあたって

1 総合計画の役割

「総合計画」とは、取り巻く環境変化に対応するまちづくりのあり方を明らかにし、今後のまちづくりの目標と活性化のしくみや過程を表すもので、まちづくりを推進するための計画です。

本町では、これまで四次にわたる総合計画を策定し、これに基づいて町政運営を進めてきました。箱物建設などのハード的な整備から、それを活かしたソフト的な事業の重視へと変遷してきています。

第五次総合計画においては、地域を取り巻く環境変化に対応していくために、持続可能な行財政運営、まちづくりの推進力を特に強化していく必要があります。

《総合計画の役割・性格》

- 本町がめざす目標とまちづくり推進および行政経営の指針を示します。
- 住民、各種団体や企業などがまちづくり活動に主体的に参画していくための方向性を示し、行政とともに進めるまちづくりの指針となるものです。
- 国・県などに対しては、本町のまちづくりの指針として示すとともに、当町に関連する計画や事業を実施するにあたって、その実現に向けての協力を要請するものです。

注) 四次にわたる総合計画：①養老町総合開発計画（計画期間 昭和49年度・1974年～昭和60年度・1985年）、②養老町第二次総合計画（計画期間 昭和58年度・1983年～昭和70年度・1995年）、③養老町第三次総合計画（計画期間 平成3年度・1991～平成12年度・2000年）、④養老町第四次総合計画（計画期間 平成13年度・2001～平成22年度・2010年）。

「総合計画」と
「地方自治法」

地方自治法第2条第4項で「市町村は、その事務を処理するにあたっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない」とされています。なお、「地域主権推進一括法」など「地域主権改革関連3法案」（法案提出）では、国からの義務付け・枠付けの見直しの一環から地方自治法の改訂が予定されており、この第2条第4項が削除され、基本構想の策定は自治体の義務ではなくなる予定ですが、本町では、自治体・行政・地域経営の推進において「まちづくりの指針となる総合計画」の策定は、不可欠な取り組みと位置づけしています。

2 総合計画の構成と期間

この計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成します。

- 「基本構想」は、めざすべき将来目標とそれに向かう施策の方向を定めます。期間は平成 23 年度（2011 年）を初年度とし、平成 32 年度（2020 年）を目標年度とする 10 年間とします。
- 「基本計画」は、基本構想で定めたまちづくりの目標を達成するために必要な施策・事業を体系的に定めます。将来像の実現に直結する優先的かつ重点的に取り組むべき施策・事業を分野連携・横断で進める観点から「戦略プログラム」として計画するとともに、「分野別計画」を示します。なお、行政が主体となって進めるべきもの、支援するもののほか、住民の活動や民間活力で進めるべきもの、国・県などへの要望事項なども加えた内容とします。
計画期間は基本構想と同じく今後 10 年としていますが、社会経済状況の変化などに対応し、中間年次で弾力的な見直しを加えます。
- 「実施計画」は、基本計画で示した基本的な施策の具体化を図るために、毎年度の予算編成および事業実施の指針となる事業計画を示すものです。3 年間を計画期間として、ローリング方式で毎年度見直しをしていきます。
特に、実施計画においては、今後の法改正や制度改革などが見通し難い今日、財政状況や事業の進捗状況、実施成果を踏まえ、柔軟に対応していきます。また、計画・事業実施・評価・改善という PDCA サイクル*を基本とする行政評価システムの実効性を高めながら、実施事業の最適化を図ります。

《養老町第五次総合計画の全体構成》



PDCA サイクル…事業活動における管理業務を円滑に進める手法の一つで、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）の 4 段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善すること。行政評価システムや計画の進行管理において重要な取り組みになっています。

3 総合計画の策定過程

第五次総合計画の策定過程においては、次のような取り組みを行い、今後のまちづくりを考えました。

(1) 策定における住民と職員の参画

《住民の参画》

- 町民を対象とする「住民アンケート調査」（町民 2,000 人対象、回収率 71.2%）、「各種団体等意向調査」（200 団体対象、回答 145 団体）を実施し、課題に対する認識や今後への期待を把握しました。
- 中学生を対象に作文募集を実施し、町長と中学生と語る会を開催しました。
- まちづくり講演会を開催し、今後の地域社会、地域経営のあり方を考えました。
- 公募などによるメンバーで「まちづくり町民会議」を開催し、グループ編成によるワークショップ方式でさまざまな課題の討議を重ね、提案書をいただきました。
- 諮問機関である計画審議会の審議過程で計画素案に対するパブリックコメント*を実施しました。

《職員の参画》

- 全職員を対象に「まちづくり提案募集」（回答 180 人・グループ）を実施し、今後への主要な課題と対策を考えました。
- 各課の担当分野について、第四次総合計画の施策評価（進捗、効果、継続性）と第五次総合計画への分野別課題と方向性を整理しました。
- 庁内に「策定委員会」と「策定プロジェクト会議」を設置し、各課および策定事務局（企画政策課）で検討・調整を図りながら、基礎調査の企画、計画素案づくりを進めました。

注）策定体制の概要は、資料編に掲載。

(2) 取り巻く環境変化への対応

本町の今後のまちづくりを考える上で、次の事項への対応を基礎にしました。

《経済・社会の潮流への対応》

わが国では、経済・社会環境の変化に対応し、諸分野における法改正や制度改革が進行しており、将来を見通し難い状況にあります。今後の自治体のあり方、地域振興の方向に大きな影響を及ぼす7つの外部環境の変化を踏まえました。

- 人口減少社会の到来
- グローバル化、国際化の進展
- 高度情報化社会の進展
- 産業・経済環境の変化
- 環境問題の深刻化
- 安心・安全社会の要請
- 分権型社会の進展、行財政改革

パブリックコメント…町の基本的な政策について、町が意志決定する前に広く町民から意見を集め、意思決定に反映させるとともに、意見の内容や町の考え方などを公表していく一連の手続きです。

注) 経済・社会の潮流の集約は、資料編に掲載。

《住民ニーズへの対応》

住民アンケート調査や各種団体等意向調査、まちづくり町民会議などで提起された課題や提案への対応を考えました。

- 第四次総合計画の施策分野 48 項目の満足度と重要度評価（住民アンケート調査）の結果を基礎にして対策を検討しました。
- 「これからの行政の役割やサービスのあり方」、「課題解決のための住民と行政の役割分担」についての意向把握（住民アンケート調査）をもとに地域協働のあり方と推進について検討しました。

注) 意向調査の集約、まちづくり町民会議からの提案書の概要は、資料編に掲載。

《町の地域特性への対応》

意向調査やまちづくり町民会議、職員提案などにおいて、町の特性が指摘され、町の優位性（強み）をもっと活かしていくとともに、弱みを改善していくまちづくりが強く期待されています。町の特性を踏まえながら、「活かしていくべきこと」と「改善していくべきこと」を検討しました。

注) 「活かしていくべきこと」、「改善していくべきこと」の集約は、資料編に掲載。



第2章

まちづくりの目標

1 基本理念

本町では、昭和48年に町民憲章を制定し、養老の滝にちなんだ孝子伝説から、これまで「親孝行と生涯学習を進めるまち養老」町民会議の設置、推進員の活動などを、地区公民館活動の中核として、町民憲章の実践に努めてきました。

第五次総合計画では、町民一人ひとりの行動規範、合言葉、努力目標である町民憲章を、あらためてまちづくりの基本理念とし、一層の実践、浸透を願うこととします。

養老町民憲章（昭和48年3月6日制定）

わたしたちの町、養老町は、緑の山、清らかな水に恵まれた歴史の町です。
わたしたちの、この美しいふるさととは、先人のたゆまぬ努力によって伸びつづけてきました。
わたしたちは、愛の輪をさらにひろげ、力をあわせて未来につづく明るい町をつくります。

1. おはよう こんにちは と元気な声がわく町にしましょう
1. 美しい自然の中で 力いっぱい 働ける町にしましょう
1. おとしよりが 豊かにくらせる 町にしましょう

そして、町民憲章における“愛の輪をさらにひろげ、力をあわせて未来につづく”に着目し、「みんなで力をあわせる」姿を『絆』に託し、まちづくりの推進力を高める地域協働のまちづくりにつなげ、さらに目に見える姿にしていくことをめざします。

きずな
みんなで力をあわせる絆のまちづくり



“絆（きずな）”

本町では、養老町「家族の絆 愛の詩」募集事業を続けて10年を経過しました。さらに、愛の輪をひろげ、力をあわせて未来につづく明るい町の実現に取り組む姿を“絆（きずな）”に託しました。

2 将来像

第三次総合計画では「笑顔あふれる躍動都市・養老 住みがいを実感するまち」、第四次総合計画では「人が織りなす輝くまち 養老」を、まちづくりの目標である将来像に掲げ、その実現に向けた取り組みを推進してきました。

第五次総合計画では、町民憲章に基づいた基本理念である“みんなで力をあわせる絆きずなのまちづくり”を踏まえて、

誇りと愛着が持てる 絆きずなを大切にすまち 養老

を将来像に掲げます。

また、計画愛称として「**“絆”きずなプラン**」と呼称することにします。

この将来像には、“みんなで力をあわせる絆きずなのまちづくり”に不可欠なキーワードである

*わがまちへの「誇り」と「愛着」という **“心”**

*「まちづくりの推進力を高める地域協働の力」による住民一人ひとりの **“行動”**

を託しています。



総合計画の愛称について

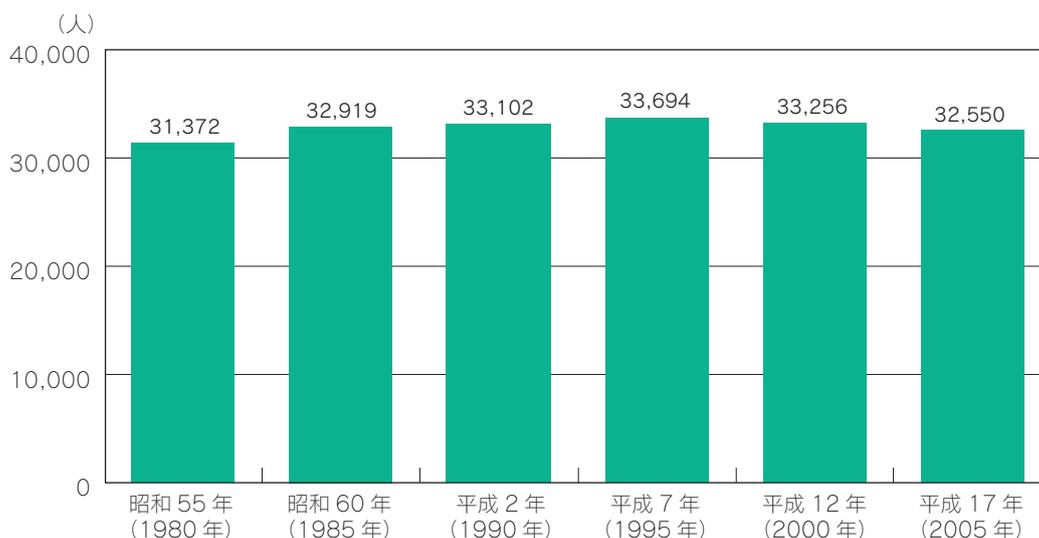
第三次総合計画では、「笑顔スマイルプラン」、第四次では「輝きプラン」と総合計画の愛称を設けてきました。第五次においては愛称として「**“絆”きずなプラン**」と呼称することにしました。

3 人口などの将来見通し

(1) 人口の推移と推計

本町の人口は、平成7年国勢調査の33,694人をピークに減少に転じており、平成17年には32,550人となり、平成7年に比べ1,144人(3.4%)の減少となっています。この人口減少は、少子高齢化が進む中で自然減少(死亡数が出生数を上回る)が続き、さらに社会減少(転出数が転入数を上回る)が続いていることによります。

《養老町の総人口の推移》



年齢三区分別では、年少人口(0～14歳)の減少、老年人口(65歳以上)の増加が続いており、平成17年国勢調査では、年少人口14.0%、生産年齢人口65.3%、老年人口20.7%の構成になっています。

世帯数(国勢調査・一般世帯)は、平成7年以降、総人口は減少していますが、全国的な動向と同じく核家族化の進行などを背景に増加しており、1世帯当たりの人員数は低下しています。

しかし、1世帯当たりの人員数3.43人(平成17年国勢調査・一般世帯)は、岐阜県内42市町村の中で3番目に多い世帯人員数となっており、三世代居住世帯もいまだに多い地域であることを反映しています。

統計的な手法による将来人口の推計では、第五次総合計画の目標年度である平成32年(2020年)には、推計最大値で29,434人、推計最小値で28,645人と算出されました。なお、現時点(岐阜県人口動態統計調査データH21.10.1＝31,588人)では推計最小値の推移(平成21年推計値＝31,736人)が最も近似値になっています。

注) 人口に関する補足データは、資料編に掲載。

(2) 人口と世帯の見通し

東海環状自動車道をはじめ交通立地変革による波及効果を取り込み、着実な暮らしの環境改善を図るなど、養老町が保有する可能性を引き出し、新たな定住促進への施策を計画的に実施することにより定住人口の確保が期待できます。

本計画では、町の活力を維持するために、現在の人口規模を堅持することとし、10年後の計画目標人口を3万2千人に設定し、特に、定住人口の確保と新たな定住促進に関連する施策を、分野複合的に重点的、積極的に推進することとします。

《定住人口の確保と新たな定住促進への施策方向》

自然減少と社会減少の幅が拡大しつつある本町において、全国的な動向と同様に少子高齢化は避けられず、また、宅地造成など大規模な開発型の人口増加に多くは望めない状況が見通されます。

そのため、定住人口の確保と新たな定住促進のための対策を着実に積み上げて、転出を抑え、転入を促進して、人口減少幅を抑制していくことが必要になります。特に、養老町の立地、自然と歴史、産業などの資源、暮らしの環境など、町が保有している“強み”を最大限に活かしていくとともに、東海環状自動車道養老IC（仮称）をはじめ交通立地変革による波及効果を取り込んでいくことが重要になります。

本計画では目標人口を設定するにあたり、次のような定住促進施策を分野複合的・重点的に推進することに留意しました。

- 暮らしの環境整備を重点に、特に、子育て世代の負担を軽減し、定住したくなるような支援、若者層の定住環境、高齢者が安心して暮らすことができる環境を着実に改善整備する。
- 農業、商工業、観光関連業の振興、特に、地域企業の育成、支援への取り組みを推進し、着実に雇用・就労の創出を積み重ねる。
- 広域幹線交通網のさらなる整備促進、公共交通機関の確保などにより、周辺地域や中核都市部などへの通勤就労環境を整えるとともに、通学や医療、買い物などの広域的な相互依存、周辺地域と連携した生活充足機能を整備する。
- 東海環状自動車道の波及効果を活かす新たな企業や事業所などの誘致、市街地の再整備などによる街なか居住を推進し、新たな雇用・就労の場の創出と住宅・宅地供給を促進する。
- “養老から”の幅広い情報発信を強化しながら、団塊の世代などのふるさと回帰（UJIターン）による定住を促進する環境を整備する。また、多様な地域資源を活かした観光振興と交流を促進しながら、田園地域への移住希望層（こだわり志向の人たち、豊かなセカンドライフを求める人たちなど）の受け入れ環境を整え、新定住者を拡大する。
- 地域課題に対応する地域内発型の仕事興しを促進し、団塊の世代などの退職後の就労、高齢者や女性の就労を促進する。

《人口と世帯の目標設定》

	国勢調査実績	県人口動態 統計調査	目標設定
	注 1)	注 2)	注 3)
	平成 17 年 (2005 年)	平成 21 年 (2009 年)	平成 32 年 (2020 年)
総人口	32,550	31,588	32,000
年少人口	4,564	4,198	3,800
構成比 (%)	14.0	13.3	11.9
生産年齢人口	21,245	20,046	18,600
構成比 (%)	65.3	63.5	58.1
老年人口	6,736	7,339	9,600
構成比 (%)	20.7	23.2	30.0
世帯数	9,418	9,474	9,800
1 世帯当たり人員	3.43	3.33	3.27

注 1) 実績は、平成 17 年の国勢調査・10 月 1 日実績値、年齢不詳人口が 5 人あります。

世帯数は一般世帯です。1 世帯当たり人員は、一般世帯の人口 (32,303 人) を一般世帯数で割った数値です。

注 2) 岐阜県人口動態統計調査は、平成 17 年の国勢調査を基にし、その後の月別の自然増減、社会増減、外国人登録増減を加味して累積した 2009 年 (平成 21 年) 10 月 1 日現在の調査結果値です。世帯数は総世帯に相応し、1 世帯当たり人員は、総人口を世帯数で割った数値です。

注 3) ① 人口設定は、国勢調査実績値の推移に基づいた将来人口推計値を参考にし、100 人単位で概数化しています。

② 世帯数の設定は、国勢調査による一般世帯数の推移と将来推計値を参考にし、1 世帯当たり人員に着目して総人口の目標設定に対応して想定し、100 世帯単位で概数化しています。

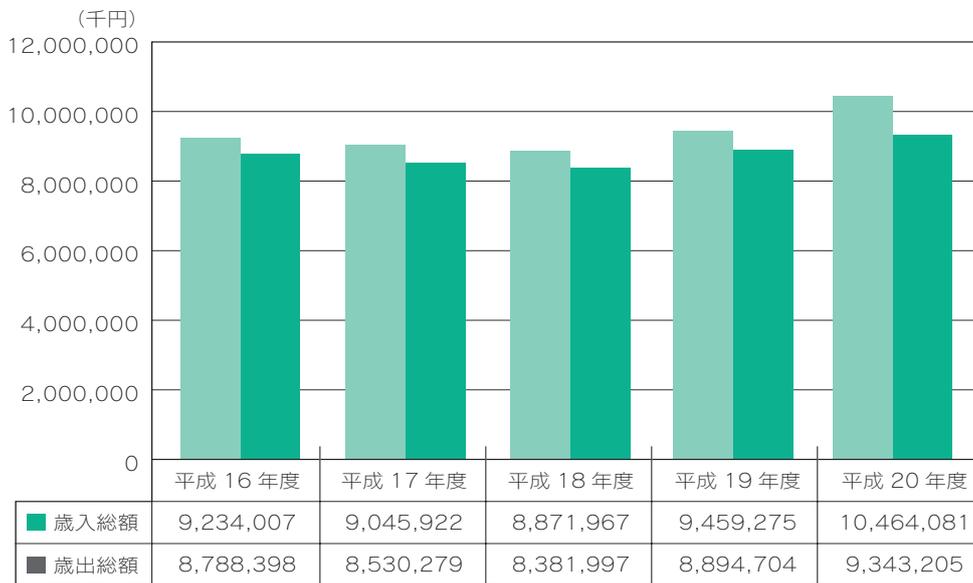
なお、全国的な動向と同じく核家族化が進行しているものの、本町では三世帯居住世帯がまだまだ多い地域であります。今後もこの特色を継承し、核家族化と高齢者世帯の増加による 1 世帯当たり人員の減少を見通しながらも、三世帯が同居し心豊かに暮らせる居住環境の充実に重視して、過度な 1 世帯当たり人員の減少を抑制することを見込んでいます。

4 財政運営の方向

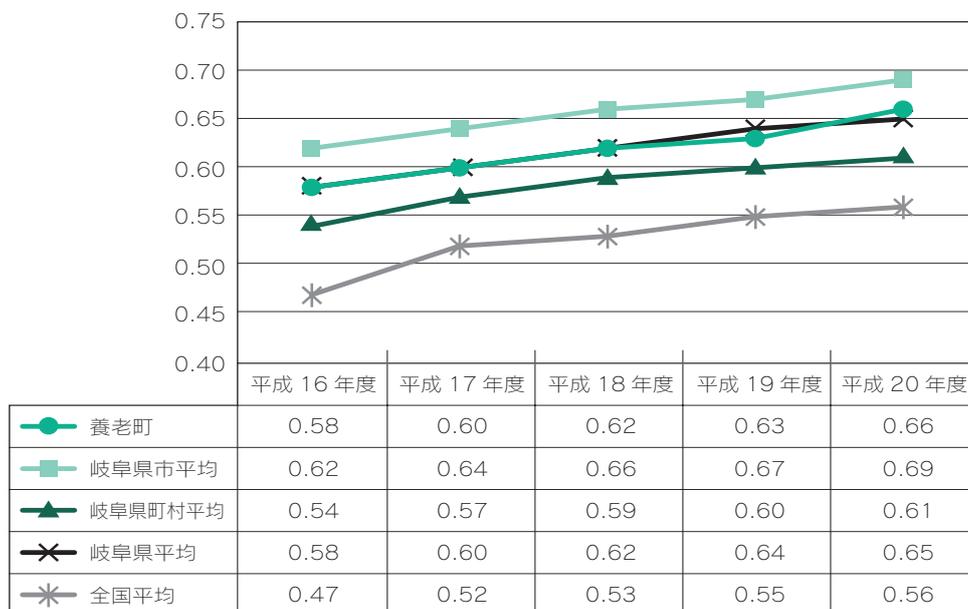
本町の普通会計*の財政規模は、90 億円から 100 億円で推移し、財政力指数*は 0.66（平成 20 年度）となり、財政健全化判断比率などの財政指標の数値からも健全な運営状況にあります。

しかしながら、国や地方の厳しい財政状況が続く中で、町の財政を取り巻く環境も厳しさを増してきており、さまざまな分野のまちづくり課題に対応していくためには、より一層の行財政改革を図り、効果的で効率的な財政運営を進めていかなければなりません。

《普通会計の歳入・歳出総額の推移》



《財政力指数の推移》



普通会計…会計区分が異なる自治体の財政状況を比較するために設けた、統計用の基準。一般会計と特別会計のうち主に公営事業を除いた部分の合計額をいい、本町の場合、一般会計と住宅新築資金等貸付特別会計を合わせたものをいいます。

財政力指数…財政力を示す指標で、過去 3 年間の平均値で表し、1 に近いほど自主財源の割合が高く財政に余裕があることを示します。

- 経常収支比率*は、78.5%（平成20年度）で、岐阜県市町村平均や全国平均を下回っています。今後とも適正な定員管理による人件費の抑制など経常経費の節減を図り、弾力性のある財政構造をめざします。
- 地方債現在高（普通会計分）は、80億4,723万円（平成20年度）になっていますが、住民1人当たりで見ると、岐阜県市町村平均を大きく下回っています。今後とも実施事業を精査し、引き続き水準を抑えていきます。
- 基金残高については、特別会計分を除き16億4千万円（平成20年度、内財政調整基金8億4千万円）となっており、健全財政を維持するための水準を確保していきます。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、平成19年度より全ての市町村が健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）を算定することが義務づけられ、毎年度、その算定資料とともに監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表しなければならないとされています。

- 実質赤字比率*と特別会計を含めた連結実質赤字比率*については、赤字額はなく、今後も維持していきます。
- 実質公債費比率*は、6.8%（平成20年度）で、岐阜県市町村平均や全国平均を下回っていますが、今後、起債償還に対する繰出金などの増加も見込まれ、さらに適正な地方債管理を図り、比率の抑制を進めます。
- 将来負担比率*は、62.6%（平成20年度）で、岐阜県市町村平均を上回っていますが、今後とも現状を維持し、負債の少ない財政運営を図っていきます。

注）本節の財政に関するデータは、計画作成時点において、国・県の数値が一部未公表のため、平成20年度分で作成しています。なお、補足データは、資料編に掲載しています。

経常収支比率…財政構造の弾力性を判断するための指標で、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでおり、比率が低いほど弾力性があることを表します。地方公共団体の人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、減税補てん債および臨時財政対策債の合計額に占める割合で、経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものです。

実質赤字比率…一般会計などにおける実質赤字額の標準財政規模に対する比率。福祉、教育、まちづくりなどを行う地方公共団体の一般会計などの赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すものです。

連結実質赤字比率…公営企業会計などを含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額または資金の不足額の標準財政規模に対する比率。すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すものです。

実質公債費比率…地方税、地方交付税などの一般財源を主な財源としている一般会計や一部の特別会計の支出のうち、公債費や公債費に準じた経費の、標準財政規模を基本とした額に対する比率で、過去3年間の平均値です。借入金（地方債）返済額およびこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標で、比率が高いほど財政運営が硬直化していることを示します。

将来負担比率…一般会計などが将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、比率が高いほど将来の財政を圧迫する可能性が高いことを示します。なお、法規定による早期健全化基準では、市町村では350%以上の団体は財政健全化計画を策定し、自主的な健全化を図る必要があります。

5 土地利用の方向

本町は広い農地を有する農業振興を図るべき町であるとともに、都市計画区域・非線引き白地地域であるため、今後、農用地の保全と都市計画の推進が重要な課題です。特に、東海環状自動車道養老IC（仮称）の開通など交通立地の変革による波及効果を取り込むためには、定住の促進も含めた都市的な機能整備と農地のあり方、営農環境との調和が必要であり、また、水害をはじめとする防災対策を重視し、豊かな自然、田園環境、歴史文化資源を保全、継承していかなければなりません。

今後の土地利用については、交通立地の変革による波及効果を取り込むため、限られた土地を効果的に活かし、利便性や生産性が高く、活力を生み出す土地利用を推進していくことを基本的な方向とし、次の点に留意しながら推進します。

●秩序ある計画的な土地利用

土地の公益性を重視し、うるおいと緑豊かな自然、田園環境、歴史文化資源を次世代に継承していくため、長期的な視点から秩序ある計画的な土地利用を進めます。

●環境保全と安全性を重視した土地利用

地域の活性化と環境保全の両立をめざし、環境負荷の少ない土地利用に重点をおくとともに、治山・治水など自然災害の防止や非常時に備える防災対策など、住民生活の安全性を高める土地利用を進めます。

●地域性を踏まえた土地利用

町内各地域の特性を踏まえ、優良農地の保全と生産性の向上、都市計画の見直し、市街地機能の整備を図るとともに、交通立地の変革に伴う新たな土地需要に対応する機能整備を進めます。また、さまざまな資源や施設が有機的に結びつき、相乗効果が得られるような土地利用を進めます。

●町内外の交流を活発化する土地利用

交通・情報ネットワークの整備や拠点機能の適正配置など、利便性の向上につながる基盤整備を強化するとともに、町民はもちろん、来訪者などがさまざまな活動の舞台として町域を活用できるよう、町内外の交流促進に効果的な土地利用を進めます。



東海環状自動車道の延伸

計画では、東海環状自動車道は2017年頃には養老IC（仮称）まで延伸される見込みになっています。

第3章

まちづくり推進力の強化

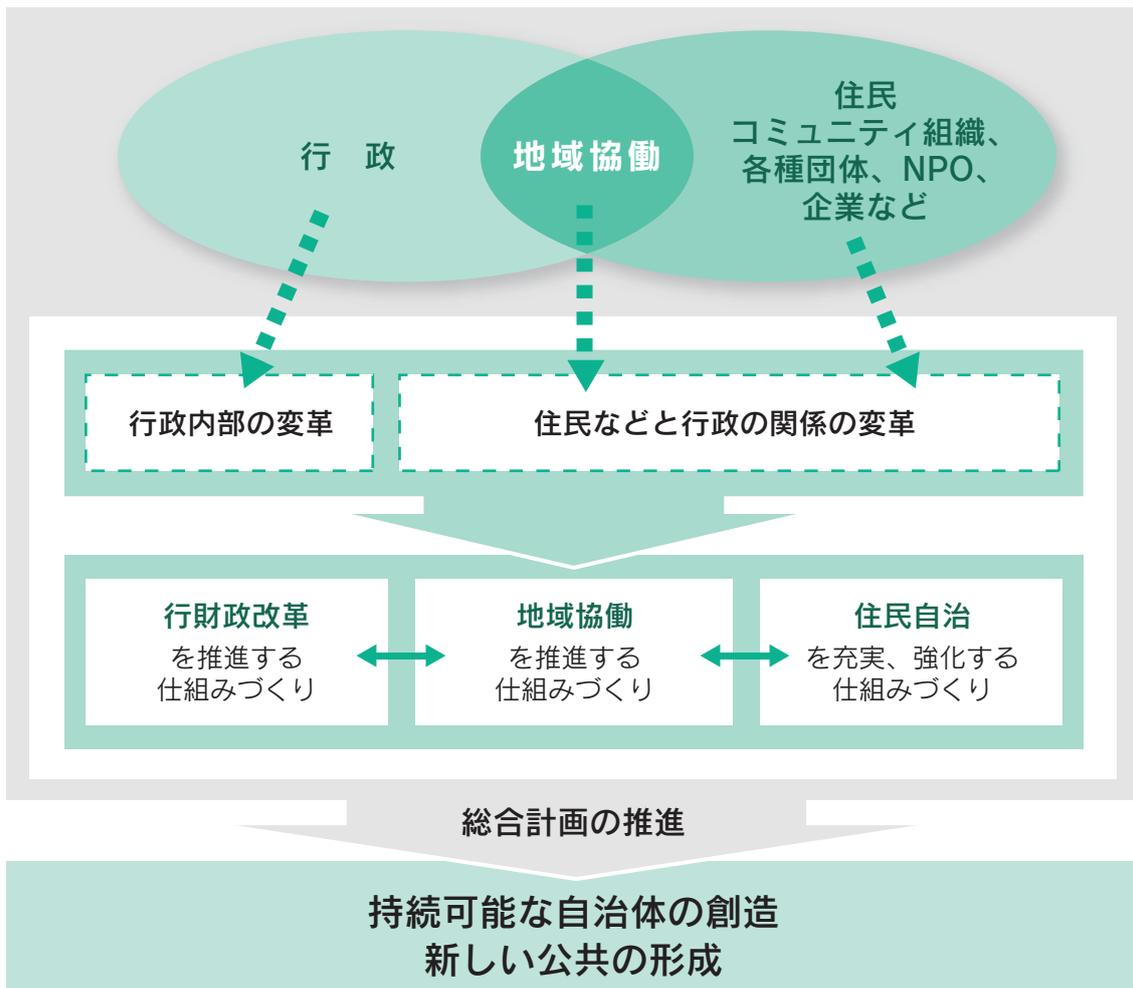
1 3つの仕組みづくり

財政面をはじめ自治体や地域を取り巻く環境が厳しさを増している中で、暮らしの環境の改善を図り、自治体として守るべき基礎的なセーフティネット*を確保し、持続可能なまちづくりを進めていくためには行政のみでは限界があり、総合的な地域力が必要です。

まちづくりを推進する力と総合的な地域力を高めていくためには、行政内部の変革とともに、住民などと行政の関係の変革が重要です。第五次総合計画の推進、具体化・実践の力は、住民自治の充実および行財政改革や、地域協働を推進する仕組みづくりによって強化されます。この推進体制は「新しい公共」の形成に密接につながります。

「新しい公共の形成」とは、公共的サービスは行政が担うべきものという従来の考え方から、地域において担い手となりうる多様な主体（住民、コミュニティ組織、各種団体、NPO、民間事業者や企業など）の参画を得て、行政と協働して公共的サービスを提供していく仕組みに変革していくことです。「新しい公共」の考え方は、行政組織運営の刷新や自治体経営のあり方として一般的となり、浸透が促進されています。

《行財政改革・地域協働・住民自治の推進の概念》



基礎的なセーフティネット…住民の暮らしの安心・安全を確保していくために必要な基本的な条件を保護し、守る仕組みのことです。

2 住民自治と地域協働の力

「住民自治」とは、「地域コミュニティの事柄や問題は、まず、地域の人々がみんなで考え、責任を持って決定し、解決を主導していくこと」です。政策の決定と実施をゆだねる間接的な行政参加に加えて、住民が直接自分たちの力をもっと活かし、行政と協働していく新しい参画の仕組みを強化していくことです。

「協働」は、「同じ目的のために、協力して働くこと」であり、「地域協働」とは、「住民がお互いに、そして住民と行政が、それぞれが持つ特性を活かしながら、補完しあい、協力して、地域課題の解決にあたること」です。地域協働を進めるためには「住民自治」の強化が不可欠となります。

このような住民自治と地域協働の意義を地域みんなで共有することから「住民自治の力を活かし、協働の地域づくり・地域協働の力」の発揮が始まります。

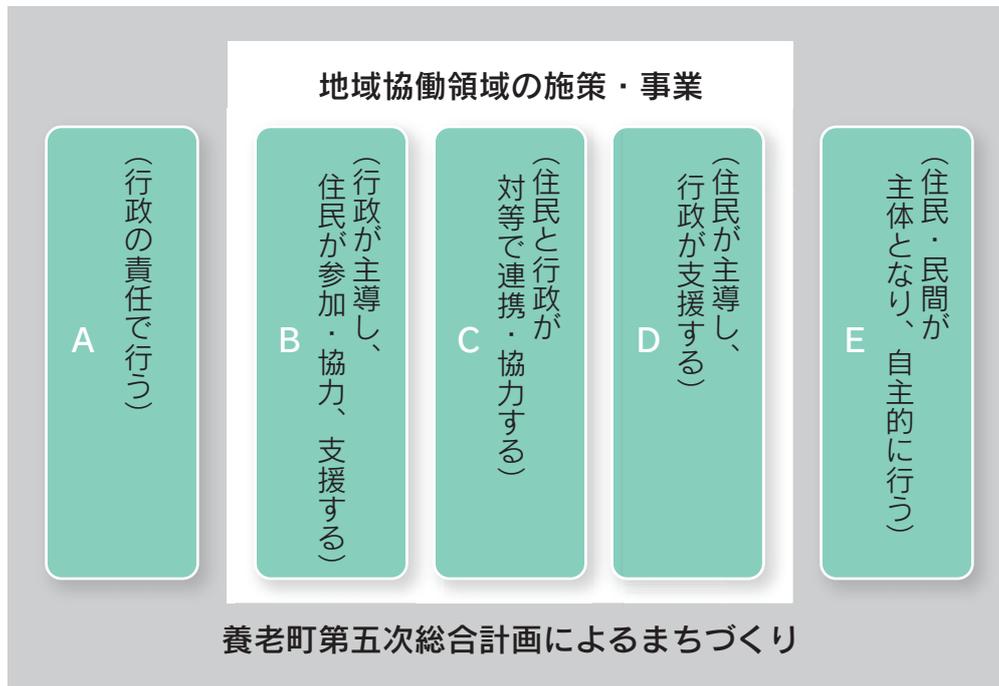
「住民自治と地域協働の力」は、第五次総合計画を推進する力となり、特に、住民などと行政の関係の変革となる「住民自治を充実・強化する仕組みづくり」と「地域協働を推進する仕組みづくり」によって増強されます。

また、今後のまちづくりにおいて、さまざまな地域課題に対応していくためには、第五次総合計画において数多くの施策・事業を行っていかねばなりません。その施策・事業の推進にあたっては、地域協働型の事業分野を重視するとともに、役割分担と協働の考え方で進めていくことを基本にします。

《地域協働型事業の概念》



《まちづくりの役割分担と地域協働で進める考え方》



住民自治と地域協働の力を発揮するための取り組み方向

- (1) 住民参画を促進する基盤づくり
 - ①情報交流と情報共有（的確な住民ニーズ把握、住民の納得度向上）
 - ②住民活動支援担当部署など支援機能強化
 - ③住民と共に考え企画する場の拡大
- (2) 住民自治の強化（あり方の見直し）
 - ①地域活動の実践を促進するしくみ（現状組織を包み込む再編）
 - ②地域施設の管理運営
 - ③住民で果たすべき役割の推進
- (3) 地域協働の仕組みづくり＝地域協働の行政経営
 - ①地域協働のまちづくり指針づくり
 - ②住民活動の支援制度の強化
(新しい公共を担う主体の育成、地域協働型事業、住民提案事業など)
 - ③コミュニティビジネスの育成

コミュニティビジネス…地域課題の解消に向けて、既存の企業や行政では対応しにくい事業を地域住民が主体となって起業し、ビジネスの手法を活用して、有償で行う事業活動であり、地域の需要対応型の小規模ビジネス。従来の雇用形態になじみにくい高齢者、主婦、また団塊の世代などの退職後に経験を活かす雇用・就労の場として各地で起業されており、公的なサービスを補完する福祉の充実など生活支援、子育て支援、リサイクル活動など環境保全、モノづくりや観光など産業興し関連分野が多い。

3 行財政改革による地域経営の力

「経営」とは、企業、自治体、学校などあらゆる組織体の運営を意味します。方針を定め、組織を整えて、業績や効率性の向上など目的達成のために、ヒト・モノ・カネ・情報など経営資源を活かして持続的に事を行うことが基本となります。

「地域経営」とは、この経営の考え方を地域づくりに取り入れ、より効率的で的確な行財政運営・自治体経営を行い、住民満足度を高めることを目的とするものです。

「地域経営力」とは、地域が保有する資源を活用して、地域を最適に経営（運営）する力（能力）です。特に、行政主導による公的サービスの提供のみから脱皮して、多様な主体（担い手）による役割分担と協働の力を発揮する地域経営が要点となります。

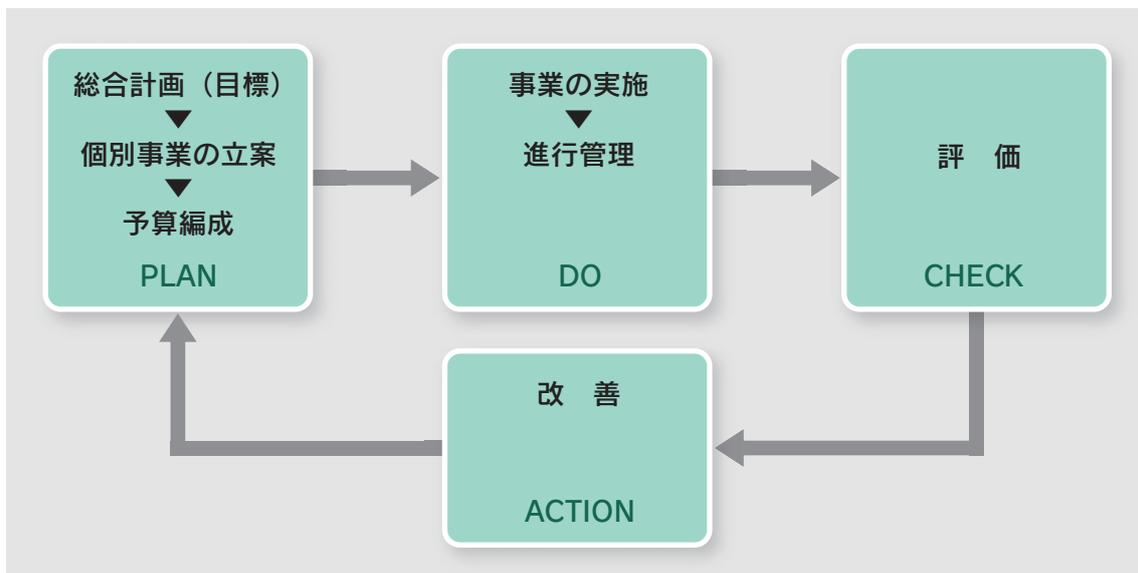
地域経営と関連し、民間企業の経営手法を行政分野に導入し、効率的で質の高い公共経営*をめざし、顧客志向や成果志向、評価システムなどを特徴とする「NPM（ニュー・パブリック・マネジメント）」*という行政経営への取り組みが拡大してきています。

「地域経営の力」は、第五次総合計画を推進する原動力となります。特に、行政内部の変革となる「行財政改革の仕組みづくり」によって増強されます。

行政内部の変革の核となる行財政改革の推進においては、「地域協働」に対応する行政経営が求められるとともに、NPMの展開による目標管理の強化と成果重視への取り組みが重点となります。第五次総合計画を着実に推進していくため、特に、計画の進行管理と評価の仕組みづくりが重要になります。そのため、地域経営の要となる効果的な行政経営をめざし、新たな観点から行財政改革に取り組んでいきます。

町では事務事業評価の試行からP D C Aの循環による行政評価システムに着手しています。この取り組みを踏まえて、P D C Aサイクルでマネジメントを行う行政経営システムの構築と浸透を図ります。

《総合計画を基本とするP D C Aサイクル》



公共経営…民間企業を対象として発展してきた経営の視点を、国や地方自治体といった公共部門の組織などに積極的に取り込む考え方です。

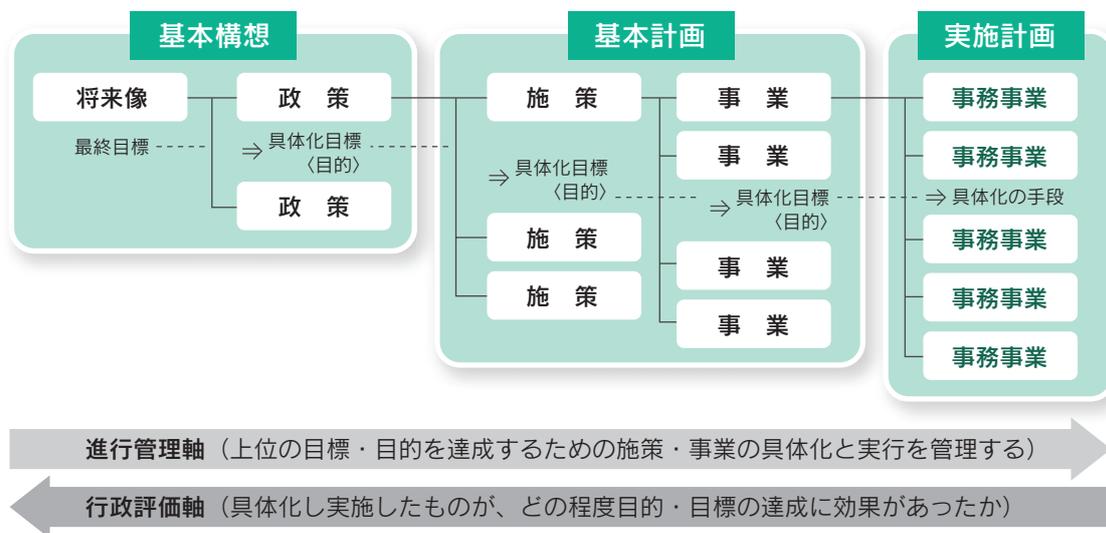
NPM（ニュー・パブリック・マネジメント）…民間企業の経営手法を行政管理に積極的に取り入れ、効率化やサービス向上を実現しようとする行財政改革の手法の一つであり、新公共経営とも言われます。

また、第五次総合計画の推進においては、「進行管理」と「行政評価」が連動する取り組みを強化し、総合計画に掲げた実現目標について、その達成状況と成果についての検証を繰り返し、より効果的な行政経営・まちづくりに改善していく仕組みを構築していきます。

行政評価は、実施している事務事業について、常に「何のために実施しているのか」、「どのように実施しているのか」、「どのような成果をあげたのか」などを整理し、より有効性・妥当性・効率性の高い事業を実施し、より持続可能な行政経営を図ろうとするものです。

進行管理は、政策・施策を実現するために予定された事業が、計画に対してどの程度実施されたかを測定するものです。

《行政評価と進行管理の連動》



行財政改革による地域経営の力を発揮するための取り組み方向

- (1) 目標管理の強化
 - ① 「進行管理」と「行政評価」による目標管理の強化、予算編成との連動
 - ② P D C Aの循環の運用を通じた行政職員の問題発見と課題解決、政策形成能力の向上、さらに目的意識やコスト意識などの向上（組織風土改革*、職員育成の強化）
 - ③ 進行管理と行政評価の過程への住民参画の場づくり
- (2) 費用対効果と成果重視
 - ① 投入経費と成果の厳正な評価、改善の繰り返し
 - ② 住民満足・納得度の高い成果重視の行政（自治体）経営の推進

組織風土改革…組織風土とは、目に見えない組織の体質、価値観であり、これが弊害や阻害の要因になっているのであれば、より良い方向に改革していかなければなりません。

第4章

まちづくりの施策方向

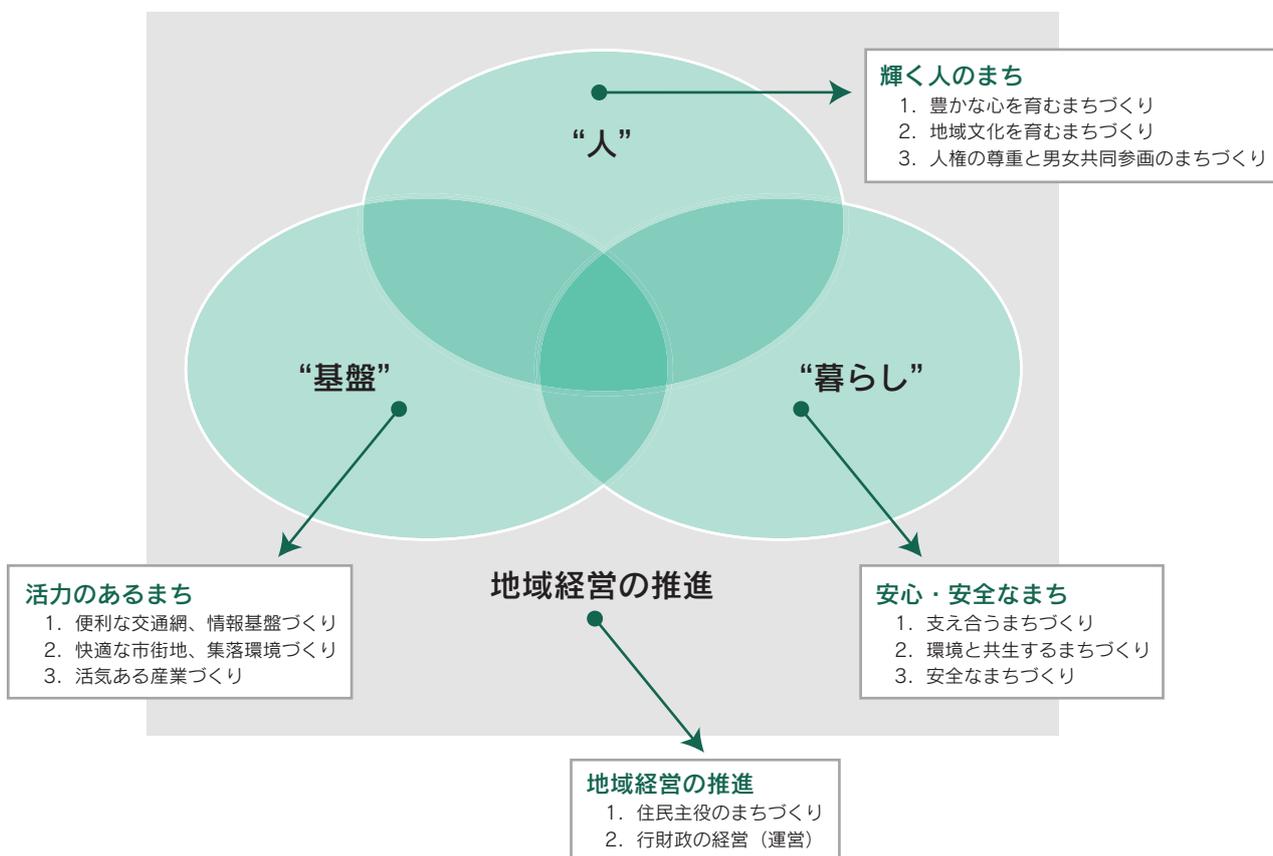
1 人・基盤・暮らしの連携

将来像の実現に向けて、さまざまな地域課題に対応していくためには、個々の施策の推進とともに、各課・各分野が横断的に連携する施策や推進体制が重要になります。

第五次総合計画においては、まちづくりの基礎をなす“人”、“基盤”、“暮らし”の分野での施策を着実に展開するとともに、「人・基盤・暮らしが複合する概念」から施策・事業相互のつながりに留意し、分野を横断する課題に対応するため、関係課や各種活動団体などの横断的な連携と調整機能を強化して、より効果を発揮する施策・事業の推進を図ります。

また、“人”、“基盤”、“暮らし”の分野ごとの施策の推進と分野連携を強化する地域経営の推進体制を強めていきます。

《「人・基盤・暮らし」の分野連携と地域経営の推進イメージ》



2 輝く人のまち【人】

(1) 豊かな心を育むまちづくり

①学校教育 ②青少年育成 ③生涯学習 ④生涯スポーツ

特色ある一貫性のある教育の一層の充実により、創造性豊かな子どもたちの育成を図るとともに、生涯を通じた学習とスポーツ活動を広げ、豊かな心を育み、まちづくりを支える人づくりを推進します。

(2) 地域文化を育むまちづくり

①地域間・国際交流 ②文化活動 ③歴史文化

“養老”ならではの地域間交流、国際交流活動に取り組み、交流の成果をまちづくりに活かします。また、芸術・文化活動を活発化するとともに、町の誇りである地域の歴史文化資源の保全と継承を図り、情報発信と有効な活用を進めます。

(3) 人権の尊重と男女共同参画のまちづくり

①人権 ②男女共同参画

人権の尊重を基本とする心と絆づくりを進め、男女共同参画への意識を高め、共に力をあわせる地域風土の創造をめざします。



まちづくり施策の展開方向

本計画では、“人”を「輝く人のまち」、「基盤」を「活力のあるまち」、「暮らし」を「安心・安全なまち」として施策設定し、これらを推進していく「地域経営の推進」を加えて4つの施策方向を掲げました。

3 活力のあるまち【基盤】

(1) 便利な交通網・情報基盤づくり

①公共交通 ②道路網 ③情報基盤

公共交通機関の利用増進対策、パーク＆ライド*機能の整備などを進め、公共交通機関を補完する手段の確保など利便性の向上を図ります。

広域幹線道路網の整備を促進するとともに、町内各地の道路交通の円滑化と安全な道路環境づくりを進め、町内外の交流を活発化し、周辺地域などの生活充足圏域住民との連携を強化します。また、情報通信基盤の拡充と有効利用に努め、情報交流の円滑化を進めます。

(2) 快適な市街地・集落環境づくり

①市街地、集落環境 ②住環境 ③上下水道

計画的な土地利用を基本に商業などの活性化対策、街なか居住の促進と連携した市街地の整備、田園環境と調和した集落環境の整備を図るとともに、東海環状自動車道養老IC（仮称）を活かす土地需要への対応を図ります。また、定住促進に効果的な公的住宅の改善整備を進めるとともに、宅地・住宅開発の誘導、安心・安全な住宅の普及を促進し、住環境の向上を図ります。

良質で安定した飲料水の供給を図るとともに、生活排水の指針を定め公共下水道と高度処理型合併処理浄化槽の普及を促進します。

(3) 活気ある産業づくり

①農業と林業・水産業 ②商工業 ③観光 ④雇用・就労

優位な交通立地や産業蓄積を活かしながら、潤いのある緑の環境と調和する生産性の高い農業振興、定住環境の整備と連動した商業振興、環境変化に対応する工業振興など地域企業の育成を進めます。また、東海環状自動車道の波及効果を活かし、地域の実情に適合した土地利用の調整を進め、雇用を高める企業立地を促進します。

多彩な地域資源と知名度を活かした観光魅力づくりと情報発信を強化し、来観者の増加を地産地消を含めた関連産業の活性化につなげます。

地域産業相互の連携、異業種間の交流を促進しながら、特産品開発など新たな付加価値を生み出す内発型の事業興しや地域協働で取り組むコミュニティビジネスなど仕事興しを促進し、雇用・就労の場の着実な拡大を進めます。

パーク＆ライド…自宅から自家用車で最寄りの駅またはバス停まで行き、車を駐車させた後、バスや鉄道などの公共交通機関を利用して都心部の目的地に向かうシステム。都市部や観光地などの交通渋滞の緩和のためだけでなく、排気ガスによる大気汚染の軽減、CO₂の削減といった効果も期待されています。

4 安心・安全なまち【暮らし】

(1) 支え合うまちづくり

①子育て支援 ②健康づくり ③地域福祉 ④高齢者福祉 ⑤障がい者福祉

保育サービスの充実とともに、地域ぐるみで取り組む子育て支援体制を強化し、安心して子どもを産み、育てることができる環境づくりを強化します。

各年代に応じた保健事業の推進を図り、健康づくり意識を高め、疾病の抑制を進めます。また、圏域の医療機関の連携、休日夜間医療など地域医療の充実をさらに進めます。

住民相互で支え合う意識の浸透と福祉活動を促進し、地域福祉の推進体制を充実します。高齢社会に対応した暮らしの環境改善を進めるとともに、高齢者の健康増進とまちづくりへの参画を促進し、高齢者の社会的貢献と生きがいのある暮らしの実現を図ります。生活支援が必要な高齢者に対する在宅・施設サービスの提供など、効果的な支援を進めていきます。また、障がい者の自立と社会参加に向けた支援を充実します。

(2) 環境と共生するまちづくり

①地球環境保全 ②ごみと廃棄物 ③水と緑の空間

地球環境問題に対応する低炭素化、地域エネルギー活用など環境負荷の低減への取り組みを推進するとともに、資源循環型社会をめざし、地域ぐるみのごみの減量化とリサイクル、適正な処理を進めます。

自然環境、水辺の環境保全対策を進めるとともに、自然が持つ公益的機能*を活かし、公園・緑地の機能整備を図り、やすらぎの場を充実します。また、公害の防止、環境美化活動を推進します。

(3) 安全なまちづくり

①防犯 ②交通安全 ③消費生活 ④防災

地域環境や道路環境の改善、適切な情報提供や啓発を進めながら、防犯や交通安全活動への取り組みを支援し、犯罪や交通事故の未然防止を図ります。また、悪徳商法の回避や食の安全など消費生活の安全に取り組みます。

治山治水事業などの災害防止、減災対策を強化するとともに、非常時に備える住民意識の高揚に努め、非常時に対応する情報通信体制、防災備蓄、地域防災組織活動の充実などを進めます。また、地域防災の中核となる消防・救急体制の充実、消防団の機能充実を図ります。

公益的機能…従来は金銭的に評価されなかった諸機能で、環境保全機能（生物多様性、地球環境保全、土砂災害などの防止、水源かん養、快適環境）および保健休養・教育文化的機能などを意味します。

5 地域経営の推進

(1) 住民主役のまちづくり

①情報の共有化 ②コミュニティ ③住民参画と地域協働

多様な広報・広聴活動と適切な情報公開を進め、住民と行政の情報の共有化、相互理解を深めます。また、生活様式などの変化に対応した自治組織のあり方や地域施設の管理運営などについて、地域ぐるみでの検討を進めるとともに、隣近所の絆づくり、そして、様々な分野の課題に対応するコミュニティ活動を促進し、地域協働のまちづくりの基礎固めを図ります。

地域協働のまちづくりを展開する指針づくり、仕組みづくりを住民参画で進めるとともに、まちづくりに主体的に取り組む多様な主体の育成を進めます。また、町民憲章実践活動の一層の促進を図り、地域協働を促進する事業の拡充、町民提案型や公募型事業への支援を強化します。

(2) 行財政の経営（運営）

①行政組織 ②自治体経営

効率的な組織を構築するとともに、職員育成と人事諸制度の充実、組織力の向上を図り、事務改善や住民サービスの改善を図ります。また、地域協働のまちづくりに対応する体制を充実します。

目標管理型の政策形成、予算編成、行政評価システム*の構築などにより、住民満足度や納得度の向上を図る成果重視の行財政運営を推進するとともに、経費の節減をはじめ財政基盤の安定化、効果的で効率的な財政運営を図り、財政の健全化と持続可能な自治体経営をめざします。



行政評価システム…住民サービスの向上と財政運用の効率化を目的に、実施した施策・事業の結果を評価し、その後の施策・事業の改善に結びつけていく仕組みのことです。

基本計画

養老町第五次総合計画

第1編 戦略プログラム	33
第2編 分野別計画	45



基本計画における表示について

1 本計画における文章語尾

本計画での表現語尾については、以下を基本に表現しています。

- * 「…推進します。…進めます。…図ります。」など：
 - ・町行政が主体となって実施、取り組んでいくもの（住民や事業者などの協力を得ながら行政が主体的に実施、取り組んでいくものを含む）
- * 「…促進します。…支援します。」など：
 - ・具体的な実施の主体は国や県、また住民や事業者となるが、実現に向けて町行政が支援し、呼びかけ、働きかけていくもの

2 基本計画 第2編 分野別計画 における表示～計画の見方

基本計画 第2編 分野別計画では、施策項目ごとに計画を組み立てています。

(1)【現状と課題】に配置している満足度グラフと満足度順位、課題領域について

①満足度グラフ

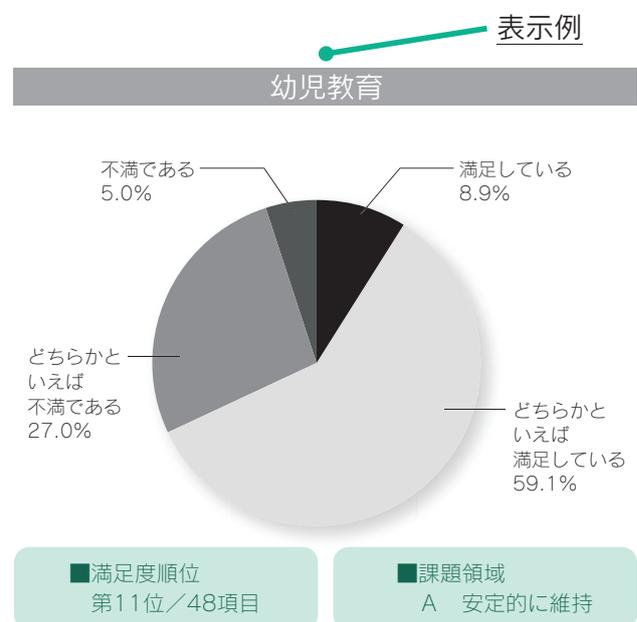
「住民アンケート調査」（平成21年7月実施）による当該施策項目または関連施策項目の満足度評価の比率（項目ごとの無回答者を除いたもの）を表示しています。

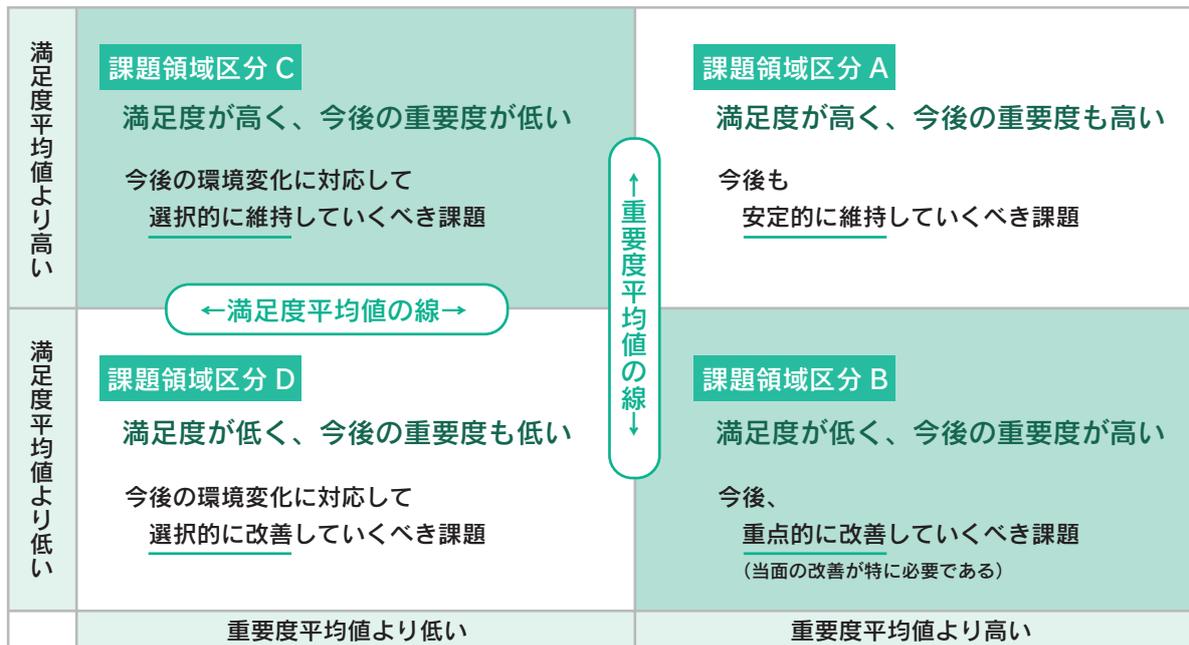
②満足度順位

「住民アンケート調査」満足度評価の加重平均値（点数）による48項目における順位を表示しています。

③課題領域

「住民アンケート調査」満足度・重要度の加重平均値のクロス散布図から48項目平均値による領域区分に基づいた課題領域を表示しています。なお、課題領域区分の考え方は以下のとおりです。



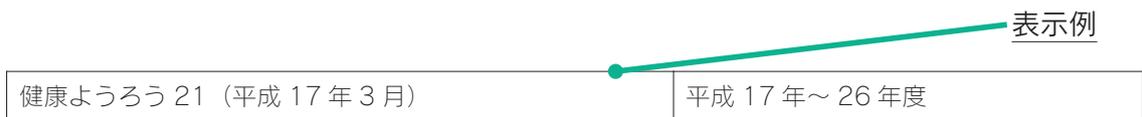


注 1) 加重平均値は、満足度評価と重要度評価を相対的にみるために算出しています。低い・高いは、48 項目の平均値との比較によります。

注 2) 選択的に維持、選択的に改善とは、環境変化に対応して当該施策項目におけるさまざまな対策の中から重点を絞って維持ないし改善に努めるべきことを意図しています。

(2) 【関連する分野計画】について

「第五次総合計画」期間に関連する策定済みの分野計画の名称、策定年次、その計画期間を表示しています。



(3) 【基本・個別施策と内容】について

基本施策 (①レベル) を表示し、その計画内容として個別施策 (● 1 *レベル) と施策内容の文章 (・レベル) を表示しています。

計画施策を実施することによる成果を表す主な尺度として、基本施策 (①レベル) ごとに代表的な目標指標を表示しています。

表示例

【基本・個別施策と内容】

①教育行政の推進

①基本施策

● 1 個別施策

・ 施策内容

● 1 *教育振興基本計画の策定

- ・ 養老町教育振興基本計画を策定し、これまでの教育の取り組み成果を活かしながら、さらなる教育振興への指針を定め、教育委員会機能の適正な執行を進めます。

目標指標	現状値(平成 21 年度)	目標値(平成 32 年度)	備 考
義務教育施策に満足している人の割合	67.8%	75.0%	住民アンケート調査、満足しているとどちらかといえば満足しているの合計

(4) 施策一覧と担当課について

各章の最後に《施策体系》を掲載し、個別施策ごとに主管となる担当課（現行の組織）を表示しています。なお、横断的な対応が特に必要な事項には、担当課を複数としています。

基本 計画

第 1 編

戦略プログラム

- 1. 将来像実現へのアプローチ 35
- 2. 戦略プログラムの内容 36

1 将来像実現へのアプローチ

基本構想で設定したまちづくりの目標における将来像「誇りと愛着が持てる^{きずな}絆を大切にするまち 養老」の実現に直結するまちづくり施策を推進していくため、基本計画において、「優先的かつ重点的に取り組む主な施策や事業」を選択し、「戦略プログラム」として決めました。

戦略プログラムは、分野別の施策体系の枠組みを越えて、特に分野連携・横断で進めるべき施策・事業群および各種関係団体・機関、庁内の横断的な連携体制で推進することによって相乗的な効果を発揮させるべき施策・事業群で構成しています。

基本構想

《将来像》

誇りと愛着が持てる^{きずな}絆を大切にするまち 養老

基本計画

第1編 戦略プログラム

1. “養老・活力”づくり
2. “養老・魅力”づくり
3. “養老・地域力”づくり

第2編 分野別計画

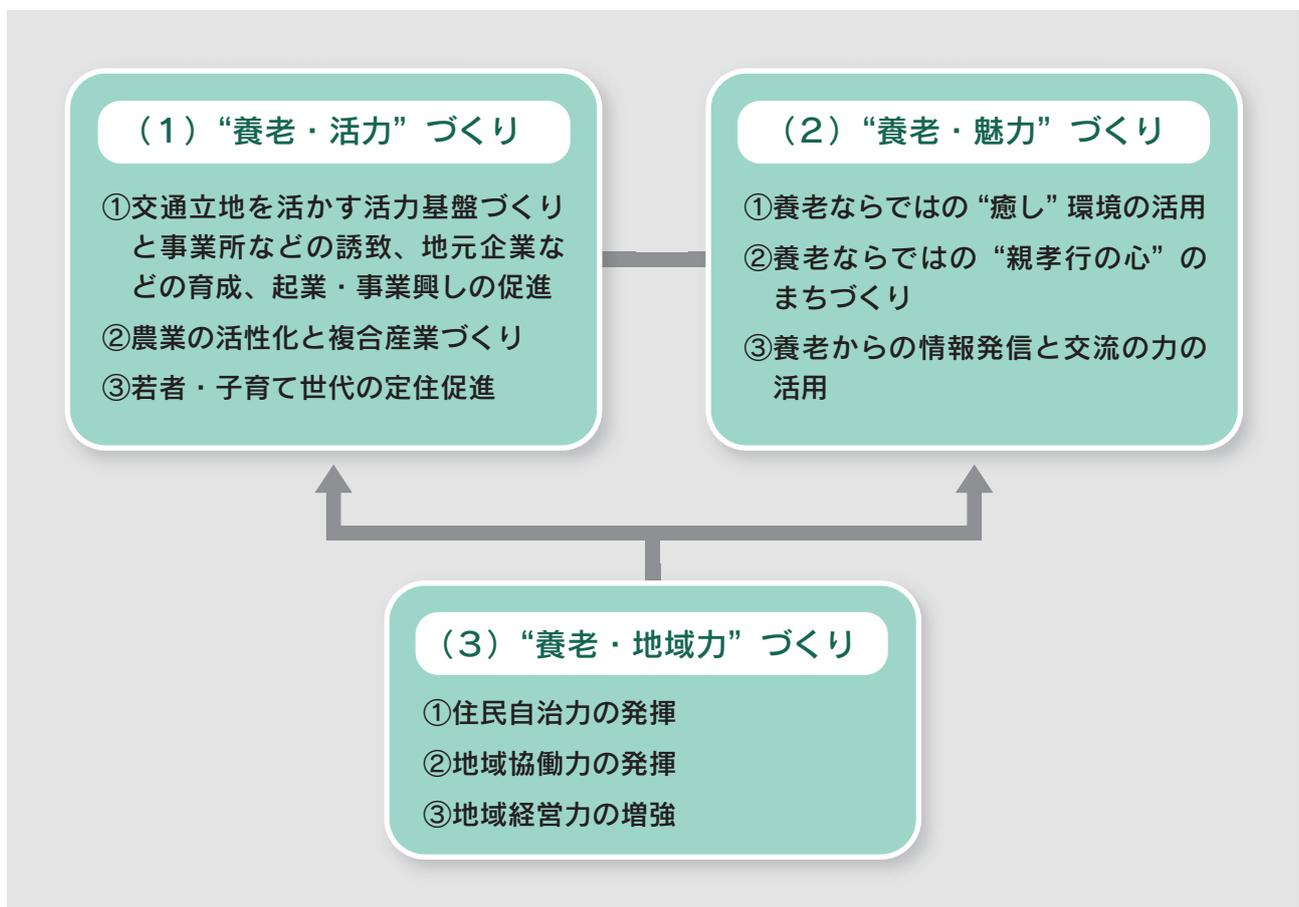
1. 輝く人のまち（人）
2. 活力のあるまち（基盤）
3. 安心・安全なまち（暮らし）
4. 地域経営の推進

2 戦略プログラムの内容

戦略プログラムは、「活力」・「魅力」そして「地域力」という“3つの力”の強化をめざし、(1) “養老・活力”づくり、(2) “養老・魅力”づくり、そして(3) “養老・地域力”づくりで構成し、分野を超えた連携・横断の体制を強めることで、優先的かつ重点的な取り組みを図ります。

なお、戦略プログラムを構成する、(3) “養老・地域力”づくりは、まちづくりを推進する力を高めていくための施策・事業群であり、(1) “養老・活力”づくりと(2) “養老・魅力”づくりの施策・事業群を推し進めていく役割を果たします。

《戦略プログラムの構成》



(1) “養老・活力” づくり

《戦略プログラム1：“養老・活力” づくりのねらい》

東海環状自動車道養老IC（仮称）の開通など、交通立地環境の変革に伴う波及効果を町の発展への活力づくりに効果的・積極的に取り込み、地域経済の底上げ、就労の場の着実な拡大、定住促進につなげていきます。

①交通立地を活かし、活力を生み出す基盤づくりを進め、企業・事業所などの誘致の可能性を追求するとともに、地元企業などの育成、起業・事業興しの促進を図ります。

戦略プログラム	主に連携・横断対応すべき施策（第2編 分野別計画）	該当頁
1. 東海環状自動車道養老IC（仮称）の波及効果を活かす機能整備	第2章 活力のあるまち【基盤】 1. 便利な交通網、情報基盤づくり	
	(1) 公共交通	
	①総合交通体系の確立	P81
	②公共交通機関などの維持	P81
	(2) 道路網	
	①広域幹線道路の整備促進	P83
	②町道など整備の推進	P83
	(3) 情報基盤	
	①地域情報化基盤の整備	P86
	2. 名神高速道路養老SAスマートインターチェンジ整備、アクセス道路整備の推進	第2章 活力のあるまち【基盤】 2. 快適な市街地、集落環境づくり
(1) 市街地、集落環境		
①市街地環境の整備		P88
②養老IC（仮称）の波及効果を活かす機能整備		P88
3. 企業・事業所などの誘致活動の推進	第1章 輝く人のまち【人】 1. 豊かな心を育むまちづくり	
	(3) 生涯学習	
	③学習活動の支援	P56
	第1章 輝く人のまち【人】 2. 地域文化を育むまちづくり	
	(1) 地域間・国際交流	
	①地域間交流の推進	P63
4. 地域の企業育成、起業・事業興しの促進	第2章 活力のあるまち【基盤】 3. 活気ある産業づくり	
	(2) 商工業	
	②地域企業の育成	P103
	③企業・事業所などの立地促進	P104
	④産業間連携、起業など事業興しの支援	P104

②町の良好な環境の基礎である農業の活性化と産業相互が連携する複合産業づくりを進めます。

戦略プログラム	主に連携・横断対応すべき施策（第2編 分野別計画）	該当頁
1. 農業の推進と観光交流などの連携	第1章 輝く人のまち【人】 1. 豊かな心を育むまちづくり	
	(3) 生涯学習	
	③学習活動の支援	P56
	第2章 活力のあるまち【基盤】 3. 活気ある産業づくり	
	(1) 農業と林業・水産業	
	①生産基盤の整備と農地などの保全	P97
	②農業経営の育成	P98
	③環境保全の推進	P98
	④流通・販売の工夫	P99
	⑤観光交流などとの連携	P100
	(3) 観光	
	①資源・基盤の整備	P106
	②誘客・滞留企画の強化	P107
③関連産業の振興	P107	
第3章 安心・安全なまち【暮らし】 2. 環境と共生するまちづくり		
(1) 地球環境保全		
①環境にやさしいまちづくり	P133	
2. 産業間連携の推進、養老ブランドづくり	第1章 輝く人のまち【人】 1. 豊かな心を育むまちづくり	
	(3) 生涯学習	
	③学習活動の支援	P56
	第2章 活力のあるまち【基盤】 3. 活気ある産業づくり	
	(1) 農業と林業・水産業	
	④流通・販売の工夫	P99
	(2) 商工業	
	④産業間連携、起業など事業興しの支援	P104
	(3) 観光	
	①資源・基盤の整備	P106
③関連産業の振興	P107	
3. コミュニティビジネス* など仕事興しの推進	第1章 輝く人のまち【人】 1. 豊かな心を育むまちづくり	
	(3) 生涯学習	
	③学習活動の支援	P56
	第2章 活力のあるまち【基盤】 3. 活気ある産業づくり	
	(2) 商工業	
	①地域商業の育成	P103
	(4) 雇用・就労	
	①コミュニティビジネス興しの支援	P110
	第3章 安心・安全なまち【暮らし】 1. 支え合うまちづくり	
	(4) 高齢者福祉	
④生きがい・就労対策の推進	P130	

コミュニティビジネス…地域課題の解消に向けて、既存の企業や行政では対応しにくい事業を地域住民が主体となって起業し、ビジネスの手法を活用して、有償で行う事業を運営する地域の需要対応型の小規模であっても継続性のある経済事業を意味します。従来の雇用形態になじみにくい高齢者、女性、また団塊の世代などの退職後に経験を活かす雇用・就労の場づくりとして各地で起業されており、公的なサービスを補完する福祉の充実など生活支援や子育て支援、環境保全、モノづくりや観光などの産業興し関連分野が多い。

③交通立地環境の変革に対応し、若者・子育て世代の定住促進に取り組みます。

戦略プログラム	主に連携・横断対応すべき施策（第2編 分野別計画）	該当頁
1. 新規住宅需要への対応、住環境の改善	第2章 活力のあるまち【基盤】 2. 快適な市街地、集落環境づくり	
	(1) 市街地、集落環境	
	①市街地環境の整備	P88
	③集落環境の整備	P89
	(2) 住環境	
	③都市基盤整備と連携した宅地供給の誘導	P92
	(3) 上下水道	
	①水道供給施設の整備	P95
	②生活排水処理施設の整備、普及	P95
	2. 子育て世代の定住促進	第1章 輝く人のまち【人】 1. 豊かな心を育むまちづくり
(1) 学校教育		
②就学前教育の充実		P48
③学校教育内容の充実		P49
④教育環境の整備		P50
(2) 青少年育成		
①育成体制の充実		P52
②育成活動の推進		P52
第2章 活力のあるまち【基盤】 1. 便利な交通網、情報基盤づくり		
(1) 公共交通		
②公共交通機関などの維持		P81
(2) 道路網		
①広域幹線道路の整備促進		P83
(3) 情報基盤		
①地域情報化基盤の整備		P86
第2章 活力のあるまち【基盤】 3. 活気ある産業づくり		
(2) 商工業		
①地域商業の育成	P103	
(4) 雇用・就労		
②雇用・就労環境の充実	P110	
第3章 安心・安全なまち【暮らし】 1. 支え合うまちづくり		
(1) 子育て支援		
①保育機能の充実	P116	
②放課後児童クラブ機能などの充実	P117	
③支援対策の充実と総合化	P117	

(2) “養老・魅力” づくり

《戦略プログラム2：“養老・魅力” づくりのねらい》

これまでの「親孝行のまち」の展開など“養老らしさ”づくりの取り組みを基盤に、さらに保有する地域資源など、町の特性・らしさを活かした町の魅力づくりを図り、健康づくりと生涯スポーツの連携、環境保全の強化、子育て支援の強化や高齢者の暮らしの環境改善、さらに養老からの情報発信を強め、知名度と地域イメージのさらなる向上、誘客や交流の拡大を推進し、地域活性化に結びつけます。

①良好な田園環境と自然環境など、養老ならではの“癒し”環境の活用を進めます。

戦略プログラム	主に連携・横断対応すべき施策（第2編 分野別計画）	該当頁
1. 健康づくりの場の整備	第1章 輝く人のまち【人】 1. 豊かな心を育むまちづくり	
	(4) 生涯スポーツ	
	②活動施設の充実	P60
	第2章 活力のあるまち【基盤】 3. 活気ある産業づくり	
	(3) 観光	
	①資源・基盤の整備	P106
	②誘客・滞留企画の強化	P107
2. 環境にやさしいまちづくり	第3章 安心・安全なまち【暮らし】 1. 支え合うまちづくり	
	(2) 健康づくり	
	①健康づくりの推進	P121
	第2章 活力のあるまち【基盤】 3. 活気ある産業づくり	
	(1) 農業と林業・水産業	
	③環境保全の推進	P98
	(3) 観光	
	②誘客・滞留企画の強化	P107
	第3章 安心・安全なまち【暮らし】 2. 環境と共生するまちづくり	
	(1) 地球環境保全	
	①環境にやさしいまちづくり	P133
	②地球温暖化、低炭素化対策	P134
	(2) ごみと廃棄物	
②ごみ減量・資源リサイクルの推進	P136	
(3) 水と緑の空間		
①自然、水辺、景観の保全と管理	P138	
3. 試験研究機関や教育機関のセミナーハウス、企業の研修施設などの誘致	第1章 輝く人のまち【人】 2. 地域文化を育むまちづくり	
	(1) 地域間・国際交流	
	①地域間交流の推進	P63
	第2章 活力のあるまち【基盤】 3. 活気ある産業づくり	
(2) 商工業		
③企業・事業所などの立地促進	P104	

②養老ならではの“親孝行の心”のまちづくりを基本に、子育て環境や高齢者の暮らしの環境整備を図り、養老らしさと魅力づくりとの連携を進めます。

戦略プログラム	主に連携・横断対応すべき施策（第2編 分野別計画）	該当頁
1. 子育て支援のまちづくり	第1章 輝く人のまち【人】 1. 豊かな心を育むまちづくり	
	(1) 学校教育	
	②就学前教育の充実	P48
	③学校教育内容の充実	P49
	④教育環境の整備	P50
	(2) 青少年育成	
	①育成体制の充実	P52
	②育成活動の推進	P52
	第2章 活力のあるまち【基盤】 3. 活気ある産業づくり	
	(4) 雇用・就労	
	②雇用・就労環境の充実	P110
	第3章 安心・安全なまち【暮らし】 1. 支え合うまちづくり	
(1) 子育て支援		
①保育機能の充実	P116	
②放課後児童クラブ機能などの充実	P117	
③支援対策の充実と総合化	P117	
2. “親孝行の心”のまちづくり	第1章 輝く人のまち【人】 1. 豊かな心を育むまちづくり	
	(2) 青少年育成	
	①育成体制の充実	P52
	②育成活動の推進	P52
	(3) 生涯学習	
	①生涯学習推進体制の充実	P55
	第1章 輝く人のまち【人】 2. 地域文化を育むまちづくり	
	(1) 地域間・国際交流	
	①地域間交流の推進	P63
	(2) 文化活動	
	②地域文化活動の支援	P66
	(3) 歴史文化	
	②文化遺産の継承	P69
	第3章 安心・安全なまち【暮らし】 1. 支え合うまちづくり	
	(3) 地域福祉	
①地域福祉推進体制の強化	P125	
②地域福祉活動の展開	P125	
③福祉対応の地域環境の整備	P126	
(4) 高齢者福祉		
①高齢社会への対応	P128	
②福祉サービスの充実	P129	
④生きがい・就労対策の推進	P130	

③養老からの情報発信を積極的に拡大するとともに、“養老”にちなんだ多様な交流を展開し、交流の力をまちづくりに効果的に活かしていきます。

戦略プログラム	主に連携・横断対応すべき施策（第2編 分野別計画）	該当頁
1. ICT*活用の情報発信・受信の展開 2. 養老改元1300年祭の開催 3. ぎふ清流国体開催への対応と活用 4. 全国的な“養老”交流ネットワークづくり 5. 町内外の芸術文化、創作活動グループの交流企画の推進 6. 国際交流活動の推進 7. ホスピタリティ*のまちづくり推進	第1章 輝く人のまち【人】 1. 豊かな心を育むまちづくり	
	(2) 青少年育成	
	②育成活動の推進	P52
	(3) 生涯学習	
	③学習活動の支援	P56
	(4) 生涯スポーツ	
	③活動の促進	P60
	④ぎふ清流国体の開催	P61
	第1章 輝く人のまち【人】 2. 地域文化を育むまちづくり	
	(1) 地域間・国際交流	
	①地域間交流の推進	P63
	②国際化対応の環境整備	P64
	③国際交流の推進	P64
	(2) 文化活動	
②地域文化活動の支援	P66	
(3) 歴史文化		
②文化遺産の継承	P69	
第2章 活力のあるまち【基盤】 3. 活気ある産業づくり		
(3) 観光		
①資源・基盤の整備	P106	
②誘客・滞留企画の強化	P107	
④推進体制の強化	P107	

ICT…IT（情報技術）にCommunication（コミュニケーション）を加えた表現（Information and Communication technology）。ITインフラの整備から「いつでも、どこでも、何でも、誰でも情報を利用できる」社会に移行するなかで、情報通信におけるコミュニケーションの重要性が増すことから、ITに代わりICTが用いられています。

ホスピタリティ…お客様の立場に立っておもてなしをすることです。

(3) “養老・地域力” づくり

《戦略プログラム3：“養老・地域力” づくりのねらい》

住民自治、地域協働、地域経営という3つの改革によるまちづくりを進める力の強化、まちづくりを継続的に推進する地域力を向上する仕組みづくりを図ります。“養老・地域力” づくりは、“養老・活力” づくりと“養老・魅力” づくりの実現を推し進めていく役割を果たすとともに、分野別計画である第1章 輝く人のまち、第2章 活力のあるまち、第3章 安心・安全なまち、を構成する分野ごとの各施策を推進する力を担います。なお、当プログラムは、「第4章 地域経営の推進」から重点的な取り組みを取り上げています。

①住民自治力の発揮

戦略プログラム	取り組みの要点	該当頁
1. 住民自治指針の樹立	・自治基本条例*などの整備検討	P155
2. 地域活動推進組織の再編	・自治会（区）など活動基礎単位の見直し	P153
3. 隣近所の絆の具現化	・コミュニティの原点である“向う三軒両隣”の助け合いの実践促進	P154
4. 地域活動の実践促進	・地域課題に対応する住民発意の企画、自主運営事業への助成制度など、地域活動の実践の円滑化	P154

②地域協働力の発揮

戦略プログラム	取り組みの要点	該当頁
1. 地域協働のまちづくり指針の樹立	・地域協働のまちづくり推進計画の策定など	P155
2. 多様な活動推進主体の育成	・NPOやコミュニティビジネス事業体など公的サービスを担う主体の育成 ・各種分野ごと協議会などを統合する機能・組織の整備	P155 P156
3. 共に考える場、機会の拡大	・地域協働のまちづくり講座やワークショップなど住民と行政が情報交換しながら、対策を共に考える場の充実	P155
4. 地域協働型事業の推進	・地域協働型事業を進める住民提案、行政提案の推進 ・住民活動支援制度の強化	P156 P159

③地域経営力の増強

戦略プログラム	取り組みの要点	該当頁
1. 職員研修、人材育成	・職員の能力開発、育成による住民満足・納得度を向上する経営意識の醸成	P158
2. NPM*の推進	・行財政改革への取り組み、行政経営戦略の策定などNPMの指針づくりと実践	P161
3. 行政経営システムの構築	・第五次総合計画の進行管理・評価・財政運営が連動する仕組みづくり	P161 P162

自治基本条例…住民自治に基づく自治体運営の基本原則を定めた条例。確立した定義はないが、いくつかの市町村において「まちづくり基本条例」や「自治基本条例」などの名前で、さまざまな内容の条例が制定されており、「自治体の憲法」ともいわれています。

NPM…ニュー・パブリック・マネジメント。民間企業の経営手法を行政管理に積極的に取り入れ、効率化やサービス向上を実現しようとする行財政改革の手法の一つであり、新公共経営とも言われます。

基本 計画

第 2 編

分野別計画

第 1 章 輝く人のまち【人】

- 1. 豊かな心を育むまちづくり 47
- 2. 地域文化を育むまちづくり 62
- 3. 人権の尊重と男女共同参画のまちづくり ... 71

第 2 章 活力のあるまち【基盤】

- 1. 便利な交通網、情報基盤づくり 79
- 2. 快適な市街地、集落環境づくり 87
- 3. 活気ある産業づくり 96

第 3 章 安心・安全なまち【暮らし】

- 1. 支え合うまちづくり 115
- 2. 環境と共生するまちづくり 133
- 3. 安全なまちづくり 140

第 4 章 地域経営の推進

- 1. 住民主役のまちづくり 151
- 2. 行財政の経営（運営） 157

第1章

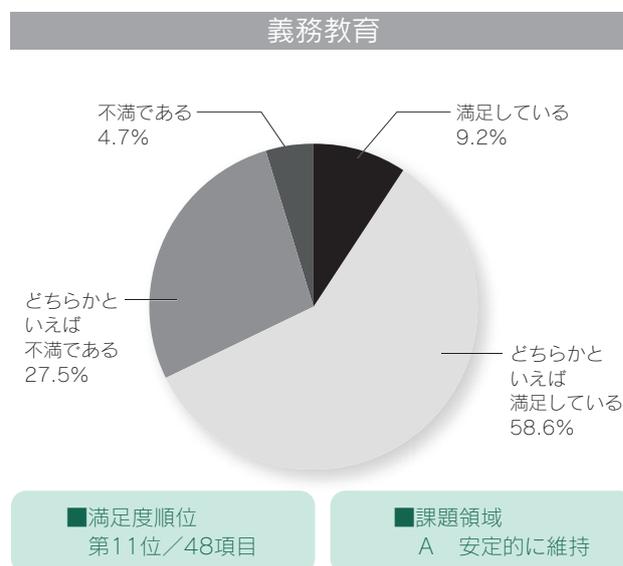
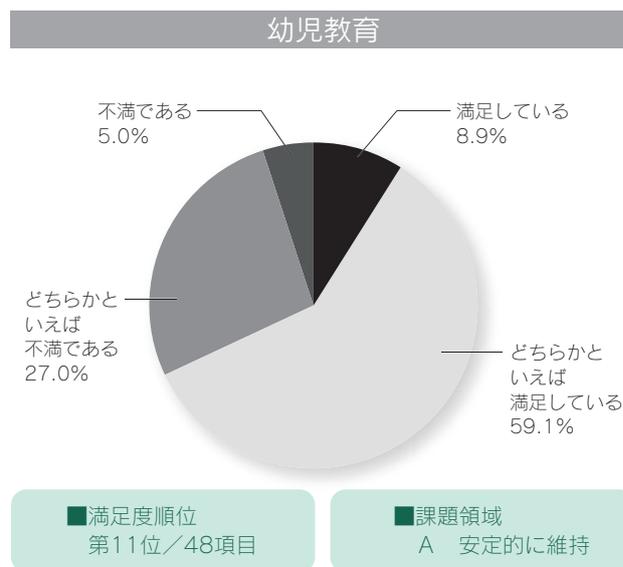
輝く人のまち【人】

1 豊かな心を育むまちづくり

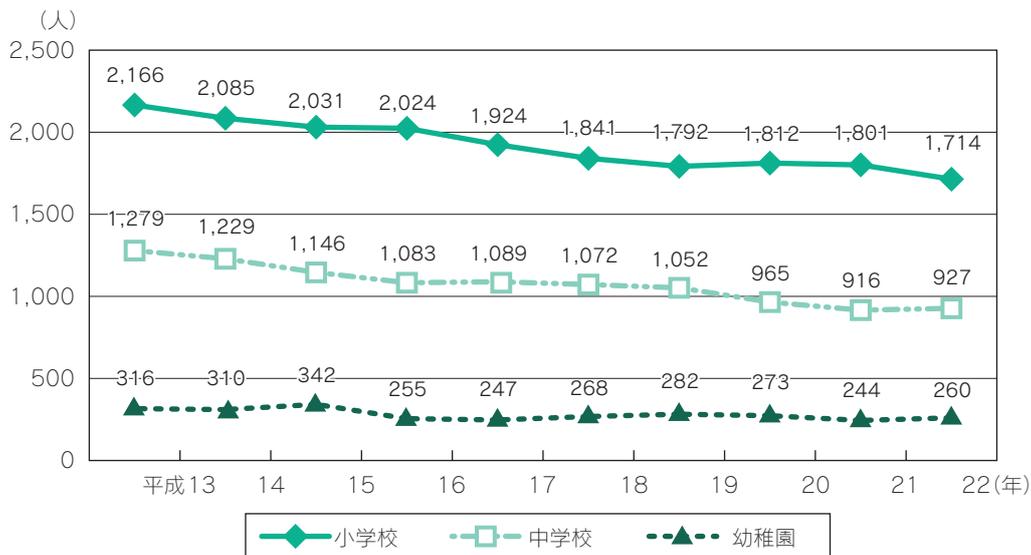
(1) 学校教育

【現状と課題】

- 本町では、年度ごとに学校教育計画を策定し、明るく感動のある教育の具現を図るため、各幼稚園・小学校・中学校は特色を活かし、継続性を重視した教育の推進に努めています。さらに、長期的な教育振興指針となる教育振興基本計画*の策定が必要です。
- おおむね小学校区に位置する町立幼稚園6園において幼児教育に取り組んでいます。また、就学前教育を重要視し保育園や小学校との円滑な接続を図り一貫性のある教育、指導体制づくりを進めています。
- 子育て環境の一層の充実とともに、育児に不安を感じる保護者や家庭、地域の教育力の低下などへの支援、対応が必要です。
- 本町には、7小学校、2中学校があり、学校施設の老朽化による改修、耐震化が必要な施設もあり、安全な教育環境の整備が課題になっています。
- 新学習指導要領の改訂により、学校の自主性の尊重や地域と連携する学校経営、学力向上や外国語教育の充実が求められています。また、家庭や地域においては核家族化の進行や親の教育力の弱化など、学校教育環境は変化しており、的確に対応した教育内容・環境の充実が必要です。
- 各学校の特色ある教育を展開するとともに、新学習指導要領に対応した学習体系を確立し、児童生徒の個性や能力に応じた教育を推進していく必要があります。
- 地域に開かれた学校づくりとともに、地域の教育力を活用していく取り組みが必要です。



《園児・児童・生徒数の推移》



※各年度5月1日現在

(資料：教育総務課)

【基本・個別施策と内容】

①教育行政の推進

● 1 * 教育振興基本計画の策定

- ・ 養老町教育振興基本計画を策定し、これまでの教育の取り組み成果を活かしながら、さらなる教育振興への指針を定め、教育委員会機能の適正な執行を進めます。

目標指標	現状値(平成21年度)	目標値(平成32年度)	備考
義務教育施策に満足している人の割合	67.8%	75.0%	住民アンケート調査、満足しているとどちらかといえば満足しているの合計

②就学前教育の充実

● 1 * 幼稚園教育の充実

- ・ 基本的な生活習慣、生きる力を育む教育など、就学前教育機能の充実を図ります。
- ・ 自然や米づくりなど地域環境を活かした体験活動、障がいのある子どもへの支援の充実を図ります。

● 2 * 子育て支援機能の充実

- ・ 地域子育て支援センター機能との連携、家庭教育学級の充実など、幼稚園における子育て支援活動および預かり保育の推進を図ります。

● 3 * 保育園、小学校との連携

- ・ 保育園、小学校との連携を図り、発達の連続性を確保するため、交流教育を推進します。
- ・ 幼保一体化など取り巻く環境変化に対応した保育園と幼稚園機能のあり方について継続的な調査研究を進めます。

目標指標	現状値(平成 21 年度)	目標値(平成 32 年度)	備考
3 学期の保護者の学校評価における満足度	85.0%	90.0%	保護者に対し、3 学期に実施している学校評価における満足している人の割合

③学校教育内容の充実

● 1 *新たな教育課題への対応

- ・新学習指導要領に対応した教育課題を明確にする教育計画を推進し、確かな学力を育むなどきめ細かな指導を確保するため、教育課題に対応する町独自の講師や補助員の配置、効果的な活用を図ります。

● 2 *地域を教材にする体験的教育の推進

- ・環境、福祉、職業教育や地域学習の推進など、地域の資源や施設を教材にする体験的な教育を推進します。

● 3 *教育の情報化の推進

- ・情報社会をたくましく生きる児童生徒の育成をめざして、学校の情報基盤の整備と情報教育を推進します。

● 4 *交流教育、国際理解教育の推進

- ・学校間の交流や国内外遠隔地との交流教育、外国語教育や国際理解教育の強化を図ります。

● 5 *特別支援教育の充実

- ・支援を要する児童生徒一人ひとりに対して、自立と学習の支援など、持てる力を高める的確な教育支援を充実する体制を整備します。

● 6 *保育園、幼稚園、小学校、中学校の連携

- ・本町の特色である発達の連続性を確保する一貫教育を推進します。

● 7 *健康な児童生徒の育成

- ・健康・安全を配慮した計画に基づく組織的な活動の推進を図り、健康な子どもたちを育成します。
- ・各種の体育的活動を一層重視し、運動の楽しさや喜びが味わえる活動の充実を図ります。
- ・学校給食の安全確保、充実を図るとともに、子ども期から望ましい食習慣を身につける食育を推進し、家庭での食生活改善への啓発を進めます。

● 8 *教育相談の充実

- ・児童生徒一人ひとりに応じた教育相談、カウンセリングの充実を進め、対応を図ります。
- ・保護者などへの教育相談を充実するとともに、就学に対する支援を進めます。

● 9 *教員研修の充実

- ・教職員の力量を高める指導・課題研修などの充実、強化を進めます。

目標指標	現状値(平成 21 年度)	目標値(平成 32 年度)	備考
L A N配線整備率	33.3%	100.0%	小・中学校における校内教育情報コンセントの配備割合
A L T(外国語指導助手)の配置人数	2人	3人	
支援員の配置人数	10人	15人	障がいなどのある児童生徒の学校教育活動における適応を支援する支援員の配置人数
町開催教職員研修会参加者数	50人	100人	

④教育環境の整備

- 1 * 幼稚園、学校施設の整備
 - ・施設の老朽化などに伴う改修や設備の維持管理・保守、更新を計画的に進めます。
- 2 * 学校や地域の安全対策の強化
 - ・学校施設の耐震化補強工事を推進し、安全な教育施設を確保します。
 - ・通学路などの地域環境の整備、シルバー警備隊やP T Aによる見守り活動を協働で進めます。
- 3 * 地域と連携する学校運営
 - ・学校サポートボランティアなど地域の人材活用を進めるとともに、地域住民と学校との相互の情報提供を充実し、学校評価など学校運営への地域住民の参画を推進します。
- 4 * 家庭・地域・学校の連携強化による地域教育力の向上
 - ・家庭教育学級の充実と併せて、各種関係団体との連携と協働により、子どもたちを育成していく地域教育力の向上をめざした取り組みを推進します。

目標指標	現状値(平成 21 年度)	目標値(平成 32 年度)	備考
小・中学校の耐震化率	85.0%	100.0%	小・中学校の校舎および屋内運動場の耐震化の割合
小学校家庭教育学級の参加率	32.3%	40.0%	1学級ごとに保護者が家庭教育学級に参加した割合を平均したもの

(2) 青少年育成

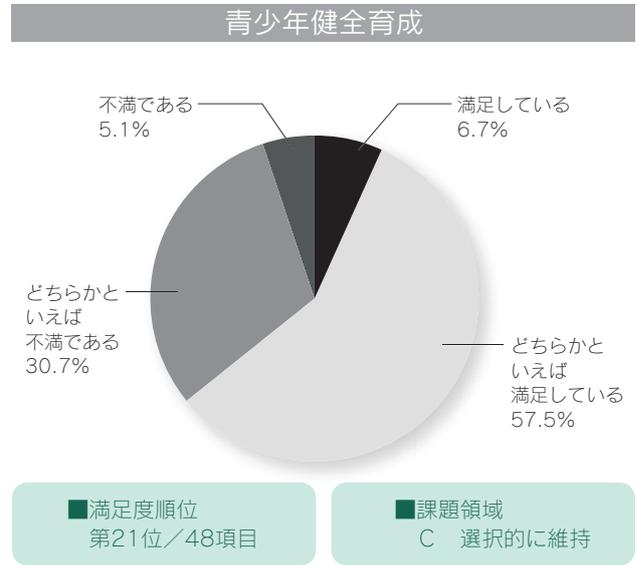
【現状と課題】

○核家族化や少子高齢化の進行、共稼ぎ世帯の増加、インターネットの普及など、青少年を取り巻く社会環境が大きく変化する中で、地域や親子におけるコミュニケーション不足、基本的な道徳などが社会的な問題となっています。また、全国各地で青少年を巻き込んだ事件が多くなり、子どもたちの安全確保が各地の共通課題になっています。このような環境変化に対応した青少年健全育成の推進が必要です。

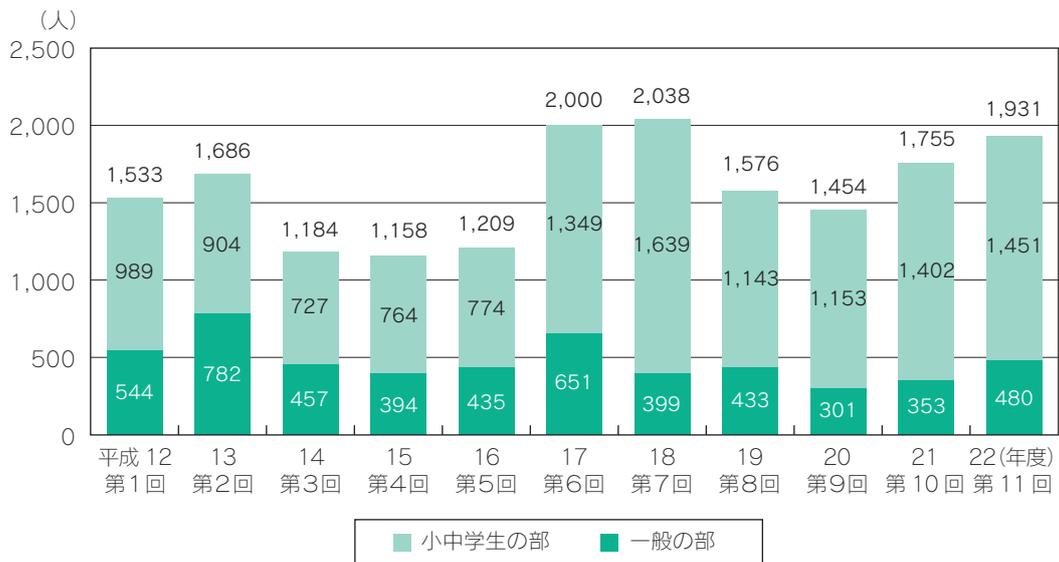
○本町での青少年育成は、学校やコミュニティなどとの連携により、青少年問題協議会、町民会議支部と地区公民館、子ども会育成協議会、少年団体連絡協議会などの組織で事業を実施しています。

特に、町民憲章を実践する組織である「親孝行と生涯学習を進めるまち養老」町民会議が青少年育成に関連する活動を総合的に推進する体制にあります。また、町民会議支部と地区公民館を中心に、地域ごとに三世代交流を含めた特色ある活動が展開されるなど、地域ぐるみでの青少年育成が推進されています。

○少子高齢化が進む中で、各組織団体の活動への事業参加人数の減少、各組織の事業への分散化により各事業の縮小化が進んでいます。また、指導者の高齢化に対応する後継者の育成、および活動単位の再編が必要であるとともに、多様に実施されている事業の最適な集約化の検討、関係団体の自主性の発揮による自立、青少年自らの主体的な参画を進めていく必要があります。



《養老町「家族の絆 愛の詩」作品応募数の推移》



(資料：生涯学習課)

【基本・個別施策と内容】

①育成体制の充実

● 1 * 育成関係組織の機能分担の整理と相互の連携強化

・青少年問題協議会、少年団体連絡協議会、「親孝行と生涯学習を進めるまち養老」町民会議における青少年育成事業の機能分担を図り、事業運営体制の強化を進めます。

● 2 * 子ども会単位組織の再編成

・会員数や活動動向に対応した単位子ども会の再編成を促進します。

● 3 * 子育て支援対策やコミュニティ活動と連携した育成事業の推進

・家庭・地域・学校、関係機関・団体などのそれぞれの役割を明確化し、子育て支援対策との連携など、家庭教育学級の充実と併せて、各種団体との協働により、子どもたちを育成していく地域教育力の向上を図る取り組みを推進します。

● 4 * 地域環境の改善

・学校教育、地域活動と協働し、地域ぐるみの子どもたちの安全対策、声かけ運動など子どもたちの安全対策を推進します。

・青少年集会所など各地域に青少年育成の拠点となる施設の整備を進めます。

・有害な環境の浄化とともに、街頭指導など地域ぐるみの非行防止を推進します。

● 5 * 青少年問題相談体制の充実

・小・中学校、高校との情報共有のもと、青少年育成推進指導員や関係機関などと連携した青少年相談体制の充実を図ります。

目標指標	現状値(平成 21 年度)	目標値(平成 32 年度)	備考
少年団体連絡協議会への参加率	72.7%	90.0%	少年団体連絡協議会に協議会の構成団体が参加した割合
会員数 10 人以下の単位子ども会の割合	23.1%	10.0%	単位子ども会の総数に占める会員 10 人以下の単位子ども会の割合

②育成活動の推進

● 1 * 養老町「家族の絆 愛の詩」募集事業の推進

・養老町「家族の絆 愛の詩」募集事業を継続し、“親孝行の心”の大切さを全国に発信します。

● 2 * ボランティア活動などへの社会参加、世代間交流の促進

・青少年の自立心を育て、社会性を養うボランティア活動など社会参加を促進します。

・子ども会活動とコミュニティ活動、公民館活動と連携した世代間交流など、家族と一緒に参加する活動を促進します。

・子どもたちが放課後や休日などに利用できる施設開放の推進、住民との協働による居場所づくりの検討を進めます。

● 3 * 子どもたちの自主企画、自主運営事業の促進

・子どもたち自らが企画立案し、自主的に運営する事業の企画と実施を促進します。

● 4 * 地域資源を活かした体験学習活動の促進

・地域の自然や歴史文化を教材にする農業、環境学習、郷土の歴史文化学習、伝統芸能の継承など、青少年期における体験的な学習活動を推進します。

● 5 * 大垣養老高校生徒と地域との相互交流活動の推進

・高校生との連携による青少年育成活動の企画を推進します。

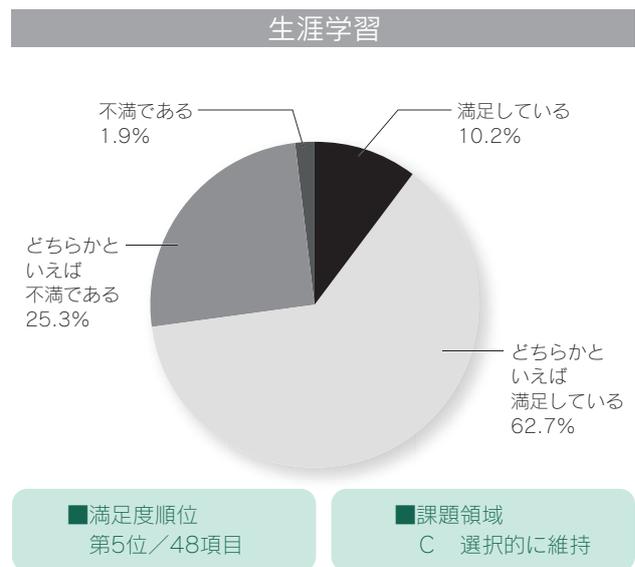
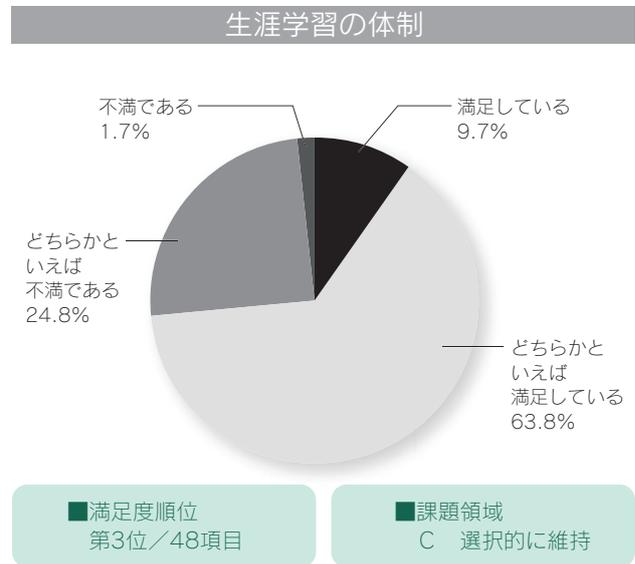
目標指標	現状値(平成21年度)	目標値(平成32年度)	備考
養老町「家族の絆 愛の詩」作品応募数	1,755 篇	2,000 篇	作品応募総数
親子学習への参加希望者数	76 人	100 人	親子学習（町教育委員会が主催する小学校3年生の親子を対象とした事業）への参加希望者数
大垣養老高校生徒の町事業参加延べ人数	120 人	300 人	町事業参加延べ人数（現在の実施は、町産業フェスティバル、吹奏楽祭など）



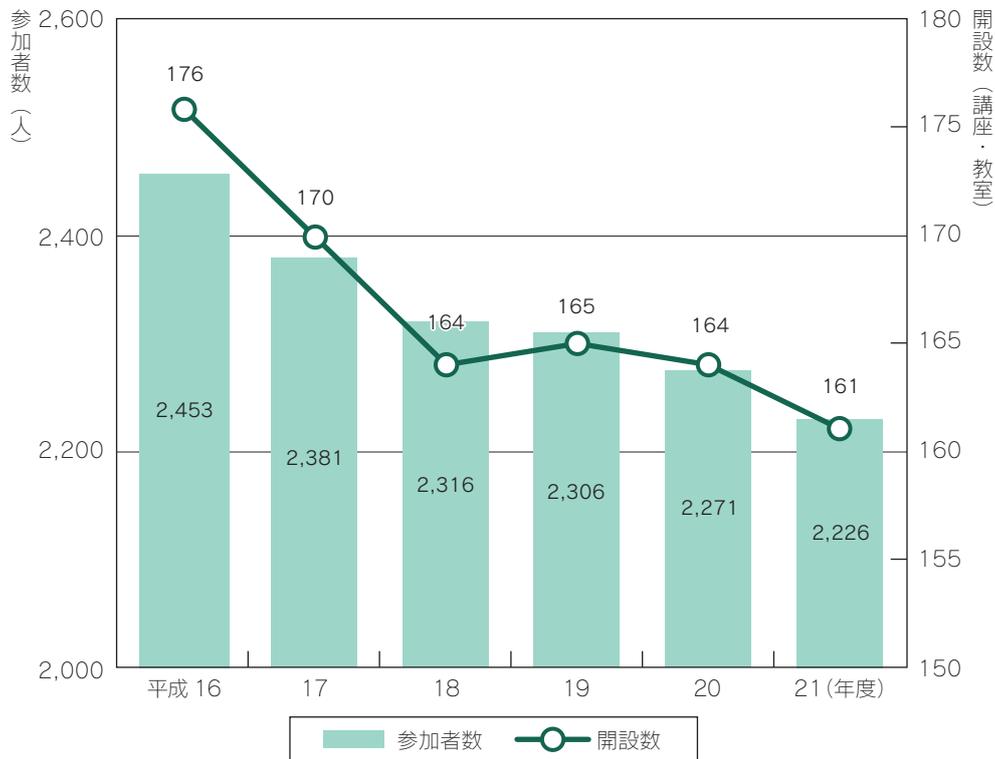
(3) 生涯学習

【現状と課題】

- 本町では、町民憲章の実践と生涯学習活動の推進母体である「親孝行と生涯学習を進めるまち養老」町民会議を組織し、運営委員会、地区公民館単位の支部長会、地域活動の基礎単位である町内各区には推進員を選出して、全町的な推進組織を構成しています。なお、町民会議では、生涯学習の推進、青少年健全育成、町民憲章の推進、人権学習の推進、生涯スポーツ活動の推進の5つの重点目標を掲げ、各地区の活動を主体に、地域に根ざした特色ある活動を展開しています。
- 町民会館・中央公民館、地区公民館を中心に、町民の自主的、自発的学習活動や現代的な課題、地域的な課題を踏まえた学習機会の提供を進めています。さらに、男女共同参画社会や人権尊重、情報化・国際化など、今日的な課題や新たな知識・技術を学ぶ機会を拡充する必要があります。
- ライフステージごとの学習ニーズに対応した講座や研修会などを実施しながら、世代や団体の枠を越えた学習機会を提供し、学習を通じた人の交流を促進することが必要です。さらに、男女共同参画社会や情報社会、国際化などに対応した講座・教室の開催と学習機会の充実に努めるとともに、団体活動など町民の自主的な活動を育成していくことが必要になります。
- 情報・通信技術を活用した新たな学習情報の提供や予約システムの確立、また、町民の学習成果などを登録し、習得した知識や技術をまちづくりの中で活かすこと、活かせる環境づくりが重要になります。



《社会教育講座・教室の開設数、参加者数の推移》



(資料：生涯学習課・中央公民館)

【基本・個別施策と内容】

①生涯学習推進体制の充実

● 1 *生涯学習指針の推進

- ・「生涯学習の方針と重点」をもとに、住民一人ひとりの生活課題、まちづくり課題に対応する生涯学習の役割を明確にし、生涯学習の推進体制の強化を図ります。

● 2 *生涯学習活動の推進母体組織の機能強化

- ・町民憲章の実践と生涯学習活動の推進母体である「親孝行と生涯学習を進めるまち養老」町民会議（運営委員会、支部長会、推進員会）について、関連するさまざまな団体組織との機能分担を明確にしながら、会議機能の強化と運営体制の充実を図ります。
- ・社会教育講座、町民大学、町民会議各支部（地区公民館）事業、出前講座など、各種の生涯学習事業と運営についての見直しを継続し、今日的な課題やまちづくりの課題について学習情報や成果を共有できる機能の拡充を進めます。

● 3 *学習活動団体の育成と相互連携の推進

- ・さまざまな学習課題に対応する学習活動団体の育成を進め、団体相互の交流、連携した取り組みを促進します。

● 4 *指導者の育成と確保

- ・社会教育主事の配置を図るとともに、活動リーダーの育成、指導者研修を推進し、生涯学習指導者バンクの整備を進めます。

目標指標	現状値(平成 21 年度)	目標値(平成 32 年度)	備考
町民会議推進大会の参加者数	303 人	450 人	「親孝行と生涯学習を進めるまち養老」町民会議推進大会の参加者数
出前講座町民講師登録者数	6 人	20 人	出前講座に講師として登録された町職員を除く住民の講師数

②学習活動施設の充実

● 1 * 関連施設の機能整備の推進

- ・多様な学習の場を提供する拠点となる中央公民館・町民会館、地区公民館など生涯学習施設の機能整備を図ります。

● 2 * 関連施設の有効活用

- ・施設利用の予約などの利便化を図るとともに、関連施設間の情報ネットワークを活かした施設利用予約システムの導入を進めます。
- ・住民利用との調整を基に、町外者を対象とする公開講座の開講、町外からの企業や団体の研修利用など、学習施設の有効利用を進めます。

● 3 * 施設管理・運営の充実

- ・施設の維持管理運営への住民参画の拡大を図るとともに、学習施設の目的に応じた運営管理体制の最適化を推進します。

目標指標	現状値(平成 21 年度)	目標値(平成 32 年度)	備考
公民館の利用団体数および利用人数	236 団体 51,259 人	300 団体 60,000 人	中央公民館、地区公民館の利用団体および利用者数(延べ数)

③学習活動の支援

● 1 * 学習情報の提供方法の充実

- ・生涯学習案内情報誌、町広報紙やCATV、ICT活用の拡充など、学習情報の提供、伝達手段の充実を図ります。
- ・図書館における資料などの相談や検索の充実など、生涯学習を促進する環境整備を進めます。

● 2 * 自主企画・運営講座の活動支援

- ・住民による自主企画講座の募集と活動を支援し、自主運営グループの育成を促進します。

● 3 * まちづくり、地域課題対応の学習企画の推進

- ・子育て支援、郷土学習やまちづくり学習機会の提供、地域資源の活用、農業振興、観光交流、住民自治や地域協働、事業興しなど、まちづくりをテーマにした学習活動の促進を支援します。
- ・地域の資源を教材にする体験的な学習企画を推進し、子どもから高齢者まで多世代が参加できる世代間交流を促進する事業を推進します。

● 4 * 町外在住者参加も対象にした公開講座企画の推進

- ・自然、歴史文化、産業などの地域資源を活用したセミナーや学習講座など、町外在住者も参加できる公開講座の企画を推進します。

目標指標	現状値(平成 21 年度)	目標値(平成 32 年度)	備考
認定生涯学習サークル数	10 団体	20 団体	町内で生涯学習に関するサークルとして認定している団体数
まちづくり課題に関する公民館講座の開設数および参加者数	16 講座 553 人	24 講座 800 人	1 年間に実施した市民意識・社会連帯意識に関する公民館講座の開設数および参加者数



(4) 生涯スポーツ

【現状と課題】

○本町では、体育指導委員会（委員 18 人）を中心に軽スポーツなどを推進し、11 地区の体育振興会（体育委員 214 人）は、地区公民館と連携し、コミュニティスポーツを推進しています。また、23 の種目別競技団体が加盟する（財）養老町体育連盟が、競技スポーツの振興・普及を図っています。スポーツ少年団は、25 の単位団で 230 人の指導者が少年スポーツの振興を推進しています。

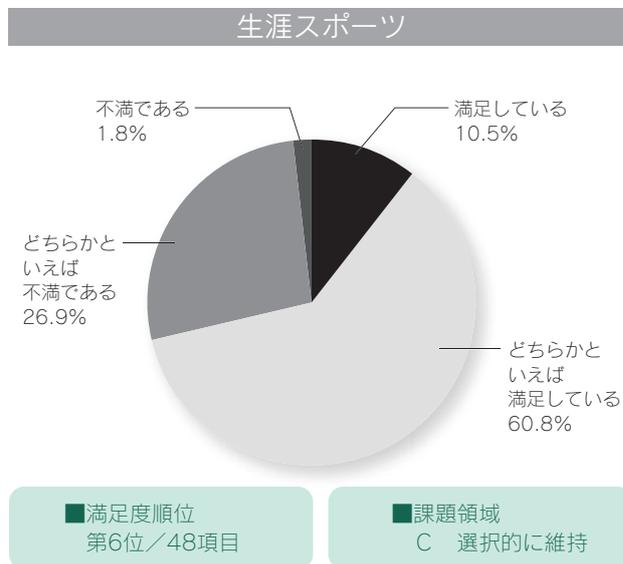
○体育連盟では、町体育大会やマラソン大会などを主催するほか、各地区においてもさまざまなスポーツ事業が行われていますが、各団体の一層の連携強化と事務局機能や組織体制の強化が必要とされています。

○総合体育館、スマイルグラウンド、野球場、

多目的広場、テニスコート、町民プールなどのほか、学校体育施設の開放が行われており、健康づくりやスポーツを楽しむ場として充実した環境にあります。

○これらのスポーツ施設を活かし、健康づくりと連携して、年代に応じて誰もが楽しめる生涯スポーツ活動を普及していく体制と環境づくりが重要になっています。

○平成 24 年開催のぎふ清流国体では、サッカーと軟式野球の会場となっており、開催準備や推進体制づくりを進めています。



《社会体育施設の現状》

(平成22年10月1日現在)

施設名	概要	面積(m ²)
総合体育館	バレーボール2面・バドミントン6面・バスケットボール2面・テニスコート2面・卓球14面・トレーニング等 観客席300人収容	1,251
多目的広場	ゲートボール6面・ペタンク10面	5,550
中央公園野球場	野球1面(外野:芝)・スタンド400人収容・内野芝席500人収容・夜間照明設備	11,800
スマイルグラウンド	サッカー1面(ピッチ:芝)・スタンド300人収容・夜間照明設備	10,500
格技場	柔道2面・剣道	975
町民プール	25mプール(25m×17m水深1.3m)・リハビリプール(水面積230m ² 、水深1.0m歩行用)・子供プール(水面積46m ² 、水深0.5mスライダー2基)・トレーニング等	3,545
町営笠郷テニスコート	オムニーコート5面・スタンド250人収容・夜間照明設備	3,419
グリーンハイツ養老運動場	ソフトボール・少年野球1面・夜間照明設備	6,300
勤労青少年運動場(河川敷)	ソフトボール 2面	14,410
スマイルパターゴルフ場	18ホール・パー72(れんげコース①～⑨・なのはなコース⑩～⑱)	1,200
笠郷町民体育館	バレーボール1面	558
東部町民体育館	バレーボール2面	839
池辺町民体育館	バレーボール1面	413

(資料: スポーツ振興課)

【基本・個別施策と内容】

①推進体制の充実

- 1 *スポーツ振興計画の策定
 - ・スポーツ振興計画を策定し、生涯スポーツ理念の普及、健康づくりと生涯スポーツ活動が密接に連携する「スポーツの町」の宣言の実践体制を強化します。
- 2 *推進関連組織の機能分担と連携の強化
 - ・体育指導委員会、体育振興会、体育連盟、スポーツ少年団などの機能分担と連携の強化を図ります。また、健康づくり・医療、福祉分野の関係団体・機関との連携事業を推進します。
- 3 *スポーツ関係団体の育成
 - ・(財)養老町体育連盟の公益財団法人格を取得し、組織体制、事業運営の強化、競技団体の拡充を促進します。
 - ・スポーツ推進関連組織の機能分担に基づいて、各組織における機能強化を図るとともに、スポーツ関係団体の育成を進めます。
 - ・体育振興会活動を基礎に地域活動に密着したコミュニティスポーツの展開を進めます。
- 4 *総合型地域スポーツクラブの育成
 - ・養老スポーツクラブの機能や運営の見直しを進め、自主財源を確保するとともに、NPO法人格を取得するなど自主運営を促進します。
- 5 *指導者の育成と確保

- ・指導者養成講習・研修会などの情報提供と参加促進により、スポーツ少年団指導者への公認認定の拡大、体育指導委員および体育委員などがスポーツコーディネーター的役割を担うことができる指導者の養成・確保を進めます。
- ・コミュニティスポーツの有資格指導者を養成・確保できるよう制度の確立を進め、生涯学習指導者バンクの整備と連携して、スポーツリーダーバンクの設置を進めます。

目標指標	現状値(平成 21 年度)	目標値(平成 32 年度)	備考
体育連盟加盟競技団体数	23 団体	25 団体	(財) 養老町体育連盟に加盟している競技種目団体数
サークル、教室数	8 件/年	18 件/年	総合型地域スポーツクラブが開催している年間プログラム数
リーダーバンク登録指導者数	0 人	50 人	スポーツリーダーバンクに登録をしている指導者数

②活動施設の充実

● 1 * スポーツ施設の機能整備

- ・総合体育館および東部町民体育館の大規模改修、町民プール設備の改修を進めます。

● 2 * 施設管理運営体制の充実

- ・社会体育施設の利用調整会議および学校開放運営委員会の充実を図り、利用者の主体的・自主的な利用調整を促進します。
- ・全町的な公共施設の維持管理体制と調整し、体育施設全般を一体的に維持管理運営する体制について検討するとともに、指定管理者制度やPFI導入など民間活力の活用を検討を進めます。

● 3 * 健康・体力づくりと観光・健康との連携

- ・養老公園など養老山麓エリアと田園地帯をつなげた養老健康ツーリズムの展開をめざし、自然、観光施設、スポーツ施設、農業資源などを有機的につなげたウォーキングなどを推進します。

目標指標	現状値(平成 21 年度)	目標値(平成 32 年度)	備考
ウォーキングコース設置数	0 カ所	3 カ所	ウォーキングモデル(推奨)コースの設置数

③活動の促進

● 1 * 生涯スポーツの普及

- ・体育指導委員会、体育振興会の活動を強化し、多年代が多種目を行う総合型スポーツクラブの育成と連携し、子どもから高齢者までがライフステージに対応して、自発的に継続してスポーツ活動を行うことができる環境体制づくりを推進します。
- ・健康・体力づくりを重視した各種スポーツ教室の開催を支援し、家族やグループ、地域でできるスポーツなど生涯スポーツの普及を促進します。

● 2 * 競技スポーツの振興

- ・体育連盟の運営体制の強化により、選手の育成や団体競技の強化、指導レベルの向上、各種大

会への出場奨励や大会誘致の推進など、競技スポーツレベルの向上を促進します。

● 3 * スポーツ交流

・地域間交流や日独交流などにより、スポーツ交流を推進します。

目標指標	現状値(平成 21 年度)	目標値(平成 32 年度)	備考
ハイキング、ウォーキング催事の開催回数	2 回/年	5 回/年	町主催によるハイキング、ウォーキングの催し物の開催回数
ドイツとのスポーツ交流派遣人数	214 人/累計	264 人/累計	ドイツとのスポーツ交流派遣人数

④ぎふ清流国体の開催

● 1 * 開催施設の整備

・国体開催に対応し、中央公園野球場、スマイルグラウンドの改修、中央公園内のトイレ、駐車場、親水公園の整備を進めます。

● 2 * 開催運営体制の整備

・実行委員会を主体に競技・運営・広報・町民運動・輸送などの分野別の運営体制を整備するとともに、ボランティアスタッフの募集、確保などを進め、地域ぐるみの協力体制を強化します。
 ・来訪客を通じた交流企画、情報受発信をはじめ、プレ大会や本大会を通じた関連企画の実施を進めます。
 ・国体開催を契機にしてスポーツに対する関心を高め、住民がスポーツをはじめめる機運づくりを図ります。

目標指標	現状値(平成 21 年度)	目標値(平成 32 年度)	備考
運営ボランティア登録者数	0 人	150 人	国体の運営ボランティアの登録人数



2 地域文化を育むまちづくり

(1) 地域間・国際交流

【現状と課題】

(地域間交流)

○本町では、江戸時代に薩摩藩によって実施された宝暦治水工事の顕彰を基に鹿児島県において毎年開催される鹿児島県薩摩義士頌徳慰霊祭への参列、鹿児島市における中学校生徒との交流会の開催など、鹿児島県との地域間交流を推進していますが、養老町内において交流会が実施されることがなく、交流に参加する人たちも限られています。

○多様な交流の展開は、町を訪れる人々を増やし、まちづくりを町外から応援してくれる人々を増やし、町民の力に町外の人々の力を加えていくことにもつながります。また、交流を通じて町を広くPR・情報発信することができるのと同時に、観光振興や地場製品の販路拡大や新たな定住を促進することにもつながりが期待できます。今後とも地域活性化に効果的な交流活動を進め、さまざまな分野において、交流の成果をまちづくりに活かしていくことが必要です。

(国際交流)

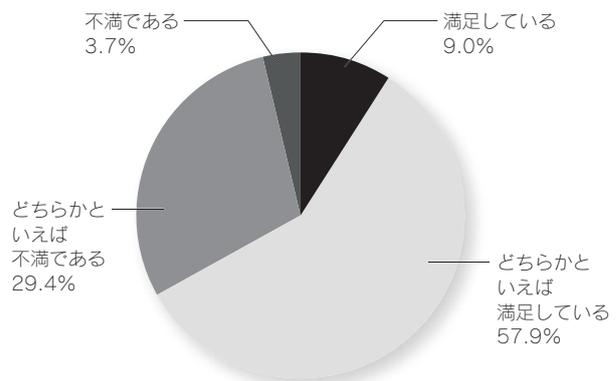
○国際交流においては、発足10年を迎えた「養老国際交流協会」が主体となり、多文化共生をめざした事業を進めています。また、在住外国人を対象にボランティアによる「日本語支援教室」を実施しています。

○友好都市提携（平成16年2月）を結んでいるドイツ連邦共和国のバッドゾーテン市とは、町日独交流事業実行委員会を中心に、文化・スポーツを通して、毎年、交流団が行き来しています。

○町では、養老町民海外派遣事業として助成制度を設けていますが、利用が少なく、また参加者の経験が国際交流活動などに連携していない現状があります。

○国際交流事業への町民参画は限られているのが現状であり、今後とも日独交流事業を核にして、学校教育や生涯学習と連携した国際理解や外国語教育を推進し、居住外国人との交流機会の拡大など、より身近な国際交流機会の充実を図るとともに、国際化対応の地域環境を整備し、多文化共生のまちづくりを進めていく必要があります。

まちづくり活動（住民参画、交流等）

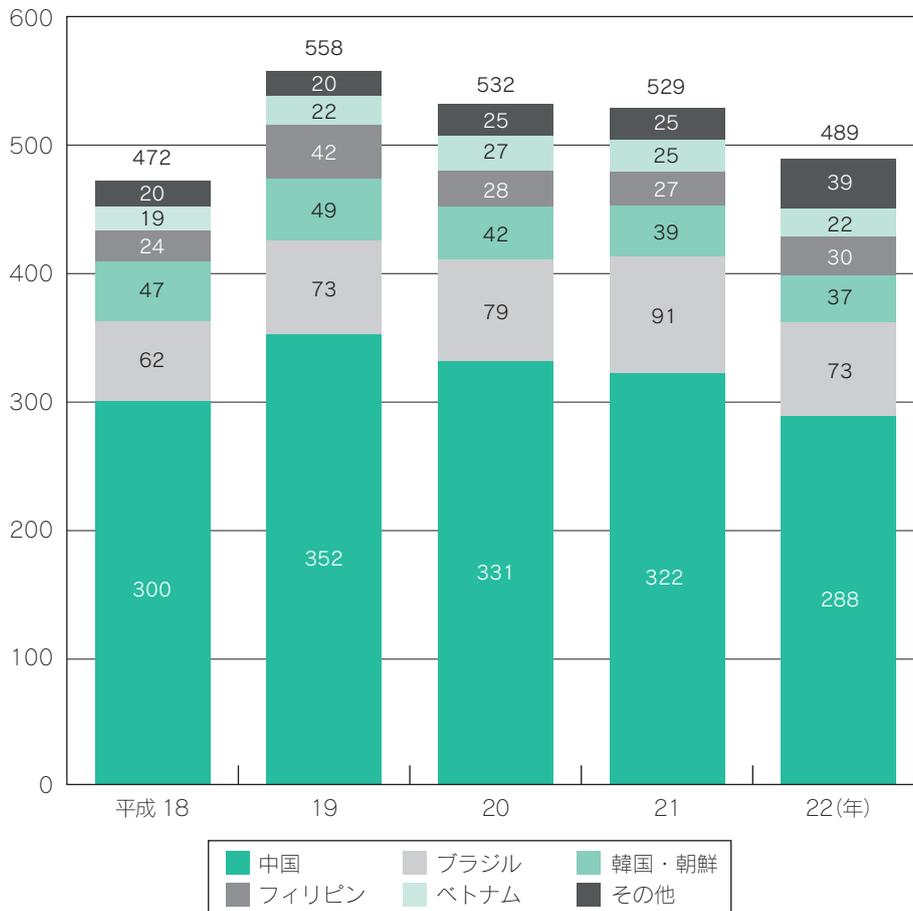


■ 満足度順位
第14位/48項目

■ 課題領域
C 選択的に維持

《外国人登録人口の推移》

(人)



(資料：住民課)

【基本・個別施策と内容】

①地域間交流の推進

● 1 * 養老からの情報発信の強化

・町ホームページ、歴史文化資源の紹介（養老町文化財アーカイブ事業*）、大垣地域ポータルサイト西美濃*などを活用したリアルタイムな情報発信・受信機能の強化を進めます。

● 2 * 全国的な“養老”交流ネットワークづくりの展開

・“養老”にちなんだ情報発信の強化と、全国的なフォーラムの開催などを通じた交流ネットワークづくり、地域資源を活かした交流の推進を図ります。

（養老の滝、孝子伝説、元号養老、養老改元 1300 年、薩摩義士顕彰、養老天命反転地、養老町「家族の絆 愛の詩」、象鼻山古墳群など）

・養老天命反転地など地域資源を活用した町内外の芸術文化、創作活動グループの交流企画を推進します。

養老町文化財アーカイブ事業…町内の有形・無形の文化資源などをデジタル化して記録・保存し、インターネットを通して紹介する事業をいいます。

大垣地域ポータルサイト西美濃…大垣市のグレートインフォメーションネットワーク（株）が運営している、西美濃地域を対象とする地域密着型のインターネットの情報サイトのことです。

● 3 * 田舎暮らし体験募集や農業体験、自然学習企画などの推進

・ 田舎暮らし情報提供機関、旅行会社、交通機関などとの連携により、農産物や地場産物の販売を通じた消費者との交流、田舎暮らし体験募集や農業体験、自然学習企画などを推進し、新たな交流の展開に取り組みます。

● 4 * 交流を通じた施設などの誘致

・ 交流活動を通じて、養老山麓などの環境を活かし、生涯学習や産業の振興に効果的に連携する試験研究機関や大学など教育機関のセミナーハウス、企業の研修施設などの誘致を推進します。

②国際化対応の環境整備

● 1 * 外国人が暮らしやすい環境整備

・ 町在住外国人の生活実態の把握を進め、外国人が暮らしやすい地域環境の整備を進めます。

● 2 * 外国人対応の行政窓口サービスなどの改善

・ 役場窓口での円滑化や暮らしガイドの作成など外国人居住の対応を進めます。

● 3 * 国際理解、外国語、多文化共生を学ぶ機会の充実

・ 学校教育における国際理解、生涯学習での外国語講座など学ぶ機会の充実を進めます。
 ・ 養老国際交流協会と協働し、在住外国人対象の日本語支援教室、町在住外国人の交流などによる多文化共生事業の支援と日本語指導ボランティアの育成を進めます。

目標指標	現状値(平成 21 年度)	目標値(平成 32 年度)	備 考
外国語版ガイドブックなどの作成件数	1 件	3 件	外国語に翻訳したガイドブックなどの作成件数
国際学習会館外国語講座受講者数	128 人	142 人 (講座定員数)	英語、中国語、ドイツ語の全 11 講座の受講者総数

③国際交流の推進

● 1 * 国際交流活動の支援

・ 養老国際交流協会の活動を支援し、国際交流を通じた住民の多文化共生への理解を促進します。

● 2 * 企業などと連携した国際交流の展開

・ スポーツ企業の協賛・協力を得るなど、スポーツ少年団の国際交流の拡大を検討します。

● 3 * 地域課題対応の海外研修の推進

・ 養老町民海外派遣事業の活用を促進し、さまざまな地域課題に対応する海外研修の場としての活用、国際交流事業に対する協力要請を進めていきます。

目標指標	現状値(平成 21 年度)	目標値(平成 32 年度)	備 考
ドイツへの文化交流団の派遣または受け入れ人数	6 人/年	10 人/年	隔年で実施している派遣と受け入れの人数

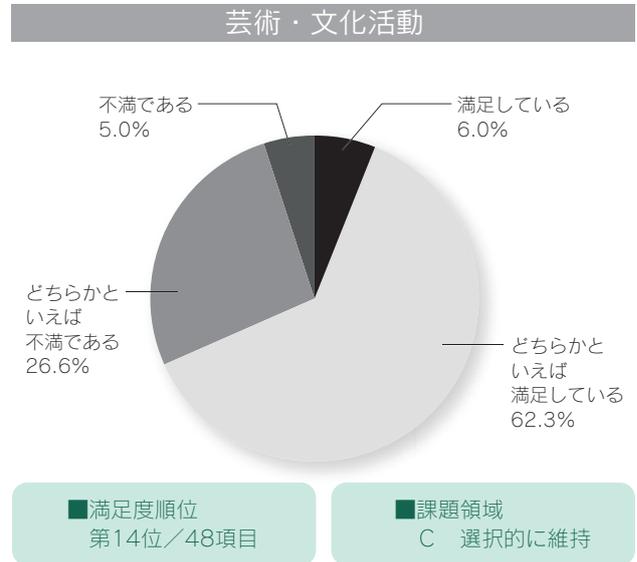
(2) 文化活動

【現状と課題】

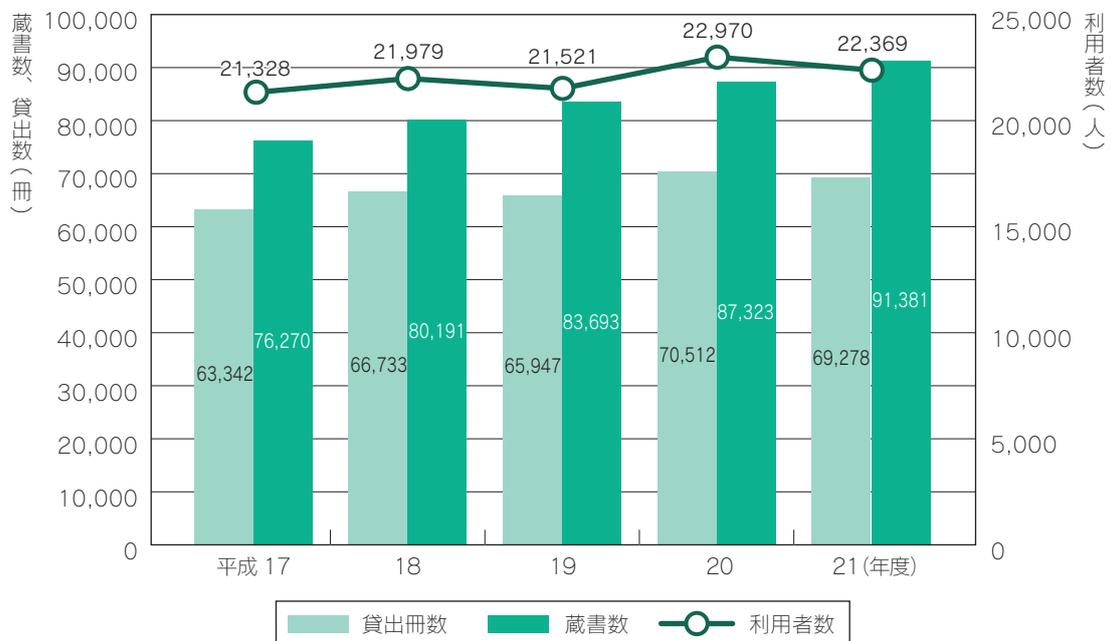
○中央公民館・町民会館などを拠点に、芸術・文化の自主公演事業、文化団体・サークルの発表・展示会、研修会など町民の自主的な芸術文化活動が実施され、広く住民に利用されています。また、地区公民館は、地区公民館まつりの開催など、地区における芸術文化活動の拠点になっています。

○今後とも、多くの住民が芸術・文化に触れる機会を充実しながら、住民の自主的な活動を促進し、活動の成果を発表する場を提供していく必要があります。

○中央公民館・町民会館に併設されている図書館では、図書電算情報システムにより、インターネットで検索・予約が可能で、自館にない図書についても町外の他館より貸借できる運営体制となっていますが、図書館の蔵書が図書館収容数に達し、廃棄処理の範囲や閉架・開架書架の充実などへの対応が必要になっています。



《図書館の蔵書数、貸出冊数と利用者数の推移》



(資料：図書館)

【基本・個別施策と内容】

①地域文化振興体制の充実

● 1 *文化施設の有効活用

・町民会館の設備など地域文化と生涯学習の拠点施設としての機能整備を進めるとともに、地区公民館などの管理・運営体制の充実を進め、有効な活用を図ります。

● 2 *文化関係団体の育成

・文化団体・文化サークルなどの育成と相互の交流促進など、活動の支援を進めます。
・生涯学習指導者バンクの整備と連携した文化活動指導者の発掘・育成による人材登録の推進と活用を進めます。

● 3 *地域文化活動情報の発信強化

・文化関係団体のイベントや活動の住民周知、芸術文化公演事業、文化イベントの広域的な情報発信を進めます。

目標指標	現状値(平成 21 年度)	目標値(平成 32 年度)	備 考
芸術・文化活動に満足している人の割合	68.3%	75.0%	住民アンケート調査、満足しているとどちらかといえば満足しているの合計
文化・芸術団体などの活動団体数	48 団体	57 団体	地区公民館などで活動する文化サークルおよび公民館登録文化団体の数

②地域文化活動の支援

● 1 *優れた芸術文化にふれる芸術文化事業の推進

・優れた芸術文化にふれ楽しむ機会を提供する主催事業の推進を図ります。
・芸術文化事業の企画段階からの住民参画を促進し、事業実施を支えるサポーターを育成します。

● 2 *活動団体の発表と交流機会の充実

・文化フェスティバル、地区公民館まつりなど、文化関連行事での文化団体・グループによる活動の発表機会や交流機会の充実を図るとともに、類似行事の複合化を検討するなど実施体制の充実を促進します。

● 3 *町内外の芸術文化、創作活動グループの交流企画の推進

・大学などの教育機関や文化活動グループおよび養老公園との連携により、養老天命反転地など地域資源を活用した交流企画を推進します。
・全国的な“養老”交流ネットワークづくり、養老町「家族の絆 愛の詩」募集事業と連携した芸術文化フォーラムの開催など、文化交流の展開を進めます。
・ドイツとの文化・スポーツ交流などを活かし、芸術文化の国際交流の拡大を進めます。

● 4 *子どもたちの文化芸術体験企画の強化

・幼児期から芸術文化にふれ、楽しむ機会を提供するため、子どもたちの文化芸術や創作体験企画を強め、活動と発表の場づくりを進めるとともに、地域の子ども文化教室を支援します。

● 5 *文化観光づくりの推進

・養老町「家族の絆 愛の詩」募集や地域資源を活用した学習教室や公開セミナーの開催、さらに歴史文化資源の活用と結びつけた観光交流ツアー企画の商品化、広域的な文化観光のコースづくりなど、町外からの誘客を図る文化観光づくりを推進します。

目標指標	現状値(平成 21 年度)	目標値(平成 32 年度)	備考
活動団体の発表機会の事業数	11 回/年	20 回/年	地区公民館まつりなどの生涯学習の成果を発表できる機会の数
子どもたちの文化芸術体験企画の実施回数	0 回/年	7 回/年	子どもまたは親子を対象にした文化芸術体験企画の実施回数

③図書館活動の推進

● 1 * 図書館サービスの充実

- ・生涯学習活動を支える中核施設として、住民ニーズに応える活字媒体や電子媒体を組み合わせた資料の充実など、図書館機能の充実を推進します。
- ・ICT活用の情報システムの更新整備など、蔵書検索、予約、図書相談など図書館へのアクセス機能を整備するとともに、広域的な図書館ネットワークを推進します。

● 2 * 読書活動など子育て応援の推進

- ・乳幼児対象の子育て応援（ブックスタート*）、学校教育との連携、読書推進グループなどのボランティアの育成、図書館利用の促進を進めます。

● 3 * 地域の情報拠点機能としての特色づくり

- ・養老の歴史文化関連、養老町「家族の絆 愛の詩」募集関連、自然・地誌関連情報、行政資料、まちづくり関連資料の集積を進めるとともに、利用者が落ち着ける館内環境、視聴覚資料鑑賞スペースの確保など、生涯学習活動を促進する環境整備を進めます。

目標指標	現状値(平成 21 年度)	目標値(平成 32 年度)	備考
図書館の年間個人貸出冊数	69,278 冊/年	71,000 冊/年	
読み聞かせなどの行事の開催回数	55 回/年	60 回/年	幼児を含む子どもを対象とした読み聞かせなどの読書活動の実施回数

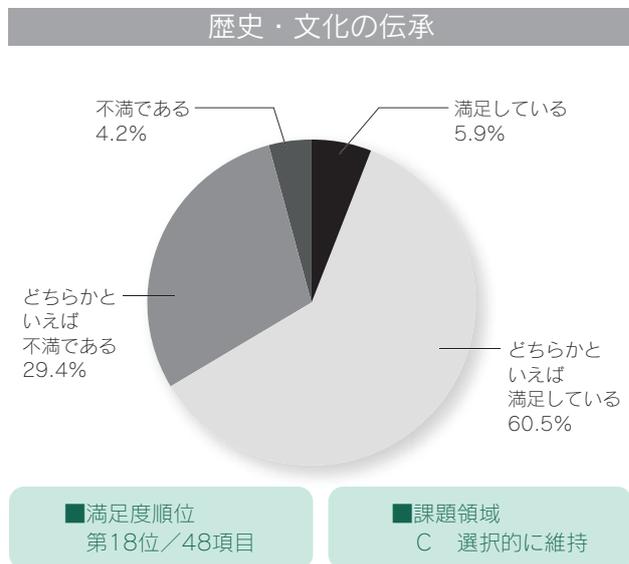


ブックスタート…子どものことばと心を育てるために、絵本を通して親子のふれあいを大切にするもので、赤ちゃんの誕生後に本とふれあう機会をつくる事業です。

(3) 歴史文化

【現状と課題】

- 本町は、養老の滝、元号「養老」にまつわる歴史文化とともに、国指定重要文化財3件をはじめ、208件の指定文化財を有し、古くから伝わる歴史・文化資源が多いまちです。また、歴史的価値の高い象鼻山古墳群が発掘調査され、適正な保護と活用が期待されています。
- 県の重要文化財に指定されている曳軸が練り歩く高田祭りや室原祭り、さらには県の無形民俗文化財である栗笠の獅子舞など、多様な祭と伝統芸能の保存会が組織され、地域住民の努力によって伝承されています。
- 宝暦治水工事における薩摩義士や田中道麿翁など、郷土の偉人の慰霊祭や顕彰活動が行われています。
- 多彩な歴史文化資源を理解する場や、その情報を提供する機会が限られているため、町の歴史文化に対する住民の認識が希薄化してきています。歴史文化資源を掘り起こし、誇れる郷土遺産として再評価し、認識を新たにしていく取り組みが必要です。



《指定文化財の状況》

(単位：件)

指定名称	指定種別	国指定	県指定	町指定	計
重要文化財	建造物	—	—	3	3
	絵画	—	—	10	10
	彫刻	1	4	12	17
	工芸品	2	3	17	22
	書跡	—	—	18	18
	典籍	—	—	5	5
	古文書	—	—	69	69
	考古資料	—	1	5	6
	歴史資料	—	—	1	1
	小計		3	8	140
民俗文化財	有形民俗文化財	—	2	8	10
	無形民俗文化財	—	1	7	8
	小計	—	3	15	18
記念物	史跡	—	5	16	21
	特別天然記念物	—	1	17	18
	小計	—	6	33	39
計		3	17	188	208

平成22年9月末現在

(資料：生涯学習課)

【基本・個別施策と内容】

①文化財などの調査・保護

● 1 * 歴史文化資源の掘り起こし

・保存会活動やコミュニティ活動などと連携し、薩摩義士関係史跡など治水、また伝統行事や郷土芸能、伝統食、伝統技術など地域固有の歴史文化資源の掘り起こし活動の支援を進めます。

● 2 * 指定文化財、歴史文化資源の保存の充実

・歴史文化資源の調査研究を進め、文化財指定、指定文化財の周辺環境の整備など保護・活用対策を図ります。

・郷土資料館の機能整備や収蔵庫の確保など、歴史文化資料や民俗資料の保管方法の改善を進めます。

目標指標	現状値(平成 21 年度)	目標値(平成 32 年度)	備考
歴史・文化の伝承に満足している人の割合	66.4%	75.0%	住民アンケート調査、満足しているとどちらかといえば満足しているの合計
指定文化財の件数	208 件	210 件	国・県・町の指定文化財の総数

②文化遺産の継承

● 1 * 伝統行事や郷土芸能の継承支援

・公共施設などを有効活用した歴史文化資料紹介コーナーの設置や郷土芸能、伝統技術を公開できる場の提供を進めます。

・わが町の発展に尽力された先人の偉業をたたえる顕彰事業を推進します。

● 2 * 歴史文化資料の情報提供と公開

・歴史文化資料を整理し、観光交流情報として提供します。

・養老町文化財アーカイブ事業を展開し、自然、歴史文化、伝統産業など地域資料のデジタルアーカイブ化*を推進し、郷土学習への教材化やインターネットを活用し、文化遺産を残す地域そのものが博物館となる環境づくりを行います。またそれに伴い携帯端末による情報提供など情報提供手段を強化します。

● 3 * 郷土学習活動の推進

・自然や歴史文化資源を活用し、学校教育や生涯学習講座などと連携した郷土学習活動を推進し、住民相互の交流を促進するイベントや体験企画を実施します。

・ご当地検定*の実施を検討するなど、わが町を楽しく学ぶことができる方法により、郷土への関心を高める活動を進めます。

● 4 * イベントや交流を通じた養老の歴史文化の情報発信

・元正天皇の行幸にちなんだ養老改元 1300 年祭、宝暦治水工事 260 年祭、養老町「家族の絆 愛の詩」募集などを通じて全国的な情報発信と養老ネットワークづくりを進めます。

● 5 * 歴史文化観光づくりの推進

・象鼻山古墳群をはじめ、歴史文化資源を活用した体験学習のツアー企画の商品化など、文化遺

デジタルアーカイブ化…有形・無形の文化資源などをデジタル化し記録・保存を行うこと。資料を精緻に電子化することにより、オリジナル資料へのアクセスの必要性を減らすことができるため、将来的にも資料の傷みを最小限にすることが可能になります。

ご当地検定…特定の地域に関する文化や歴史などの知識を測る試験。検定は、主に地方公共団体や商工会などの主催で行われ、検定に合格すると主催団体から当該地域について、一定の知識を有しているという認定を受けることができます。

産の継承と観光交流企画との連携を進めます。また、歴史文化資源をつなぐ広域的な文化観光のコースづくりを進めます。

- ・郷土学習活動などの推進と連動して、郷土学習の成果を観光交流企画に対応するガイドや講師を育成します。

目標指標	現状値(平成 21 年度)	目標値(平成 32 年度)	備考
デジタルアーカイブした文化財の件数	1 件	5 件	デジタル化して記録保存した文化財の総数
文化観光コースの整備件数	2 件	3 件	文化観光コースとして整備した件数（整備済:伊勢街道コース、養老公園・竜泉寺コース）

第2編〈第1章〉
基本計画

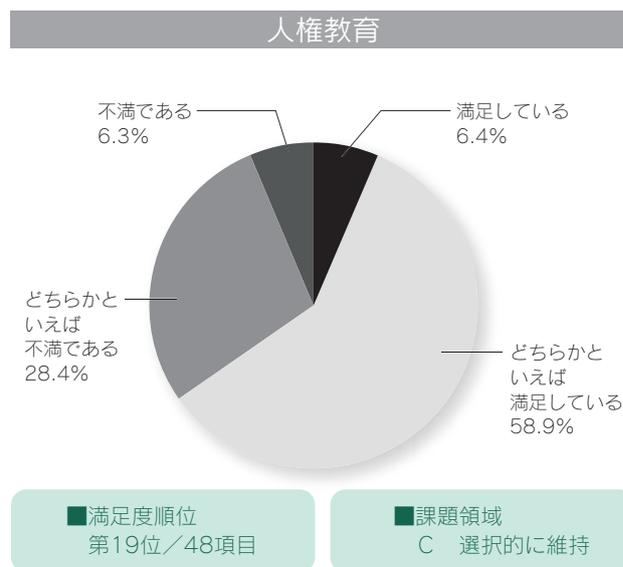


3 人権の尊重と男女共同参画のまちづくり

(1) 人権

【現状と課題】

- 本町では、かねてより同和問題を人権問題における最優先課題とし、生活環境の改善や就労、教育などの生活支援を行うとともに、さまざまな分野、機会を捉えて人権啓発、人権教育に力を注いできましたが、古くからの慣習、世代による価値観の相違などから、今日なお人権問題はさまざまな形態で存在しています。
- 町では、すべての人権問題を解決し、すべての人が心豊かに安心して暮らせる町の実現をめざし「人権擁護の町」の宣言（平成12年9月28日）を行い、人権擁護に関連する数多くの事業に取り組み、新たに改定した「養老町人権教育・啓発に関する基本計画」（平成22年3月）に基づいて、今日的な人権の尊重に関わる課題への対応を方向づけています。

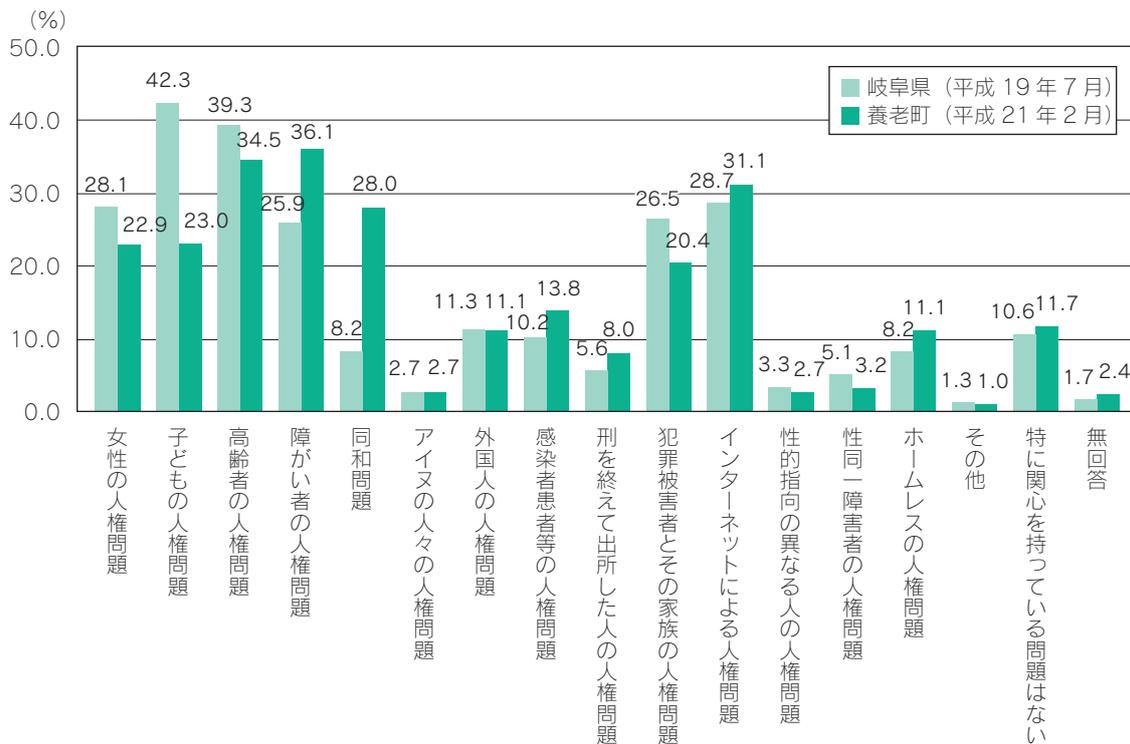


【関連する分野計画】

養老町人権教育・啓発に関する基本計画（平成22年3月）



《人権問題への関心》



(資料：人権推進課「人権についてのアンケート調査」)

【基本・個別施策と内容】

①人権の尊重

● 1 * 人権相談の充実

- ・ 関係機関との連携により、人権に関する各種相談体制を強化し、悩みの解消を図るとともに、問題の実態把握と解決のためのネットワークの充実を進めます。

● 2 * 関係機関、団体との連携と推進体制の強化

- ・ 町行政を中心に、人権擁護機関、関係組織・団体との連携、情報交換を強化し、人権問題に迅速かつ的確に対応する体制の確立を図ります。
- ・ 学校・企業・地域・家庭の連携など人権の尊重を地域ぐるみで推進します。

目標指標	現状値(平成 21 年度)	目標値(平成 32 年度)	備 考
人権・心配ごと相談件数	21 件/年	30 件/年	定期に開設している人権・心配ごと相談所に相談に来所した住民の数

②人権啓発・教育の推進

● 1 * 人権問題への認識を深める啓発、教育、学習活動の展開

- ・ 広報紙掲載「シリーズ人権」の改善など、人権問題に対する理解と認識を深めるための啓発活動を推進します。
- ・ これまでの実績を基礎にし、人権教育の各種事業の見直しと人権教育関係組織の事業運営体制を強化し、学校教育、社会教育などのさまざまな分野で人権教育を推進します。
- ・ 男女共同参画の推進と合わせた事業連携、福祉分野との事業連携などを進め、ノーマライゼー

ション*理念の普及を進めます。

● 2 *新たな人権に関する課題への対応

・子ども、女性、高齢者、障がいのある人、外国人などの人権に対応する啓発を推進します。

目標指標	現状値(平成 21 年度)	目標値(平成 32 年度)	備考
人権同和教育研修会において「ためになった」と回答した参加者の割合	95.3%	97.0%	研修会で実施したアンケート調査、「ためになった」としている参加者数
町広報紙で人権課題を取り上げ啓発などを行った回数	9 回/年	12 回/年	町広報紙で、「シリーズ人権」および関係課による掲載内容により啓発などを行った回数

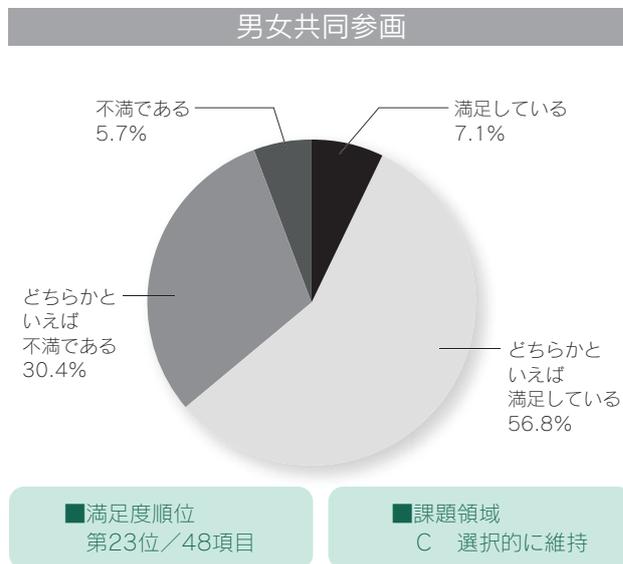


ノーマライゼーション…年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが社会参加でき、普通に生活を送ることのできる社会が正常な社会であるという考え方です。

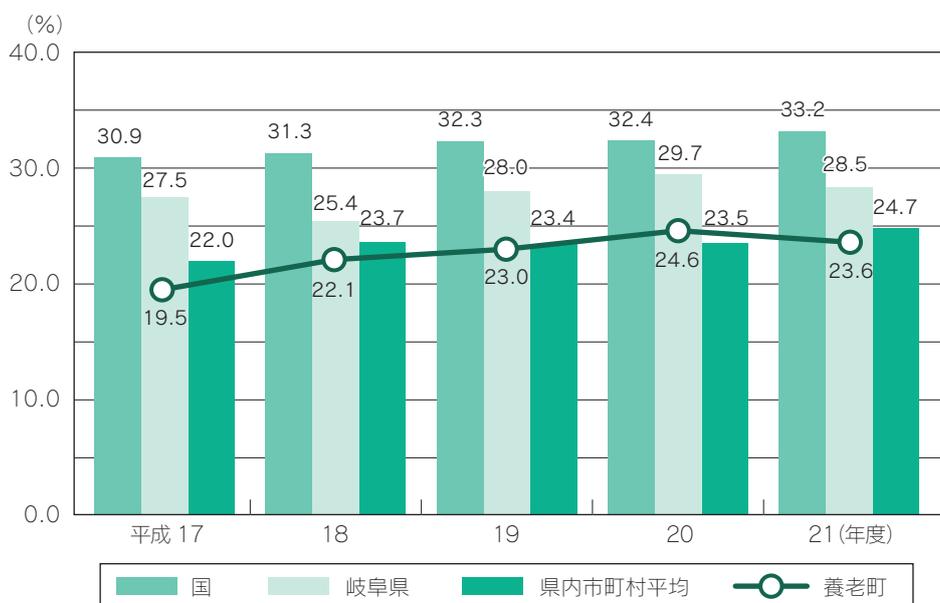
(2) 男女共同参画

【現状と課題】

- 本町では、「養老町男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の形成に向けた取り組みを進め、さらに平成17年4月には養老町男女共同参画のまちづくり条例を施行し、男女共同参画社会推進大会などを通じて、意識啓発に努めています。
- 男女共同参画プランの着実な推進を図るため、庁内各課員からなる男女共同参画社会推進委員会を設置して、毎年進捗度の検証をしています。
- 各地区の地域行事や公民館活動などにおいて、地域女性団体や地区の女性たちは、重要な役割を果たしています。
- さまざまな分野において、依然として性別による役割分担意識や社会慣行は根強く残っており、女性の社会参加を支える環境はまだまだ十分ではない現状にあります。
- 今後、少子高齢化の進行に対応するためには、男女共同参画社会づくりがますます重要になります。今後も男女共同参画プランに基づき、地域・家庭・職場における男女平等意識の啓発、男女共同参画についての情報提供を進めながら社会環境を改善していく必要があります。



《審議会等の女性委員の登用率の推移》



(資料：総務課・「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」内閣府男女共同参画局)

【基本・個別施策と内容】

①男女共同参画の体制強化

● 1 * 養老町第二次男女共同参画プランの策定

・ 現行プランの進捗と効果を検証し、今後の目標や施策を設定する「養老町第二次男女共同参画プラン」の策定を進めます。

● 2 * 住民（家庭）・事業者・行政一体の推進体制の強化

・ 男女共同参画プランの進行管理と評価を住民参画により進めるとともに、男女共同参画のまちづくりの実践を図るための住民・事業者・行政が一体となった推進体制を強化します。

目標指標	現状値(平成 21 年度)	目標値(平成 32 年度)	備考
男女共同参画施策に満足している人の割合	63.9%	70.0%	住民アンケート調査、満足しているとどちらかといえば満足しているの合計
ジェンダー*を認識している人の割合	31.0% (平成 20 年度)	35.0%	「養老町男女共同参画に関するアンケート調査」より

②男女共同参画の環境づくり

● 1 * 男女共同参画意識の啓発

・ 男女共同参画社会推進大会の実施、定期的な意識調査、情報提供などにより、人権の尊重や男女平等意識の啓発を進めます。

・ 政策決定過程や各種審議会などへの女性登用の拡大を図り、あらゆる分野で男女が対等な立場で持てる能力を発揮できる社会環境の整備を進めます。

● 2 * 女性活動団体の育成

・ 活動拠点施設の充実を進め、活動事例の紹介や活動促進への情報提供機能を強化します。

・ 女性団体相互の連携とリーダー育成を推進し、環境保全や消費生活関連など女性力を活かした地域課題に対応する活動の支援を強化します。

● 3 * 子育て支援環境と就労条件の整備促進

・ 女性が働き続けられるための子育てと仕事が両立できる支援環境の充実を図るとともに、子育てへの男女共同参画意識の浸透、事業者などへの女性就労のための条件整備の促進など、男女が平等に働ける環境整備を進めます。

・ 女性起業家の育成、支援を図り、女性の社会進出、女性が活躍する社会づくりを促進します。

目標指標	現状値(平成 21 年度)	目標値(平成 32 年度)	備考
審議会などへの女性登用率	23.6%	30.0%	審議会などの委員に占める女性委員の割合
女性団体連絡会議などの開催数	2 回/年	4 回/年	

ジェンダー…「男は仕事、女は家庭」という固定的な意識など、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような社会的、文化的に形成された性別のことをいいます。先天的・身体的・生物学的な性別を示すセックス（英語:Sex）とは区別して使われ、ジェンダーという用語自体には、良い悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

《施策体系》

施策の柱	施策項目	基本施策	個別施策	担当課
1	(1) 学校教育	① 教育行政の推進	● 1 * 教育振興基本計画の策定	教育総務課
		② 就学前教育の充実	● 1 * 幼稚園教育の充実	教育総務課
			● 2 * 子育て支援機能の充実	健康福祉課 教育総務課
			● 3 * 保育園、小学校との連携	健康福祉課 教育総務課
		③ 学校教育内容の充実	● 1 * 新たな教育課題への対応	教育総務課
			● 2 * 地域を教材にする体験的教育の推進	教育総務課
			● 3 * 教育の情報化の推進	教育総務課
			● 4 * 交流教育、国際理解教育の推進	教育総務課
			● 5 * 特別支援教育の充実	教育総務課
			● 6 * 保育園、幼稚園、小学校、中学校の連携	教育総務課
			● 7 * 健康な児童生徒の育成	教育総務課
			● 8 * 教育相談の充実	教育総務課
		④ 教育環境の整備	● 9 * 教員研修の充実	教育総務課
			● 1 * 幼稚園、学校施設の整備	教育総務課
			● 2 * 学校や地域の安全対策の強化	教育総務課
			● 3 * 地域と連携する学校運営	教育総務課
	(2) 青少年育成	① 育成体制の充実	● 4 * 家庭・地域・学校の連携強化による地域教育力の向上	生涯学習課
			● 1 * 育成関係組織の機能分担の整理と相互の連携強化	生涯学習課
			● 2 * 子ども会単位組織の再編成	生涯学習課
			● 3 * 子育て支援対策やコミュニティ活動と連携した育成事業の推進	生涯学習課
			● 4 * 地域環境の改善	生涯学習課
		② 育成活動の推進	● 5 * 青少年問題相談体制の充実	生涯学習課
			● 1 * 養老町「家族の絆 愛の詩」募集事業の推進	生涯学習課
			● 2 * ボランティア活動などへの社会参加、世代間交流の促進	生涯学習課
			● 3 * 子どもたちの自主企画、自主運営事業の促進	生涯学習課
			● 4 * 地域資源を活かした体験学習活動の促進	生涯学習課
	(3) 生涯学習	① 生涯学習推進体制の充実	● 5 * 大垣養老高校生徒と地域との相互交流活動の推進	生涯学習課
			● 1 * 生涯学習指針の推進	生涯学習課
			● 2 * 生涯学習活動の推進母体組織の機能強化	生涯学習課
			● 3 * 学習活動団体の育成と相互連携の推進	生涯学習課
		② 学習活動施設の充実	● 4 * 指導者の育成と確保	生涯学習課
			● 1 * 関連施設の機能整備の推進	生涯学習課
● 2 * 関連施設の有効活用			生涯学習課	
③ 学習活動の支援		● 3 * 施設管理・運営の充実	生涯学習課	
		● 1 * 学習情報の提供方法の充実	生涯学習課	
(4) 生涯スポーツ	① 推進体制の充実	● 2 * 自主企画・運営講座の活動支援	生涯学習課	
		● 3 * まちづくり、地域課題対応の学習企画の推進	生涯学習課	
		● 4 * 町外在住者参加も対象にした公開講座企画の推進	生涯学習課	
		● 1 * スポーツ振興計画の策定	スポーツ振興課	
		● 2 * 推進関連組織の機能分担と連携の強化	スポーツ振興課	
	② 活動施設の充実	● 3 * スポーツ関係団体の育成	スポーツ振興課	
		● 4 * 総合型地域スポーツクラブの育成	スポーツ振興課	
		● 5 * 指導者の育成と確保	スポーツ振興課	
		● 1 * スポーツ施設の機能整備	スポーツ振興課	
		● 2 * 施設管理運営体制の充実	スポーツ振興課	
		● 3 * 健康・体力づくりと観光・健康との連携	スポーツ振興課	

第2編(第1章)
基本計画

施策の柱	施策項目	基本施策	個別施策	担当課
		③活動の促進	● 1 *生涯スポーツの普及 ● 2 *競技スポーツの振興 ● 3 *スポーツ交流	スポーツ振興課 スポーツ振興課 スポーツ振興課
		④ぎふ清流国体の開催	● 1 *開催施設の整備 ● 2 *開催運営体制の整備	スポーツ振興課 スポーツ振興課
2 地域文化を育むまちづくり	(1) 地域間・国際交流	①地域間交流の推進	● 1 * 養老からの情報発信の強化	管理情報課 生涯学習課
			● 2 * 全国的な“養老”交流ネットワークづくりの展開	企画政策課
			● 3 * 田舎暮らし体験募集や農業体験、自然学習企画などの推進	農林水産課
			● 4 * 交流を通じた施設などの誘致	商工労働課 生涯学習課
		②国際化対応の環境整備	● 1 * 外国人が暮らしやすい環境整備	企画政策課
			● 2 * 外国人対応の行政窓口サービスなどの改善	企画政策課
	③国際交流の推進	● 3 * 国際理解、外国語、多文化共生を学ぶ機会の充実	教育総務課 生涯学習課	
		● 1 * 国際交流活動の支援	生涯学習課	
		● 2 * 企業などと連携した国際交流の展開	スポーツ振興課	
	(2) 文化活動	①地域文化振興体制の充実	● 3 * 地域課題対応の海外研修の推進	企画政策課
			● 1 * 文化施設の有効活用	生涯学習課 中央公民館
			● 2 * 文化関係団体の育成	生涯学習課 中央公民館
		②地域文化活動の支援	● 3 * 地域文化活動情報の発信強化	生涯学習課 中央公民館
			● 1 * 優れた芸術文化にふれる芸術文化事業の推進	生涯学習課
			● 2 * 活動団体の発表と交流機会の充実	生涯学習課
● 3 * 町内外の芸術文化、創作活動グループの交流企画の推進			生涯学習課	
● 4 * 子どもたちの文化芸術体験企画の強化			生涯学習課	
③図書館活動の推進		● 5 * 文化観光づくりの推進	商工労働課 生涯学習課	
	● 1 * 図書館サービスの充実	図書館		
(3) 歴史文化	①文化財などの調査・保護	● 2 * 読書活動など子育て応援の推進	図書館	
		● 3 * 地域の情報拠点機能としての特色づくり	生涯学習課 図書館	
		● 1 * 歴史文化資源の掘り起こし	生涯学習課	
	②文化遺産の継承	● 2 * 指定文化財、歴史文化資源の保存の充実	生涯学習課	
		● 1 * 伝統行事や郷土芸能の継承支援	生涯学習課	
		● 2 * 歴史文化資料の情報提供と公開	生涯学習課	
		● 3 * 郷土学習活動の推進	教育総務課 生涯学習課	
3 人権の尊重と男女共同参画のまちづくり	(1) 人権	● 4 * イベントや交流を通じた養老の歴史文化の情報発信	生涯学習課	
		● 5 * 歴史文化観光づくりの推進	商工労働課 生涯学習課	
	①人権の尊重	● 1 * 人権相談の充実	人権推進課	
		● 2 * 関係機関、団体との連携と推進体制の強化	人権推進課	
	②人権啓発・教育の推進	● 1 * 人権問題への認識を深める啓発、教育、学習活動の展開	人権推進課 生涯学習課	
		● 2 * 新たな人権に関する課題への対応	人権推進課 生涯学習課	
	(2) 男女共同参画	①男女共同参画の体制強化	● 1 * 養老町第二次男女共同参画プランの策定	総務課
			● 2 * 住民（家庭）・事業者・行政一体の推進体制の強化	総務課
		②男女共同参画の環境づくり	● 1 * 男女共同参画意識の啓発	総務課
			● 2 * 女性活動団体の育成	総務課
● 3 * 子育て支援環境と就労条件の整備促進			総務課 健康福祉課	

第2章

活力のあるまち【基盤】

1 便利な交通網、情報基盤づくり

(1) 公共交通

【現状と課題】

(鉄道)

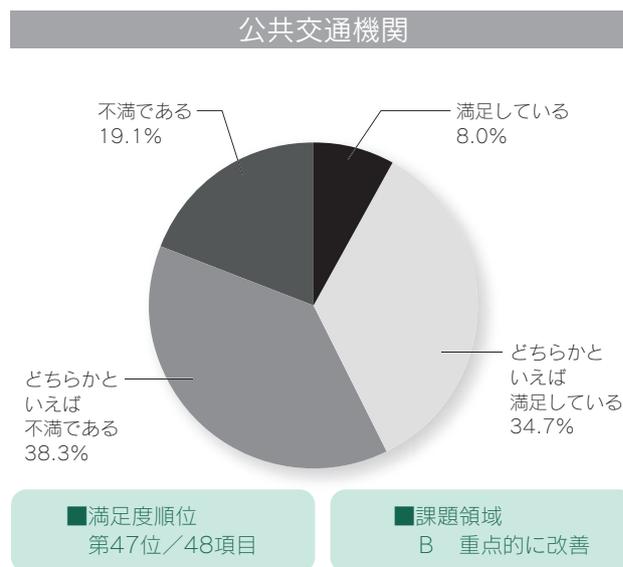
- 養老鉄道は、通勤・通学など日常的な公共交通手段として利用されていますが、行動手段が車中心へ移行する中で利用者が減少しており、沿線市町と連携して鉄道運営維持を図っていますが、利用者減による財政的負担増が懸念されています。
- 養老鉄道を守る会を中心に養老鉄道を利用したイベントなどを実施し、「乗って守ろう 養老鉄道」を合言葉に意識の高揚を図っており、今後の高齢社会の進行などに対応する定住環境の整備や地域活性化に不可欠な交通機関として、一層の利用促進対策を図りつつ存続していく必要があります。

(バスなど)

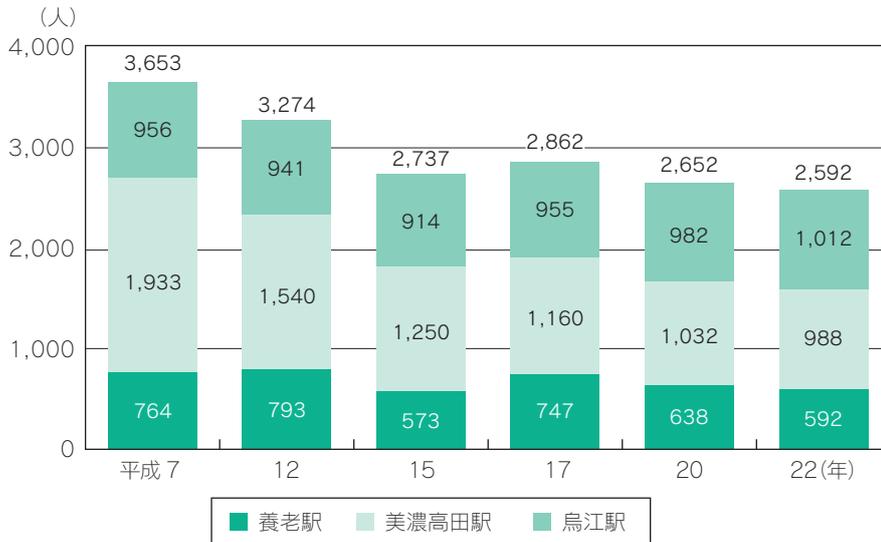
- 町内には公的な補助による自主運行バスを含め2路線が運行されていますが、さらに合理化のための路線の変更やダイヤの改正など改善策を検討しています。
- 民間のバス路線の縮小と車利用が困難な高齢者などに対応して、公共施設巡回バス（げんちゃん号）を4路線（1日16本）運行し、年間延べ約3万人の利用者があり、利用者の多くは高齢者が占めています。
- 公共施設巡回バスについては、今後の高齢化の進行に対応する地域交通手段として、さらに便利な運行と、補完的な交通手段としてではなく、地域の交通機関としてより充実した運行形態の検討を進めていく必要がありますが、停留所の設置などにも制約が多い現状にあります。なお、平成17年国勢調査による老年人口（65歳以上）は6,736人、総人口の20.7%を占めていますが、推計値では本計画の目標年度である平成32年には総人口の約3割に達すると見通されます。

(総合交通計画)

- 公共交通機関の確保、利便化は、今後のまちづくりにおいて重点的な課題になっています。町では公共交通手段の確保をはじめ、道路網の整備など地域交通を取り巻くさまざまな課題に総合的に対応し、長期にわたる交通施策を定めるため、総合交通計画を策定していく必要があります。総合交通計画においては、自動車交通から公共交通利用の促進、周辺市町など広域的な連携の観点から、住民生活に密着した交通網、利便性の高い地域交通手段、環境と調和した交通手段など、道路網、公共交通網の両面から検討を進めることにしています。



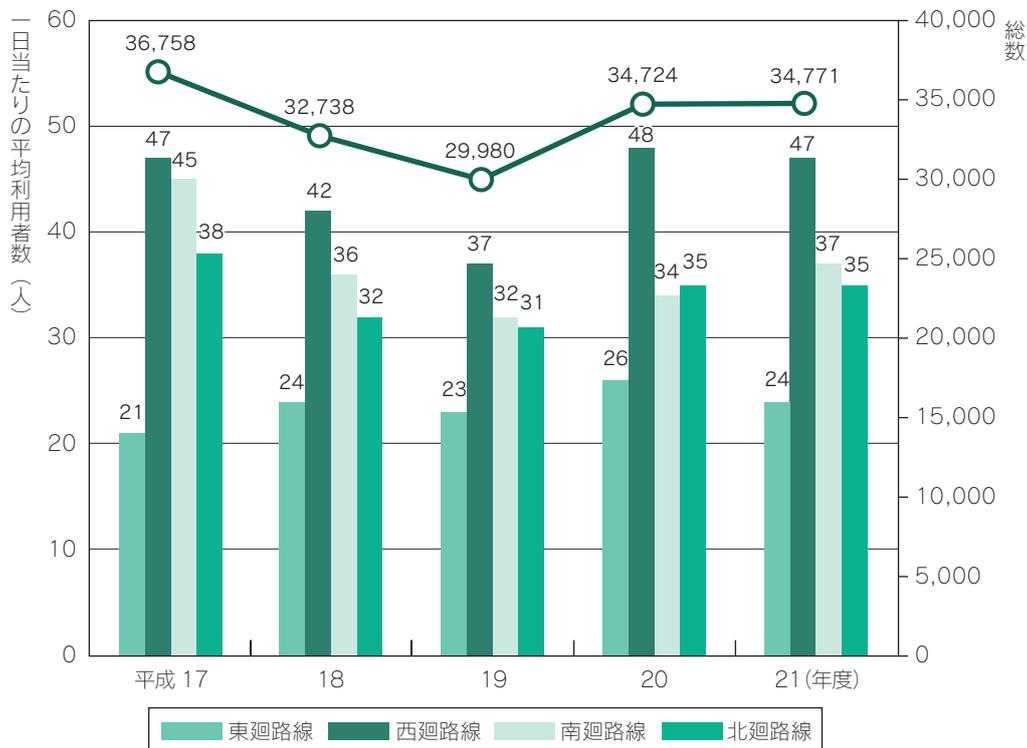
《養老鉄道の乗降客数（一日あたり）の推移》



※各年、11月の特定日における一日当たりの乗降客数

(資料：養老鉄道(株))

《公共施設巡回バス利用者数の推移》



(資料：管理情報課)



【基本・個別施策と内容】

①総合交通体系の確立

● 1 *総合交通計画の策定

- ・高齢化が進行する中での定住環境の整備、新たな地域活性化に対応した町の総合的な交通体系の確立をめざして、交通移動の実態調査などをもとに、本町の道路網や公共交通手段のあり方などの指針となる総合交通計画を策定し、歩行者通行や自転車走行環境の改善も含めた計画の推進を図ります。

目標指標	現状値(平成 21 年度)	目標値(平成 32 年度)	備考
公共交通機関に満足している人の割合	42.7%	60.0%	住民アンケート調査、満足しているとどちらかといえば満足しているの合計

②公共交通機関などの維持

● 1 *地域と事業者一体の鉄道存続への取り組み

- ・鉄道事業者と連携した養老鉄道を守る会などの地域ぐるみの組織活動を推進し、地域住民の利用促進企画、鉄道利用による観光企画の充実など、利用促進への企画事業の推進を図ります。

● 2 *駅周辺整備と連携したパーク&ライド*環境などの整備

- ・駅周辺の駐車場確保やバス運行との接続など、円滑なパーク&ライド環境の整備を進めます。

● 3 *路線バスの確保と公共施設巡回バス(げんちゃん号)の運行改善

- ・公共施設巡回バス運行との接続など路線バス運行路線の維持を図ります。
- ・公共施設巡回バスの運行体制や運営方式の改善に継続的に取り組み、高齢社会に対応する住民生活に密着した交通機関としての維持を図ります。

● 4 *補完的な交通手段の確保

- ・高齢者などに対応する移動・送迎サービスなどの福祉事業、オンデマンドバス・タクシー*などの新たな交通手段などを含めて、交通手段の空白地域の解消、交通手段の多様化の研究を進めます。

目標指標	現状値(平成 21 年度)	目標値(平成 32 年度)	備考
養老鉄道乗降客数	2,592 人 (平成 22 年 11 月)	3,000 人	養老駅、美濃高田駅、烏江駅で乗り降りする1日あたりの合計客数
公共施設巡回バスの利用者数	34,771 人/年	36,500 人/年	公共施設巡回バス(げんちゃん号)の全路線の年間利用者数

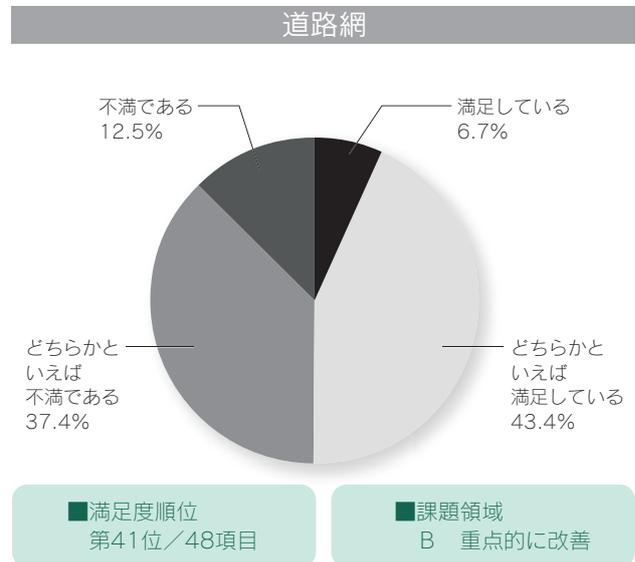
パーク&ライド…自宅から自家用車で最寄りの駅またはバス停まで行き、車を駐車させた後、バスや鉄道などの公共交通機関を利用して都心部の目的地に向かうシステム。都市部や観光地などの交通渋滞の緩和のためだけでなく、排気ガスによる大気汚染の軽減、CO₂の削減といった効果も期待されています。

オンデマンドバス・タクシー…交通不便地域の解消や高齢者・障害者など外出の困難な人の日常生活の移動手段を確保するために、決まった時刻に、決まった経路を移動する路線運行ではなく、乗客の希望に応じて予約制で移動し、乗客がいなければ運行しない小型バスや乗り合いタクシーを利用した運行方式をオンデマンド型交通と言います。予約受け付けや運行管理にはICT(情報技術)が利活用され、各地で事業化や実証運行が進められています。日本ではデマンドバス・タクシーとも呼称されます。

(2) 道路網

【現状と課題】

- 東海環状自動車道路の延伸整備が進められており、本町においては名神高速道路養老ジャンクション（仮称）以北の完成が平成24年度、その数年後に養老IC（仮称）の完成をめざし整備が進められています。また、名神高速道路養老SA付近にスマートインターチェンジの整備を検討するため、調査を進めています。
- 国道258号は、町内の4車線化工事が進められています。主要地方道は、南濃関ヶ原線、大垣養老公園線、羽島養老線の3路線があり、流通や産業交通の基幹道路として利用車両が増加しており、道路規格の能力向上と、バイパス整備としての路線改良（大垣養老公園線・羽島養老線）の方向も計画されていますが、円滑に連結するアクセス道路の計画的な整備が課題となっています。



- 一般県道6路線や幹線町道（1級町道：延長31.4km、2級町道：延長31.4km）は、幅員の狭小区間がまだまだ多く、道路拡幅の推進による交通渋滞の解消や歩行者通行や自転車走行の安全性を確保することが必要です。
- その他の町道（3級町道：延長846.4km）は、未舗装道路も多く、改良には多くの事業費を要するため、当面は未舗装道路の解消や現道路の維持管理の充実が必要です。特に、町道の草刈りなどの維持管理は地元の人々の奉仕により行われてきましたが、高齢化が進み継続が困難となってきた地区が多くなり、維持管理体制の再整備が求められています。

《道路の現況》

区分	路線数	実延長(m)	改良		舗装		
			延長(m)	改良率(%)	延長(m)	改良率(%)	
国道	1	5,845.0	4,796.0	82.1%	5,845.0	100.0%	
県道	9	50,020.8	43,810.9	87.6%	50,020.8	100.0%	
町道	1級	17	31,410.3	24,162.4	76.9%	30,673.9	97.7%
	2級	29	31,394.4	20,756.5	66.1%	28,907.4	92.1%
	その他	3,133	846,396.4	277,836.2	32.8%	454,710.4	53.7%
	計	3,179	909,201.1	322,755.1	35.5%	514,291.7	56.6%
合計	3,189	965,066.9	371,362.0	38.5%	570,157.5	59.1%	

※平成22年4月1日現在

(資料：建設課)

【基本・個別施策と内容】

①広域幹線道路の整備促進

- 1 * 東海環状自動車道養老IC（仮称）アクセス道路の整備
 - ・ 養老IC（仮称）の波及効果を企業などの立地の誘導、観光誘客など産業の振興と地域活性化に効果的に結びつけるため、養老IC（仮称）とのアクセス道路の整備を推進します。
- 2 * 名神高速道路養老SAスマートインターチェンジの整備
 - ・ 企業などの立地など周辺地域の開発誘発、商業や観光などの集客力の向上、所要時間の短縮、災害時などの迂回路機能、救急搬送時間の短縮の効果など、本町のみならず、周辺市町の地域振興を促進するため、名神高速道路養老SAスマートインターチェンジの整備に取り組みます。
- 3 * 広域幹線道路の改良整備の促進
 - ・ 国道258号の4車線化を促進します。
- 4 * 主要地方道バイパス整備計画の促進
 - ・ 南濃関ヶ原線の改良工事、大垣養老公園線・羽島養老線のバイパス整備計画を促進します。
 - ・ 養老平田線・養老垂井線・小倉烏江大垣線の改良工事を促進します。

目標指標	現状値(平成21年度)	目標値(平成32年度)	備考
国道258号の4車線化区間の整備状況	78.3%	100.0%	整備計画距離のうち、整備を実施した距離の割合
主要地方道県道大垣養老公園線バイパス整備率	28.3%	90.0%	整備計画距離のうち、整備を実施した距離の割合
主要地方道県道羽島養老線バイパス整備率	67.7%	100.0%	整備計画距離のうち、整備を実施した距離の割合

②町道など整備の推進

- 1 * 広域幹線道路アクセス道の整備
 - ・ 養老IC（仮称）、広域幹線道路とのアクセス道路など町域の道路体系を強化するため、一般県道の整備を促進するとともに、幹線町道の重点的な整備を推進します。
- 2 * 生活道路の整備
 - ・ 地区間道路、生活道路などの狭小道路の解消、未舗装道路の整備など、計画的な整備を推進します。

目標指標	現状値(平成21年度)	目標値(平成32年度)	備考
町道(1～2級)改良率	71.5%	100.0%	町道(1・2級)の全体距離に対して改良した距離の割合
町道(その他路線)舗装率	53.7%	80.0%	町道(その他路線)の全体距離に対して舗装した距離の割合

③道路環境の整備

● 1 *道路の安心・安全環境の整備

- ・安全施設や歩道などの整備促進、迂回路的な自転車通行路の確保など、歩行者通行や自転車走行環境の改善を推進します。
- ・歩道段差などの解消、バリアフリー化を推進します。
- ・道路体系についてわかりやすく情報提供するため、動線に応じた道標サインの見直しを進め、関係機関と連携による整備を図ります。
- ・橋りよの予防的な修繕および計画的な架け替えにより長寿命化を図り、道路網の安全性・信頼性の確保を進めます。

● 2 *沿線美化や緑と花の景観づくり活動の推進

- ・コミュニティ活動などと連携し、沿線の美化活動、花の植栽など道路沿線の潤いづくりを進めます。

● 3 *地域協働での維持管理の推進

- ・町道の整備、維持管理、道路沿線の美化における地域協働型の手法を検討し、住民参画と機能分担による取り組みを推進します。

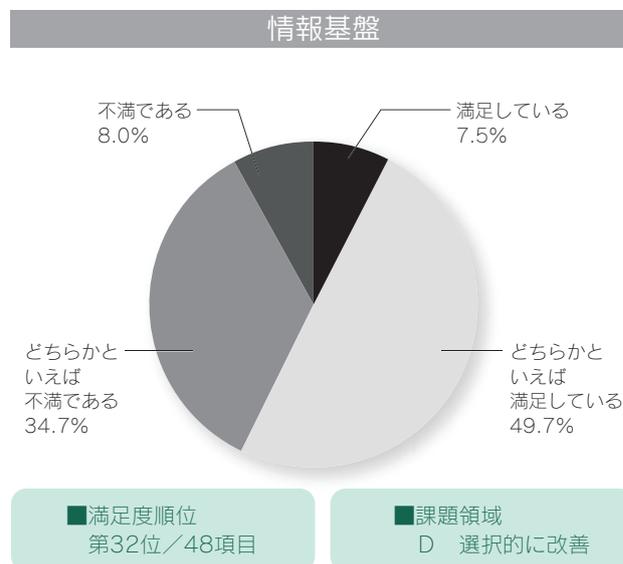
目標指標	現状値(平成 21 年度)	目標値(平成 32 年度)	備考
道路網の整備に満足している人の割合	50.1%	70.0%	住民アンケート調査、満足しているとどちらかといえば満足しているの合計
協力ボランティア団体数	7 団体	20 団体	沿線の美化活動などを行うボランティア団体数



(3) 情報基盤

【現状と課題】

- あらゆる分野で高度情報化が急速に進展しており、産業振興や住民の暮らしのうえで地域における情報基盤の一層の整備が必要とされています。
- 町内では、CATV*事業者を誘致し、町内全域においてブロードバンド環境*が整備され、CATVの加入世帯は5割を越えています。また、CATV網を利用して行政データ放送を配信し、災害時には緊急情報を配信することも可能となっています。また、企業から要請されていたNTT光回線の一部地域への整備が進んでいます。
- 町行政においては、全国的な情報ネットワークの構築に連動した各種行政業務情報システムの整備を推進し、CATV網を利用した行政情報専用線を整備し、セキュリティの向上を図っており、住民サービスの向上と業務の効率化、経費節減に向けた電子自治体への構築を進めています。
- 地上デジタル放送の完全移行（2011年7月）への対応については、受信方法などの周知徹底をしていく必要があります。
- 防災行政無線が屋外拡声子局、戸別受信機器で運用されており、非常時など対応の情報・通信手段として機能していますが、整備されてから既に20年が経過し、老朽化が著しいため維持管理とともに、更新を計画的に進めていく必要があります。



《CATVの普及状況》

区 別	CATV加入世帯数	世帯普及率
全 国	3,264.2 万世帯	61.7%
東海管内	345.3 万世帯	60.1%
岐阜県	39.4 万世帯	53.3%
養老町	5,301 世帯	52.3%

※本町は、平成22年3月末、その他は平成21年3月末の住民基本台帳から算出

(資料：東海総合通信局・管理情報課)

《ケーブルインターネットの加入世帯状況》

区 別	ケーブルインターネット加入世帯数	世帯普及率
全 国	411.1 万世帯	7.8%
東海管内	65.7 万世帯	11.4%
岐阜県	8.9 万世帯	12.0%
養老町	2,554 世帯	25.2%

※本町は、平成22年3月末、その他は平成21年3月末の住民基本台帳から算出

(資料：東海総合通信局・管理情報課)

CATV…ケーブルテレビ。アンテナを用いずに、映像を同軸ケーブル・光ファイバーケーブルを用いて放送する有線のテレビ。双方向通信が可能です。

ブロードバンド環境…高速度で大容量のデータ転送などにより、非常に速い通信速度が得られることです。

《オンライン化済みの行政手続き等の状況》

手続きの種類	手続き総件数(件)	うちオンライン数(件)
図書館の図書貸出予約数	件数不明	108
地方税申告手続(eLTAX)	3,608	654
入札参加資格審査申請等	1,993	1,859
計	5,601	2,621

(資料：管理情報課)

【基本・個別施策と内容】

①地域情報化基盤の整備

- 1 * C A T V 網の高度利用の推進
 - ・行政専用線を利用した住民サービスの検討など、C A T V 網の高度利用を進めます。
- 2 * N T T 光回線整備の促進
 - ・町内全域への整備促進を要請していきます。
- 3 * 電子自治体*の推進
 - ・セキュリティ性の高いサーバなどの情報基盤整備を進め、行政手続の電子化の推進、全国的なネットワークの構築に連動した各種行政業務情報システムの整備など、電子自治体の構築を推進します。

目標指標	現状値(平成 21 年度)	目標値(平成 32 年度)	備考
C A T V の加入世帯率	52.3%	60.0%	町の全世帯数に占めるC A T V に加入する世帯の割合
電子申請・届出可能業務件数	3 件	6 件	インターネットを利用した申請・届出が可能な手続き件数

②地上デジタル放送対応

- 1 * 地上デジタル対応の周知活動
 - ・関係機関と連携し、デジタル化対応の周知徹底を進めます。

目標指標	現状値(平成 21 年度)	目標値(平成 32 年度)	備考
広報紙・ホームページへの掲載回数	2 回/年	6 回/年	地上デジタル放送移行に関する記事・情報の掲載回数

③防災行政無線の老朽化対応

- 1 * 防災行政無線施設の整備
 - ・無線施設の維持管理を進め、施設の計画的な更新を図り、非常時などの防災通信体制を強化します。

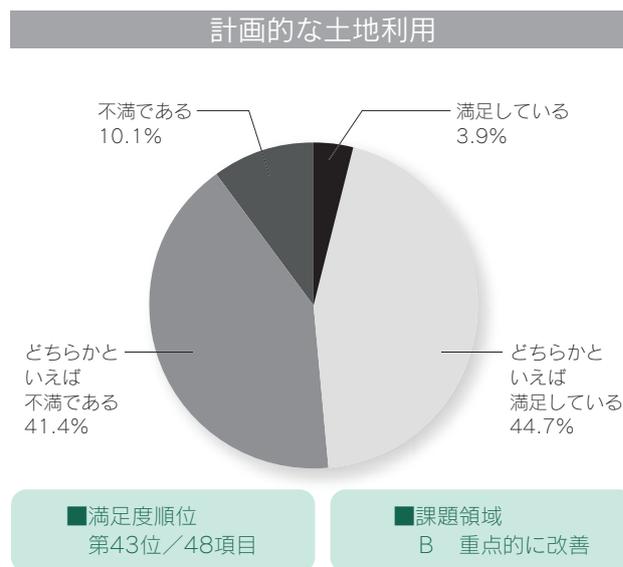
電子自治体…自治体の行政サービスを向上させるため、インターネットなどを活用して国民や企業が 24 時間 365 日ノンストップで必要な情報を容易に入手できるような自治体行政の情報化のことで。

2 快適な市街地、集落環境づくり

(1) 市街地、集落環境

【現状と課題】

- 本町は、田・畑などの農地や山林が約76%を占めており、中央の高田地区を中心に市街地が形成され、他はほとんどが田園地帯の中に集落が形成されています。工業地は町全域に点在している現状にあります。
- ほぼ全域が農業振興地域であり、平成22年度に見直された県の養老都市計画区域マスタープランにおいても、引き続き用途地域などは未指定の非線引き都市計画区域となっています。
- 高田地区の市街地は住宅を中心とした土地利用に商業施設や大規模工場をはじめとした事務所が立地し、さらに役場や福祉施設、学校、郵便局などが集積しており、本町で最も都市機能の集積が進んだ地区として発展してきました。近年のモータリゼーションの進展や、都市機能の流出、人口の少子高齢化などに伴い、市街地の停滞と空洞化が顕著となってきたことから、既存の都市機能および人口集積、コンパクトな市街地構造の維持を前提に、魅力ある市街地の形成が求められています。
- 美濃高田駅東や南濃関ヶ原線沿道など、既存市街地の隣接部に新規市街地の拡大を検討するなどあわせ、良好な市街地機能を充実していくための地区計画などの規制・誘導方策の導入、将来的な用途指定や線引きの検討が必要とされます。
- 東海環状自動車道養老IC（仮称）をはじめ、交通立地環境の変化に伴う計画的な市街地整備や新規土地需要への対応など、地域への波及効果を効果的に取り込むための都市的な機能整備が必要になっています。
- 集落部においては、生活基盤の整備を進めるとともに、沿道商業施設の立地や宅地の開発など新たな土地需要、また防災面からの空き家の管理などに適正に対応し、営農環境と調和する良好な居住環境を維持することが必要です。



【関連する分野計画】

養老町都市計画マスタープラン（平成17年3月）	将来フレーム設定平成35年
養老町景観形成基本計画（平成6年10月）	

《総面積および主要地目別面積》

区 分	面積 (ha)	割合 (%)
宅地	729.5	10.11
田	2,535.2	35.14
畑	311.1	4.31
山林	560.9	7.78
原野	64.0	0.89
池沼	102.4	1.42
その他・雑種地	2,910.9	40.35
計	7,214.0	100.00

※平成 22 年 1 月 1 日現在

(資料：税務課)

【基本・個別施策と内容】

①市街地環境の整備

● 1 *町都市計画マスタープラン*の推進

・市街地整備の方針など都市計画の長期指針となる養老町都市計画マスタープランに基づき、東海環状自動車道養老 I C（仮称）の完成による開発ポテンシャルの拡大に伴う市街地形成や新規土地需要への対応を進めます。

● 2 *コンパクトな街づくり*の推進

・既存市街地の特性を活かし、歩いて最低限の生活充足ができる街区*整備などコンパクトな街づくりをめざし、地区計画手法など都市計画事業の導入を検討し、未利用地や空き店舗の有効活用など商店街の整備を図ります。

・商店街の拠点となるまちなかサロンの整備、ポケットパーク（小規模な園地、憩いの場）の街中への配置、伝統家屋や史跡などの歴史文化を継承する街かどづくりを推進します。

● 3 *沿道商業機能などを核にする新市街地の形成

・広域幹線道路・バイパス道路や養老 I C（仮称）アクセス道路の整備に伴う沿道商業機能の立地に対応した沿道型の新市街地、美濃高田駅東や南濃関ヶ原線沿道など既存市街地の隣接部への新市街地の形成をめざします。

目標指標	現状値(平成 21 年度)	目標値(平成 32 年度)	備 考
計画的な土地利用に満足している人の割合	48.6%	70.0%	住民アンケート調査、満足しているとどちらかといえば満足しているの合計

②養老 I C（仮称）の波及効果を活かす機能整備

● 1 *養老 I C（仮称）を活かす土地需要への対応

・東海環状自動車道養老 I C（仮称）の完成に伴う波及効果を活かす機能整備を推進するため、企業・事業所などの立地や宅地開発などの新規土地需要に対応し、養老山麓部などへの誘導を図るとともに、土地開発への適正な指導を図ります。

マスタープラン…都市計画法第 18 条の 2 に規定されている市町村の都市計画に関する基本的な方針です。

街区…市街地における街路に囲まれた一区画・ブロックのことです。

コンパクトな街づくり…従来からの中心市街地において空洞化が進むとともに、都市機能の郊外移転などにより、交通弱者の利便性確保やインフラ整備など、公共投資の効率性が問題視されるようになりました。このような問題に対して、市街地の過剰な拡大とスプロール化（虫食いの宅地開発など無秩序な市街化）を抑制し、市街地のスケールを小さく保ち、歩ける範囲を生活圈と捉え、居住機能の再整備やコミュニティの再生など、住みやすいまちづくりをめざそうという考え方です。

● 2 * 幹線道路沿線などの沿道地区開発

- ・ 幹線道路網の整備に伴う沿道地区開発に対応し、地区計画などの規制・誘導方策の導入の検討を進めます。

③ 集落環境の整備**● 1 * 集落基盤整備の推進、良好な住環境の維持**

- ・ 上下水道、生活道路、交通機関、防災施設、コミュニティ施設など生活基盤の整備を進め、良好な住環境の維持を図ります。

● 2 * 田園環境を活かした新定住者の創出

- ・ 農業振興、農地保全との調整を図りながら、幹線道路沿線地域や集落隣接地域などにおける宅地などの開発について適正な指導を強化します。

● 3 * 空き家などの調査と利活用の促進

- ・ コミュニティ活動と連携して空き家などの実態把握を進め、防災・防犯面からの管理と利活用を促進します。

④ 地域拠点施設の充実**● 1 * 各地区の拠点施設の整備、管理運営体制の充実**

- ・ 地域拠点機能、防災機能などを果たす地区施設の整備を進め、地域での管理運営体制の充実を図ります。



(2) 住環境

【現状と課題】

(公営住宅)

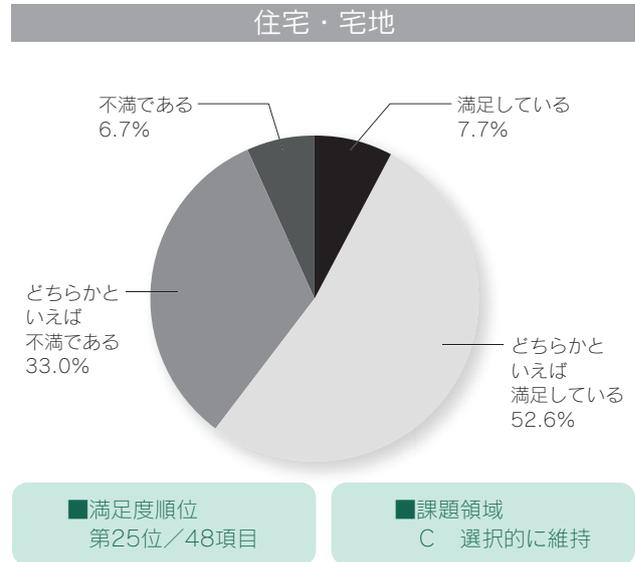
- 町営住宅の老朽化が進んでおり、今後大規模な修繕が必要になっています。このため、長期の修繕計画を作成し、入居者の負担を軽減するなどの対策が必要です。また、地域住宅交付金を利用し長寿命化計画を策定するなど、長期利用を見込んだ耐久性の向上、高齢者や障がい者に配慮した改修を行っていく必要があります。
- 長期空屋となった特定公共賃貸住宅については、有効な活用に向け公的賃貸住宅家賃低廉化事業に係る検討調査を実施する必要があります。

(住宅環境の整備)

- 木造住宅の耐震診断の無料化、また木造住宅の耐震補強工事費の補助を実施しており、木造住宅の無料耐震診断事業については、定着し受診者満足度も高いのですが、診断結果が補強工事に結びつかず、件数増加が見込めない状況にあります。耐震化率の向上のためには、診断結果に応じた住宅改修を促進する補助などの検討が必要になっています。

(宅地開発)

- 宅地・住宅開発は、民間によるミニ開発が主体で行われています。今後とも工場など他用途との混在化の抑制や低未利用地の有効活用、適正な開発への指導を図っていくことが必要であり、関連する生活環境などの整備を付帯するなど、若者層や子育て世代の定住を促進していくことが重要になります。



《公営住宅（構造別戸数及び構成比）》

種別	建築年度	構造	戸数 (戸)	構成別 戸数(戸)	構成比 (%)
公営住宅	昭和 55 年度	中層耐火構造三階建	12	36	6.38%
	昭和 58 年度	中層耐火構造三階建	12		
	平成 4 年度	中層耐火構造三階建	12		
特定公共 賃貸住宅	平成 5 年度	中層耐火構造三階建	12	46	8.16%
	平成 9 年度	中層耐火構造三階建	12		
	平成 12 年度	中層耐火構造三階建	12		
	平成 15 年度	耐火構造 2 階建	10		
改良住宅	昭和 55 年度以前	簡易耐火構造二階建	220	482	85.46%
	昭和 56 年度	簡易耐火構造二階建	96		
	昭和 57 年度	簡易耐火構造二階建	12		
	昭和 60 年度	簡易耐火構造二階建	58		
	昭和 61 年度	簡易耐火構造二階建	68		
	昭和 62 年度	簡易耐火構造二階建	28		
合 計			564	564	100.00%

※平成 22 年 4 月 1 日現在

(資料：管理情報課)

【基本・個別施策と内容】

①公的住宅の改善、整備

● 1 * 町営住宅の老朽化に対応する長寿命化の推進

・町営住宅の老朽化に対応し、地域住宅交付金利用の長期修繕計画を策定し、高齢者や障がい者の利用を考慮した改修を図ります。

● 2 * 特定公共賃貸住宅の柔軟な活用

・公的賃貸住宅家賃低廉化事業による検討調査を進め、特定公共賃貸住宅の柔軟な活用を図ります。

● 3 * 改良住宅の管理運営方法の検討

・最適な中長期指針の樹立を進め、払い下げによる持ち家化や町営住宅としての運営など今後のあり方の検討を図ります。

目標指標	現状値(平成 21 年度)	目標値(平成 32 年度)	備 考
特定公共賃貸住宅の入居率	65.0%	100.0%	岩道住宅 A・B・C 棟、下高田住宅 B 棟の空住居に対する入居率

②安心・安全な住宅の普及

● 1 * 耐震住宅への改修の促進

・木造住宅耐震診断、耐震補強補助制度を活用して災害に強い住宅の普及を推進します。

● 2 * 高齢化などに対応するバリアフリー住宅の普及

・住宅改修補助などにより、高齢者や障がい者の安全に配慮した住宅を普及します。

● 3 * 省エネ・エコ型住宅の普及

・住宅用太陽光発電システム設置事業補助制度などにより省エネ・エコ型住宅や設備の普及を推

進めます。

目標指標	現状値(平成21年度)	目標値(平成32年度)	備考
住宅の耐震化率	59.0%	90.0%	新基準構築物など耐震性を満たす建築物および耐震改修などにより耐震化された建築物の割合
住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付件数	33件/年	50件/年	太陽光発電システム設置に対する補助金を交付した件数

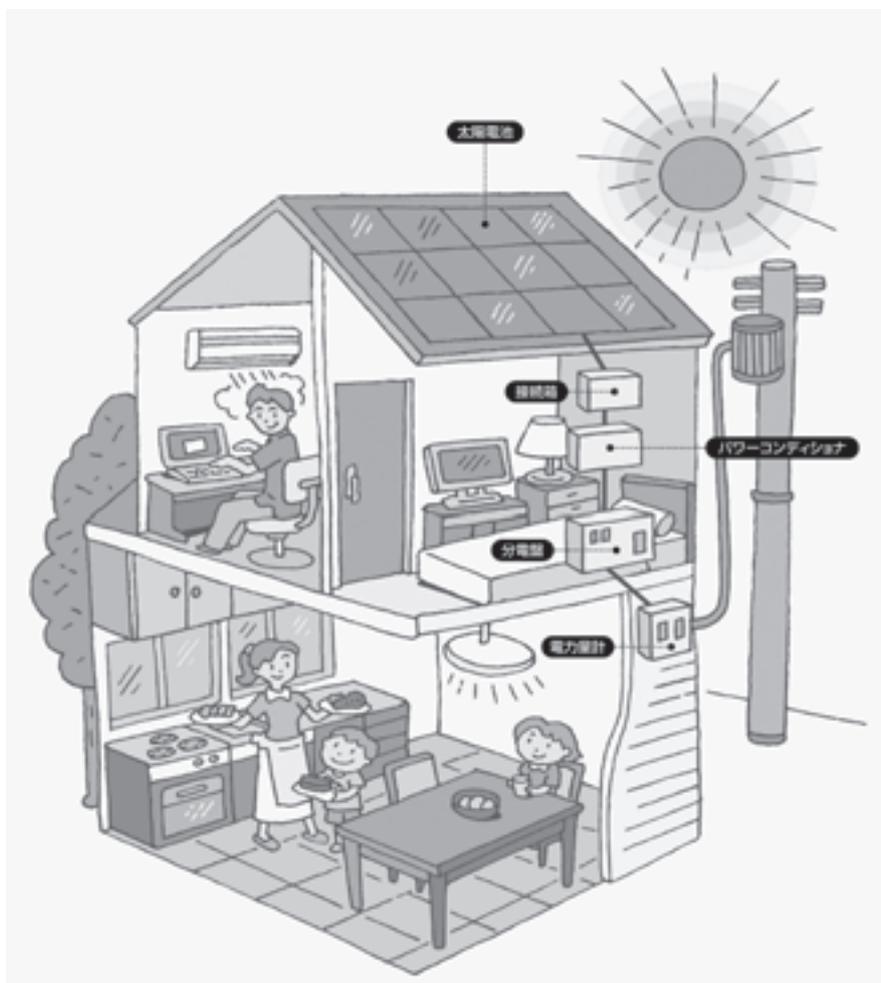
③都市基盤整備と連携した宅地供給の誘導

● 1 * 宅地開発への適正な開発指導の推進

・既存市街地の隣接部や集落隣接地域、幹線道路、バイパス道路整備の沿線地域などにおける宅地開発への適正な指導を強化します。

● 2 * 子育て世帯の定住を促進する住宅整備の誘導

・長期的な地域住宅計画による地域設定の推進などにより、地域優良賃貸住宅整備事業制度などの活用による民間支援を検討し、子育て世帯などの定住を促進します。



(3) 上下水道

【現状と課題】

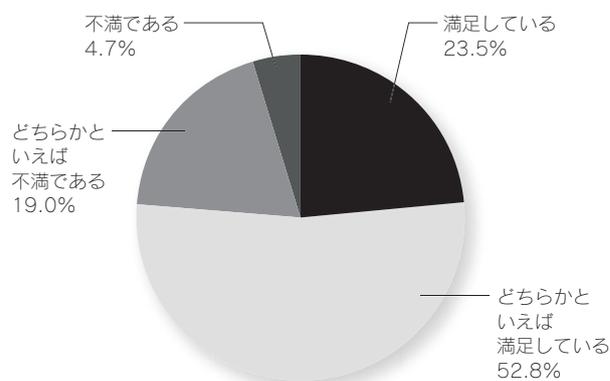
(水道施設)

- 本町の上水道は、4カ所の水源地があり、町が管理する上水道施設と簡易水道施設、地域が管理する簡易水道施設、小規模水道施設および専用水道施設があります。安定して水を供給するためには、今後、ポンプ場などの施設の耐震化、老朽設備の更新を含めた大規模改修を行っていく必要があります。
- 水道未普及地域の解消は、拡張事業計画に基づき実施しており、今後とも災害時などにおける供給体制を含め安定して水を供給していく必要があります。

(下水道施設)

- 公共下水道は、中部処理区の認可区域の管渠布設が平成23年度で完了する予定であり、また処理場の増設が完了していることから、処理能力は十分対応できる状況になっています。しかしながら、供用開始区域において、接続設備への利子補給を行っています。水洗化率はいまだ低い状況にあります。
- 中部処理区の計画区域にある改良住宅482戸の払い下げや明け渡しなどの町として重要な問題が残っており、今後の整備について、検討していく必要があります。
- 農業集落排水事業は、上多度地区で供用していますが、小規模の処理区域であるため、採算面からも未接続世帯に対して早期接続の啓発を強めていく必要があります。
- 地域下水道（コミュニティプラント）については、大場平東地区に処理場および管渠工事が平成20年度に完成しています。
- 高度処理型合併処理浄化槽設置については、「高度処理型合併処理浄化槽設置整備事業」と「高度処理型合併処理浄化槽への転換事業（単独槽）」の2種類の補助事業を推進し、普及率が2割強に達しており、年々利用が増加しています。なお、し尿、浄化槽汚泥の回収処理は、海津市と共同の南濃衛生センターで行っています。
- 下水道などの生活排水施設の整備については、現在の公共下水道認可区域の完了を踏まえて、公共下水道整備、高度処理型合併処理浄化槽区域の指針などを定めていく必要があり、下水道事業の健全な運営が課題となっています。

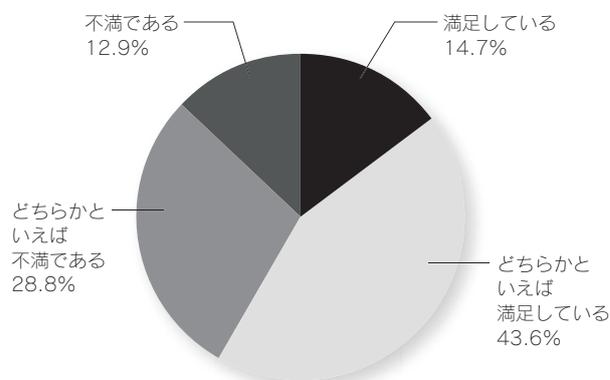
飲料水の供給



■満足度順位
第1位/48項目

■課題領域
A 安定的に維持

排水・し尿処理



■満足度順位
第28位/48項目

■課題領域
B 重点的に改善

【関連する分野計画】

養老町上水道第2次拡張事業計画（平成17年4月）	平成17～25年度
養老町下水道基本構想（平成12年3月）	平成12～32年度
養老町生活排水処理基本計画（平成17年3月）	平成16～30年度

《上水道の給水状況の推移》

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
給水人口(人)	28,873	28,820	28,634	28,570	28,330
給水戸数(戸)	8,239	8,251	8,297	8,340	8,370
給水能力(m³)	12,000	13,734	13,734	13,734	13,734
年間配水量(m³)	3,258,287	3,325,998	3,210,274	3,297,482	3,367,503
一日平均配水量(m³)	8,927	9,112	8,771	9,034	9,226
普及率(%)	86.56	86.44	86.30	86.01	85.63

(資料：水道課)

《簡易水道の給水状況の推移》

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
給水人口(人)	3,220	3,222	3,170	3,140	3,149
給水戸数(戸)	1,042	1,032	1,032	1,027	1,027
年間配水量(m³)	559,770	578,005	520,035	546,036	558,171
一日平均配水量(m³)	1,534	1,584	1,425	1,496	1,529
普及率(%)	9.55	9.62	9.55	9.50	9.62

(資料：水道課)

《下水道整備状況の推移》

種別	地区名	区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
公共下水道	中部処理区	処理区域面積(ha)	193	202	215	220	226
		処理区域内人口(人)	7,228	8,153	8,227	7,692	7,562
		水洗化人口(人)	3,830	3,845	4,141	4,441	4,670
		汚水処理量(m³)	528,616	603,430	645,179	768,311	779,996
農業集落排水	上多度地区	処理区域内人口(人)	518	515	511	516	509
		水洗化人口(人)	465	471	475	478	484
		汚水処理量(m³)	41,430	51,460	53,471	55,021	54,576

(資料：水道課)

【基本・個別施策と内容】

①水道供給施設の整備

● 1 *水道施設整備の推進

- ・ポンプ場などの改修、施設・設備の耐震化など水道施設の整備を図ります。
- ・災害時などにおける供給体制を含めて安定した水の供給を進めます。

● 2 *未普及地域への拡張

- ・年次計画により順次拡張工事を実施し、未普及地域の解消を推進します。

目標指標	現状値(平成 21 年度)	目標値(平成 32 年度)	備考
水道管の耐震化率	2.4%	25.0%	水道管の総延長に対する耐震性のある水道管(耐震管)延長の割合
上水道未普及地域への拡張事業計画の進捗率	0%	100.0%	

②生活排水処理施設の整備、普及

● 1 *下水道計画の見直しと推進

- ・公共下水道認可区域の管渠布設完了に伴う下水道計画の見直しを図り、公共下水道整備、高度合併浄化槽区域の指針を定め、計画の推進を図ります。

● 2 *下水道施設の適正な維持管理

- ・公共下水道、農業集落排水、地域下水道施設の適正な維持管理を図ります。

● 3 *高度処理型合併処理浄化槽設置の促進

- ・高度処理型合併処理浄化槽設置整備事業、高度処理型合併処理浄化槽への転換事業により、設置の促進を図ります。

目標指標	現状値(平成 21 年度)	目標値(平成 32 年度)	備考
下水道の普及率	27.8%	37.0%	計画処理人口に対する住民基本台帳人口の割合
高度処理型合併処理浄化槽による水洗化率	20.4%	43.0%	高度処理型合併処理浄化槽設置人口に対する住民基本台帳人口の割合

③事業運営の健全化

● 1 *下水道処理区域の接続の推進

- ・下水道処理区域における下水道接続を促進する利子補給制度により水洗化率の向上を図ります。

● 2 *水道・下水道事業経営の合理化、コスト削減の推進

- ・管理委託業務、電気契約内容などを見直しを実施し、事業経営の合理化、コスト削減を推進し、健全な運営を図ります。

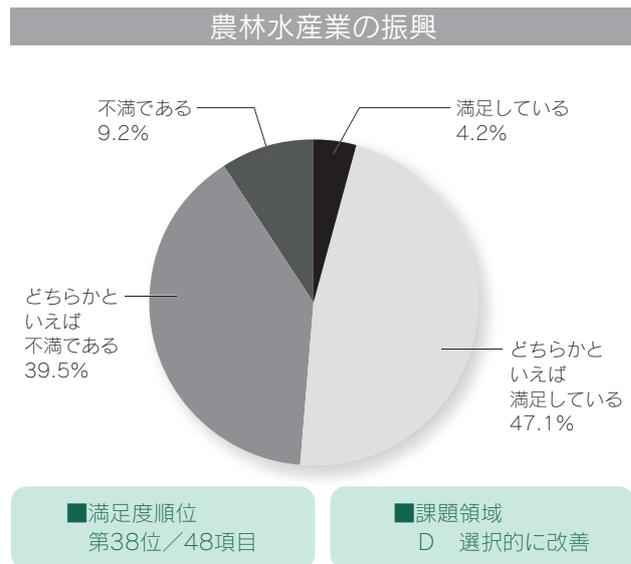
目標指標	現状値(平成 21 年度)	目標値(平成 32 年度)	備考
公共下水道による水洗化率	61.8%	100.0%	下水道整備済区域内人口に対する接続を完了した人口の割合

3 活気ある産業づくり

(1) 農業と林業・水産業

【現状と課題】

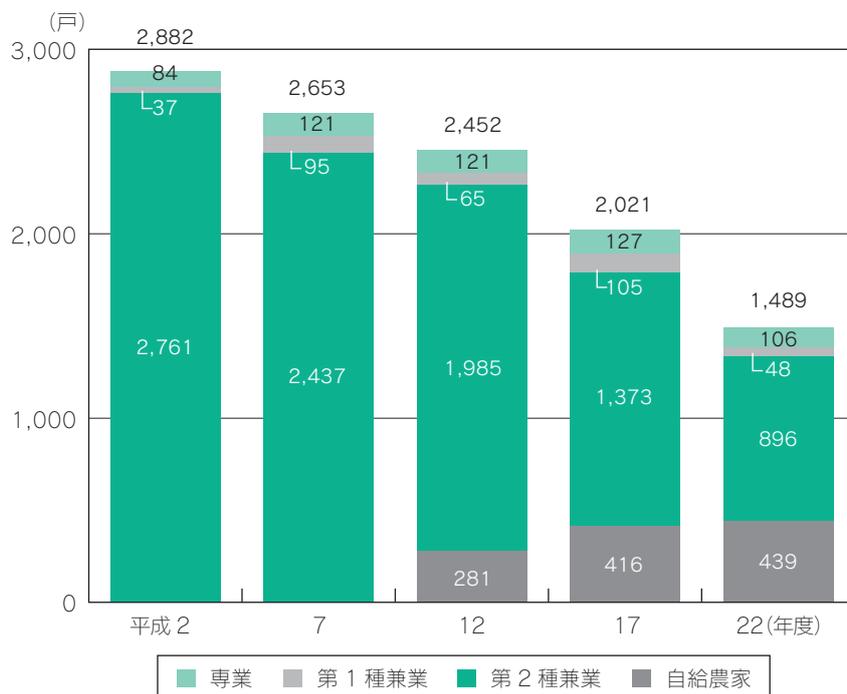
- 稲作を中心とした本町の農業は、取り巻く環境変化の中で、従事者の高齢化が進み、後継者の不足など多くの課題を抱えており、さらなる振興に向けた再構築が必要とされています。
- 伊勢湾台風直後に整備が進められたほ場、用排水施設は、ほ場割も小さく、用排水路の老朽化、農地の流動化や大型機械の導入が生産の効率化や転作作物の生産などに支障をきたしており、ほ場の再整備が必要になっていますが、進まない状況にあります。
- 認定農業者、集落営農組織、農業生産法人が営農の中核を担っており、集落営農組織の法人化など経営体制の強化を支援し、効率的な生産組織の育成、農用地の利用集積や農作業の受委託の促進など、効率的な生産体制を整備していく必要があります。
- 農地・水・農村環境保全向上対策活動支援事業による組織活動が進められており、今後も、農地保全など営農環境と地域環境の整備が一体になった地域活動の展開が期待されています。
- 今後とも、消費者ニーズに対応した取り組みが重要であり、安心・安全な農産物の生産、環境保全型農業などを推進するとともに、小規模農家などの生産物と地産地消や食育との連携、観光などと連携した農業を展開していく必要があります。
- 林業や内水面漁業は、産業的には低位ですが、環境保全や防災観点による災害に強い森林づくり、水源かん養など公益的な機能を重視した対応を強めていく必要があります。



【関連する分野計画】

養老農業振興地域整備計画（平成22年9月）	おおむね5年
養老町水田農業ビジョン（平成16年4月、平成21年度変更）	平成24年度
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（平成23年3月）	平成23～27年度
養老町森林整備計画（平成21年3月）	平成21～30年度

《農家数の推移》



(資料：農林業センサス)

【基本・個別施策と内容】

①生産基盤の整備と農地などの保全

- 1 * ほ場や用排水施設など施設整備の推進、維持管理
 - ・ 農地の利用集積、農作業の受委託の推進や省力化を図る再ほ場整備、用排水施設の整備など、農地基盤の整備を土地改良区などと連携し、促進します。
 - ・ 環境保全や地域防災の観点を重視し、土地改良区における用排水施設などの維持管理における受益者、地域住民、行政の分担の仕組みについて再構築を推進します。
- 2 * 農地の保全
 - ・ 農業振興地域整備計画に基づき、農用地区域の優良農地の確保と有効利用を図ります。
- 3 * 農地・水・環境保全向上対策の推進と活動組織の育成
 - ・ 農地・水・環境保全向上対策の取り組み活動を事業期間後においても継続するための支援を図ります。
- 4 * 遊休農地の再利用
 - ・ 遊休農地を活用した景観作物や食材栽培など新たな作物導入、市民農園や農業体験利用、さらに水耕栽培施設などクリーンでシステム化された生産性の高い新農法の導入を促進し、地産地消の推進や観光づくりなどとも連携して農地としての保全対策を図ります。
- 5 * 畜産環境の整備
 - ・ 畜産ふん尿の適正処理や防疫体制の強化など、畜産の経営環境整備への指導を進めます。

目標指標	現状値(平成 21 年度)	目標値(平成 32 年度)	備考
遊休農地面積	64ha	60ha	遊休農地の総面積

②農業経営の育成

● 1 * 認定農業者・担い手の支援

- ・水田農業ビジョンに基づき農地の流動化と集積や水田の高度利用などを推進し、支援制度の活用による担い手の営農体制の強化を図ります。
- ・担い手を構成する個別経営体、集落営農組織、法人経営体の育成を図るとともに、集落営農組織の法人化を支援します。

● 2 * 新規就農の促進

- ・農業従事者の高齢化に対応する新規就農の促進、受け入れ環境の整備について、関係団体との連携で検討を進めます。

目標指標	現状値(平成 21 年度)	目標値(平成 32 年度)	備 考
認定農業者数	37 人	50 人	町が認定した農業者数
担い手の育成目標団体(人)数	88 団体(人)	95 団体(人)	個別経営体・法人経営体・集落営農組織などの担い手の育成目標数

③環境保全の推進

● 1 * 環境にやさしい農業、安心・安全な農産物生産の促進

- ・耕種農家と畜産農家の連携による堆肥利用の円滑化、有機・減農薬栽培や水耕栽培、農業資材の適正処理などを推進し、環境に配慮した循環型・環境保全型農業の促進を図ります。
- ・環境保全型農業による安心・安全でおいしい農産物の生産を促進し、地産地消や産直販売と連携した販売体制を支援します。



● 2 *防災、水源かん養を重視した森林の保全

- ・森林整備計画に基づき、森林の保育管理を推進するとともに、民有林の保安林加入による保全への公的な支援を確保するなど、災害に強い森林、水源かん養機能の維持を図ります。
- ・里地里山*の公益的機能の視点に立った維持・保全活動を促進することにより、町内の良好な自然環境を維持し豊かな生活の確保を図ります。

● 3 *内水面漁業の推進

- ・漁業組合による稚魚の放流事業、釣り環境の整備など、河川環境の保全と活用を進めます。
- ・遊休農地や水資源の活用とも連携し、魚介類の養殖施設など漁業関連の事業興しを促進します。

目標指標	現状値(平成 21 年度)	目標値(平成 32 年度)	備考
間伐事業面積	7ha	10ha	健全な森林が維持できるように間伐事業を行った総面積

④流通・販売の工夫

● 1 *地産地消の推進、起業支援

- ・自給型・小規模農家などが生産する少量多品種農産物の地産地消の仕組みづくりを強化するとともに、食育、農産物加工との連携を推進します。
- ・食生活改善グループなど関係団体と連携し、郷土料理など地域の食材を活かしたスローフード*への取り組みを促進し、農村体験や農産物直売機能と連携したスローフードの提供を図る農家レストランの起業を支援します。

● 2 *産直販売体制の整備

- ・産直施設などでの旬に応じた販売、消費者との交流を通じた都市部などでの産地直送販売、インターネット利用など、新しい販売方法への取り組みを支援します。
- ・農業参入企業の情報収集を図り、栽培契約など企業と協働する農産物生産と販売の研究を進めます。

● 3 *農産物の加工開発への取り組み支援

- ・新たな付加価値を生む事業興しとなる地域資源活用型ものづくりと連携した、地域で生産される農畜産物を活かした加工開発への取り組み、地産地消の仕組みづくりのなかで、加工グループの育成と相互連携の強化、加工施設の整備などへの支援を進めます。

目標指標	現状値(平成 21 年度)	目標値(平成 32 年度)	備考
学校給食の地産地消重量	47t / 年	50t / 年	町内の学校給食に使用された県内産農作物の重量

里地里山…農地や山林と集落が一体となった地域で、農林業の生産の場のみならず良好な景観の形成や生物多様性の保全、災害防止、伝統的な生活文化の伝承、環境学習や自然体験の場といった多面的な機能があります。

スローフード…ファーストフードに代表される画一的な工業製品の食が拡大し、地域独自の食文化が失われつつあります。地域が保有する食材や伝統的な料理などを見直し、風土に根ざした新鮮で安心できる健康的な食べ物を大切に、それを継承するとともに、ゆっくり食べるなどコミュニケーションを大事にした食事などを総称して、スローフードといわれています。地産地消との関連、食の安全や食育との関連も深い取り組みになります。

⑤観光交流などとの連携

● 1 * 農業体験・学習機能の創出

・体験農園や貸農園などの事業組織づくりを支援するとともに、遊休農地などを活用した花観光づくりを支援します。

● 2 * 農業を活かした交流やグリーン・ツーリズム*企画の展開

・体験農園などを活かした作物オーナー制度、農業体験ツアー企画などを通じた交流活動を促進するとともに、農家などに滞在し、農作業を手伝いながら交流するワーキングホリデー*の情報提供と斡旋、団塊世代などの田舎暮らしと就農希望者などの農業研修などの受け入れ体制の検討を進めます。

・農作業体験とともに農畜産物を材料にしたものづくり体験、地域ならではの食（料理・味覚）の提供など、農業体験機能を組み合わせた体験プログラムのツアー商品化について、旅行会社などと連携した取り組みを促進します。



グリーン・ツーリズム…農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。

ワーキングホリデー…農業や農村に関心を持つ都市居住者などが、休日などを利用して郊外や地方の農家などに宿泊し、地元の人とふれあいながら農作業に従事する体験交流活動です。

(2) 商工業

【現状と課題】

(商業)

- 郊外型大型商業施設の進出など、地域商業を取り巻く環境が大きく変化する中で、商工会活動を主体にさまざまな商業振興策に取り組んでいますが、高田地区を中心とする既存商店街への集客力は低下し、空き店舗が増えています。
- 定住環境に不可欠な商業機能を確保していくため、市街地整備と連動した商業空間の整備を進めるとともに、商工会などとの連携による住民生活に密着した商業活動など、事業者の共同事業や新たな事業分野への取り組みを促進していく必要があります。

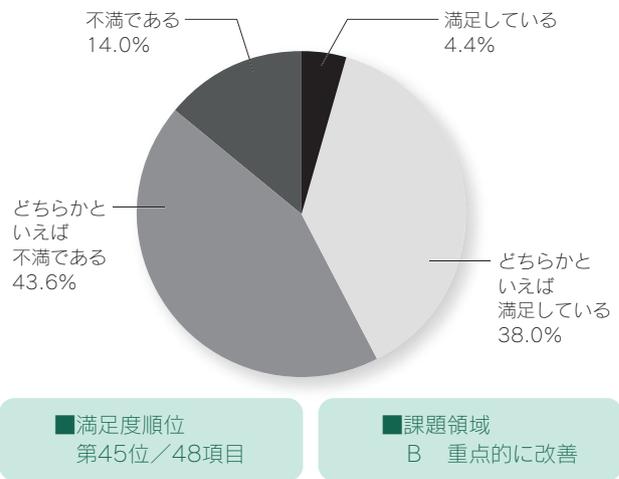
(工業)

- 本町の工業は、繊維製品や金属製品などの製造業を主体とした中小の事業所が多く、経済状況の変化から経営は厳しい状況にあります。
- 企業育成に向けて、工場会活動や商工会事業の支援、町内事業所懇談会（異業種交流会）の開催、養老町エリア事業所ガイドの発行による地元企業PRなどを行っていますが、企業育成への各種制度の活用を促進するとともに、効果的な支援を検討していく必要があります。

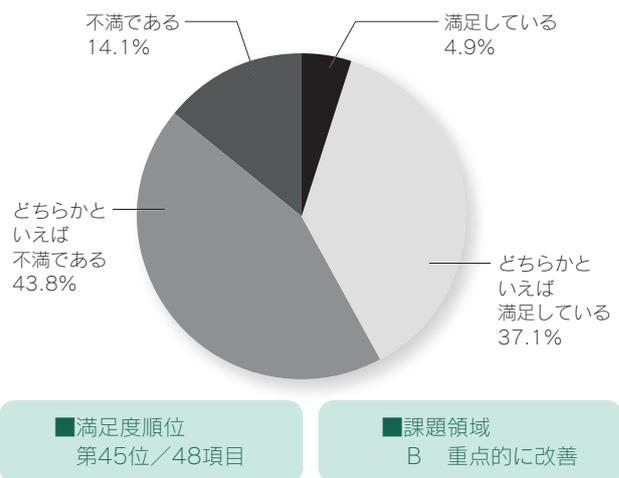
(企業などの誘致)

- 本町では、工場等設置奨励金制度、雇用促進奨励金制度、企業立地用地に限定した土地登録制度などにより、企業立地に対応していますが、農業との調整など土地利用の制約も大きく、立地が進まない現状にあります。
- 今後の東海環状自動車道養老IC（仮称）の完成に対応し、立地を促進する効果的な取り組みが必要になっています。

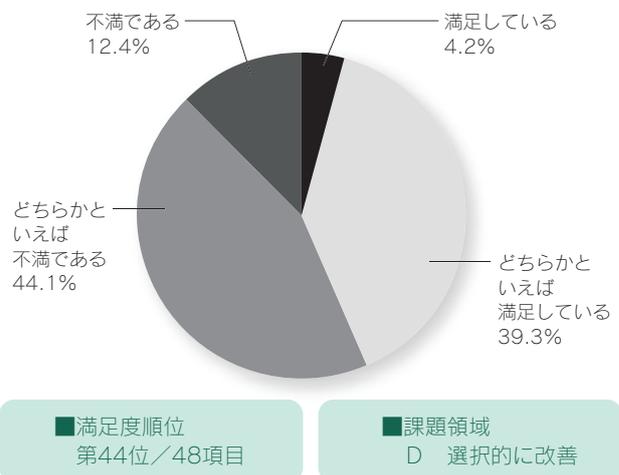
商業の振興



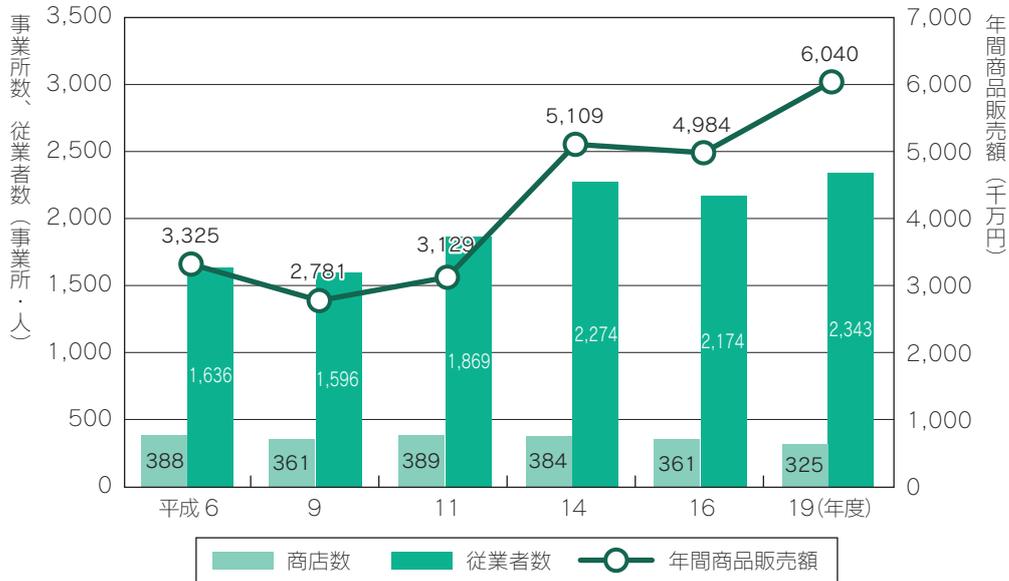
工業の振興



新たな産業の育成

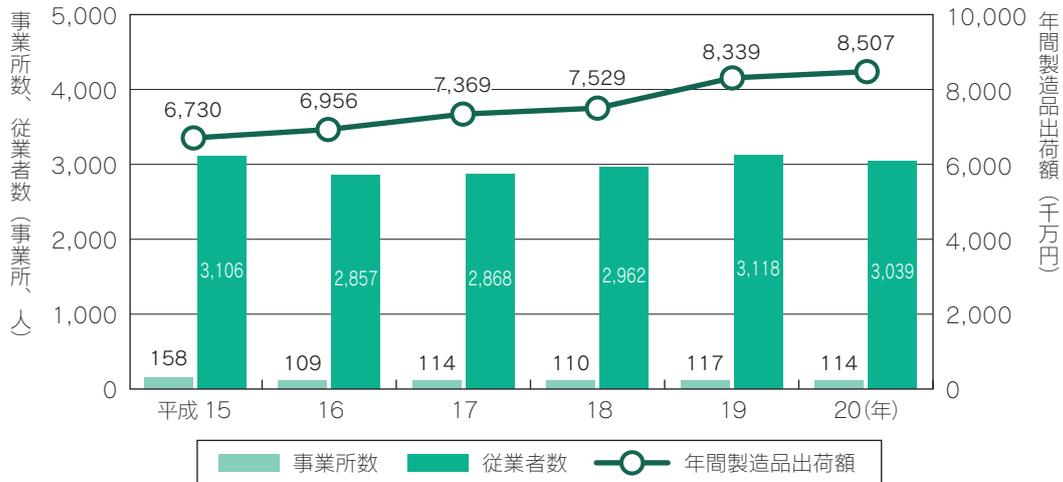


《商業（事業所数、従業者数、年間商品販売額）の推移》



(資料・商業統計調査)

《製造業（事業所数、従業者数、製造品出荷額）の推移》



(資料・工業統計調査)

【基本・個別施策と内容】

①地域商業の育成

● 1 * 商業街区の環境整備

- ・コンパクトな街づくりをめざす市街地整備と連携し、中心商業街区の基盤的な環境整備を進めます。
- ・沿道商業機能の整備への立地誘導など、新たな商業空間の環境整備を進めます。

● 2 * 経営の安定化支援

- ・定住人口の確保を図る総合的なまちづくり対策を推進するとともに、商工会活動との連携強化により、定住環境に不可欠な商業機能を確保するため、商業経営の支援を進めます。
- ・商工会など関係団体・機関との連携により、経営相談・経営指導の充実、講習会の実施、また国・県などの各種支援制度の活用による事業者の経営基盤強化と経営の安定化への支援を進めます。

● 3 * 事業者の共同事業活動の支援

- ・まちなかサロン構築研究事業を進め、商店街における新たな情報拠点ともなるまちなかサロンの機能整備を支援します。
- ・地域商品券発行事業、地域資源を活かした観光客の滞留の場づくりなど、共同事業活動への主体的な取り組みを支援します。

● 4 * 事業分野の拡大支援

- ・空き店舗などを活用した事業、観光関連事業などの起業、起業家誘致などを支援します。
- ・情報化社会に対応した販売や、環境に配慮した商品開発、高齢者などに対応する宅配や出張サービスなど、消費者の購買利便性の改善や地域課題と連携する活動の促進、支援を進めます。
- ・経営ノウハウを活かした、コミュニティビジネス起業への事業者の事業参画を促進します。

目標指標	現状値(平成 21 年度)	目標値(平成 32 年度)	備考
まちなかサロン開設数	0 件	3 件	商店街などにおけるまちなかサロンの開設数

②地域企業の育成

● 1 * 経営基盤の強化への支援

- ・企業の経営基盤を強化するため、商工会など関係団体・機関との連携による国・県などの各種支援制度を活用した企業の経営改善、設備投資、製品開発や技術開発を促進するなど、企業の安定経営への総合的な支援を図ります。
- ・伝統的な産業としての蓄積と焼肉の町の知名度を活かし、食肉関連産業の振興を図ります。

● 2 * 新規事業への支援

- ・新規創業や新規事業化、新製品・新技術開発、人材育成に関する国・県などの各種支援制度についての積極的な情報提供と、産学官連携や企業間相互の情報交換、共同研究、異業種交流などの促進による企業育成を進めます。

● 3 * 企業団体などとの連携の推進

- ・工場会活動などと連携した企業誘致活動やアクセス道路などの基盤整備、勤労者福祉、雇用、住宅環境の整備などについての協議を推進し、改善を図ります。

目標指標	現状値(平成 21 年度)	目標値(平成 32 年度)	備考
企業立地奨励制度の活用件数	1 件/年	3 件/年	工場等設置奨励金および雇用促進奨励金制度の活用件数

③企業・事業所などの立地促進

● 1 * 養老 I C (仮称) の波及効果を活かす立地促進

- ・ 東海環状自動車道養老 I C (仮称) の完成に対応した産業活力づくりをめざして、養老 I C (仮称) とのアクセス道路の整備を推進するとともに、農業振興地域整備計画などによる優良農地の確保との調整を図り、養老山麓部などへの企業立地を促進するための基盤整備について検討を進めます。
- ・ 企業立地用地の土地登録制度を活用し、制度の情報発信と拡充を図り、用地の賃貸借方式などによる柔軟な対応方法、適正な立地を促進します。
- ・ 企業立地促進条例、工場等設置奨励金制度、雇用促進奨励金制度など、優遇制度の充実を進めます。

● 2 * 東海環状自動車道沿線地域などと連携した誘致活動

- ・ 県および関係機関、東海環状自動車道沿線地域などと連携した誘致活動を推進します。

目標指標	現状値(平成 21 年度)	目標値(平成 32 年度)	備考
企業立地用地登録件数	1 件	10 件	企業誘致事業推進のための企業立地用地の登録件数

④産業間連携、起業など事業興しの支援

● 1 * 異業種交流活動の拡大と推進

- ・ 産業関連団体や農業、商工業、観光事業者などが横断的に参画する異業種懇談会など、異業種交流の場づくりを進め、団体間や事業者間の情報交換を通じて、産業振興にかかわる課題や新たな事業興しへの研究活動を促進します。

● 2 * 事業興し活動の支援

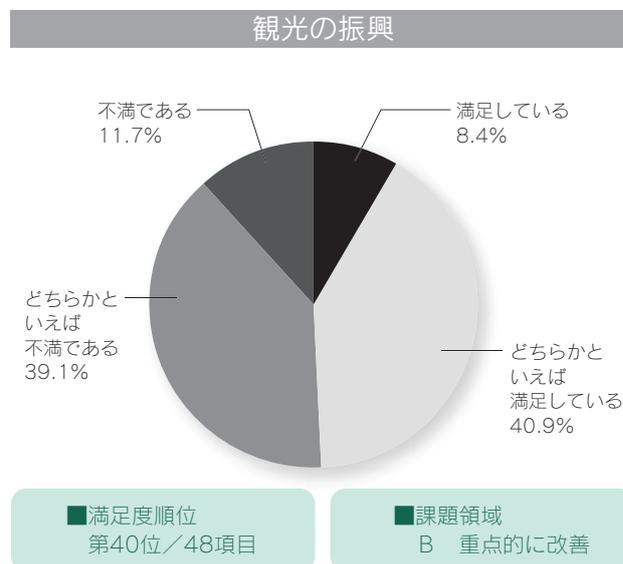
- ・ 産業間連携と異業種交流を基礎にし、町外の試験研究機関や教育機関などと共同・協力する事業興しの取り組みを育成し、産業複合型で進める技術開発、販売促進や養老ブランドづくり、観光交流プログラム企画や地場資源を活用したものづくりの開発事業など、新規事業開発と起業への支援を図ります。
- ・ 空き店舗や遊休施設の活用などと連携し、起業家を誘致し、育成する環境整備を進めます。

目標指標	現状値(平成 21 年度)	目標値(平成 32 年度)	備考
異業種交流会の開催回数	1 回/年	2 回/年	産業関連団体や農業、商工業者などによる異業種交流会の開催回数

(3) 観光

【現状と課題】

- 養老の滝、養老公園、春・夏・秋のイベントを主体にする観光入込客は、年々減少傾向にあり、日帰り主体の観光で、地域経済への波及効果も低い現状にあり、観光の魅力低下がみられます。
- 東海環状自動車道養老IC（仮称）の完成とアクセス道路の整備による交通条件の変革に伴い観光誘客の拡大に取り組み、地域活性化に結びつけていく必要があります。特に、旧来型の観光形態から新たな観光形態への脱却を図ることが課題となり、観光ニーズの変化に対応した観光への再構築が必要になっています。
- 今後は、養老公園一帯の機能整備とともに、保有する自然や歴史文化資源の掘り起こしと多様な活用、農業などとの連携を進め、観光機能の再整備、誘客・滞留企画の強化、観光協会など推進組織の機能強化を図っていく必要があります。



《観光入込み客数の推移》

(単位：千人)

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	
養老公園	996	946	1,017	941	944	944	911	985	
内 訳	養老の滝等	622	588	620	590	625	624	587	610
	養老天命反転地	83	79	95	86	85	84	88	102
	こどもの国	204	201	216	188	158	160	157	181
	楽市楽座・養老	87	78	86	77	76	76	79	92
その他	49	151	173	209	223	209	196	197	
合計	1,045	1,097	1,190	1,150	1,167	1,153	1,107	1,182	

(資料：岐阜県観光レクリエーション動態調査)



【基本・個別施策と内容】

①資源・基盤の整備

●1 * 養老公園の再整備の促進

・ 県営の都市公園である養老公園の再整備について、養老公園が有する歴史・文化・自然などの豊富な資源が有効に活用され、魅力ある公園となるように養老改元 1300 年祭の開催などと連携し、必要な調査や整備方法について、県と共同で検討しながら協働で公園づくりを進めます。

●2 * 養老の滝周辺の整備

・ 養老の滝周辺の景観整備を進めるとともに、元正天皇の行幸にちなんだ秣（まぐさ）の滝*とつなく遊歩道の整備など、回遊ができる環境整備を進めます。

●3 * 養老の水の付加価値化

・ 養老のブランド開発として、孝子伝説で知られる名水百選*（養老の滝・菊水泉）の養老の水の付加価値化の展開について研究を進め、養老改元 1300 年祭などとの連携を図ります。

●4 * 健康づくりゾーンの整備

・ 養老公園など養老山麓エリアと田園地帯をつないだ養老健康ツーリズムの展開をめざし、自然歩道、観光施設、スポーツ施設、農業資源などを有機的につなげた健康づくりゾーンの整備を推進します。

●5 * 花の観光づくり

・ 養老公園を核にして、地域ぐるみによる沿道への花の植栽、農業振興と連携した遊休農地などを活用した景観作物の栽培など、レンゲの里づくりの新たな展開となる花の観光づくりを図ります。

●6 * グリーン・ツーリズム*機能の整備

・ 体験農園や貸農園の整備、農地や作物のオーナー制度の提供、農産物などを材料にしたものづくり体験など、農業体験・学習機能の場づくりを進めます。

・ 農産物などの直売施設と連携した特色ある農家レストランの起業など、農業地帯ならではの観光魅力づくりを促進します。

●7 * 来訪客の情報提供拠点の整備

・ 観光案内所機能を充実するとともに、来訪客への情報提供拠点ともなる道の駅機能を持った施設整備についての検討を進めます。

●8 * バリアフリーの環境整備の推進

・ 観光施設におけるバリアフリー環境の整備を推進するとともに、道標サインの整備、観光拠点や駅などからのアクセス環境の整備を図ります。

●9 * レンタサイクルの提供

・ 養老鉄道サイクルトレインとも連携したレンタサイクルの配備、提供の仕組みづくりを進めます。

目標指標	現状値(平成 21 年度)	目標値(平成 32 年度)	備考
養老キャンプセンターの利用者数	1,084 人/年	1,200 人/年	養老キャンプセンターの年間利用者数
観光入込客数	1,182 千人/年	1,300 千人/年	町を訪れる年間の観光入込客数

秣（まぐさ）の滝…養老の滝の北方、柏尾谷にかかる落差 34 m の滝で、元正・聖武天皇が行幸の時に、この滝の水を汲み、秣（馬の草）を採取し馬に与えたということから秣（まぐさ）の滝と呼ばれるようになったといわれています。

名水百選…1985 年（昭和 60 年）3 月に環境庁（現・環境省）が選定した全国各地の「名水」とされる 100 カ所の湧水・河川・地下水です。本町では、養老の滝と菊水泉が認定されています。

グリーン・ツーリズム…都市住民などが緑豊かな農山漁村地域で、その地域の自然や産業、文化、人々との交流などを楽しむ滞在型の余暇活動のことです。

基本計画 第2編〈第2章〉

②誘客・滞留企画の強化

● 1 * ツアー商品化などの開発

- ・健康づくりゾーンの整備と連携した健康プログラムの開発を進め、ツアー商品化を図ります。
- ・農業体験・学習メニューの開発とプログラムづくりを進め、農業体験・田舎暮らし体験を組み込んだグリーン・ツーリズム企画の実施を促進します。
- ・養老山地と森林、田園と河川などの自然環境を活かし、自然保護や環境活動団体などと連携した環境学習講座を組み込んだエコツーリズム*企画の実施を促進します。
- ・スポーツ施設を活かしたスポーツ合宿、また都市部小・中学校の体験型校外学習、大学の合宿セミナーなど、教育旅行を受け入れる体制の整備と誘致を進めます。
- ・町内外の同好団体などの参画による史跡などの歴史文化遺産を活用した体験学習のツアー企画の実施を促進します。

● 2 * 海外客の誘客

- ・旅行会社などとの連携により中国などからの観光誘客に取り組み、観光案内パンフレットやガイドなどの環境整備を進めます。

● 3 * 養老鉄道と連携した企画商品の強化

- ・鉄道事業者との連携により、観光施設などの利用とパックされた企画切符、養老鉄道利用への特典を提供するなど、観光企画商品づくりを推進します。

目標指標	現状値(平成 21 年度)	目標値(平成 32 年度)	備考
外国語観光パンフレットの作成 (外国語数)	4 力国語	6 力国語	

③関連産業の振興

● 1 * 地場産品の販売促進

- ・特産品や農作物が購入できる直売機能の整備と観光交流客への地場産品や特産品のPRおよび販路拡大など、地域産業振興との連携を強化します。
- ・地域資源活用型ものづくりと連携した郷土色豊かな個性ある新たな特産品・土産物、名物料理、キャラクターグッズなどの開発への取り組みを支援します。

● 2 * 食肉関連産業との連携

- ・焼肉の町の魅力化など、食肉関連産業の振興と連携した誘客力の向上を進めます。

● 3 * 観光関連事業興しの促進

- ・各種ツーリズム関連、物産開発など、観光関連の事業興しを支援します。
- ・食文化と観光との連携を進め、食を楽しむプログラム開発、農家レストランの起業などを支援します。

④推進体制の強化

● 1 * 観光推進組織の強化

- ・観光推進の中核となる観光協会の機能強化を進めるとともに、観光商品企画開発と受け入れの中核的なコーディネート機能を強化する部会組織の設置など、観光交流を支える推進母体としての体制の充実を促進します。
- ・各種団体の参画による体験学習などのメニューの洗い出し、メニューを組み合わせた地域からの発信型のプログラム・ツアー商品開発を進める活動を促進します。

エコツーリズム…特有の自然や生活・文化についての知識を得て、体験や学習などをする旅。実地での体験や学習を通じて、自然や文化の保護の意識、資源の持続と保全への責任を育むことが特色です。

● 2 * 情報発信機能の強化

- ・ 既存の観光情報提供体制を見直し、養老町文化財アーカイブ事業と連携した観光交流情報に関するポータルサイトの開設など、各種メディアやインターネットによる迅速な情報の発信、PR活動の強化を進めます。
- ・ 携帯電話利用の情報提供など、新たな観光PR方策を進めます。

● 3 * 広域観光づくりの強化

- ・ 広域的な推進組織と連携した誘客企画やリピート促進の共同企画などの推進を図り、広域観光づくりを強化します。

● 4 * ホスピタリティの向上

- ・ 生涯学習講座などと連携し、観光ガイドや体験学習などのインストラクターの育成と活用を進めます。
- ・ 観光交流が地域活性化に果たす意義、経済効果などについての町民への理解浸透を進め、観光客などの来訪者に「おもてなしの心」で接する意識を醸成します。

目標指標	現状値(平成 21 年度)	目標値(平成 32 年度)	備考
広域観光キャラバン回数	3 回/年	5 回/年	他県での広域的な観光キャラバンの実施回数
観光ガイド数	0 人	3 人	観光ガイドの育成人数



(4) 雇用・就労

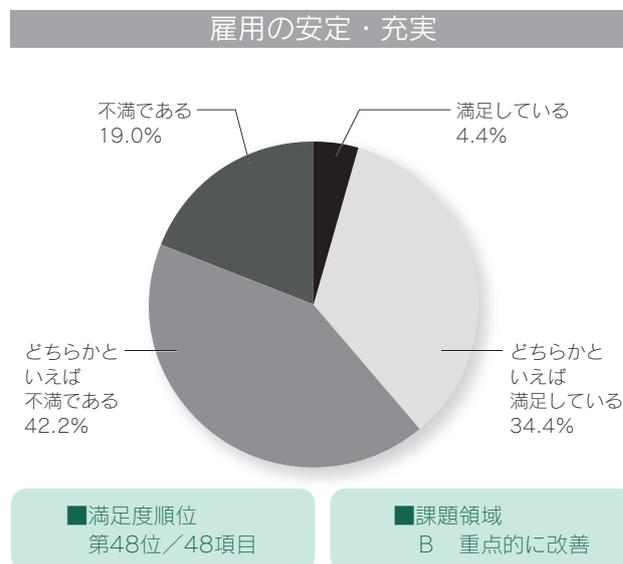
【現状と課題】

(仕事興し)

- 全国的な景気の低迷による雇用問題、さらに女性の就業ニーズの高まり、団塊の世代の退職後の就労ニーズが高まっていることなどから、雇用の場の安定と充実への課題認識はますます大きくなってきています。
- 本町は、町内での雇用・就労の場が少なく、町外への通勤就労者が多い現状にあります。定住を促進するためには、身近な地域における雇用・就労の場が重要になります。交通立地の変革を活かした企業・事業所や施設などの誘致による雇用・就労の場の創出は重要ですが、住民自らが地域課題の解消に取り組むコミュニティビジネスの起業、仕事興しを促進するなど、多様な雇用・就労の場づくりをしていく必要があります。

(雇用・就労の安定)

- 町勤労者会の助成や勤労者福祉融資事業などにより町内勤労者の福利厚生を図るとともに、雇用労働条件に関する問い合わせには関係機関の照会案内で対応しています。また、ハローワーク求職情報による雇用情報の提供と定期職業相談を行っています。
- 今後とも地域産業の総合的な振興対策を進めるとともに、関係機関と連携した雇用情報の提供や勤労者の福利厚生の充実、子育て支援との連携など働きやすい職場環境の改善、技能習得の場の充実を一層促進し、雇用・就労の安定と環境の充実を図る必要があります。



《労働力状況の推移》

区分	15歳以上人口 (人)	労働力人口			通勤		町内活動労働人口 (人)	就労者の町内就業割合 (A-B)÷A×100 (%)
		総数 (人)	就業者 A(人)	失業者 (人)	流出 B(人)	流入 (人)		
平成 2年	26,275	16,378	15,947	431	7,008	3,345	12,715	56.1
平成 7年	27,574	17,457	16,831	626	7,927	3,888	13,418	52.9
平成 12年	28,104	17,523	16,743	780	8,378	4,463	13,608	50.0
平成 17年	27,981	17,412	16,372	1,040	8,643	4,903	13,672	47.2

(資料：国勢調査)

【基本・個別施策と内容】

①コミュニティビジネス興しの支援

● 1 * コミュニティビジネスの事業興し研究の促進

・従来の雇用形態にはなじみにくい高齢者、主婦、また、団塊の世代などが退職後に雇用・就労の受け皿ともなるコミュニティビジネスの起業を促進するため、産業団体や各種団体、地域などにおける学習会、起業講座の開講、事業化への話し合いやワークショップ開催など、事業興しの可能性を研究する活動を支援します。

● 2 * 多様な事業組織の育成、起業支援

・コミュニティビジネス事業興しを支援する制度の検討を進め、公的な福祉サービスを補完する事業、地域資源活用型ものづくり事業や観光交流関連事業など、地域課題に対応するコミュニティビジネスを担う多様な組織形態の育成を図ります。

②雇用・就労環境の充実

● 1 * 勤労者の福利厚生向上

・勤労者会の活動支援や勤労者への融資制度、福利厚生施設の利用促進などにより福利厚生向上を進めます。

● 2 * 働きやすい職場づくり

・関係団体や商工会との連携による雇用労働条件の向上、安全な職場環境づくりを促進します。
・次世代育成支援対策の周知を図り、男女共同参画に対応し、仕事と子育てが両立できる雇用環境の改善を働きかけ、子育て支援の職場づくりを促進します。

● 3 * 雇用・就労の場の拡大

・技能習得講座の開講など、生涯学習において実施することが可能な取り組みを進めます。
・雇用・就労環境の向上を図る広域的な連携による取り組みを進めるとともに、高齢者や女性などの経験・技術を活かせる町内および近隣での雇用・就業の場の創出を促進します。

● 4 * 雇用・就労情報の提供

・ハローワークなどの関係機関と連携した広域的な雇用・就労情報の提供と職業相談を進めます。

● 5 * 通勤環境の整備

・道路網の整備、養老鉄道など交通機関の充実、パーク&ライド・キス&ライド*に対応する駅周辺整備など、町外への通勤を利便化する環境改善を進めます。

目標指標	現状値(平成 21 年度)	目標値(平成 32 年度)	備考
勤労者生活資金融資制度による貸付件数	4 件/年	10 件/年	町勤労者生活資金融資制度による貸付件数
企業説明会の開催回数	0 回/年	1 回/年	大垣労務推進協会との連携による企業説明会の開催回数
事業所エリアガイドブックへの掲載企業数	47 社	70 社	事業所エリアガイドブックで掲載している企業数

キス&ライド…自宅から公共交通機関の乗降所（駅やバス停など）まで自家用車で家族（語源的には主に配偶者）に送迎をしてもらう通勤・通学の形態です。

《施策体系》

施策の柱	施策項目	基本施策	個別施策	担当課
1 便利な交通網、 情報基盤づくり	(1) 公共交通	① 総合交通体系の確立	● 1 * 総合交通計画の策定	建設課
			● 1 * 地域と事業者一体の鉄道存続への取り組み	企画政策課
		② 公共交通機関などの維持	● 2 * 駅周辺整備と連携したパーク＆ライド環境などの整備	管理情報課 建設課
			● 3 * 路線バスの確保と公共施設巡回バス（げんちゃん号）の運行改善	管理情報課
	(2) 道路網	① 広域幹線道路の整備促進	● 1 * 東海環状自動車道養老IC（仮称）アクセス道路の整備	建設課
			● 2 * 名神高速道路養老SAスマートインターチェンジの整備	建設課
			● 3 * 広域幹線道路の改良整備の促進	建設課
			● 4 * 主要地方道バイパス整備計画の促進	建設課
		② 町道など整備の推進	● 1 * 広域幹線道路アクセス道の整備	建設課
			● 2 * 生活道路の整備	建設課
		③ 道路環境の整備	● 1 * 道路の安心・安全環境の整備	建設課
			● 2 * 沿線美化や緑と花の景観づくり活動の推進	建設課
			● 3 * 地域協働での維持管理の推進	建設課
	(3) 情報基盤	① 地域情報化基盤の整備	● 1 * CATV網の高度利用の推進	管理情報課
			● 2 * NTT光回線整備の促進	管理情報課
			● 3 * 電子自治体の推進	管理情報課
	② 地上デジタル放送対応	● 1 * 地上デジタル対応の周知活動	管理情報課	
		③ 防災行政無線の老朽化対応	● 1 * 防災行政無線施設の整備	総務課
2 快適な市街地、 集落環境づくり	(1) 市街地、集落環境		① 市街地環境の整備	● 1 * 町都市計画マスタープランの推進
		● 2 * コンパクトな街づくりの推進		商工労働課 建設課
		● 3 * 沿道商業機能などを核にする新市街地の形成		建設課
	② 養老IC（仮称）の波及効果を活かす機能整備	● 1 * 養老IC（仮称）を活かす土地需要への対応	商工労働課 建設課	
		● 2 * 幹線道路沿線などの沿道地区開発	建設課	
	③ 集落環境の整備	● 1 * 集落基盤整備の推進、良好な住環境の維持	建設課	
		● 2 * 田園環境を活かした新定住者の創出	商工労働課 農林水産課	
		● 3 * 空き家などの調査と利活用の促進	総務課	
	④ 地域拠点施設の充実	● 1 * 各地区の拠点施設の整備、管理運営体制の充実	総務課 生涯学習課	
		(2) 住環境	① 公的住宅の改善、整備	● 1 * 町営住宅の老朽化に対応する長寿命化の推進
● 2 * 特定公共賃貸住宅の柔軟な活用	管理情報課			
● 3 * 改良住宅の管理運営方法の検討	管理情報課			
② 安心・安全な住宅の普及	● 1 * 耐震住宅への改修の促進	建設課		
	● 2 * 高齢化などに対応するバリアフリー住宅の普及	健康福祉課		
	● 3 * 省エネ・エコ型住宅の普及	商工労働課		
③ 都市基盤整備と連携した宅地供給の誘導	● 1 * 宅地開発への適正な開発指導の推進	建設課		
	● 2 * 子育て世帯の定住を促進する住宅整備の誘導	建設課		

施策の柱	施策項目	基本施策	個別施策	担当課
3 活気ある産業づくり	(3) 上下水道	①水道供給施設の整備	● 1 * 水道施設整備の推進	水道課
			● 2 * 未普及地域への拡張	水道課
		②生活排水処理施設の整備、普及	● 1 * 下水道計画の見直しと推進	水道課
			● 2 * 下水道施設の適正な維持管理	水道課
			● 3 * 高度処理型合併処理浄化槽設置の促進	生活環境課
		③事業運営の健全化	● 1 * 下水道処理区域の接続の推進	水道課
	● 2 * 水道・下水道事業経営の合理化、コスト削減の推進		水道課	
	(1) 農業と林業・水産業	①生産基盤の整備と農地などの保全	● 1 * ほ場や用排水施設など施設整備の推進、維持管理	農林水産課
			● 2 * 農地の保全	農林水産課
			● 3 * 農地・水・環境保全向上対策の推進と活動組織の育成	農林水産課
			● 4 * 遊休農地の再利用	農林水産課
			● 5 * 畜産環境の整備	農林水産課
		②農業経営の育成	● 1 * 認定農業者・担い手の支援	農林水産課
			● 2 * 新規就農の促進	農林水産課
		③環境保全の推進	● 1 * 環境にやさしい農業、安心・安全な農産物生産の促進	農林水産課
● 2 * 防災、水源かん養を重視した森林の保全			農林水産課	
● 3 * 内水面漁業の推進			農林水産課	
④流通・販売の工夫		● 1 * 地産地消の推進、起業支援	農林水産課 商工労働課	
		● 2 * 産直販売体制の整備	農林水産課	
		● 3 * 農産物の加工開発への取り組み支援	農林水産課	
⑤観光交流などとの連携		● 1 * 農業体験・学習機能の創出	農林水産課	
		● 2 * 農業を活かした交流やグリーン・ツーリズム企画の展開	農林水産課	
(2) 商工業	①地域商業の育成	● 1 * 商業街区の環境整備	商工労働課 建設課	
		● 2 * 経営の安定化支援	商工労働課	
		● 3 * 商業者の共同事業活動の支援	商工労働課	
		● 4 * 事業分野の拡大支援	商工労働課	
	②地域企業の育成	● 1 * 経営基盤の強化への支援	商工労働課	
		● 2 * 新規事業への支援	商工労働課	
		● 3 * 企業団体などとの連携の推進	商工労働課	
	③企業・事業所などの立地促進	● 1 * 養老IC（仮称）の波及効果を活かす立地促進	商工労働課 農林水産課 建設課	
		● 2 * 東海環状自動車道沿線地域などと連携した誘致活動	商工労働課	
	④産業間連携、起業など事業興しの支援	● 1 * 異業種交流活動の拡大と推進	商工労働課	
● 2 * 事業興し活動の支援		商工労働課		
(3) 観光	①資源・基盤の整備	● 1 * 養老公園の再整備の促進	商工労働課	
		● 2 * 養老の滝周辺の整備	商工労働課	
		● 3 * 養老の水の付加価値化	商工労働課	
		● 4 * 健康づくりゾーンの整備	商工労働課 保健センター スポーツ振興課	
		● 5 * 花の観光づくり	企画政策課 商工労働課 農林水産課 建設課	

施策の柱	施策項目	基本施策	個別施策	担当課
			● 6 * グリーン・ツーリズム機能の整備	農林水産課 商工労働課
			● 7 * 来訪客の情報提供拠点の整備	商工労働課
			● 8 * バリアフリーの環境整備の推進	商工労働課 建設課 関係各課
			● 9 * レンタサイクルの提供	商工労働課
		②誘客・滞留企画の強化	● 1 * ツアー商品化などの開発	商工労働課
			● 2 * 海外客の誘客	商工労働課
			● 3 * 養老鉄道と連携した企画商品の強化	企画政策課 商工労働課
			● 1 * 地場製品の販売促進	商工労働課
		③関連産業の振興	● 2 * 食肉関連事業との連携	商工労働課
			● 3 * 観光関連事業興しの促進	商工労働課
			● 1 * 観光推進組織の強化	商工労働課
		④推進体制の強化	● 2 * 情報発信機能の強化	商工労働課
	● 3 * 広域観光づくりの強化		商工労働課	
	● 4 * ホスピタリティの向上		商工労働課	
	(4)雇用・就労		①コミュニティビジネス興しの支援	● 1 * コミュニティビジネスの事業興し研究の促進
		● 2 * 多様な事業組織の育成、起業支援		商工労働課
		②雇用・就労環境の充実	● 1 * 勤労者の福利厚生への向上	商工労働課
			● 2 * 働きやすい職場づくり	商工労働課
			● 3 * 雇用・就労の場の拡大	商工労働課
	● 4 * 雇用・就労情報の提供		商工労働課	
● 5 * 通勤環境の整備	建設課			



第3章

安心・安全なまち【暮らし】

1 支え合うまちづくり

(1) 子育て支援

【現状と課題】

(子育て環境の変化)

- 少子化、核家族化が進み、就業形態が変化する中で、次世代を担う子どもたちの育成環境の整備が定住人口の確保のためにも重要な課題になっています。特に、子どもの生活リズムや食生活の乱れ、育児不安のある家庭の増加などから家庭の養育機能の低下とともに地域における子育て力・教育力の低下も進んでいます。
- 「養老町次世代育成支援後期行動計画」（平成22年3月）では、子どもたちの育成と子育て支援対策を計画し、安心して子育てができる環境整備を重点に対策を推進しており、今後も行動計画に基づいて総合的な支援対策や環境整備を進めていく必要があります。

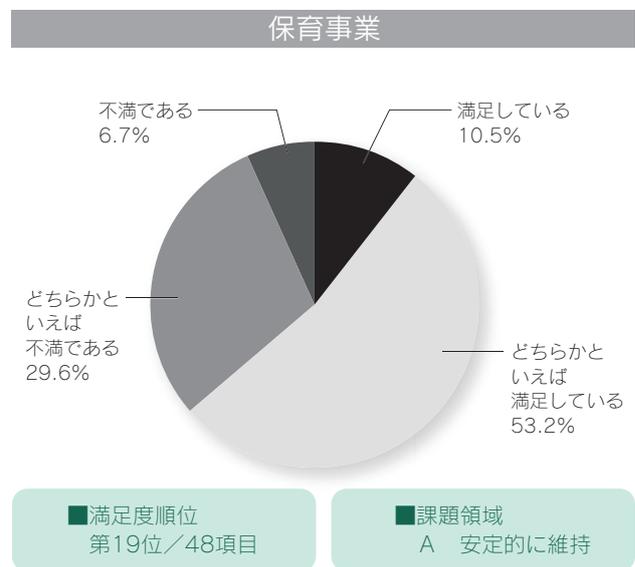
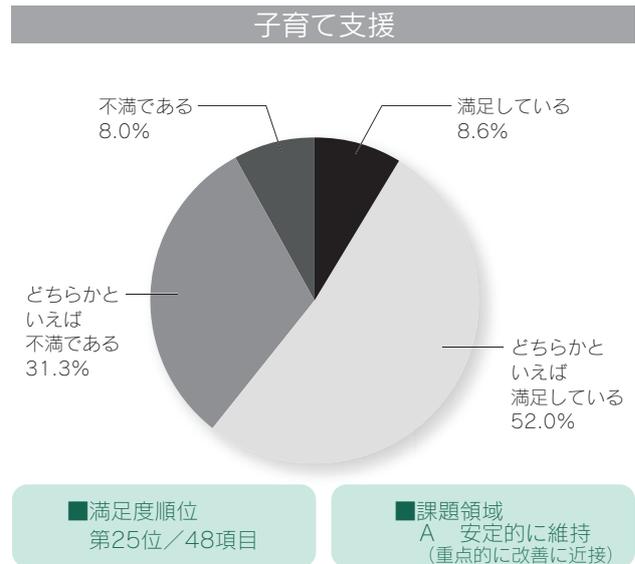
(保育園)

- 保育園は、公立5園、私立7園の12園で運営し、長時間保育、延長保育、一時保育、乳児保育、障がい児保育の実施など、保護者のニーズに応じていますが、今後とも休日保育、病児・病後児保育などの新たな保育サービスの充実、これに対応したサービス提供体制の整備が必要とされています。
- 各保育園とも施設の老朽化が進んでおり、耐震化をはじめ、保育サービスの充実に対応する施設環境の整備が必要となっています。
- 子育て支援センターでは、未就園児やその保護者との交流、子育てについての相談を行っており、社会福祉協議会による「ひよこハウス子育てサロン」も開催されていますが、子育て相談と親子の交流の場を充実していくことが必要です。

(幼稚園・留守家庭児童教室*、児童館)

- 幼稚園での預かり保育、小学校3年生までの留守家庭児童教室を実施していますが、利用時間や受け入れ児童の拡大などが要請されています。
- 児童館および移動児童館では、体験企画などの行事を行っていますが、利用者が限られている現状にあり、児童館機能の拡充が必要とされています。また、児童公園をはじめとする子どもが安心して

留守家庭児童教室…昼間、保護者のいない小学校低学年児童を児童館ほか、幼稚園や学校の空室、団地の集会室などを活用し、放課後児童の育成・指導に対応するサービスを提供するものです。放課後児童クラブ、学童保育、学童クラブなどもあります。

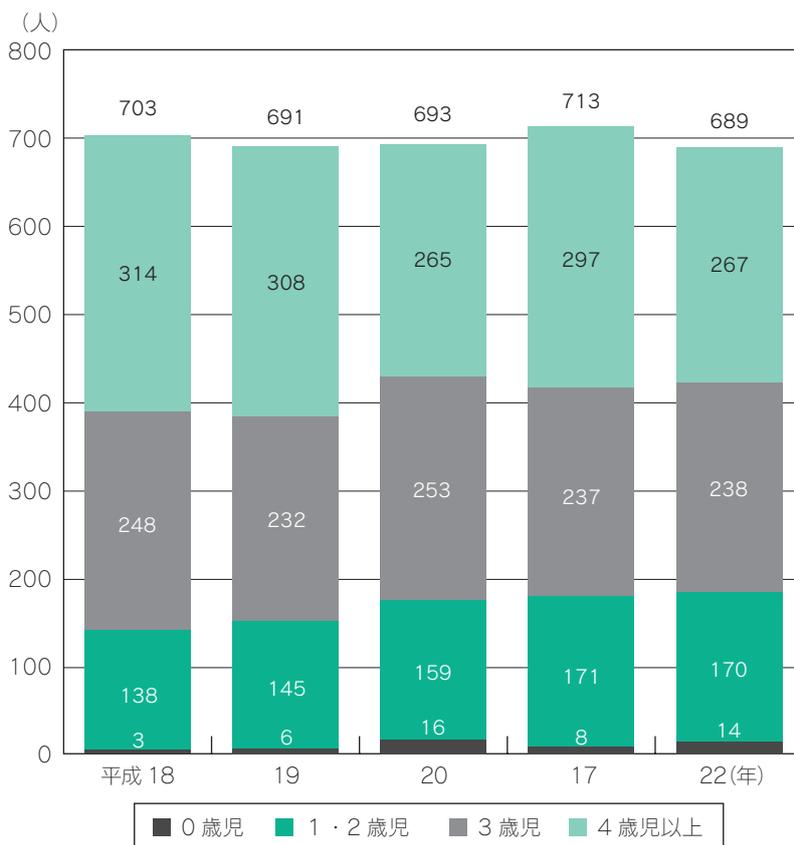


て遊ぶことができる場づくりが求められています。

【関連する分野計画】

養老町次世代育成支援後期行動計画（平成22年3月）	平成22～26年度
---------------------------	-----------

《保育園入園児数の推移》



(資料：健康福祉課)

【基本・個別施策と内容】

①保育機能の充実

- 1 * 保育園環境の整備
 - ・耐震化をはじめ、保育サービスの充実に対応する施設環境の整備を進めます。
- 2 * 保育サービスの充実
 - ・仕事と子育ての両立を支援する低年齢児保育、延長保育、障がい児保育などの充実を図るとともに、病後児対応、休日保育などの検討を進めます。
- 3 * 幼稚園・小学校との連携
 - ・幼稚園・小学校との連携を充実し、発達の連続性の確保を図ります。
 - ・幼保一体化の検討などを継続し、保育園、幼稚園機能のあり方の研究を進めます。

目標指標	現状値(平成 21 年度)	目標値(平成 32 年度)	備考
保育園の耐震化率	0%	100.0%	町立保育園園舎のうち耐震化改修を施工した割合
特別保育の実施事業数	5 事業	9 事業	延長保育、障がい児保育などの特別保育の実施事業数
幼保合同研修会の開催回数	2 回/年	6 回/年	幼稚園と保育園が合同で行った研修会の開催回数

②放課後児童クラブ機能などの充実

● 1 * 留守家庭児童教室の充実

・幼稚園における預かり保育の継続、小学校における留守家庭児童教室の充実を図ります。

● 2 * 児童館、移動児童館などの機能充実

・児童館、移動児童館機能を充実するとともに、地区公民館など既存施設を活用した児童館機能の整備を進めます。

③支援対策の充実と総合化

● 1 * 子育て応援の総合的な推進

・「養老町次世代育成支援行動計画」の着実な実践に努め、子育てを応援し、子どもたちを育成する総合的な環境づくりを進めます。

・福祉、保健、教育など関係部署や関係団体が横断的に連携して、子育て支援施策の推進、情報交換と調整機能の強化を図ります。

● 2 * 仕事と両立できる環境の整備

・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の観点から、休暇制度や事業所内保育施設、男女共同参画など企業・事業所、家庭への子育て環境の改善について理解、協力を啓発します。

● 3 * 子育て支援サービスの充実

・子育てボランティア・NPOなどの育成、ファミリー・サポート・センター*（仮称：子育て応援隊）の設置、子育てバウチャー制度*の導入の検討、集会などでの託児機能の確保を進めるなど、子育てを地域で支える環境づくりを推進します。

・ひとり親家庭における子育て支援の充実を図ります。

● 4 * 子育て情報提供、相談と交流の場の推進

・子育て応援ガイドなど子育て情報の提供を充実するとともに、子育て支援センター機能や子育てサロンの拡充、子育てサークルの育成支援、マイ保育園*制度の導入検討を進めます。

● 5 * 子育てへの経済的支援の充実

・医療費などの助成、保育料の軽減など子育て経費の負担軽減を進めるとともに、ぎふっこカード*の普及など地域全体で子育てを応援する環境を整備します。

ファミリー・サポート・センター…仕事と家庭の両立支援のため、子育ての援助ができる人と受けたい人で会員組織をつくり、有償でサービスを提供・享受する事業です。

子育てバウチャー制度…バウチャーは利用券や引換券を意味し、個人を対象とする用途制限のある公的な補助金支給の一種で多様な形態があります。バウチャーを配られた利用者は、それと引き換えにサービス提供者を選択して契約を結び、サービスを受けることになります。

マイ保育園…保育所を身近な子育て支援の拠点と位置づけ、親の働き方にかかわらず、すべての子育て家庭が保育指導や一時保育を利用できるようにすることで、育児不安の解消など子育てをめぐる問題の解決を図る取り組みのひとつです。

● 6 * 親育て、次世代の親の育成

- ・家庭教育学級など家庭の教育力や“家族の絆”を高める学習機会を充実するとともに、男性の育児休暇の取得、子育てへの参加促進など男女共同参画の意識啓発を進めます。
- ・中高生の保育体験の促進など若い世代の子育て意識を育むとともに、若者の交流や就労支援など若者定住を促進する環境づくりを進めます。

● 7 * 子どもたちの遊び場、活動の場の充実

- ・子どもや家族が安心して遊び、憩える場の整備を推進するとともに、子ども会や青少年育成活動、スポーツ活動などの地域活動を通じて、さまざまな学習や体験、異なる年齢や世代との交流ができる場づくりを進めます。

● 8 * 健康な子どもたちの育成

- ・母子保健事業、小児医療体制の充実を図るとともに、食生活に関する教育や情報提供と啓発を推進します。

目標指標	現状値(平成 21 年度)	目標値(平成 32 年度)	備考
子育て支援に満足している人の割合	60.7%	75.0%	住民アンケート調査、満足しているとどちらかといえば満足しているの合計
子育てボランティア団体数	3 団体	5 団体	町が把握している子育てボランティア団体数
保育体験をした中高生の数	25 人/年	150 人/年	町内の保育園で職場体験学習により保育体験をした中・高生の人数



ぎふっこカード…岐阜県が行っている子育て家庭応援キャンペーン事業で交付されるカード。県内に在住する18歳未満の子どもがいる世帯に交付され、県内の協力店などで買い物時に割引などの特典や託児サービスなどの子育て家庭への応援サービスが受けられるなど、子育て家庭を社会全体で応援していく仕組みです。

(2) 健康づくり

【現状と課題】

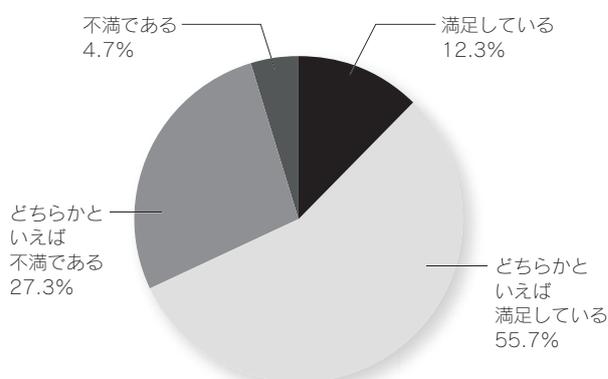
(健康づくり)

- 生涯を通じた健康づくりをするための施策を総合的かつ効果的に推進するため、健康づくり推進協議会を設置し、ライフステージごとに健康課題を共有し、健康づくり対策の検討を進めています。今後とも、関係機関・団体と連携しながら、健康づくりに取り組みやすい環境づくりを整備する必要があります。
- 「健康ようろう21」に基づいて健康づくりと保健事業を推進していますが、近年の生活習慣の変化や食生活の多様化、高齢化に伴い、生活習慣病の割合増加が顕著になっており、環境変化に対応した健康増進施策が必要になっています。
- 各種の健診、検診を実施し、疾病の早期発見と保健指導に努めていますが、生活習慣病予防、歯周疾患予防への関心は低いためか、受診率が伸びないため、未受診者への受診の一層の啓発が必要となっています。
- 今後ますます食と健康に関する指導が重要になると考えられます。食生活改善推進協議会が中心となって、食の大切さの啓発活動を実施していますが、保健分野だけでなく、食育に関連する生産・消費・流通分野、保育、教育分野などとの一体的な取り組みが必要です。

(地域医療)

- 町内に総合病院1施設、一般診療所14施設、歯科診療所13施設があり、近隣の市町にも総合病院があるなど、圏域としては恵まれた医療環境にあります。しかし、医療ニーズが高度化・多様化する中で、町内の総合病院では、常勤の医師がいない診療科があるなど、安心していつでも適切な医療を受けられる体制が十分でない状況があり、地域医療の充実が課題となっています。
- 休日・夜間の医療については、養老郡医師会により休日診療が当番制で実施されており、町内の総合病院では、救急夜間医療を実施しています。

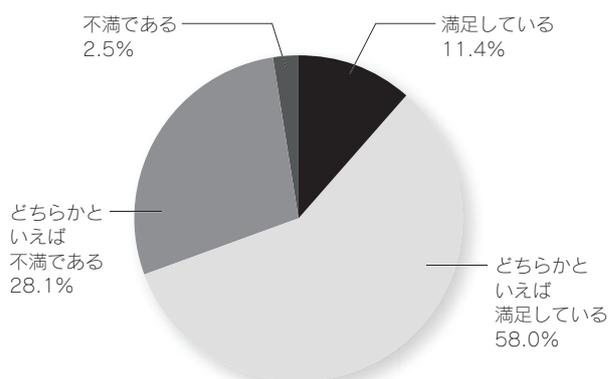
保健



■満足度順位
第9位/48項目

■課題領域
A 安定的に維持

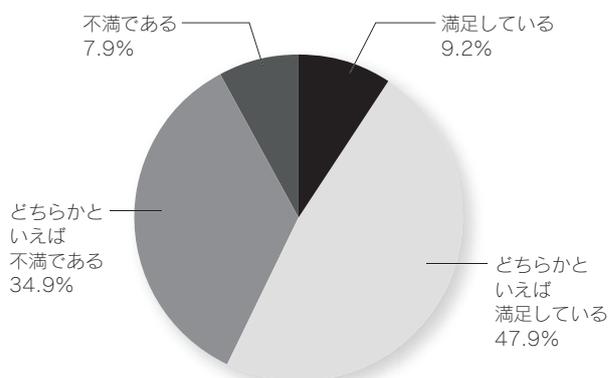
健康づくり



■満足度順位
第8位/48項目

■課題領域
A 安定的に維持

地域医療



■満足度順位
第30位/48項目

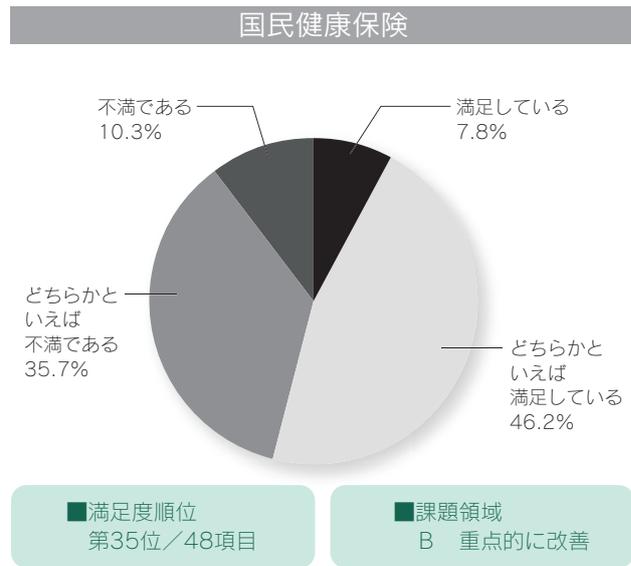
■課題領域
B 重点的に改善

（国民健康保険事業）

○国民健康保険制度の普及・啓発、高額療養費貸付事業などを行い、保健事業として特定健診と特定保健指導、人間ドック受診の助成などを実施していますが、保険税収納率の低下がみられます。今後とも制度と医療費の抑制についての啓発を進め、国保事業の健全な運営に努めていく必要があります。

（後期高齢者医療制度）

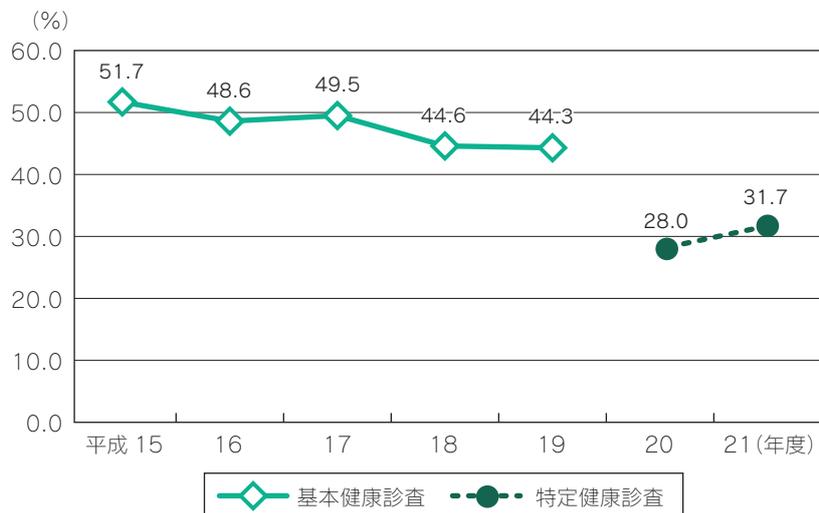
○75歳以上の高齢者を対象とする医療保険は、県単位の広域連合で運営されていますが、現行制度の問題点を解消するため、国保事業の運営のあり方も含めて国による見直しが進められており、平成25年度からの新制度への移行が予定されています。今後の医療制度改正に基づく対応が必要になります。



【関連する分野計画】

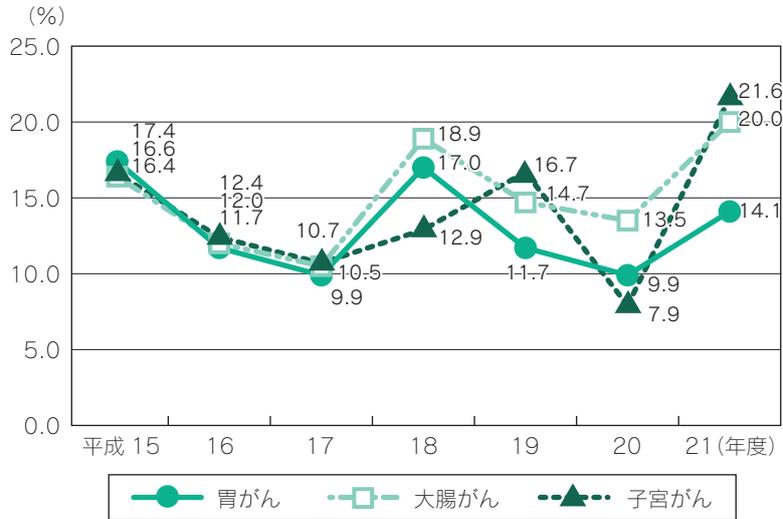
健康よろろう21（平成17年3月）	平成17～26年度
-------------------	-----------

《基本健康診査・特定健康診査受診率の推移》



（資料：保健センター）

《各種がん検診受診率の推移》



(資料：保健センター)

【基本・個別施策と内容】

①健康づくりの推進

● 1 * 健康増進計画の推進

- ・健康づくり推進協議会をはじめ健康づくり関係団体の活動を支援し、健康増進計画（健康よろう 21）の推進体制を充実します。
- ・保健・医療・福祉などの横断的な連携、健康管理や健康づくり意識の啓発と情報提供を強化し、ライフステージに応じた住民自らの健康づくり活動を促進します。

● 2 * 保健事業の充実

- ・母子保健事業、相談機能の充実を進めます。
- ・各種健康診査の充実、受診率の向上に努め、健診後の指導の強化を図ります。
- ・疾病予防、介護予防に向けた健康教育・健康相談の充実を図ります。
- ・定期予防接種、子宮頸部がん予防接種・肺炎球菌予防接種などを実施します。
- ・歯周疾患予防、歯科保健指導の充実を図ります。
- ・食と健康づくりへの取り組みの充実を図ります。
- ・健康づくりと軽スポーツ活動の連携を図り、養老公園など養老山麓エリアを拠点としたウォーキングなどの活動を促進します。

基本計画
第2編 第3章

目標指標	現状値(平成 21 年度)	目標値(平成 32 年度)	備考
健康づくり施策に満足している人の割合	69.4%	75.0%	住民アンケート調査、満足しているとどちらかといえば満足しているの合計
特定健康診査受診率	31.7%	65.0%	40歳以上75歳未満の国民健康保険加入者における受診率

②地域医療の充実

● 1 * 病院・診療所の連携強化の促進

- ・西美濃厚生病院の診療機能の整備充実とともに、広域的な病院・診療所との機能分担、連携強

化を促進し、生活圏における医療機能の充実を進めます。

- ・医療と保健・福祉が密接に連携できる体制づくりを進め、住民の健康づくり、在宅療養者への支援、医療費の抑制などとの相乗効果を発揮できるよう取り組みます。

● 2 * 休日・夜間の救急医療体制の充実

- ・休日診療在宅当番医制の継続、小児対応など広域的な連携による救急夜間医療など救急医療体制の充実を進めます。

● 3 * 通院手段の確保

- ・公共施設巡回バスの運行改善、福祉連携の移動サービスの確保などによる通院手段の確保を進めます。

目標指標	現状値(平成 21 年度)	目標値(平成 32 年度)	備考
公共施設巡回バスのバス停を設置する診療所・病院数	4 力所	6 力所	バス停を設置もしくは設置したバス停から通院可能な診療所・病院数

③国民健康保険事業の推進

● 1 * 情報提供・啓発の推進

- ・国保制度への理解を深めるとともに、医療費の分析や適正な健診・受診、健康管理などについての情報提供・啓発を進めます。

● 2 * 医療費適正化対策の推進

- ・レセプト点検の強化、高額医療費の分析など、医療費適正化対策を推進します。

● 3 * 医療費の低減

- ・特定健診、特定保健指導の充実、人間ドック受診助成など保健事業と連携した疾病の早期発見、疾病予防を図るとともに、保健・医療・福祉の連携強化による医療費抑制を進めます。

● 4 * 事業運営の安定化

- ・口座振替の促進など保険税収納率の向上対策を進めるとともに、保健事業の充実、健康づくりの推進を図り、国保事業の安定化を図ります。

目標指標	現状値(平成 21 年度)	目標値(平成 32 年度)	備考
被保険者一人当たりの医療費	262,950 円/年	現状以下	
医療費通知回数	6 回/年 (2 ヶ月に 1 回)	12 回/年 (毎月)	
保険税の収納率	89.21%	90.0%	国民健康保険税の調定額（賦課額）に対する収納額の割合

④後期高齢者医療制度の改正への対応

● 1 * 法改正に基づく制度の推進

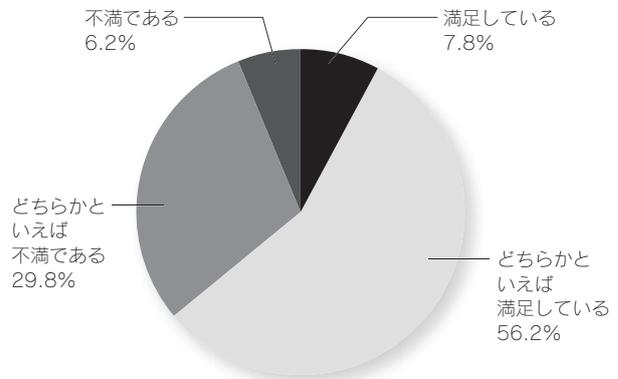
- ・国保制度の運営を含めて改定される後期高齢者医療制度について、国保制度と合わせて情報提供を進め、必要な運営体制を整備します。

(3) 地域福祉

【現状と課題】

- 地域福祉の基本は、すべての住民が地域の中でお互いに支え合い、健やかに生活できる環境づくりです。特に、近年は急速な少子高齢化や核家族化の進行などにより、地域福祉充実への要請はますます高まり、多様化しています。
- 地域福祉活動の中核を担っている社会福祉協議会では、支部社協を組織し、各種団体の参加により地域に密着したさまざまな福祉事業を展開しています。今後とも地域福祉のネットワーク体制を強化していくことが必要です。
- 福祉制度の改定などに伴い、介護保険や障がい福祉などにおいて、民間事業者の参入が進んでいますが、支援が必要なさまざまな生活課題に対応するためには、公的な対応だけでは限界があり、地域の中で住民相互が助け合う住民主体の活動を広げるとともに、NPOなどにより住民が主体的にサービス提供者となる協働型の取り組みが必要になってきています。

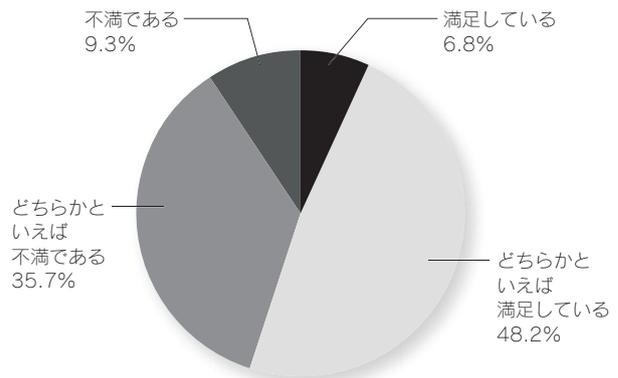
地域福祉



■満足度順位
第21位/48項目

■課題領域
C 選択的に維持

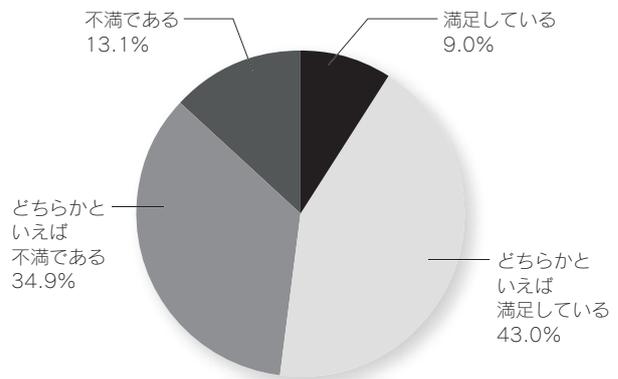
自立への支援



■満足度順位
第34位/48項目

■課題領域
B 重点的に改善

国民年金事業



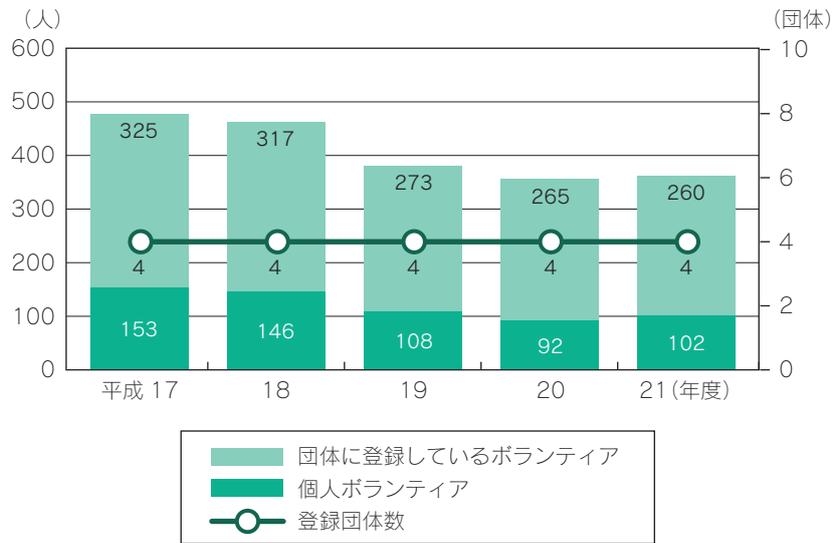
■満足度順位
第37位/48項目

■課題領域
B 重点的に改善

【関連する分野計画】

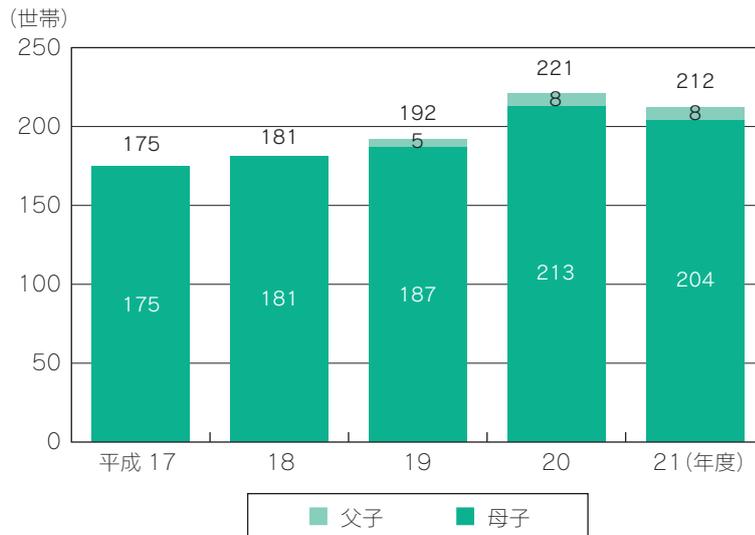
養老町地域福祉計画（平成 22 年 3 月）	平成 22 ～ 26 年度
第 4 期養老町老人福祉計画・介護保険事業計画（平成 21 年 3 月）	平成 21 ～ 23 年度
養老町障がい者計画（平成 20 年 3 月）	平成 20 ～ 26 年度
養老町障がい福祉計画（平成 21 年 3 月）	平成 21 ～ 23 年度
養老町次世代育成支援後期行動計画（平成 22 年 3 月）	平成 22 ～ 26 年度

《ボランティア団体数と登録者数の推移》



(資料：養老町社会福祉協議会)

《ひとり親世帯数の推移》



※児童扶養手当及び福祉医療費受給者

(資料：健康福祉課)

【基本・個別施策と内容】

①地域福祉推進体制の強化

● 1 * 少子高齢社会に対応する広報・啓発の推進

- ・地域環境の変化に伴う福祉の多様化に対応する地域の支え合い、ノーマライゼーションの推進、ボランティア活動など町民誰もが何かを担うまちづくりについての広報・啓発を強化します。
- ・町広報紙、社協だより、CATVなどにより地域福祉への取り組みなどの情報提供を強化します。

● 2 * 地域福祉推進体制の強化

- ・「養老町地域福祉計画」の進行管理・評価を図り、着実な実践を進めます。
- ・民生委員・児童委員活動の周知に努め、地域福祉活動の活発化を図ります。
- ・社会福祉協議会、支部社協の機能強化を図り、関係団体などとの協働と連携による地域福祉のネットワーク体制の強化を図ります。

● 3 * ボランティアの育成

- ・ボランティア講座の開催、ボランティアセンター機能の充実、活動団体間ネットワークの構築を進めます。

目標指標	現状値(平成 21 年度)	目標値(平成 32 年度)	備考
ボランティア登録団体(会員)数	4 団体 (260 人)	4 団体 (300 人)	町社会福祉協議会のボランティアセンターに登録しているボランティア団体とその会員数

②地域福祉活動の展開

● 1 * 福祉サービス事業の充実

- ・介護保険や障がい者福祉サービスにおける良質なサービスの確保と的確な利用に向けて、サービス提供事業者、ケアマネジャーとの連携により適切なサービスを推進します。
- ・支援を必要とする人が必要な情報を得て適切なサービスを利用できるよう、福祉サービスの情報提供を強化するとともに、福祉サービスなどについての相談体制を充実し、的確な支援を図ります。

● 2 * コミュニティ活動と一体となった地域福祉活動の促進

- ・コミュニティ、支部社協活動と連携した地域ぐるみの支え合い、見守りなど地域の福祉活動による暮らしのサポート活動を促進します。

● 3 * ボランティア活動の促進

- ・各種ボランティア活動を支援するとともに、町民へのボランティア実践活動の紹介など情報提供を進めます。
- ・学校教育や社会教育と連携し、ボランティア体験の場づくりを進めます。

● 4 * 公的な福祉サービスを補完する事業の促進

- ・住民主体によるさまざまな暮らしのサポート、子育てサポートなど、公的な福祉サービスを補完する福祉関連事業を担うことができるNPO、コミュニティビジネス事業体などの立ち上げと事業興しを支援します。

目標指標	現状値(平成 21 年度)	目標値(平成 32 年度)	備考
いきいきふれあいサロンの拠点数	29 カ所	79 カ所	いきいきふれあいサロンを実施している拠点数

③福祉対応の地域環境の整備

● 1 *バリアフリーの環境づくり

- ・公的な施設や公共空間における移動などの妨げとなる物理的な障害を取り除き、軽減するバリアフリーの環境づくりを推進します。
- ・企業や事業所などにおけるバリアフリー環境の促進を図ります。

● 2 *交通手段の確保

- ・巡回バスの運行改善を図るとともに、送迎・移動などに対応する福祉サービスによる補完手段の確保を進めます。

● 3 *住宅改修や通報（在宅）機器設置の推進

- ・高齢者や障がい者の生活に対応した住宅改修など、安全・安心な住まいの普及を促進します。
- ・高齢者世帯や独居老人などへの緊急通報システム装置の設置、維持管理を進めます。

● 4 *災害時における支援体制の整備

- ・自主防災隊と関係団体・機関との連携による災害時などの支援体制の整備を進めます。

目標指標	現状値(平成 21 年度)	目標値(平成 32 年度)	備考
岐阜県福祉のまちづくり条例に基づく届け出件数	2 件/年	4 件/年	条例に基づき公共施設などの整備において、岐阜県西濃建築事務所に届け出をされた件数
緊急通報システム装置の設置台数	160 台	200 台	緊急通報システムの累計設置台数

④生活の自立支援

● 1 *ひとり親家庭の援護対策の充実

- ・関係機関との連携による相談、指導の充実、支援制度の周知を図るとともに、援護対策を進めます。

● 2 *低所得者の援護対策の充実

- ・関係機関との連携による生活実態や援護ニーズの把握と相談、指導の充実を図り、適正な援護制度の活用、生活の自立に向けた支援を進めます。

目標指標	現状値(平成 21 年度)	目標値(平成 32 年度)	備考
ひとり親家庭からの相談件数	15 件/年	20 件/年	町で受けた相談件数
母子寡婦福祉資金の利用件数	3 件/年	5 件/年	町内母子家庭の年間利用件数

⑤社会保障制度の推進

● 1 *国民年金の加入促進、相談などの円滑化

- ・無年金者の解消に向け、年金事務所と連携した国民年金制度の周知、相談業務の充実を進めます。

目標指標	現状値(平成 21 年度)	目標値(平成 32 年度)	備考
国民年金保険料の口座振替率	45.1%	47.0%	国民年金加入者のうち保険料を口座振替納付している人の割合

(4) 高齢者福祉

【現状と課題】

○本町では、核家族化が進んでいるものの三世帯などが同居する世帯が多く占めています。しかし、高齢者夫婦世帯や高齢者単身世帯は確実に増えており、高齢者介護サービス提供量が飛躍的に増加するとともに、介護保険の総費用も増加しています。

○高齢化は今後さらに進行して本格的な高齢社会を迎え、介護サービスや介護予防に対する方策の一層の充実・拡大が必要となることが予想されます。特に、高齢者対策は、福祉的な支援のみではなく、まちづくりの担い手としての活躍の場づくりなど、多様な対応が必要になってきます。なお、平成17年国勢調査による老年人口(65歳以上)は6,736人、総人口の20.7%を占めていますが、推計値では、本計画の目標年度である平成32年には、総人口の約3割に達すると見通されます。

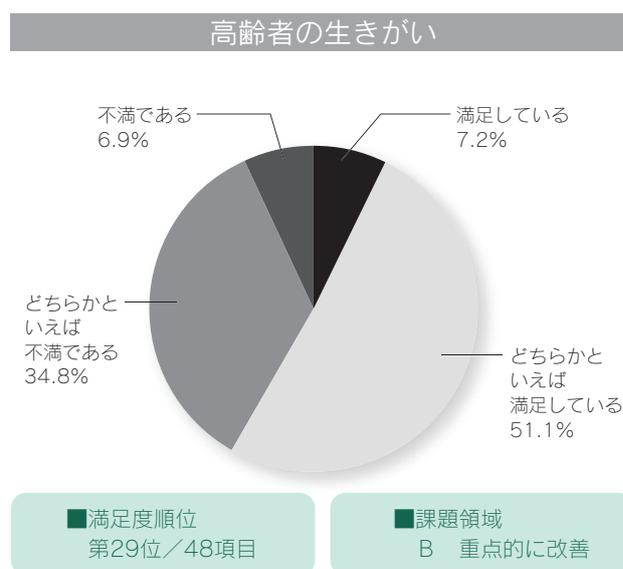
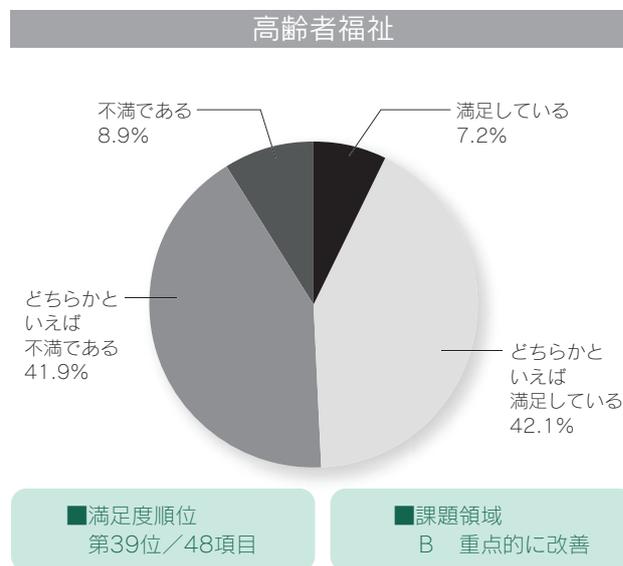
○本町には、介護保険施設として広域施設2カ所、地域密着型施設3カ所がありますが、今後は要介護高齢者の増加に対応し、住み慣れた身近な地域で生活できるよう地域密着型サービス施設の確保や在宅福祉サービスなど、暮らしのサポート体制と地域環境の整備が重要となります。

○さまざまな在宅福祉サービスを提供していますが、高齢者人口の増加に伴う、さらなるサービスの拡充が必要とされています。

○介護保険事業運営においては、介護保険事業計画に基づき目標設定し、居宅によるサービス、施設によるサービス、地域密着型によるサービス、介護予防ケアマネジメントによる予防給付サービスを実施しています。今後とも、利用者のニーズに対応するため、多様なサービスの充実とともに健全な事業運営が求められています。

○地区単位に老人クラブが組織されており、会員相互の交流による相互扶助が図られ、軽スポーツ活動、地域奉仕活動などが積極的に行われており、今後ともまちづくりの担い手としての活動が期待されています。

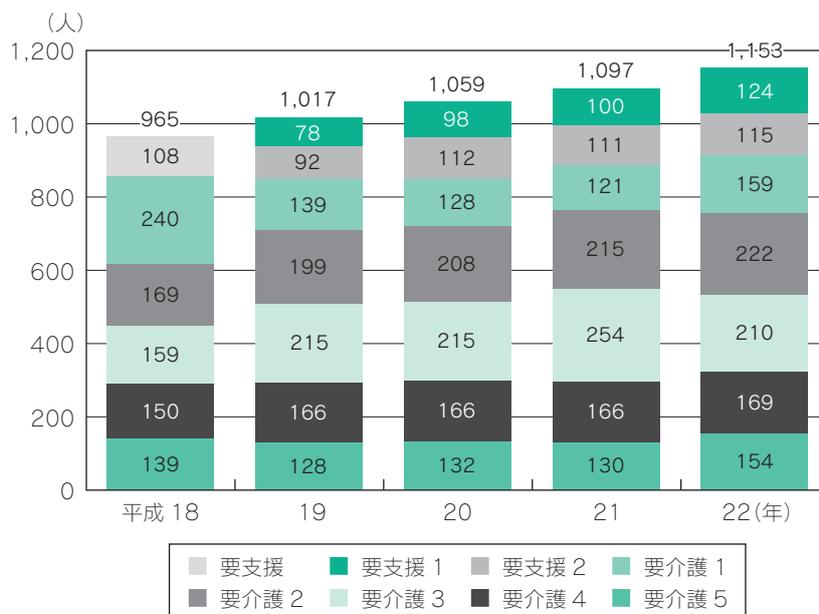
○高齢者の経験と技術を生かすシルバー人材センター(高齢者能力活用協会)が運営されており、就業の場となっていますが、高齢者人口の増加に伴い、高齢者自らの事業興しを支援するなど新たな取り組みが必要となっています。



【関連する分野計画】

第4期養老町老人福祉計画・介護保険事業計画（平成21年3月）	平成21～23年度
地域福祉計画（平成22年3月）	平成22～26年度

《介護度別要介護（要支援）認定者数の推移》



※各年3月31日現在の認定者数

(資料：健康福祉課)

【基本・個別施策と内容】

①高齢社会への対応

● 1 * 関連計画の改訂

・高齢者数、要介護者数などの動向に対応した地域福祉計画、老人福祉計画・介護保険事業計画などの的確な見直しと計画推進を図ります。

● 2 * 高齢期の健康づくりの推進

・保健・医療などとの連携強化により、介護予防のための高齢期の健康づくり活動を強化します。
 ・介護予防・老人医療費の削減を目的としたプログラム「TAKE 10!®」*などの導入を推進します。
 ・介護保険サービスなどの既存制度の範囲では手が届かない部分にも対応した独自の福祉サービスを提供する宅老所*などの開設支援を図ります。

● 3 * 地域包括支援センター機能の充実

・住民の心身の健康維持と生活の安定に向けた必要な援助・支援、介護・介護予防など、高齢者に関する相談を包括的に担う中核機関としての地域包括支援センター機能と運営の充実を進めます。

● 4 * 高齢者見守りネットワークの推進

・地域包括支援センターと関係団体、サービス提供事業所との連携による地域ケア会議の導入などを検討し、地域ケアシステムの整備を図ります。

TAKE 10!®…「毎日10分間の運動を2～3回しましょう」、「毎日10の食品群を食べましょう」という、NPO法人国際生命科学研究機構が開発した高齢になってもお金をかけずに元気であるための運動と栄養のプログラムです。

宅老所…一般的に法令に定義のない民間独自の福祉サービスを提供している施設をいいます。

● 5 * 地域環境の整備

・バリアフリー化の推進、移動手手段の確保、住宅改修の推進、また災害時の支援体制など、高齢者が地域で住み続けられる地域環境の整備を推進します。

● 6 * “養老” ならではの親孝行の心のまちづくり

・「親孝行と生涯学習を進めるまち養老」町民会議を主体にした町民憲章の実践活動と連携して、親孝行の心（“家族の絆”）があふれるまちづくりの啓発を強化します。

目標指標	現状値(平成 21 年度)	目標値(平成 32 年度)	備考
介護予防教室の参加者数	63 人	120 人	運動機能向上・口腔機能向上などの介護予防教室の参加者数
総合相談件数	251 人/年	370 人/年	地域包括支援センターで受けた相談件数
養老町「家族の絆 愛の詩」への町内一般応募数	22 篇	50 篇	養老町「家族の絆 愛の詩」の作品応募のうち、町内からの一般応募総数

②福祉サービスの充実

● 1 * 暮らしのサポート事業の推進

・社会福祉協議会・社協支部活動などと協働して、ホームヘルパー派遣、配食サービス、友愛訪問、緊急通報システムの配備、介護予防サービス、生活支援サービスなど、暮らしのサポート事業を推進します。

● 2 * 介護予防の推進

・介護予防ケアマネジメント、介護予防事業、生活習慣病予防事業など、総合的な介護予防システムの充実を推進します。

目標指標	現状値(平成 21 年度)	目標値(平成 32 年度)	備考
配食サービス利用者数	19 人	25 人	

③介護保険制度の運営

● 1 * 制度、サービス提供事業者などの情報提供、相談の充実

・制度の仕組みやサービス提供事業者の情報提供と周知を図るとともに、介護についての相談体制の強化を進めます。

● 2 * 介護保険サービスの充実

・介護保険事業計画目標に基づく居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービス、予防給付サービスの充実を図ります。

● 3 * 運営体制の強化

・認定事務の迅速化、円滑な事務処理などにより事業運営体制の強化を進めます。
・介護・予防給付費の適正化、保険料抑制などの情報提供に努め、健全な財政運営を図ります。

目標指標	現状値(平成 21 年度)	目標値(平成 32 年度)	備考
要介護（要支援）認定者数	1,153 人	1,650 人	年度末の要介護（要支援）の認定者数

④生きがい・就労対策の推進

● 1 *憩いと集いの場づくり

- ・老人福祉センター機能の整備、いきいきふれあいサロンなどの集いの場の充実を進めます。
- ・軽スポーツ活動や文化活動など生涯学習、健康づくりの促進を図ります。

● 2 *高齢者が担うまちづくり活動の推進

- ・老人クラブ活動の支援を進め、相互扶助、ボランティア活動の促進を図ります。
- ・生涯学習や学校教育、観光事業での講師などシルバー人材の活用を進めます。

● 3 *就労と事業興しの促進

- ・経験や技術を活かしたシルバー人材センター運営の充実を進めます。
- ・地域課題に対応したコミュニティビジネスなどの事業興しの促進を図り、退職後などの就労機会の拡大を進めます。

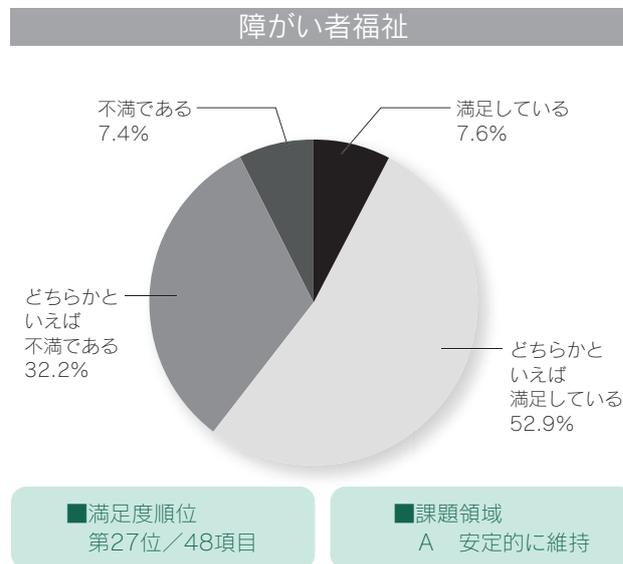
目標指標	現状値(平成 21 年度)	目標値(平成 32 年度)	備考
いきいきふれあいサロンの利用者数	6,970 人/年	18,950 人/年	利用者延べ数
シルバー人材センターの登録者数	242 人	350 人	



(5) 障がい者福祉

【現状と課題】

- 障がい者計画、障がい福祉計画に基づいて障がい者福祉を推進し、障がいの予防、早期発見、障がいのある児童への早期療育、在宅福祉サービス、また生活習慣病などを原因とする身体障がいの発生が少なくなることから、特定健康診査などの結果に基づき、生活習慣病予防を目的とした保健指導などを進めています。
- 町内には、2カ所の授産施設がありますが、広域的な観点を考慮しながらグループホームやケアホームの確保が必要になっています。
- 今後とも、ノーマライゼーション思想の住民への啓発強化、バリアフリー化や移動手段の確保、災害時の援護など地域環境の整備、障がい者の就労支援など、社会参加を促進するとともに、在宅福祉サービスなどの支援体制の充実を図り、障害者自立支援制度の円滑な運営をしていく必要があります。



【関連する分野計画】

養老町障がい者計画（平成20年3月）	平成20～26年度
養老町障がい福祉計画（平成21年3月）	平成21～23年度
地域福祉計画（平成22年3月）	平成22～26年度

《障害者手帳所持者数の推移》

(単位：人)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
身体障害者手帳	1,173	1,276	1,378	1,476	1,476
療育手帳	180	224	237	243	251
精神障害者保健福祉手帳	55	107	120	138	151
合計	1,408	1,607	1,735	1,857	1,878

(資料：健康福祉課)

【基本・個別施策と内容】

①障害福祉サービスの充実

● 1 * 計画的な対策の推進

- ・地域福祉計画、障がい者計画、障がい福祉計画に基づいた計画的な福祉対策を推進し、環境変化などに対応した的確な見直しを図ります。
- ・審査・判定に基づき支援の必要度に応じてサービスを利用する障害者自立支援制度の円滑な運営を図ります。

● 2 * 障がい者福祉施設の充実

- ・圏域における充足状況をもとに、グループホーム・ケアホーム*整備への民間参入を促進します。

● 3 * 在宅福祉サービスの充実

- ・在宅支援サービス事業、地域生活支援事業、地域活動支援センター事業などの周知と充実を図ります。

● 4 * 就労の支援

- ・関係機関との連携により福祉的就労の場、一般就労の支援を進めます。

● 5 * 地域環境の整備

- ・バリアフリー化の推進、移動手段の確保、住宅改修の推進、また災害時の支援体制など、地域で住み続けられる地域環境の整備を推進します。

目標指標	現状値(平成 21 年度)	目標値(平成 32 年度)	備考
グループホーム、ケアホームの利用者数	6人	15人	
地域生活支援事業利用者数	18人	32人	日中一時支援、移動支援サービスを利用した人数

②支援体制の充実

● 1 * 関係団体の活動支援

- ・関係団体の活動を支援し、住民との交流を拡大する機会の充実を進めます。

● 2 * 早期療育の充実

- ・福祉、保健、教育など関係部署や関係機関が横断的に連携して、障がいの早期発見、障がいの予防に努め、早期療育を促進します。

● 3 * 家族への支援

- ・障がいのある人の家族の就労支援および日常的に介護をしている家族の一時的な負担軽減を図ることができるよう日中一時支援などのサービス提供を促進するなど、障がい者を支える家族の負担を軽減する支援対策を進めます。

目標指標	現状値(平成 21 年度)	目標値(平成 32 年度)	備考
児童デイサービス利用者数	32人	35人	養老町ことばの教室で児童デイサービスを利用した人数

グループホーム・ケアホーム…障害者自立支援法で制度化されている障害福祉サービスにおける共同生活支援（グループホーム：比較的軽度の障がいのある人たちが共同生活を営む住居）、共同生活介護（ケアホーム：介護を要する障がいのある人たちが共同生活を営む住居で、介護機能を伴う）です。

2 環境と共生するまちづくり

(1) 地球環境保全

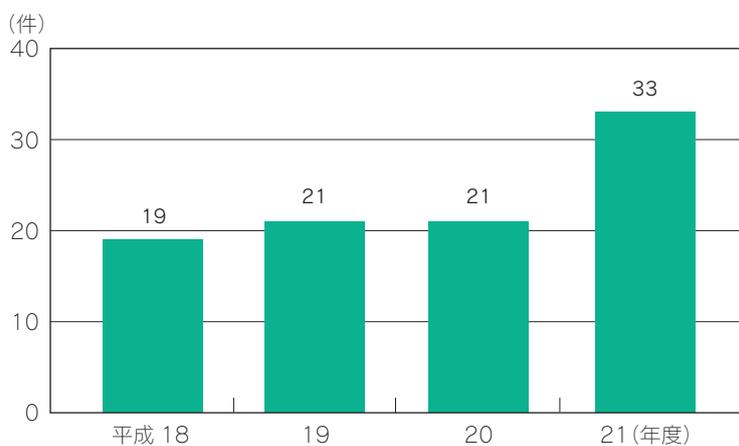
【現状と課題】

- 世界規模で進む温暖化など地球環境の危機が深刻化し、環境負荷低減のための国際的な取り決めの実践に対する国際的監視の眼が厳しくなっています。各種リサイクル法制の整備など資源循環型社会への移行が進んでおり、環境ビジネスの市場規模の大幅な増加が見込まれています。
- 「エコ」とは“エコロジー”（環境）と“エコノミー”（経済）、両方の意味を兼ね備えており、地球と人に優しい暮らしをめざすことは、環境問題の改善と経済発展の共通の目標であるといえます。
- 本町では、「養老町地球温暖化対策実行計画」により、行政における日常業務から生じる環境負荷の低減に取り組み、住宅用太陽光発電システム設置への補助などを進めていますが、環境問題は食、水、エネルギー、ごみなど暮らしの全般に関わるものであり、環境重視のまちづくりを推進していくための指針を定めて、総合的に対応していく必要があります。

【関連する分野計画】

養老町地球温暖化対策実行計画（平成22年3月）	平成22～26年度
-------------------------	-----------

《住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付件数の推移》



(資料：商工労働課)

【基本・個別施策と内容】

①環境にやさしいまちづくり

● 1 *環境重視のまちづくり指針の確立

- ・環境基本条例や環境基本計画の策定など、環境を重視したまちづくり指針の樹立を進めます。
- ・環境、エコに関する学習活動を促進するとともに、住民・事業者・行政が一体となった循環型社会づくり、環境にやさしい暮らしの実践、自然環境や景観資源の保全など、環境重視のまちづくりを進めます。

● 2 * 環境保全型工法の推進

・施設整備や道路工事などにおける動植物の生態環境や保水能力・浸透性などに配慮した環境保全型工法の導入を推進します。

● 3 * 家庭や事業所などでできる活動の実践

・女性団体による環境保全活動を基礎に、ごみ減量化対策などの推進事業の拡充を図り、家庭や事業所などでできる省資源・リサイクル、廃油処理などの生活雑排水の適正処理など、“もったいない運動”による実践活動を促進します。

● 4 * 環境にやさしい農業の展開

・環境保全や食の安全に果たす農業の役割を重視し、有機・減農薬栽培など環境保全型農業を促進します。

目標指標	現状値(平成 21 年度)	目標値(平成 32 年度)	備考
レジ袋辞退率	94.2%	96.0%	町内のスーパーマーケットなどの協力事業者におけるレジ袋を購入しない人の割合
環境保全型工法の採用件数	0 件	10 件	環境に配慮した製品や工法を採用した工事件数
ごみ減量化推進団体数	2 団体	4 団体	ごみ減量化の活動に取り組んでいる団体数

②地球温暖化、低炭素化対策

● 1 * 地球温暖化対策実行計画の推進

・「養老町地球温暖化対策実行計画」を推進し、削減目標量の実現に向けて率先して地球温暖化対策、環境負荷の低減に取り組みます。

● 2 * 新エネルギー資源の活用促進

・住宅への太陽光発電システム設置補助など、省エネ・エコ型住宅や設備の普及を推進するとともに、地域エネルギーの利用研究など資源循環型の取り組みを進めます。

● 3 * 地球温暖化防止活動の推進

・地球温暖化防止活動の情報提供を進め、『ぎふエコ宣言～僕に、私にできる 10 の宣言～』*の推進など家庭や事業所などで身近にできる実践活動を促進します。

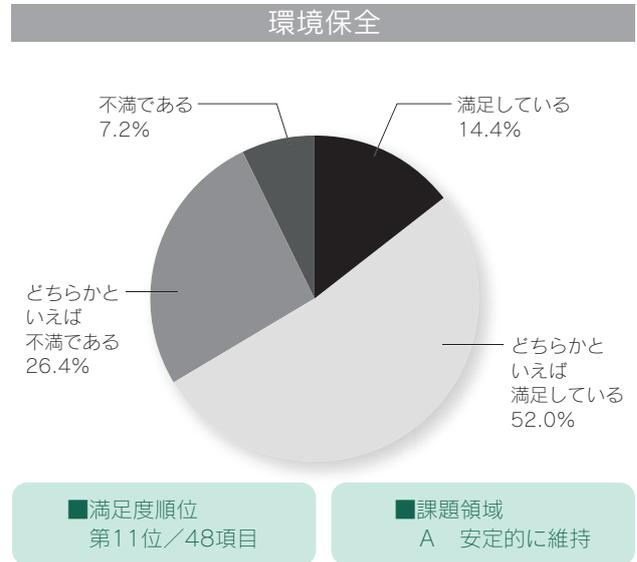
目標指標	現状値(平成 21 年度)	目標値(平成 32 年度)	備考
二酸化炭素排出量	5,836t / 年	5,772t / 年	町の施設で 1 年間に排出する二酸化炭素の量
「ぎふエコ宣言」への登録参加団体数	2 団体	4 団体	県民が取り組む地球温暖化防止「ぎふエコ宣言」活動に登録している団体数

ぎふエコ宣言～僕に、私にできる 10 の宣言～…岐阜県が、平成 20 年 6 月から行っている、マイバックの持参やアイドリングストップなど、暮らしの中で実践することができる地球温暖化防止に関する取り組みを「エコ宣言」としてまとめ、賛同する県民の募集をしている事業です。

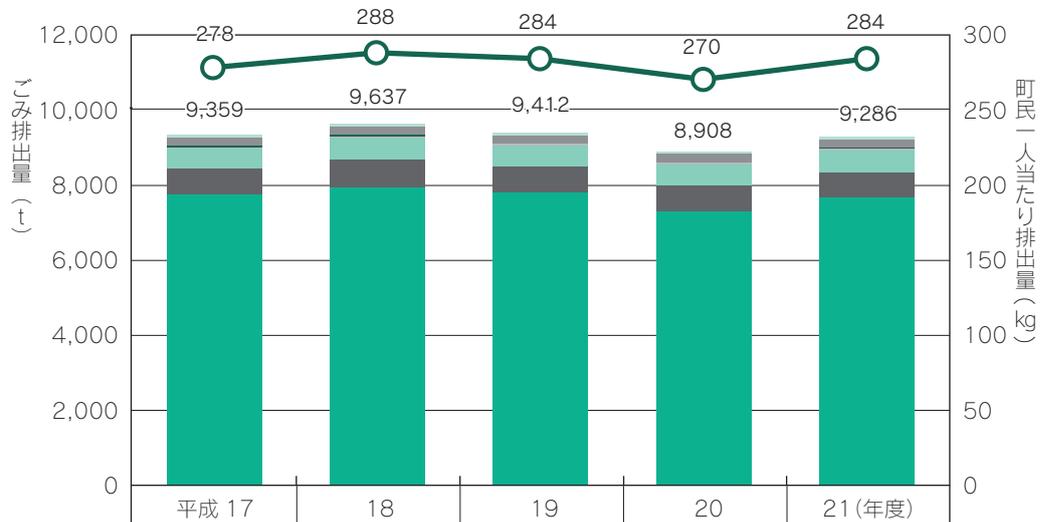
(2) ごみと廃棄物

【現状と課題】

- 平成21年度より新たなごみ処理施設（養老ドリームパーク）が稼動し、リサイクルセンターを併設し、ごみ処理と再資源化・リサイクル化の体制が整備されていますが、最終処分場の確保が課題となっています。
- 町内ではごみ集積場を設置して、収集を行っていますが、ごみの散乱苦情も多く、分別排出の徹底、適正な集積場の配置や管理などが課題となっています。
- 資源ごみの収集には、PTAや子ども会などの団体活動の参画で行われており、ごみ減量化については、女性団体が積極的に取り組み、廃油石鹸づくり、生ごみの堆肥化などを行っていますが、地域ぐるみのごみの減量化・リサイクル活動を展開していく必要があります。



《ごみ収集量の推移》



品目	平成 17	18	19	20	21 (年度)
缶 (t)	86	82	75	70	66
ビン (t)	220	218	210	217	220
発泡スチロール・トレイ (t)	30	33	24	19	19
ペットボトル (t)	52	41	31	46	52
ビニール・プラスチック (t)	522	576	575	562	575
燃やせないゴミ (t)	693	755	674	683	688
燃やせるゴミ (t)	7,756	7,932	7,823	7,311	7,666
合計	9,359	9,637	9,412	8,908	9,286
町民一人当たり排出量 (kg)	278	288	284	270	284

(資料：生活環境課)

【関連する分野計画】

一般廃棄物処理基本計画（平成 19 年 3 月）	平成 19 ～ 28 年度
--------------------------	---------------

【基本・個別施策と内容】

①ごみ収集・処理体制の推進

● 1 * ごみの分別収集体制の拡充

・ごみの集積場の適正な設置、ごみの分別排出の徹底を進め、分別収集体制の円滑化を図ります。

● 2 * 最終処分場整備の推進

・養老町一般廃棄物最終処分場の計画を進め、適正な設置を図ります。また、南濃衛生施設利用事務組合による最終処分場の建設を進めます。

目標指標	現状値(平成 21 年度)	目標値(平成 32 年度)	備考
住民一人当たりのごみの排出量	284kg / 年	277kg / 年	住民 1 人が排出する家庭系ごみの年間当たりの量

②ごみ減量・資源リサイクルの推進

● 1 * “3 R 運動”、“もったいない運動” の意識啓発と地域ぐるみの推進

・“3 R（リデュース=ごみの発生抑制、リユース=再使用、リサイクル=ごみの再生利用）運動”、“もったいない運動” の意識啓発、情報提供に努めるとともに、3 R 運動に取り組む活動団体の育成と活動支援を進め、コミュニティ活動などとの連携により地域ぐるみの活動を促進します。

・生ごみの家庭処理を促進するとともに、農業資材などの適正な処理など、産業におけるリサイクル活動を促進します。

・分別種類の拡大と資源化など、資源リサイクルと産業興しの結びつけについての研究を進めます。

目標指標	現状値(平成 21 年度)	目標値(平成 32 年度)	備考
資源分別回収量	1,641t / 年	1,830t / 年	町内会、子ども会などが地域で行う資源分別回収活動での資源回収量



(3) 水と緑の空間

【現状と課題】

(自然、緑地や公園)

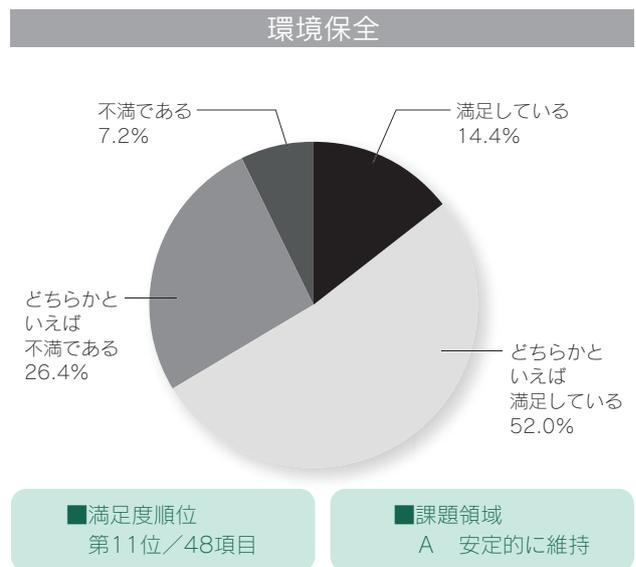
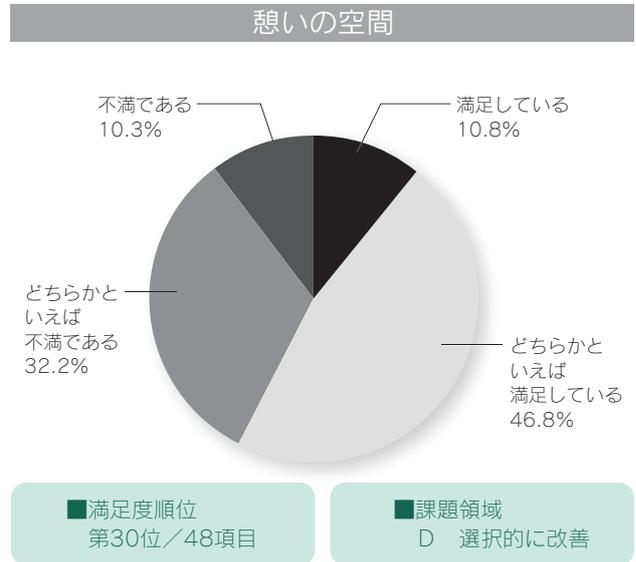
○本町は、揖斐関ヶ原養老国定公園に指定されている養老山地、これに育まれた日本の名水百選（養老の滝、菊水泉）の養老の水をはじめ、田園、河川などの自然環境と雄大な景観に恵まれており、水と緑の環境を大切にしたいまちづくりが必要です。

○公園施設として都市公園である中央公園と養老公園に加え、養老平成記念公園、宮の森公園などが利用されていますが、各地域における身近な憩いの空間となる公園の整備を検討していく必要があります。

(公害防止、環境美化)

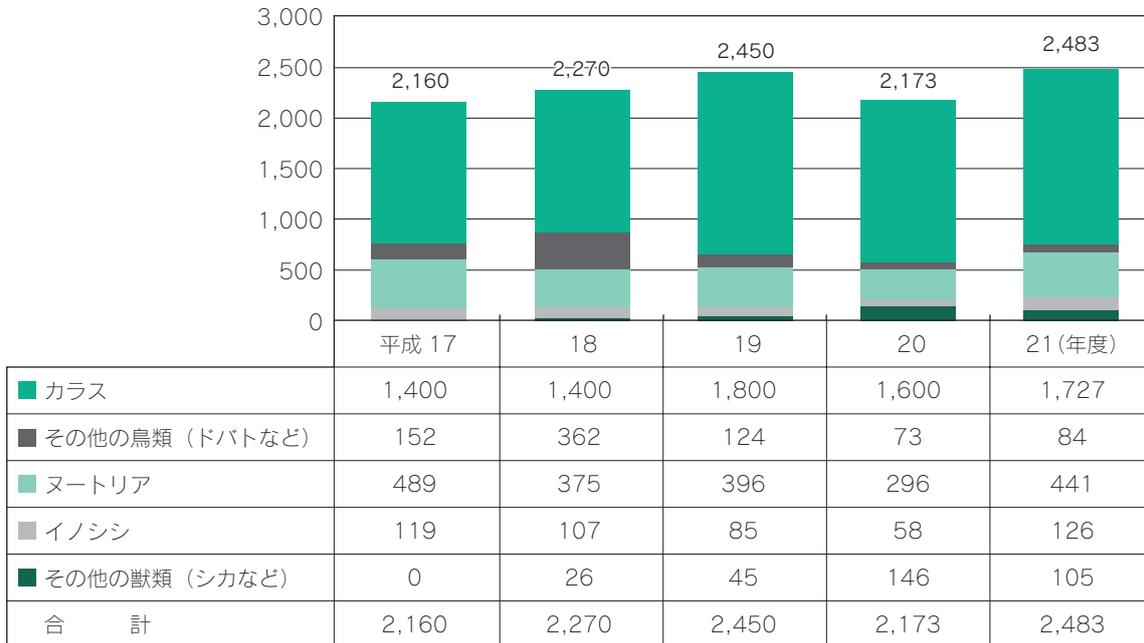
○定期的な水質調査や環境騒音振動検査、環境監視パトロールにより公害の防止、不法投棄の防止など環境保全に努めていますが、不法投棄の拡大や野焼きなどの苦情がみられます。

○美しいまちづくり条例により主体ごとの責務を定めていますが、今後は条例の周知を図り、地域ぐるみの環境美化活動を一層推進していく必要があります。



《有害鳥獣捕獲数の推移》

(羽、頭、匹)



(資料：農林水産課)

【基本・個別施策と内容】

①自然、水辺、景観の保全と管理

● 1 *環境教育・学習の推進

・ホームページ（養老町の歴史文化資源）の活用などにより、町の自然や動植物生態に関する情報提供を強化するとともに、地域資源を活かした自然保全と管理の手法などを学ぶ環境教育・学習の機会づくりを進めます。

● 2 *環境保全、景観づくり活動の推進

・環境保全活動グループの育成を進めるとともに、水辺空間、動植物や山麓部樹林地、里地里山の保全、緑化の推進に取り組みます。
・自然環境や歴史遺産の継承、観光資源の整備と連携した景観ポイントの保全を進めます。

● 3 *森林病虫害・有害鳥獣駆除の推進

・里地里山環境の保全とともに、森林病虫害・有害鳥獣駆除を推進し、被害の軽減を図ります。

目標指標	現状値(平成 21 年度)	目標値(平成 32 年度)	備考
有害鳥獣の捕獲駆除数	2,483 件/年	2,600 件/年	カラスやヌートリアなどの有害鳥獣の年間捕獲駆除数

②公園・緑地の機能整備と維持管理

● 1 *公園施設の整備

・中央公園の改修など機能整備を推進するとともに、養老公園の魅力化、新たな機能整備についての要請を図ります。

● 2 *公園施設などの維持管理の充実

・公園施設の維持管理体制についての検討を進め、アダプトプログラム*（公共施設里親制度）のアダプトプログラム…アダプトとは「養子縁組をする」という意味で「里親制度」と訳されます。道路、公園、河川などの身近な一定区域について、住民、企業や学校などがボランティアの里親となって、定期的に美化活動などを行う制度です。行政と互いの役割分担などを協議し、合意に基づき実施され、行政はその活動をサポートします。

推進など地域協働の維持管理活動の導入を進めます。

● 3 *公園整備についての住民参画の推進

- ・身近な憩いの空間となる公園の改善や整備における住民参画のワークショップ*開催など、地域協働での公園づくりの検討を進めます。

目標指標	現状値(平成 21 年度)	目標値(平成 32 年度)	備考
住民 1 人当たりの公園面積	24.6㎡ /人	現状維持	住民 1 人当たりの都市公園の面積

③公害の防止、不法投棄対策

● 1 *監視と指導、啓発の推進

- ・環境保全パトロールの実施など関係機関と連携した環境監視体制、防止対策の指導などの強化を図ります。
- ・公害防止、ごみの不法投棄防止への啓発を進めます。

目標指標	現状値(平成 21 年度)	目標値(平成 32 年度)	備考
不法投棄発生件数	396 件/年	200 件/年	不法投棄監視パトロールや通報により処理した件数

④環境美化活動の推進

● 1 *地域協働による環境美化活動の推進

- ・主体ごとの責務を定めた養老町美しいまちづくり条例の周知と啓発を図り、地域協働による環境美化の実践活動を促進します。

● 2 *観光客などに対するごみの適正処理の啓発

- ・観光客などに対するごみの適正処理の啓発を図ります。

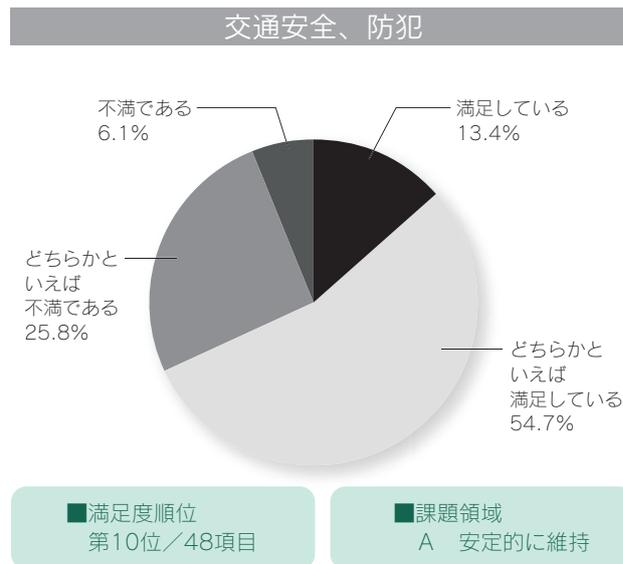
目標指標	現状値(平成 21 年度)	目標値(平成 32 年度)	備考
環境美化活動への住民の参加者数	500 人	700 人	クリーンアップ作戦などへの住民の参加者数
啓発用看板設置数	0 カ所/年	5 カ所/年	ごみの適正処理の啓発用看板新規設置数

3 安全なまちづくり

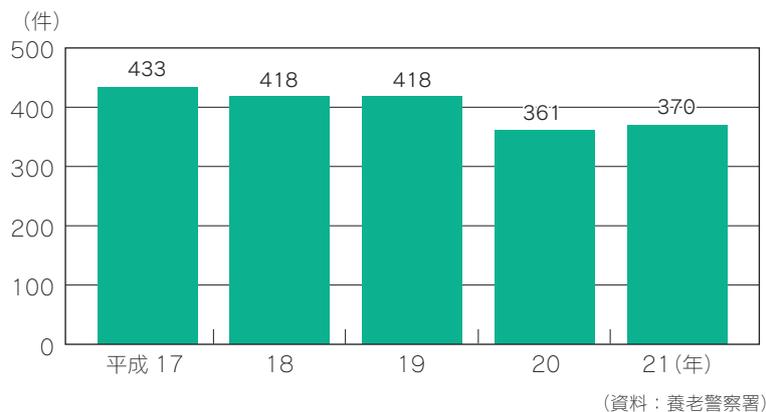
(1) 防犯

【現状と課題】

- 防犯灯や街路灯については、通学路の安全を確保するための設置助成、区が防犯目的で設置した街路灯への助成、商工業者が設置する街路灯への助成を実施していますが、今後も集落から集落の間の危険個所への設置など、安全確保に努める必要があります。
- 各校下には、老人クラブの協力でシルバー警備隊を結成し、登下校時の児童の見守りを実施しており、また各小・中学校PTAによる防犯活動など、全町において組織活動が定着しています。
- 警察署との連携で、青色防犯灯装着車によるパトロールを実施し、犯罪防止への注意喚起を行っています。
- 今後とも、区・自治会活動などによる防犯活動、子どもたちの見守り活動、青少年育成と連携した防犯活動を維持していく必要があります。



《刑法犯発生件数の推移》



【基本・個別施策と内容】

①地域環境の整備

● 1 * 地域の安全環境の改善

- ・ 防犯灯の整備、空き家対策などコミュニティ活動による防災・防犯活動と連携した地域の安全環境の改善を進めます。

目標指標	現状値(平成 21 年度)	目標値(平成 32 年度)	備考
刑法犯認知件数	370 件/年	330 件/年	町内での年間の刑法犯認知件数

②防犯の啓発と地域活動の推進

● 1 * 防犯情報の提供など広報活動の推進

- ・ 警察署などとの連携のもとに、防犯に関する情報の提供など、防犯への広報・啓発活動を推進します。

● 2 * 防犯活動の推進

- ・ コミュニティ活動による防犯活動体制の充実を図るとともに、防犯パトロールを継続します。

● 3 * 子どもたちの安全を地域ぐるみで確保する活動の推進

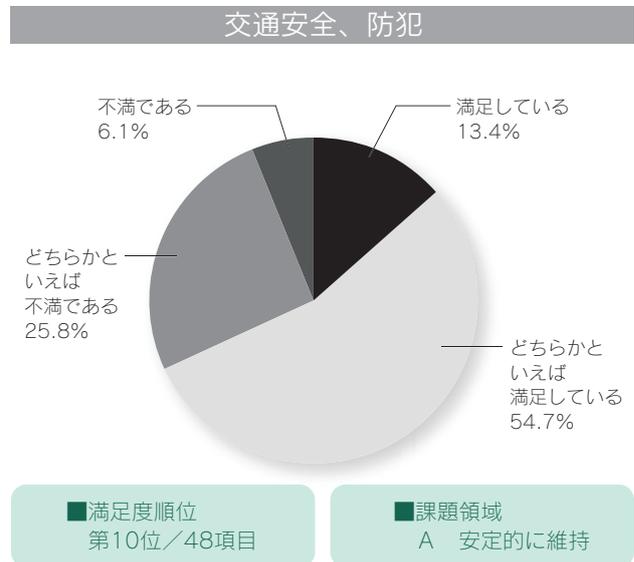
- ・ シルバー警備隊、PTA活動などと連携し、子どもたちの安全を地域ぐるみで確保する活動を推進します。



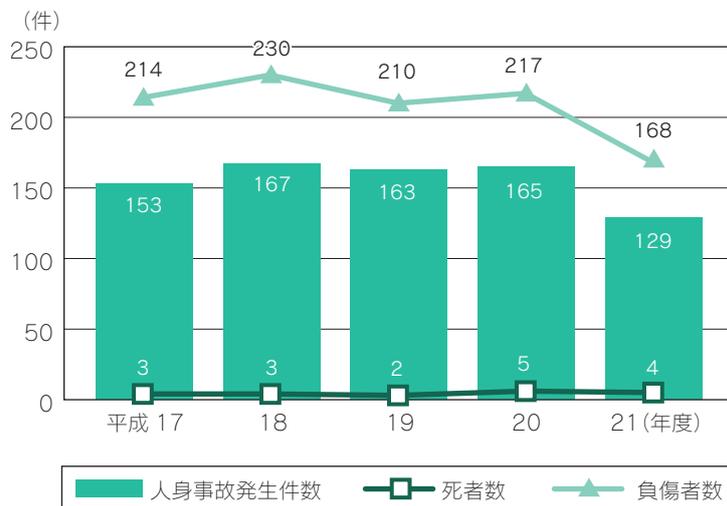
(2) 交通安全

【現状と課題】

- 交通安全施設については、地元要望に基づき設置や修繕などの整備を随時進めていますが、カーブミラーなどの老朽化が数多くあり、対応が課題となっています。また、規制が必要な個所については公安委員会に対して要望をし、重大事故発生個所においては、1事故1対策として道路管理者と協議しながら対策をとっています。
- 交通安全指導員や交通安全女性・高齢者交通安全指導員を委嘱し、各地区での啓発活動をお願いし、交通安全運動期間には関係機関・団体と連携し、さまざまな活動を行っています。
- 高齢者交通安全大学校や交通安全教室を開催し、交通安全意識の向上を図っていますが、子どもたちや高齢者に対する交通安全教室の一層の充実が必要とされています。



《交通事故（人身事故）発生件数の推移》



(資料：養老警察署)



【基本・個別施策と内容】

①道路交通環境の改善

● 1 * 交通安全施設などの整備

・住民の要望に基づくカーブミラーなどの交通安全施設設置について迅速化を進めます。

● 2 * 道路交通環境の改善

・道路整備事業と連携し、歩道整備の推進、狭い道路への車両退避所の確保、通行規制、わかりやすい道標サインの整備、規制などのゾーン明示など、道路交通環境の改善を進めます。

目標指標	現状値(平成 21 年度)	目標値(平成 32 年度)	備考
交通事故発生件数	129 件/年	120 件/年	年間交通事故発生件数(人身事故)
区画線の新設・引き直しを行った距離	4,398 m/年	4,500 m/年	区画線(車道中央線・歩行者横断指導線など)の新設および引き直しを行った年間の距離
歩道が設置されている道路の割合	3.1%	10.0%	町道実延長(1級・2級)の歩道設置率

②交通安全教育と啓発

● 1 * 交通安全指導、教育の推進

・関連団体の活動を支援し、地域ぐるみの交通安全意識の浸透を図るとともに、子供たちや高齢者対応の交通安全教室の実施など、交通安全教育と啓発を進めます。

● 2 * 交通安全運動の推進

・関係団体との連携強化により、運動期間における指導所の開設など、交通安全運動の推進体制を強化します。

目標指標	現状値(平成 21 年度)	目標値(平成 32 年度)	備考
交通安全教室の開催回数	11 回/年	12 回/年	町の出前講座として行った交通安全教室の開催回数
交通安全運動期間中に 行った啓発行事開催回数	3 回	4 回	



(3) 消費生活

【現状と課題】

- 高度情報化の進展などにより、高齢者などを狙う不正請求や悪質販売が増加するとともに、不正な商品表示、食品の安全性などの問題が発生しています。
- 町では、消費者啓発チラシやカレンダーの配布、消費生活相談窓口の設置などを行っていますが、今後とも消費者保護の観点から、消費者への正しい知識の啓発や、関係機関・団体との連携による相談対応が課題となっています。
- 消費生活に関連し、女性団体を主体にごみ減量化、リサイクル、環境保全活動が行われており、今後とも、消費生活の向上と一体となった活動を育成していく必要があります。

【基本・個別施策と内容】

①消費生活情報の提供、啓発

● 1 * 情報提供と啓発機能の強化

- ・悪質販売、食の安全などに関する情報提供、環境問題に配慮した生活などの情報提供を進め、啓発を強めます。

● 2 * 相談窓口機能の充実

- ・県消費生活センターなど関係機関との連携により、消費生活に関する相談窓口の充実を進めます。

目標指標	現状値(平成 21 年度)	目標値(平成 32 年度)	備 考
消費者相談件数	14 件/年	20 件/年	消費生活に関する相談件数

②消費者活動の育成

● 1 * 消費者団体の育成

- ・環境保全やリサイクル活動、食育や地産地消への取り組みなどと連携した消費者団体の育成を進めます。

● 2 * 消費者活動の促進

- ・消費者団体と商工会など産業団体との連携により、消費生活の安全を守るとともに、食育や地産地消活動の推進を含めた消費者活動を促進します。



(4) 防災

【現状と課題】

(災害の未然防止)

- 町内は、河川に囲まれた地勢にあり、これまでも台風襲来時の洪水被害を経験しており、水害への懸念が常に存在しています。国や県に対し河川や砂防の整備の要望を強化し、計画に基づき河川改修工事などが進められていますが、事業費や工期がかかる工事であり、継続的な整備が必要となっています。
- 森林については、林業を取り巻く厳しい環境の中で、特に、民有林の荒廃が進んでおり、土砂災害などを未然防止するための対策が必要となっています。

(地域防災体制)

- 養老町地域防災計画に基づき非常時体制を定め、職員災害初動マニュアルを作成していますが、さらに、行動主体や災害に応じた行動対応を強めていく必要があります。
- 水防については、養老町水防計画に基づき、洪水時に備えるとともに、洪水ハザードマップを全戸配布し、浸水予想や土石流危険箇所、避難場所などの周知を図っています。
- 町内各区分には、167隊の防災隊が自主防災組織として設置されていますが、防災隊機能の一部形骸化の傾向がみられ、防災意識の浸透とともに、非常時に備えた自主的な活動を促進していく必要があります。
- 就業状況などが変化の中で、消防団（水防団）団員の確保が課題となっています。消防団活動は、消防や水防のみならず、地域づくりの多面的な機能を担っており、地区ごとの運営体制の検証などにより活動体制の充実に取り組む必要があります。

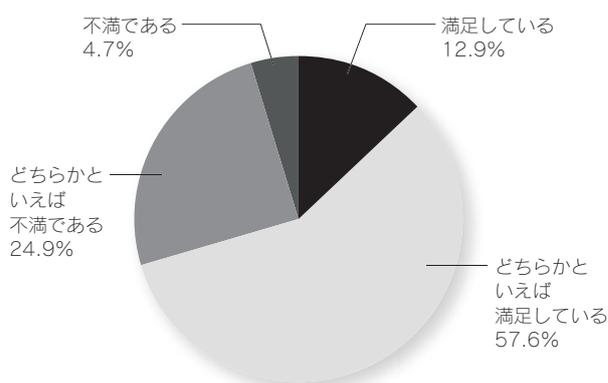
(消防・救急体制)

- 地域防災の要である常備消防（養老町消防本部）は、1本部1署2分署による消防・救急搬送の運営体制にあり、通信システムの更新や導入、機械器具の計画的な更新を進めていますが、一層の充実に取り組む必要があります。

【関連する分野計画】

地域防災計画（平成15年8月）	
国民保護計画（平成19年3月）	

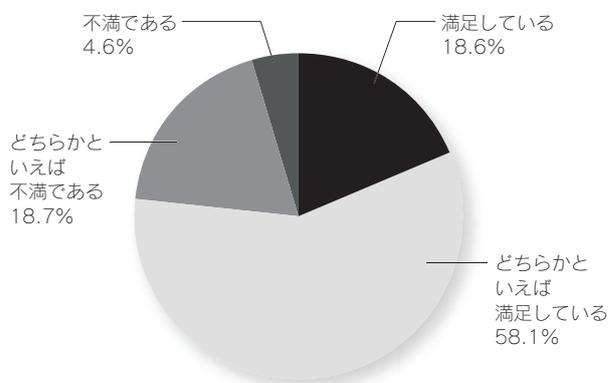
地域防災



■満足度順位
第7位／48項目

■課題領域
A 安定的に維持

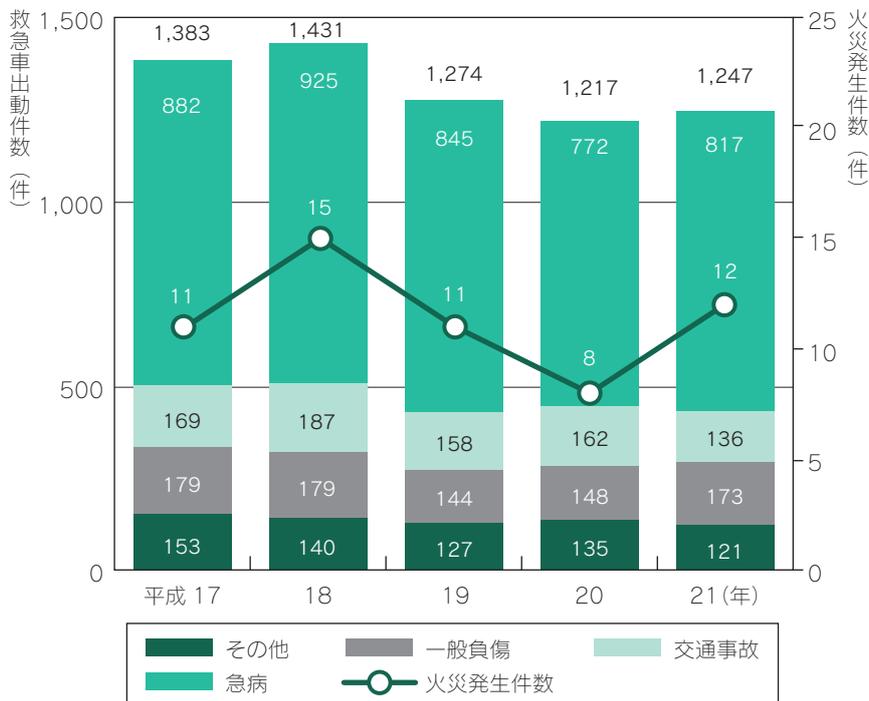
消防・救急



■満足度順位
第2位／48項目

■課題領域
A 安定的に維持

《火災発生件数と救急車出動件数》



【基本・個別施策と内容】

①災害防止、減災対策の推進

● 1 * 治水、治山事業の推進

・河川改修、砂防事業などの要請と事業を促進するとともに、民有林の保安林加入による森林保全への公的な支援を確保するなど、災害に強い森林づくりを進め、災害の未然防止を図ります。

● 2 * 危険個所、避難路や避難所などの周知

・非常時における速やかな対応を図るハザードマップの定期的な見直しを進めます。
 ・地区や区など小単位での防災マップの作成を図り、危険個所、避難路や避難所などの周知徹底を進めます。

目標指標	現状値(平成 21 年度)	目標値(平成 32 年度)	備考
重要水防個所数 (国直轄管理河川)	13 カ所	10 カ所	堤防の高さや河川の断面などが一定の基準以下の個所数

②地域防災体制の強化

● 1 * 災害時の行動規範の明確化、防災体制の強化

・地域防災計画に基づき行動主体や災害に応じた災害時対応マニュアルの作成を進め、災害時の行動規範の明確化と住民周知を図り、危機管理体制を整備し、非常時対応体制を強化します。

● 2 * 防災行政無線施設の有効利用

・防災情報の提供、非常時の迅速な情報伝達など、防災行政無線網を利用した通信手段を充実します。

● 3 * 地域防災力の向上

・コミュニティ活動と連携した自主防災組織（防災隊）の住民周知と活動の育成を図り、防災訓練、資機材などの配備を促進するとともに、防火や防災面から空き家の管理指導を進めます。

● 4 * 災害など非常時の要援護者対策の推進

・関係機関、コミュニティ活動との連携により非常時の要援護者の支援対策を強化します。

● 5 * 国民保護対策の推進

・養老町国民保護計画の周知を図り、広域的な連携の強化など、対策を推進します。

目標指標	現状値(平成 21 年度)	目標値(平成 32 年度)	備考
防災備蓄倉庫の整備率	81.8%	100.0%	町内の地区毎に防災備蓄倉庫を1カ所整備することを目標として整備した割合

③消防・救急体制の充実

● 1 * 常備消防の広域編成の検討

・岐阜県消防広域化運営計画に基づく西南濃地域広域化等研究会（作業部会）の活動により、広域編成の整備を進めます。

● 2 * 常備消防体制の充実

・常備消防施設・設備、機器の更新を進め、常備消防体制の強化を図ります。

● 3 * 消防団（水防団）の充実

・消防団（水防団）の運営体制の強化と防災隊活動など、補完体制の整備を進めます。

● 4 * 救急体制の充実と応急処置の普及

・広域的な連携による救急医療体制の充実を進めるとともに、AEDの普及や住民対応の救命・応急措置講習会の拡大などを進め、住民による救命・応急処置知識の普及を図ります。

目標指標	現状値(平成 21 年度)	目標値(平成 32 年度)	備考
普通救命講習受講者数	5,179人	12,000人	町内で開催した普通救命講習会（上級救命講習会を含む）に参加した住民の累計人数



《施策体系》

施策の柱	施策項目	基本施策	個別施策	担当課
1 支え合いまちづくり	(1)子育て支援	①保育機能の充実	● 1 * 保育園環境の整備	健康福祉課
			● 2 * 保育サービスの充実	健康福祉課
			● 3 * 幼稚園・小学校との連携	健康福祉課
		②放課後児童クラブ機能などの充実	● 1 * 留守家庭児童教室の充実	教育総務課 生涯学習課
			● 2 * 児童館、移動児童館などの機能充実	健康福祉課 福祉センター
		③支援対策の充実と総合化	● 1 * 子育て応援の総合的な推進	健康福祉課
			● 2 * 仕事と両立できる環境の整備	健康福祉課
			● 3 * 子育て支援サービスの充実	健康福祉課
			● 4 * 子育て情報提供、相談と交流の場の推進	健康福祉課
			● 5 * 子育てへの経済的支援の充実	健康福祉課
	● 6 * 親育て、次世代の親の育成		健康福祉課 教育総務課	
	● 7 * 子どもたちの遊び場、活動の場の充実		健康福祉課	
	● 8 * 健康な子どもたちの育成		健康福祉課 保健センター	
	(2)健康づくり	①健康づくりの推進	● 1 * 健康増進計画の推進	保健センター
			● 2 * 保健事業の充実	保健センター
		②地域医療の充実	● 1 * 病院・診療所の連携強化の促進	保健センター
			● 2 * 休日・夜間の救急医療体制の充実	保健センター
			● 3 * 通院手段の確保	管理情報課 健康福祉課
		③国民健康保険事業の推進	● 1 * 情報提供・啓発の推進	住民課
			● 2 * 医療費適正化対策の推進	住民課
			● 3 * 医療費の低減	住民課
			● 4 * 事業運営の安定化	住民課 税務課
		④後期高齢者医療制度の改正への対応	● 1 * 法改正に基づく制度の推進	健康福祉課
	(3)地域福祉	①地域福祉推進体制の強化	● 1 * 少子高齢社会に対応する広報・啓発の推進	健康福祉課
			● 2 * 地域福祉推進体制の強化	健康福祉課
			● 3 * ボランティアの育成	健康福祉課
		②地域福祉活動の展開	● 1 * 福祉サービス事業の充実	健康福祉課
			● 2 * コミュニティ活動と一体となった地域福祉活動の促進	健康福祉課
			● 3 * ボランティア活動の促進	健康福祉課
			● 4 * 公的な福祉サービスを補完する事業の促進	健康福祉課
		③福祉対応の地域環境の整備	● 1 * バリアフリーの環境づくり	健康福祉課 建設課 関係各課
			● 2 * 交通手段の確保	管理情報課 健康福祉課
			● 3 * 住宅改修や通報（在宅）機器設置の推進	健康福祉課
● 4 * 災害時における支援体制の整備			総務課 健康福祉課	
④生活の自立支援		● 1 * ひとり親家庭の援護対策の充実	健康福祉課	
		● 2 * 低所得者の援護対策の充実	健康福祉課	

施策の柱	施策項目	基本施策	個別施策	担当課
2 環境と共生するまちづくり	(4) 高齢者福祉	⑤ 社会保障制度の推進	● 1 * 国民年金の加入促進、相談などの円滑化	住民課
		① 高齢社会への対応	● 1 * 関連計画の改訂	健康福祉課
			● 2 * 高齢期の健康づくりの推進	地域包括支援センター
			● 3 * 地域包括支援センター機能の充実	地域包括支援センター
			● 4 * 高齢者見守りネットワークの推進	健康福祉課 地域包括支援センター
			● 5 * 地域環境の整備	健康福祉課
			● 6 * “養老” ならではの親孝行の心のまちづくり	健康福祉課 生涯学習課
		② 福祉サービスの充実	● 1 * 暮らしのサポート事業の推進	健康福祉課
			● 2 * 介護予防の推進	健康福祉課 地域包括支援センター
		③ 介護保険制度の運営	● 1 * 制度、サービス提供事業者などの情報提供、相談の充実	健康福祉課
	● 2 * 介護保険サービスの充実		健康福祉課	
	● 3 * 運営体制の強化		健康福祉課	
	④ 生きがい・就労対策の推進	● 1 * 憩いと集いの場づくり	健康福祉課	
		● 2 * 高齢者が担うまちづくり活動の推進	健康福祉課	
		● 3 * 就労と事業興しの促進	健康福祉課	
	(5) 障がい者福祉	① 障害福祉サービスの充実	● 1 * 計画的な対策の推進	健康福祉課
			● 2 * 障がい者福祉施設の充実	健康福祉課
			● 3 * 在宅福祉サービスの充実	健康福祉課
			● 4 * 就労の支援	健康福祉課
			● 5 * 地域環境の整備	健康福祉課
② 支援体制の充実		● 1 * 関係団体の活動支援	健康福祉課	
		● 2 * 早期療育の充実	健康福祉課 保健センター	
		● 3 * 家族への支援	健康福祉課	
(1) 地球環境保全	① 環境にやさしいまちづくり	● 1 * 環境重視のまちづくり指針の確立	生活環境課	
		● 2 * 環境保全型工法の推進	建設課	
		● 3 * 家庭や事業所などのできる活動の実践	生活環境課	
		● 4 * 環境にやさしい農業の展開	農林水産課	
	② 地球温暖化、低炭素化対策	● 1 * 地球温暖化対策実行計画の推進	生活環境課	
		● 2 * 新エネルギー資源の活用促進	商工労働課	
		● 3 * 地球温暖化防止活動の推進	生活環境課	
	(2) ごみと廃棄物	① ごみ収集・処理体制の推進	● 1 * ごみの分別収集体制の拡充 ● 2 * 最終処分場整備の推進	生活環境課 生活環境課
		② ごみ減量・資源リサイクルの推進	● 1 * “3 R運動”、“もったいない運動”の意識啓発と地域ぐるみの推進	生活環境課
	(3) 水と緑の空間	① 自然、水辺、景観の保全と管理	● 1 * 環境教育・学習の推進	農林水産課
● 2 * 環境保全、景観づくり活動の推進			農林水産課 建設課	
● 3 * 森林病害虫・有害鳥獣駆除の推進			農林水産課	

施策の柱	施策項目	基本施策	個別施策	担当課
3 安全なまちづくり	②公園・緑地の機能整備と維持管理	● 1 * 公園施設の整備		建設課
		● 2 * 公園施設などの維持管理の充実		建設課
		● 3 * 公園整備についての住民参画の推進		建設課
		● 1 * 監視と指導、啓発の推進		生活環境課
	④環境美化活動の推進	● 1 * 地域協働による環境美化活動の推進		生活環境課
		● 2 * 観光客などに対するごみの適正処理の啓発		生活環境課
	(1) 防犯	①地域環境の整備	● 1 * 地域の安全環境の改善	
②防犯の啓発と地域活動の推進		● 1 * 防犯情報の提供など広報活動の推進		総務課
	● 2 * 防犯活動の推進		総務課	
	● 3 * 子どもたちの安全を地域ぐるみで確保する活動の推進		教育総務課	
(2) 交通安全	①道路交通環境の改善	● 1 * 交通安全施設などの整備		管理情報課
		● 2 * 道路交通環境の改善		管理情報課 建設課
	②交通安全教育と啓発	● 1 * 交通安全指導、教育の推進		管理情報課
		● 2 * 交通安全運動の推進		管理情報課
(3) 消費生活	①消費生活情報の提供、啓発	● 1 * 情報提供と啓発機能の強化		商工労働課
		● 2 * 相談窓口機能の充実		商工労働課
	②消費者活動の育成	● 1 * 消費者団体の育成		商工労働課
		● 2 * 消費者活動の促進		商工労働課
(4) 防災	①災害防止、減災対策の推進	● 1 * 治水、治山事業の推進		農林水産課 建設課
		● 2 * 危険箇所、避難路や避難所などの周知		建設課
	②地域防災体制の強化	● 1 * 災害時の行動規範の明確化、防災体制の強化		総務課
		● 2 * 防災行政無線施設の有効利用		総務課
		● 3 * 地域防災力の向上		総務課
		● 4 * 災害など非常時の要援護者対策の推進		総務課
		● 5 * 国民保護対策の推進		総務課
	③消防・救急体制の充実	● 1 * 常備消防の広域編成の検討		消防署
		● 2 * 常備消防体制の充実		消防署
		● 3 * 消防団（水防団）の充実		消防署
		● 4 * 救急体制の充実と応急処置の普及		消防署



第4章

地域経営の推進

1 住民主役のまちづくり

(1) 情報の共有化

【現状と課題】

(広報・広聴)

○広報については、「広報養老」の発行、これと合わせて各種広報物などを配布するとともに、町ホームページやCATV(CCN e t)*番組の活用により住民への情報提供を行っていますが、住民がまちづくりへの関心を一層高め、参画しやすい環境づくりを強化していくためには、行政情報を積極的にかつ分かりやすく提供をしていく必要があります。

○広聴活動については、町行政への意見箱の設置や町ホームページでの各課問い合わせ対応、窓口対応のほか、地区単位での行政懇談会の開催などを行っています。また、パブリックコメントや各種委員会などに公募委員の配置を実施しています。今後は、さらに、

より多くの幅広い意見を把握し、住民意見を反映した地域協働のまちづくり、住民自治の強化に向けた効果的な取り組みを促進していく必要があります。

(情報公開・個人情報保護)

○情報公開については、情報公開条例の規定に基づき、町が保有する情報を住民などの請求に応じて公開していますが、さらに、電子媒体での公開拡大や情報公開を通じて、風通しがよく透明性の高い行政の実現が必要です。

○個人情報保護については、個人情報保護条例に基づき、運用していますが、不正な個人情報の提供などに対する厳格な対応など、より適正な運用が必要です。

【基本・個別施策と内容】

①広報・広聴の充実

● 1 * 広報媒体の充実

・ 広報紙やホームページなど広報媒体の充実を進めるとともに、CATV活用によるリアルタイムなわが町情報の提供を進めます。

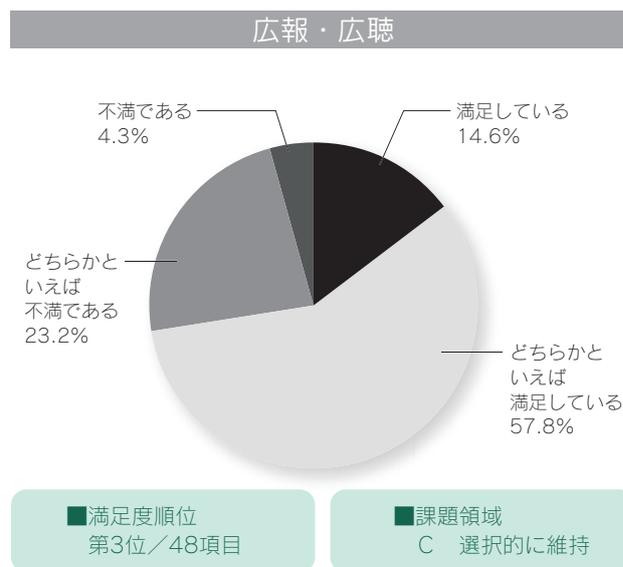
● 2 * 町内各地区、各種団体などの活動情報の提供強化

・ コミュニティ、地区公民館、各種団体などの活動についての住民への情報提供を強化します。

● 3 * 広聴機会の拡充と双方向型の情報交流の推進

・ 町政への住民からの意見や提案を広く求め、効果的な意見交換ができるよう地区懇談会などの実施方法の改善を進めます。

・ 町政への一層の理解と信頼を得るため、地域協働のまちづくりなど地域課題に対応するフォーラムやワークショップの開催など、住民と共に考え、提案を得る場づくりとともに、出前講座



と併せた広聴機能の強化など、双方向型の情報交流を推進します。

● 4 *パブリックコメント制度の活用

- ・重要な計画や条例などの案を公表し、住民の意見を広く募り、政策立案に反映させるパブリックコメント制度について、町民に対し広く周知し、円滑な活用を図ります。

目標指標	現状値(平成 21 年度)	目標値(平成 32 年度)	備考
町ホームページへのアクセス件数	337,852 件/年	405,000 件/年	

②情報公開の推進

● 1 *行政資料管理と公開の推進

- ・各種文書、統計データなどの収集管理、電子書庫*の設置など、行政資料の管理体制を強化し、常設コーナーを充実するなど、適正な公開を進めます。

● 2 *情報公開条例、個人情報保護条例の適正な運用

- ・情報公開制度の周知を進め、適正な運用を進めるとともに、個人情報保護条例に基づく厳正な管理を図ります。
- ・電子自治体の推進に伴う情報セキュリティ対策の強化を図ります。

目標指標	現状値(平成 21 年度)	目標値(平成 32 年度)	備考
町政情報閲覧コーナーの設置箇所数	1 力所	11 力所	

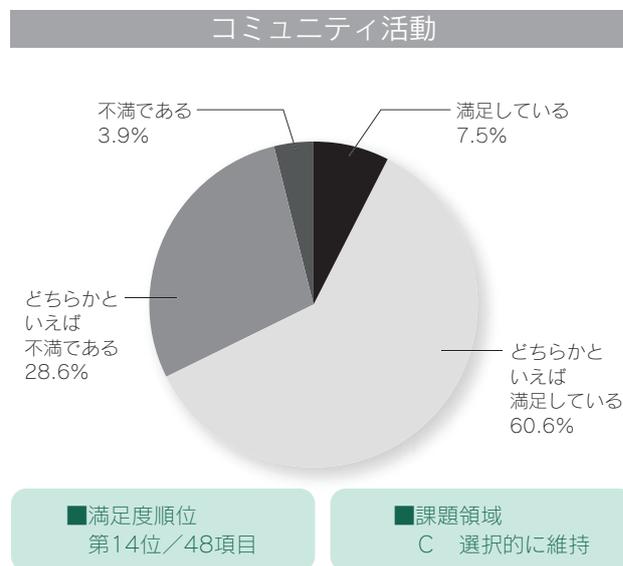


電子書庫…各種の行政文書を電子化・デジタル化して保管することです。

(2) コミュニティ*

【現状と課題】

- 本町の基礎的な住民自治組織であるコミュニティ活動単位は、行政区に相応する131の区（自治会、町内会）であり、行政から地域への連絡、行政への要望などの取りまとめは、主に区長を通じて行われ、各地区には区長会、全町的には区長連絡協議会が組織されています。区内には、さらに班が組織され、地区・区や班単位に地域の特徴を活かしたさまざまな活動が行われています。
- 各地区には自治会館、地区公民館が配置され、地域の活動拠点として利用されています。
- 行政区の規模は大小さまざまで、世帯数の少ない区では、消防団員などの委員や役員の選出ができないところも出てきており、また、教育や健康、福祉、体育、防災など、さまざまな分野の役員の重複も多く、地域活動の衰退もみられます。また、アパート入居者の区への加入率が低いことから、広報紙の配布やごみ収集などの問題が生じているところもあります。
- 住民自治の強化、地域協働のまちづくりを強化していくためには、住民の力が効果的に発揮される仕組みが重要であり、区が担う役割の明確化と人材の育成、活動支援の強化とともに、活動単位の見直しと新たな活動組織の育成が必要とされています。



【基本・個別施策と内容】

①活動組織の連携と新たな組織づくり

- 1 *住民自治のまちづくり基本指針の樹立
 - ・地域協働によるまちづくりを推進していくため、自治会活動を含めて地域協働の指針づくりを進めるとともに、自治基本条例などの整備を検討します。
- 2 *コミュニティ組織の育成と再編
 - ・地区・自治会・班で構成されるコミュニティにおける基礎的な住民自治・コミュニティ活動組織の見直しと再編を推進し、身近な地域における活動体制を強めます。
- 3 *コミュニティ連合組織などを検討する場の推進
 - ・住民の力がより発揮される組織体制や自治活動の仕組みづくりの検討を進めます。
 - ・「親孝行と生涯学習を進めるまち養老」町民会議をはじめ、全町的なまちづくり活動組織との調整を基にして、さまざまな地域活動組織が集合する小学校区単位などの地域まちづくり協議会、また、コミュニティ組織を全町的に連合した組織の設置について検討を進めます。

目標指標	現状値(平成21年度)	目標値(平成32年度)	備考
コミュニティ活動施策に満足している人の割合	68.1%	70.0%	住民アンケート調査、満足しているとどちらかといえば満足しているの合計

コミュニティ…一般的に、区（自治区）、町内会や自治会という一定のエリアの地縁型活動団体を意味することが多く、「地縁コミュニティ」ともいわれます。

②コミュニティ活動の支援

● 1 *活動を担う人づくり

- ・住民自治や地域協働のまちづくり研修講座、当面している地域課題の解消に対応するワークショップの実施など、学習研究活動の推進を支援します。
- ・コミュニティの原点ともいえる隣近所の絆を深めるとともに、相互扶助の精神を育む意識の浸透を図り、助け合いの実践を促進します。

● 2 *地域課題に取り組み自ら考え実践する活動の促進

- ・地域課題に対応し、地域力を向上する住民発意の企画提案型事業、地域協働型事業への助成制度の検討など、積極的な支援を図ります。

● 3 *コミュニティ活動情報の発信と共有

- ・町広報紙やホームページ、CATVの活用など、コミュニティ活動情報の発信を進めます。
- ・コミュニティ活動相互の住民交流機会や意見交換の場づくりを促進します。

③地域施設の有効活用

● 1 *地域施設の管理運営方法の検討

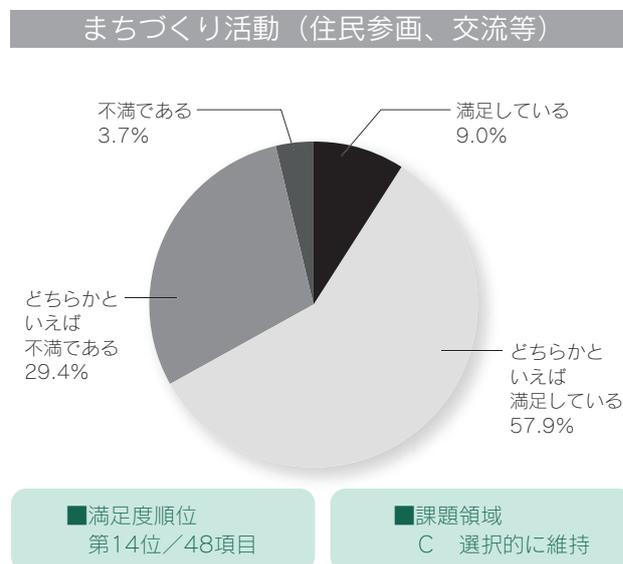
- ・自治会館、地区公民館など住民に身近な既存公共施設を地域が主体となって管理運営できるよう検討するとともに、地区公民館事業などの自主企画と運営を強化するなど、コミュニティ活動の拠点としての地域施設の積極的な活用を促進します。



(3) 住民参画と地域協働

【現状と課題】

- 地方分権の進展に伴い、これまでのような行政主導によるまちづくりから住民主導によるまちづくりの推進など、新たなまちづくりの仕組みへの変革が求められています。
- 地方自治体はこれまで以上に自立性を高め、限られた財源と人材を有効に活用する行財政改革を一層推進するとともに、地域住民、コミュニティ組織、各種団体、NPO、企業など、多様な主体が参画し、連携と分担で公共的なサービス分野を担っていく地域協働型の自治体経営に変革していく必要があります。
- 本町では伝統的に地区単位の活動が活発に行われており、各種団体やコミュニティなどの主体的な活動を支援してきましたが、町全体の活動に展開していく仕組みが弱い現状にあります。今後は、全町的な観点から、このような活動をさらに実践していくための仕組みの強化が必要となっています。
- 各種団体や地区におけるコミュニティ活動の強化を図り、地域課題に主体的に取り組むまちづくり活動を積極的に支援していくとともに、公共的なサービスを担う力を備えた各種団体やNPO、コミュニティビジネス事業者、民間事業者などの育成を進め、地域協働のまちづくりを先導的に担う組織として育成していくことが必要です。
- 住民自治意識の啓発と自主的なまちづくりを担う人材の育成に努めるとともに、公共的なサービスを行政と住民が連携・分担していく、地域協働のまちづくりを円滑に推進する仕組みを構築し、住民主体の活動を促進するための支援体制を一層充実していくことが必要です。



【基本・個別施策と内容】

① 住民参画と地域協働の仕組みづくり

● 1 * 地域協働のまちづくり指針の樹立

- ・住民の参画により、住民自治の指針となる自治基本条例などの検討を進めるとともに、住民が主役の地域協働のまちづくり推進計画を策定するなど、地域協働のまちづくり指針の策定を進めます。

● 2 * 地域協働意識の浸透

- ・地域協働のまちづくり研修講座、フォーラム、ワークショップの開催など、住民と行政が情報交流しながら、地域課題の解決に向けた対策について、共に考える場の充実を進め、住民の協働意識の浸透や活動リーダーの育成を図ります。

● 3 * 地域協働を先導する活動組織の育成

- ・公的なサービス提供を担うまちづくりグループや各種団体、NPO、コミュニティビジネス事業者など、多様な主体の育成と活動支援を推進します。
- ・多様な分野にわたる各種協議会などの推進組織を見直し、機能統合を含めてまちづくり推進組織の強化を進めます。

● 4 *各過程における住民参画の促進

- ・各種委員などの住民公募の拡大、事業などの企画立案、実施および評価のそれぞれの過程における住民参画の促進を図ります。
- ・従来型の自治制度を補完する仕組みとして、住民・議会・行政が情報を共有し、議論できる場づくりとして、町民会議などの制度・組織の整備を検討し、住民参加型行政を推進します。

目標指標	現状値(平成 21 年度)	目標値(平成 32 年度)	備考
公募委員を採用している委員会数	4	8	住民公募による委員を採用している審議会、委員会などの数

②町民憲章実践活動との連動

● 1 *実践活動組織体制の見直し

- ・住民自治、地域協働の力の拡大を図る仕組みづくりと連動し、「親孝行と生涯学習を進めるまち 養老」町民会議の機能強化と運営体制の充実を図ります。

③地域協働型活動の推進

● 1 *地域協働型事業の支援

- ・庁内各課における地域協働を促進する事業の拡充を進めるとともに、住民発意、住民主体で考えて企画し、実践していく住民提案型や公募型事業への助成など住民活動支援制度を強化します。

● 2 *地域課題に取り組む地域協働型活動の推進

- ・地域課題に取り組む多様な主体によるまちづくり活動やコミュニティビジネスの積極的な支援を図るとともに、公共施設里親制度（住民や事業者などの参画による公園などの維持管理制度であるアダプトプログラム）の推進など、地域協働で進める活動を促進します。
- ・地区公民館など地域住民に身近な施設の管理運営委託、各種団体活動などの自主運営化を促進するとともに、地域協働を担う多様な主体の育成にあわせて、住民組織による公共施設の管理や各種事務などの段階的な業務委託を推進し、住民による公的な業務参加を拡大します。



2 行財政の経営（運営）

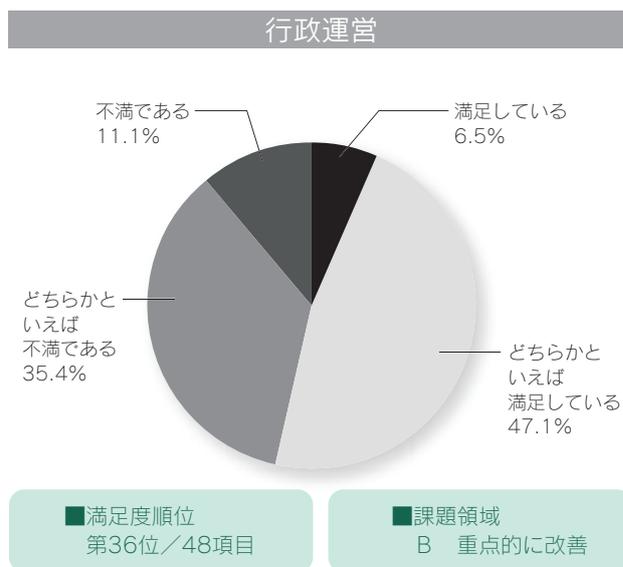
(1) 行政組織

【現状と課題】

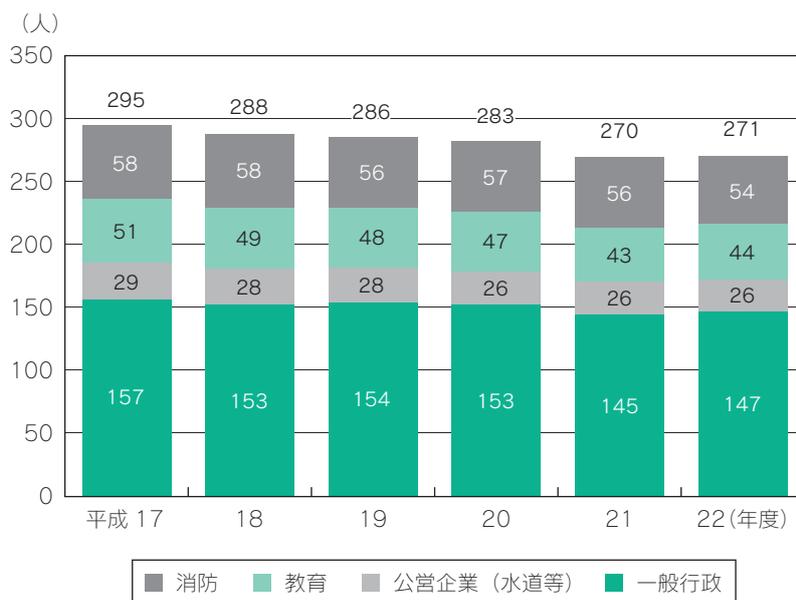
○社会環境の変化に伴い、行政ニーズは複雑・多様化し、行政事務は増大する傾向にあります。今後も地方分権の推進による事務事業の権限委譲が進み、より効率的な行政経営が求められています。

○本町では、行財政改革・集中改革プランを基本に、地域環境の変化に対応した事務事業の効率化を図る事務分担の見直し、組織・機構の改革、人員配置、情報システムの整備を推進し、住民サービスの向上に取り組んできましたが、今後とも、地域活性化や定住環境の改善と定住促進、また、地域協働のまちづくりなどに対応し、一層の職員の資質向上や行政事務の効率化を進め、組織力を発揮する行政経営を図っていく必要があります。

○人材育成基本方針に基づき、多様な職員研修に取り組んできましたが、今後とも、行政ニーズへの効果的な対応、自治体経営の強化を図るため、人事評価制度の確立と職員の意識改革を基本に、職員育成を強化していく必要があります。



《町職員数の推移》



※各年度4月1日現在

(資料：総務課)

【基本・個別施策と内容】

①行政組織の改善と職員育成、人事諸制度

● 1 * 効率的、迅速に対応できる最適な組織・機構の編成

- ・ 権限委譲などに伴う事務事業の見直し、地域協働を促進する機能の強化、定員の適正化を計画的に実施し、簡素で効率的、迅速に対応できる最適な組織・機構の編成を進めます。
- ・ 事務の多様化や横断的な施策・事業への効果的な対応を図るため、部署間の横断的な連携と調整機能の強化を進めます。

● 2 * 職員の育成

- ・ 人材育成基本方針に基づき、自己啓発、自己研鑽の支援を強化するとともに、各種研修制度を活用した職員研修を充実し、職員の能力開発を進めます。
- ・ NPM（ニュー・パブリック・マネジメント）の実践、ホスピタリティマインド*を基礎とする地域協働の促進などを担う職員の能力開発を進めます。
- ・ 情報セキュリティ対策の強化に対応する職員意識の向上、電子自治体に対応する職員育成を進めます。

● 3 * 人事諸制度の推進

- ・ 職員の意欲や能力を客観的・継続的に把握、評価し、人材育成や職務に反映させる人事評価制度の構築を進めます。
- ・ 計画的なローテーションや適材適所の人員配置など、職員の能力開発に効果的な人事異動の実施を図るとともに、臨時職員などの効果的な活用を進めます。
- ・ メンタルヘルス対策、健康診断事後指導など、職員の健康管理体制の充実を図ります。

目標指標	現状値(平成 21 年度)	目標値(平成 32 年度)	備考
職員数削減の達成率	120%	100%	平成 21 年度は、集中改革プランにおける目標数値に対する達成率
職員の外部研修への参加率	31.7%	35.0%	
人事評価制度の実施率	0% (試行中)	100.0%	

②行政事務、住民サービスの改善

● 1 * 窓口住民サービスの充実

- ・ 総合窓口の設置を検討しワンストップサービスの拡充を進め、窓口業務のホスピタリティの実践と利便性の向上により町民が利用しやすい役場環境づくりを図ります。

● 2 * 事務事業の改善

- ・ 事務事業評価、事務改善委員会活動と連動し、権限委譲などに伴う事務事業の改善を進めます。

● 3 * 電子自治体の構築

- ・ セキュリティ性の高いサーバなどの情報基盤整備を進め、住民ニーズに対応したインターネット利用の行政手続き、電子書庫の設置など、ICTの有効活用による住民サービスの向上、業

ホスピタリティマインド…一般にはサービス業などにおける相手を思いやる心、おもてなしの心を意味し、お客様の立場にたって接するコミュニケーションなど、顧客満足度向上に不可欠な要素です。自治体経営においては、住民サービス、事務事業において、住民満足・納得度を向上する経営意識の醸成であり、経営革新を進める組織風土づくりに不可欠な基礎に位置づけられます。

務の効率化、経費節減の最適化を推進します。

- ・全国的な情報ネットワークの構築に連動した各種行政業務情報システムの整備を図り、既存システムのコスト評価診断、適切な調達方法の確立などを実施し、電子自治体の構築を推進します。
- ・統合型GIS（地理情報システム）の市町村共同の運営や各種電子申請など、行政手続の電子化の推進に取り組みます。
- ・防災情報をはじめ健康福祉・医療、教育、産業や観光交流情報などの情報システム化の推進に取り組みます。
- ・電子自治体に対応するPDCAサイクル*の実施による情報セキュリティ対策の強化と職員意識の向上を図るとともに、職員研修、町民対応の情報技術教育など電子自治体の構築に対応する人材育成を進めます。

目標指標	現状値(平成21年度)	目標値(平成32年度)	備考
事務事業評価の実施率	0% (試行中)	100.0%	町の事務事業を評価し検証する割合
電子申請・届出可能業務件数	3件	6件	インターネットを利用した申請・届出が可能な手続き件数

③地域協働のまちづくり対応

● 1 * 地域協働型、住民提案型事業の推進

- ・地域協働のまちづくりの調整機能を担う担当部署の設置を図り、庁内各課における地域協働事業の拡充を図るとともに、町民提案や公募などによる地域協働型、住民提案型事業の支援を進めます。

● 2 * 管理運営や業務委託の推進

- ・公的なサービスを担う力を備えた住民組織、NPOやコミュニティビジネス事業体などの民間事業者との分担と連携による公的施設の管理運営、業務委託など、地域協働のまちづくり事業を推進します。



PDCAサイクル…事業活動における管理業務を円滑に進める手法の一つで、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善すること。行政評価システムや計画の進行管理において重要な取り組みです。

(2) 自治体経営

【現状と課題】

(行財政改革)

○財政をはじめ地方自治体を取り巻く環境が大きく変化するなかで、さまざまな行政サービスに対するニーズが拡大してきており、これまでの行政経営について見直す必要があります。この見直しの中核をなすのが、行政内部としての「行財政改革」の推進であり、住民と行政の関係の変革としての「地域協働」の推進と「住民自治」の充実、強化の仕組みづくりです。

○これまでのように、行政の守備範囲を拡げていくことは困難であり、長期的な観点から地域課題に対応していくことが必要です。特に、住民活力をはじめ、町内外の民間活力を掘り起こし、住民との分担と連携による地域協働のまちづくりの経営体制に着実に変革していく必要があります。

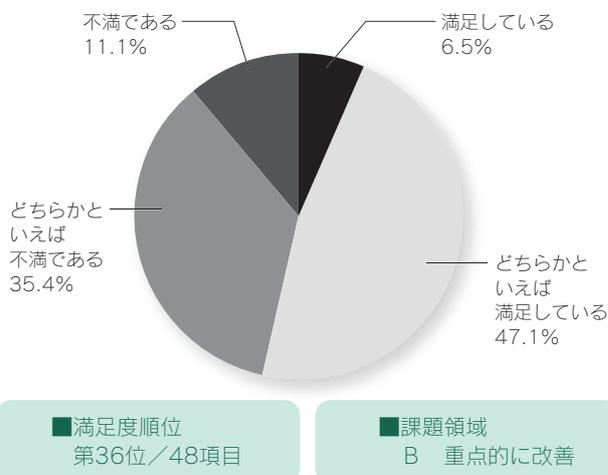
○本町では、さまざまな行政経営の課題に対応するため、行財政改革の指針となる行財政改革大綱・集中改革プランに基づいて、改革を進める具体的な行動計画を定めて、取り組んできましたが、なお多くの課題が残されています。今後とも、効率的な行政経営を図るため、職員の意識改革と育成、行政機構と事務改善などを推進するとともに、総合計画などの計画の進行管理と行政評価の連動、財政の健全化、公共施設の有効利用と管理運営の効率化、地域協働によるまちづくりの仕組みと住民自治の充実など、さまざまな改革に取り組みながら着実な実践を図るとともに、その実績を住民に広く周知し、さらなる住民の理解と協力を得ていくことが必要です。

(財政運営)

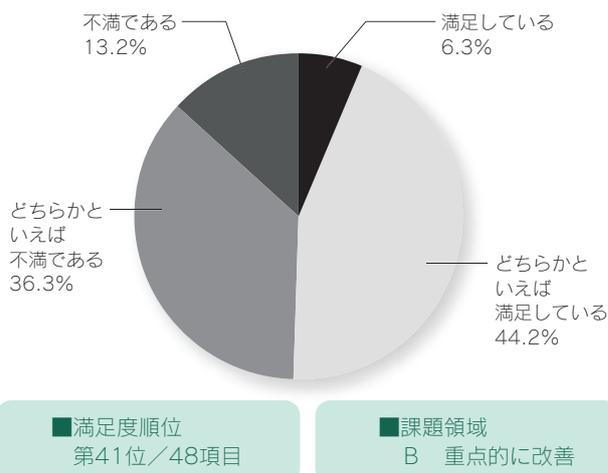
○本町の財政運営は健全な状況にあります。近年の経済情勢や労働人口の減少などにより、財政運営は厳しさを増してきています。

○今後もさまざまな分野の課題に対応し、道路網整備など、基盤の整備、定住環境の改善、地域産業の活性化などに取り組んでいくためには、自治体経営の観点を重視して、予算配分の重点化や事務事業評価による事務事業の

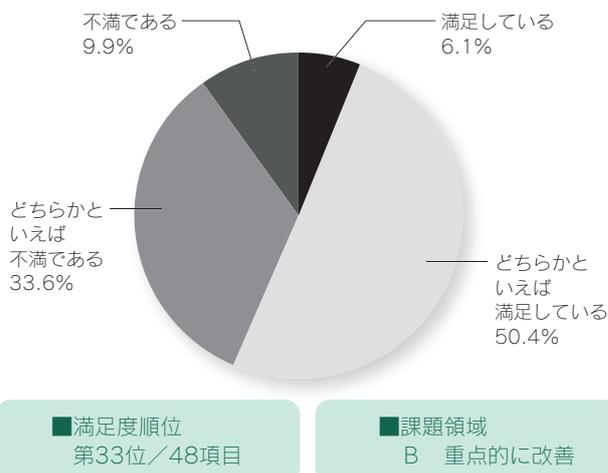
行政運営



財政運営



広域行政

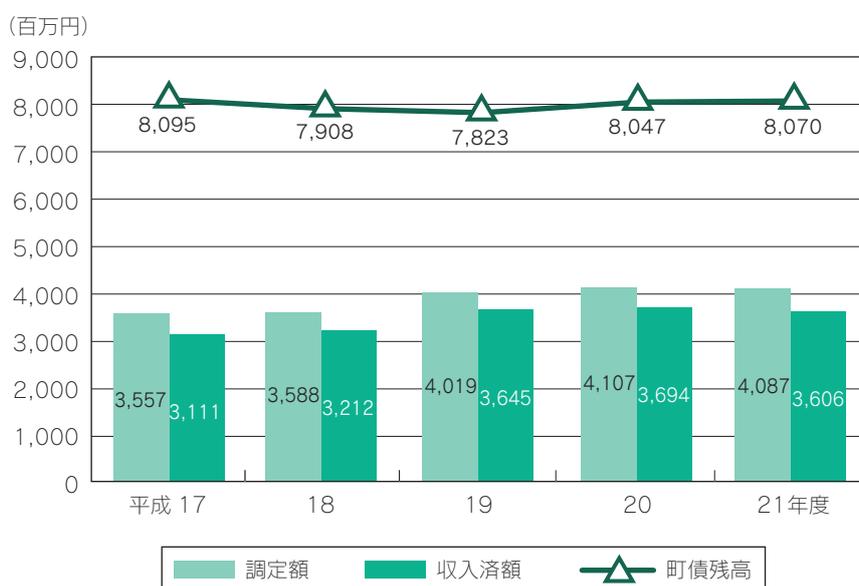


見直し、経常経費の削減などを推進するとともに、自主財源の着実な確保を進めながら、効果的で効率的な財政運営を一層進めなければなりません。

(広域行政)

- 本町では、西南濃地域を主体とする市町が連携して共同処理する一部事務組合をはじめ、広域的な協議組織など、さまざまな分野で広域連携事業を進めています。
- 今後とも周辺地域と連携して施設共同利用や共通する課題の解消に効果的に取り組むとともに、広域圏の枠を越えた幅広い交流活動を進め、各地の自治体や企業・団体、研究機関・大学などと連携して、地域課題に対応する事業や調査研究を検討し、地域活性化に効果的な事業を興していくことが重要となります。

《町税と町債残高の推移》



(資料：総務課・税務課)

【基本・個別施策と内容】

①新たな公共経営（NPM）の実践

● 1 * 行財政改革への取り組み

- ・総合計画の実現に向けた行財政改革行動計画および行政経営の戦略指針の樹立など、NPM（ニュー・パブリック・マネジメント）の構築への実践を強化します。
- ・経営マインド*を積極的に取り入れ、状況に応じたスピーディーで正確な意思決定ができる行政経営を進め、小さな役場・大きなサービスの実現を図ります。

● 2 * 進行管理、行政評価、予算編成などの連動システムの構築

- ・総合計画に基づく実施（事業）計画と行政評価制度を連動させ、予算編成と有機的に相互関連する進行管理機能の強化を進めます。
- ・予算編成と政策形成に連動するPDCAサイクルの構築を基本にした行政評価制度の本格導入を図り、行政評価への住民参画、住民への評価過程および結果の公表など、行政評価体制を充実します。

● 3 * 目標管理の強化と事務事業の継続的な見直しによる最適化の推進

- ・総合計画に基づく目標管理を強化し、住民ニーズと費用対効果を重視した事務事業の継続的な

経営マインド…お客様を満足させ、自分を満足させ、自分の能力を高める意識、さらに付加価値を高める意識、会社を発展させる意識を意味し、経営ではそれに基づく行動が重要です。新たな公共経営（NPM）の実践に不可欠な心構えとなります。

見直し、事務事業の整理合理化と最適化を図ります。

②民間活力の活用

- 1 * 地域協働を促進する管理運営や業務委託の推進
 - ・ 公的なサービスを担う力を備えたNPOやコミュニティビジネス事業体、民間事業者などの育成と連携し、地域協働を促進する公共施設などの管理運営や業務委託を推進します。
- 2 * 指定管理者制度、民営化、PFI*などの継続的な検討
 - ・ 指定管理者制度、民営化、PFIの導入など、業務効率を高め、経費の節減を図る事務事業の適正な民間委託についての検討を継続します。

目標指標	現状値(平成 21 年度)	目標値(平成 32 年度)	備考
指定管理者制度導入施設数	6 施設	8 施設	

③財政基盤の安定化

- 1 * 財源の確保
 - ・ 財政状況の情報提供、納税意識の啓発や納税相談体制の整備を進めます。
 - ・ 課税客体の的確な把握と適正かつ公平な評価を行い、税収納率の向上を図ります。
 - ・ 地域産業の活性化支援、定住促進対策の強化など、重点施策・事業の強化を進め、自主財源の積み上げ、確保を図ります。
- 2 * 経費の節減
 - ・ 事務事業評価や定員管理の適正化などと連動する組織・機構のスリム化、効率化を図り、経常経費の抑制を進めます。
 - ・ 公有財産の適正な管理、低利用公的施設の有効利用、公的施設の維持管理業務の効率化を進めます。
 - ・ 入札方法など契約業務の改善を進めます。
- 3 * 受益者負担、補助金などの適正化
 - ・ 事務事業の公共性や政策的な側面を考慮した受益と費用負担のバランス検討により、分担金や負担金、使用料・手数料などの受益者負担の適正化を進めるとともに、類似補助金の整理など補助金の内容見直しと適正化を推進します。

目標指標	現状値(平成 21 年度)	目標値(平成 32 年度)	備考
町民税現年度課税分の収納率	96.93%	97.50%	調定額（賦課額）に対する収納額の割合
経常経費の削減率	—	10.0%	目標年度における計画初年度からの経常経費の削減割合

④効率的な財政運営

- 1 * 長期的な展望に基づく財政運営の推進
 - ・ 健全財政を堅持し、経費の効率的な配分を進めるため、長期的な展望に立った財政運営の評価

PFI…公共施設などの設計、建設、維持管理や運営に民間資金やノウハウなどを導入し、民間主導で効率的な公共サービスを提供する手法です。

と改善を図ります。

- ・公会計制度に基づく財務諸表の検証を図り、財政運営への活用を進めます。
- ・住民にわかりやすい財政に関する情報提供を充実し、財政への理解を進めます。

● 2 * 行政評価などと連動した予算編成手法の検討

- ・総合計画の進行管理、行政評価の充実によるP D C Aサイクルの成果の反映と弾力性のある予算編成手法についての検討を進めます。

● 3 * 公営企業の経営改善

- ・上下水道事業経営状況の診断、経営計画に基づく採算性を重視した経営改善を図ります。

目標指標	現状値(平成20年度)	目標値(平成32年度)	備考
経常収支比率	78.5%	現状維持	経常経費に、町税や地方交付税などの経常一般財源が充当された割合
実質公債費比率	6.8%	現状維持	公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合
将来負担比率	62.6%	現状維持	一般会計などが将来負担すべき実質的な負債の一般財源総額に対する割合

⑤ 広域連携事業の推進

● 1 * 広域連携の推進

- ・広域連携のあり方についての研究・協議を進め、定住自立圏構想、広域連合など、新たな動向に対応した効果的な広域連携事業を推進します。
- ・養老鉄道沿線地域との連携や観光誘客の推進など、共通する課題に対応する広域連携事業の充実を進めます。

● 2 * 共通する課題に対応する多様な連携事業の推進

- ・共通する課題に対応し、圏域や県境を越えた自治体などとの調査研究や連携事業を推進します。
- ・企業や業界団体など民間との交流を活発化し、相互協力による効果的な連携事業を推進するとともに、試験研究機関・大学などと協働した産・学・官の連携事業を推進し、地域課題への対応、地域活性化へのさまざまな取り組みを強化します。



《施策体系》

施策の柱	施策項目	基本施策	個別施策	担当課		
1 住民主役のまちづくり	(1) 情報の共有化	① 広報・広聴の充実	● 1 * 広報媒体の充実	企画政策課 管理情報課		
			● 2 * 町内各地区、各種団体などの活動情報の提供強化	企画政策課		
			● 3 * 広聴機会の拡充と双方向型の情報交流の推進	総務課 企画政策課		
			● 4 * パブリックコメント制度の活用	総務課		
	(2) コミュニティ	② 情報公開の推進	② 情報公開の推進	● 1 * 行政資料管理と公開の推進	総務課	
				● 2 * 情報公開条例、個人情報保護条例の適正な運用	総務課 管理情報課	
				① 活動組織の連携と新たな組織づくり	● 1 * 住民自治のまちづくり基本指針の樹立	総務課
					● 2 * コミュニティ組織の育成と再編	総務課
	● 3 * コミュニティ連合組織などを検討する場の推進	総務課				
	② コミュニティ活動の支援	● 1 * 活動を担う人づくり	生涯学習課			
		● 2 * 地域課題に取り組み自ら考え実践する活動の促進	企画政策課			
		● 3 * コミュニティ活動情報の発信と共有	企画政策課			
	(3) 住民参画と地域協働	③ 地域施設の有効活用	③ 地域施設の有効活用	● 1 * 地域施設の管理運営方法の検討	生涯学習課	
				① 住民参画と地域協働の仕組みづくり	● 1 * 地域協働のまちづくり指針の樹立	総務課 企画政策課
					● 2 * 地域協働意識の浸透	企画政策課
					● 3 * 地域協働を先導する活動組織の育成	企画政策課 生涯学習課
		● 4 * 各過程における住民参画の促進	総務課 関係各課			
		② 町民憲章実践活動との連動	② 町民憲章実践活動との連動	● 1 * 実践活動組織体制の見直し	生涯学習課	
③ 地域協働型活動の推進	● 1 * 地域協働型事業の支援			総務課 関係各課		
	● 2 * 地域課題に取り組む地域協働型活動の推進	生涯学習課 関係各課				
2 行財政の経営(運営)	(1) 行政組織	① 行政組織の改善と職員育成、人事諸制度	● 1 * 効率的、迅速に対応できる最適な組織・機構の編成	総務課		
			● 2 * 職員の育成	総務課		
			● 3 * 人事諸制度の推進	総務課		
		② 行政事務、住民サービスの改善	● 1 * 窓口住民サービスの充実	企画政策課 関係各課		
			● 2 * 事務事業の改善	企画政策課		
			● 3 * 電子自治体の構築	管理情報課		
	③ 地域協働のまちづくり対応	● 1 * 地域協働型、住民提案型事業の推進	総務課 関係各課			
		● 2 * 管理運営や業務委託の推進	総務課 関係各課			
	(2) 自治体経営	① 新たな公共経営(NPM)の実践	● 1 * 行財政改革への取り組み	企画政策課		
			● 2 * 進行管理、行政評価、予算編成などの連動システムの構築	総務課 企画政策課		
● 3 * 目標管理の強化と事務事業の継続的な見直しによる最適化の推進			企画政策課			
② 民間活力の活用		● 1 * 地域協働を促進する管理運営や業務委託の推進	総務課 関係各課			
	● 2 * 指定管理者制度、民営化、PFIなどの継続的な検討	総務課 関係各課				

施策の柱	施策項目	基本施策	個別施策	担当課
	③財政基盤の安定化		● 1 * 財源の確保	総務課 税務課 関係各課
			● 2 * 経費の節減	総務課 企画政策課 管理情報課
			● 3 * 受益者負担、補助金などの適正化	総務課 関係各課
	④効率的な財政運営		● 1 * 長期的な展望に基づく財政運営の推進	総務課
			● 2 * 行政評価などと連動した予算編成手法の検討	総務課 企画政策課
			● 3 * 公営企業の経営改善	水道課
	⑤広域連携事業の推進		● 1 * 広域連携の推進	企画政策課
			● 2 * 共通する課題に対応する多様な連携事業の推進	企画政策課



参考資料

養老町第五次総合計画

1. 経済・社会の潮流	169
2. 養老町における総合計画の歩み	171
3. 養老町第五次総合計画の策定過程	173
4. 養老町計画審議会	176
5. 庁内策定組織	181
6. 住民参画	183
7. 人口、財政に関するデータ	196
8. 用語解説	200



1 経済・社会の潮流

今後のまちづくりを考える上で、自治体のあり方、地域振興の方向に大きな影響を及ぼす外部環境の変化として、次の7つの潮流があげられます。

① 人口減少社会の到来

わが国の総人口は、平成16年にピークに達し、その後連続して減少しています。今後も長期的に減少していくことが推計されています。これまでに経験したことがない人口減少過程に入ったことで、社会経済構造に深刻な影響を及ぼすものと懸念されています。

わが国では、未婚・晩婚化傾向が進むなかで、全国的に急速な少子化が進行しています。平成17年の合計特殊出生率は、1.26となり、過去最低の水準となりました。その後やや回復しましたが、先進国の中でも最も低い水準であり、わが国の少子化の進行が極めて深刻な状況になっていることを示しています。また、世界の先進国の中でも例のない速度で、高齢化が進行しています。平成17年には、わが国の高齢化率が20.2%（平成17年国勢調査結果）に達し、本格的な高齢社会に移行しつつあります。

注）わが国の総人口は、平成16年に1億2,779万人（総務省「人口推計年報」）、平成17年国勢調査では1億2,777万人となっており、平成21年では1億2,751万人（総務省「人口推計年報」）、高齢化率は22.7%となっています。

② グローバル化、国際化の進展

世界経済との連動や一体化が進む経済のグローバル化をはじめ、人・モノ・カネ・情報の動きは世界規模で活発化し、グローバルな地域間競争が進んでいます。グローバル企業が増加するとともに、近年、労働力としての外国人雇用が拡大し、人口減少社会を見据えた受け入れ促進により今後とも増加するものと予想されています。

外国人居住者の労働環境、教育や医療の問題など、地域社会での軋轢や摩擦も生じており、内なる国際化、多文化共生社会づくりが課題となっています。

③ 高度情報化社会の進展

情報通信ネットワークの構築は、国民生活の向上や国際競争力の強化に不可欠になっています。国をあげての情報化戦略が進められ、インターネット利用人口、ブロードバンドなどの普及が堅調に増加しています。「ユビキタスネット（いつでも、どこでも、何でも、誰でも使える）社会」をめざし、ICTの利活用の高度化、情報活用格差の是正、セキュリティ対策の促進、IT産業の国際競争力の強化などが進められています。

④ 産業・経済環境の変化

経済のグローバル化が進むなかで、日本企業に直接大きな影響を及ぼす経済問題が後を絶たず、そしてめまぐるしく変化を続けています。これまで外需に依存してきた日本経済も、世界経済の減速に伴い、外需面に加えて国内需要も停滞し、景気の下降局面が長期化・深刻化する恐れが強まっており、景気の先行きは楽観できない状況にあり、また、わが国のGDP成長率は低水準で推移し、回復が足踏み状態にあります。

産業構造は、製造業では情報通信機器、半導体製造装置、新たな産業群（燃料電池、ロボット、先端医療機器など）が成長を主導するとみられています。今後とも非製造業の割合が増加し、非製造業ではメディアソフト（コンテンツ産業の成長）、ファッション、食、観光、教育などに加え、医

療・介護関連の新サービスが産業として大きな役割を持つとされています。

⑤ 環境問題の深刻化

温暖化など世界規模で進む地球環境危機が深刻化しています。低炭素化対策、環境負荷の低減、生物多様性の保全などに関する多くの国際的な取り決めがあり、その実践への国際的監視の眼が厳しくなっています。また、各種リサイクル法制の整備など、資源循環型社会への移行が進んでおり、環境ビジネスの市場規模の大幅な増加が見込まれています。

⑥ 安心・安全社会の要請

災害、犯罪、事故、医療・福祉、食、住居など、社会的な安心・安全な環境を脅かす事例が増加するなかで、国民の多く（世論調査）がわが国の安心・安全に不安を感じており、より安心で安全な環境を求める意識、危機管理への意識も高まっています。日常の生活の安心と安全対策、災害の被害抑制、減災対策への取り組みの強化、バリアフリー環境が求められています。

⑦ 分権型社会の進展、行財政改革

「地方分権*推進法」以降、「地方分権一括法」が施行され、地方分権改革の取り組みが進みました。現在では、「地域主権*改革一括法」などの法案が国会で提出されています。

平成の大合併をはじめ地方自治の枠組みの再編が進むとともに、広域連合や定住自立圏構想*など自治体枠を越えた広域連携が強まっています。また、年々膨らむ国や地方の債務残高とともに、都市と地方の財政力、税収格差が拡大し、権限委譲・税財源移譲論議のなかで、国と地方の関係見直しによる財政再建、税体系の構築などによる地方自治体が自立的に運営できる財政基盤の確立、健全化に大きな課題を抱えています。

このような厳しい財政状況が続くなか、自治体におけるNPM（ニュー・パブリック・マネジメント）など、行財政の改革が進展しています。さらに、市民活動の活発化などを背景に、「公共的サービス」を、多様な主体（例えば、NPO、コミュニティ、ボランティア団体や企業など）が担うという考え方である「新しい公共」や「協働」が浸透してきています。

地方分権、地域主権…「地方分権一括法」（平成12年4月）が施行され、国と地方の役割分担の見直し、機関委任事務の廃止、権限委譲の推進などが定められ、自治体が果たすべき役割が拡大しました。現在は「地域主権改革推進一括法」など、「地域主権改革関連3法案」が国会で提出されています。特に、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決める「地域主権の確立」を基調に、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大などを行う各個別法改正により、権限委譲と財源移譲の推進など、自治体の自由度を高める方向にあります。このような動きのなかで、基礎自治体における住民と行政の新たな関係の構築が必要とされています。

定住自立圏構想…医療・福祉・教育など住民の生活環境が密接に関係している地域を1つの圏域にとらえ、その圏域の核となる市と近接する周辺市町村とが相互に連携し、役割を分担しながら暮らしに必要な機能を確保していくための広域行政の取り組みです。

2 養老町における総合計画の歩み

① 養老町総合開発計画（計画期間 昭和 49 年度・1974 年～昭和 60 年度・1985 年）

将来目標	重点目標
めぐまれた緑と水を 観光と産業の発展に 調和させたまち	○美しい環境の住みよい街づくり ○活気に満ちた豊かなまちづくり ○香り高い文化のまちづくり
主な実施事業	
<ul style="list-style-type: none"> ・全小中学校の鉄筋化（昭和 61 年完了） ・上水道完成、全町給水開始 ・文化拠点（中央公民館）、スポーツ拠点（総合体育館、東部町民体育館）の整備 ・老人福祉センター完成 ・消防庁舎完成 ・国道 258 号線全線開通 ・町体育協会発足 ・岐阜県こどもの国オープン 	

② 養老町第二次総合計画（計画期間 昭和 58 年度・1983 年～昭和 70 年度・1995 年）

将来目標	重点目標
恵まれた緑と水を 観光と産業の発展に 調和させたまち（前計画継承）	○美しい環境の住みよいまちづくり ○活気に満ちた豊かなまちづくり ○香り高い文化のまちづくり
主な実施事業	
<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校校舎の厨房、食堂棟の整備 ・国際交流の推進 ・出張所の廃止と地区公民館の整備 ・社会福祉協議会設立、「福祉の町」宣言、健康と福祉フェスティバル開催など、福祉の充実 ・世界レンゲ祭、産業祭など、イベント開催による地域振興 ・今尾橋、南濃関ヶ原線、養老赤坂線の完成、道路交通網の飛躍的進展 ・金草川排水機場、産業文化会館、保健センターの完成 ・高齢者能力協会、町体育連盟発足 ・「スポーツの町」宣言 	



③ 養老町第三次総合計画（計画期間 平成3年度・1991～平成12年度・2000年）

将来目標	重点目標
笑顔あふれる躍動都市・養老 （“住みがい”を実感するまち） 愛称：笑顔（スマイル）プラン	○行ってみたくなる町 ○住んでみたくなる町 ○住む実感が得られる町
主な実施事業	
<ul style="list-style-type: none"> ・地区公民館整備完了により地域文化の向上 ・スマイルげんちゃん（地域C1シンボルマーク）、町民賛歌の作成、「親と子の愛の詩」募集 ・地域福祉センター、白鶴荘（特別養護老人ホーム）など施設整備、社会福祉大会開催による福祉施策の充実 ・大規模プロジェクトの完成（斎苑、養老天命反転地、グリーンハイツ養老、近鉄養老線の高架、町民プール、中部浄化センター） ・公共施設巡回バススタート ・国際学習会館、スマイルグラウンド完成 ・住民票自動交付機設置 ・秋の養老園遊会開催 ・象鼻山古墳発掘始まる ・地域振興券交付 ・「人権の町」宣言 	

④ 養老町第四次総合計画（計画期間 平成13年度・2001～平成22年度・2010年）

将来目標	重点目標
人が織りなす輝くまち 養老 愛称：輝きプラン	「輝きの未来プロジェクト」 ○活力創出 （地域産業創出、住宅・宅地供給、地域情報化推進） ○魅力向上 （歴史文化継承、循環型社会づくり、まちづくり活動支援） ○参画推進 （男女共同参画社会づくり、長寿社会づくり、参画促進型行政システム）
主な実施事業	
<ul style="list-style-type: none"> ・大規模地震に対する防災体制の充実（耐震防火水槽の整備、救助工作車の更新、消防通信司令室の整備、消防署南部分署の移転整備、備蓄倉庫の配備、住宅の耐震診断、小中学校校舎などの耐震工事、役場庁舎の耐震工事、地震ハザードマップ作成、防災訓練の強化など） ・農業集落排水浄化センター、公共下水道終末処理場の完成、コミュニティプラント事業の着工、高度処理型合併浄化槽の設置補助 ・行財政改革推進（指定管理者制度導入、議員定数の削減、投票所の削減など） ・大垣養老公園線高田橋の完成、ドリームパーク養老（清掃センター）の完成、心身障害者福祉センターの完成、東海環状自動車道の着工、国道258号四車線工事の進行、牧田川抜本改修工事の完成 ・ケーブルテレビの誘致、ホームページの充実 	

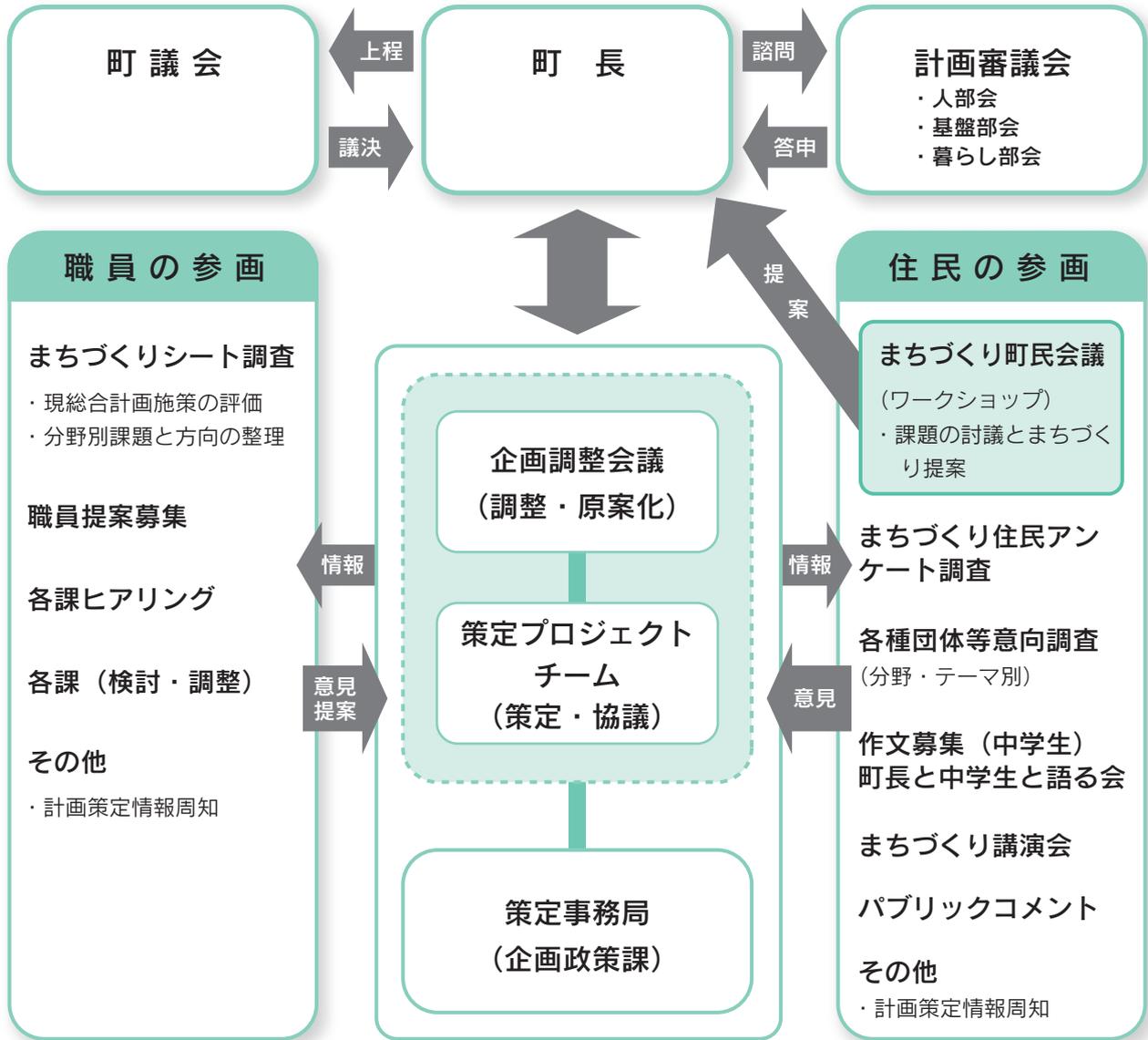
3 養老町第五次総合計画の策定過程

(1) 策定経過

日付	住民参画	庁内策定	議会	項目	内容
平成 21 年度 5 月 15 日		○		第 1 回企画調整会議（策定委員会）	・ 第五次総合計画策定の概要（基本方針）説明 ・ 策定プロジェクトチームの設置協議
6 月 12 日		○		第 1 回策定プロジェクト会議	・ 策定スケジュール、委員の役割の説明 ・ 町民アンケート調査実施の協議 ・ 第四次総合計画の施策評価・検証
15 日		○		第 2 回企画調整会議（策定委員会）	・ 基礎調査スケジュール・内部評価の実施説明 ・ 第五次総合計画の分野別課題の検証
26 日			○	定例議会で「養老町計画審議会設置条例」の一部改正を議決	・ 審議会の組織を構成する委員枠の拡大（町民公募による者の追加）
7 月 1 日	○			広報「養老」7 月号・町ホームページ	・ 住民アンケート調査の実施 ・ 町計画審議会の公募委員募集
	○			住民アンケート実施（7.1～7.21）	・ 20 歳以上の 2,000 人を対象に郵送配布・回収 ・ 回収率 71.2%（1,423 人）
	○			計画審議会・公募委員募集（7.1～7.24）	・ 応募者より 3 名選出
20 日	○			まちづくり作文募集（7.20～9.11） （町の将来像作文コンクール）	・ 町内の中学生を対象に募集（応募総数 75 点）
8 月 1 日	○			広報「養老」・町ホームページ	・ まちづくり町民会議の委員募集
	○			まちづくり町民会議・委員募集（8.1～8.21）	・ 応募者 27 人
9 月 1 日	○			各種団体等意識調査実施（9.1～9.25）	・ 町内の 200 団体に郵送配布・回収 ・ 回収率 72.5%（145 団体）
18 日		○		第 2 回策定プロジェクト会議	・ 町民アンケート調査結果報告 ・ 職員提案の募集説明、各種団体等意向調査の実施協議
30 日		○		各課ヒヤリング実施（9.30～10.2）	・ 第四次総合計画の施策評価・検証 ・ 第五次総合計画の分野別課題と方向性の整理
10 月 20 日	○			第 1 回計画審議会	・ 審議会委員の委嘱、正副会長の選任 ・ 計画策定趣旨・概要説明 ・ 計画（案）の諮問
25 日	○			第 1 回まちづくり町民会議	・ 第五次総合計画策定の概要説明 ・ 養老問題（Q & A）、養老の宝探しなど作業
11 月 1 日	○			広報「養老」11 月号	・ 町の将来像作文コンクール優秀作品紹介①
27 日	○			第 2 回まちづくり町民会議	・ 「養老の宝探し」グループワークの結果発表 ・ 町民アンケートから町の課題について討議
30 日	○			第 2 回計画審議会	・ 第四次総合計画の評価・検証の結果説明 ・ 各種団体等意向調査の結果説明 ・ まちづくり課題など意見交換
12 月 1 日	○			広報「養老」12 月号	・ 町民アンケート調査の結果速報 ・ 第 1 回計画審議会の開催報告 ・ 町の将来像作文コンクール優秀作品紹介②
7 日	○			町長と中学生と語る会	・ 高田中 3 人、東部中 3 人
14 日		○		第 3 回策定プロジェクト会議	・ 各種団体等意向調査、職員提案の結果説明 ・ 第四次総合計画・基本計画の再評価
15 日		○		第 3 回企画調整会議（策定委員会）	・ 第四次総合計画の評価・検証 ・ 未実施事業の理由調査

1月1日	○		広報「養老」1月号	・「町長と中学生と語る会」開催報告
23日	○		第3回まちづくり町民会議	・討議課題の設定と対策・内容の検討
2月1日	○		広報「養老」2月号	・町の将来像作文コンクール優秀作品紹介③
18日	○		第3回計画審議会	・第四次総合計画の再検証の結果説明 ・基本構想素案（第1次素案）説明・意見交換
22日		○	議会全員協議会	・策定経過報告
27日	○		第4回まちづくり町民会議	・重点課題の具体的な対策・内容の検討
3月18日		○	第4回策定プロジェクト会議	・基本構想・基本計画（素案）の提示
平成22年度 5月15日	○		第5回まちづくり町民会議	・諸提案を具体化するために必要な取り組みの 討議
6月10日	○		第4回計画審議会	・基本構想、基本計画（施策体系）案の説明・ 審議 ・分野別部会の設置協議
15日		○	第4回企画調整会議（策定委員会）	・審議会部会への出席依頼 ・基本計画素案の確認・修正
19日	○		第6回まちづくり町民会議	・諸提案を具体化するために必要な取り組みの 討議、取りまとめ
7月1日	○		広報「養老」7月号	・まちづくり講演会の開催のお知らせ
6日	○		計画審議会・第1回人部会	・正副部会長の選任 ・部会の進め方とスケジュール説明 ・重点施策、第1章、第4章について審議
7日	○		計画審議会・第1回基盤部会	・正副部会長の選任 ・部会の進め方とスケジュール説明 ・重点施策、第2章、第4章について審議
8日	○		計画審議会・第1回暮らし部会	・正副部会長の選任 ・部会の進め方とスケジュール説明 ・重点施策、第3章、第4章について審議
20日	○		第7回まちづくり町民会議	・町長・議長へ提案書の提出、意見交換
25日	○		まちづくり講演会	・まちづくりに関する小中学生の意見発表 ・早稲田大学大学院教授、前三重県知事・北川 正恭氏の講演（参加者：約350人）
8月26日	○		計画審議会・第2回暮らし部会	・第1回部会の指摘事項に対する対応報告 ・修正案について審議
30日	○		計画審議会・第2回基盤部会	・第1回部会の指摘事項に対する対応報告 ・修正案について審議
9月1日	○		広報「養老」9月号	・策定状況のお知らせ（まちづくり町民会議の 提案書提出、まちづくり講演会など）
3日	○		計画審議会・第2回人部会	・第1回部会の指摘事項に対する対応報告 ・修正案について審議
10日		○	第5回プロジェクト会議	・基本構想素案・基本計画素案の修正について ・計画目標指標の設定について
15日	○		第5回計画審議会	・各部会の審議結果報告 ・基本構想（案）の審議
10月1日	○		広報「養老」10月号	・パブリックコメントの実施のお知らせ
4日		○	第6回プロジェクト会議	・基本計画素案の修正、計画目標指標について
12日	○		第6回計画審議会	・基本構想・基本計画の修正案の説明と審議 ・パブリックコメント実施の説明
15日	○		パブリックコメント実施	・1意見（提出者1人）
11月8日		○	町議会全員協議会	・策定経過報告
1月24日		○	第7回プロジェクト会議	・計画修正案、分野別統計データの協議
27日	○		第7回計画審議会（最終）	・パブリックコメントの実施結果報告 ・計画修正案の審議 ・答申内容の協議
2月7日	○		養老町計画審議会から答申	
8日		○	議会全員協議会	・策定経過報告（最終）
16日		○	臨時議会で基本構想を議決	

(2) 策定体制図



4 養老町計画審議会

(1) 設置条例

養老町計画審議会設置条例

昭和 43 年 3 月 12 日
条例第 1 号

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、養老町計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ、養老町計画の策定に関する必要な事項について調査及び審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 25 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会の議員
- (2) 町教育委員会の委員
- (3) 町農業委員会の委員
- (4) 国又は地方公共団体の職員
- (5) 団体の役員又は職員
- (6) 学識経験を有する者
- (7) 町民公募による者

3 委員は非常勤とする。

(任期等)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠により委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第 7 条 特別の事項を調査審議させるため、必要に応じ審議会に部会を置くことができる。

2 部会に属するべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、町長の定める機関において行う。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 養老町新市町村建設審議会設置条例（昭和 32 年 3 月養老町条例第 6 号）は、廃止する。

附 則（平成 2 年 7 月 17 日条例第 13 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 2 年 7 月 1 日から適用する。

附 則（平成 21 年 6 月 29 日条例第 18 号）

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 委員名簿

(順不同、敬称略)

区 分	役職名	氏 名
町議会の議員	議長	堀 哲 雄 (中 村 辰 夫)
	副議長	田 中 敏 弘 (皆 川 雅 子)
	総務民生委員会委員長	水 谷 久美子 (田 中 敏 弘)
	産業建設委員会委員長	皆 川 雅 子 (松 永 民 夫)
	議会運営委員会委員長	高 木 教 雄 (岩 瀬 進)
町教育委員会の委員	教育委員会委員長	吉 田 忠 史
町農業委員会の委員	農業委員会会長	野 崎 和 馬
国又は地方公共団体の職員	岐阜県西濃振興局副局長 (岐阜県西濃振興局振興課長)	高 木 等 満 (北 川 博 満)
団体の役員又は職員	養老町区長連絡協議会会長	○ 安 田 澄 雄
	養老町区長連絡協議会副会長	高 木 忠 良
	養老町区長連絡協議会副会長	栗 田 正 毅 (中 島 恵 男)
	養老町商工会会長	野 寺 兼 次
	養老町商工会事務局長	田 中 健 一
	養老町地域女性協議会会長	水 野 八重子
	養老町民生・児童委員協議会会長	本 田 學
	(財) 養老町体育連盟会長	松 永 武 彦
	養老町老人クラブ連合会会長	◎ 野 村 守
	西美濃農業協同組合高田支店支店長	馬 場 哲 雄
	養老町工場会代表 ミズノテクニクス(株)取締役社長 (立花金属工業(株)養老工場工場長)	樋 口 良 司 (菅 原 貢)
	金融機関代表 (株)大垣共立銀行養老支店支店長	古 川 三 博
	水田農業担い手協議会会長	小 野 敏
学識経験を有する者	養老郡医師会会長	佐久間 孝
町民公募による者	町民公募	小 野 正 光
	町民公募	安 藤 芳 美
	町民公募	池 田 キヨ子

◎会長 ○副会長 () 内は平成 21 年度の委員

(3) 部会構成および名簿

(順不同、敬称略)

部会名	担当分野	委員名
人 部 会	学校教育、青少年育成、生涯学習、生涯スポーツ、地域間・国際交流、文化活動、歴史文化、人権、男女共同参画など	◎吉田 忠史、高木 教雄、安藤 芳美 ○高木 忠良、水野八重子、池田キヨ子 堀 哲雄、松永 武彦
基 盤 部 会	公共交通、道路網、基盤整備、市街地、集落環境、住環境、上下水道、農業・林業・水産業、商工業、観光、雇用・就労など	◎野寺 兼次、高木 等、古川 三博 ○馬場 哲雄、栗田 正毅、小野 敏 野崎 和馬、樋口 良司
暮らし部会	子育て支援、健康づくり、地域福祉、高齢者福祉、障がい者福祉、地球環境保全、ごみと廃棄物、防犯、消費生活、防災など	◎安田 澄雄、水谷久美子、佐久間 孝 ○本田 學、皆川 雅子、小野 正光 田中 敏弘、田中 健一

※野村審議会長は、すべての部会にオブザーバーとして参加

◎部会長 ○副部会長

※コミュニティ、住民参画と地域協働、自治体経営などは各部会共通審議



(4) 諮問書

養企第 421 号
平成 21 年 10 月 20 日

養老町計画審議会 会長 様

養老町長 稲 葉 貞 二

養老町第五次総合計画について（諮問）

今般、地域社会を取り巻く状況は、少子高齢化、高度情報化、国際化などの急速な進行とともに、町民の価値観の変化により、社会の大きな転換期にあります。また、地方分権の更なる進展と行財政改革の推進により、地域住民自らが主体になって地域づくりを行う「まちづくり」をすることが、これまで以上に求められております。

こうした中、養老町のめざすべき姿を明らかにし、その実現に向けた具体的な取り組みを示し、町民と共有していくことが必要です。

今、養老町民一人ひとりが、ここに住むことに誇りと愛着をもって、将来の養老町とともに創っていかねばなりません。

このため、平成 32 年（2020 年）度を目標年次とする養老町第五次総合計画の基本構想と基本計画を策定することとしたので、養老町計画審議会設置条例第 2 条の規定にもとづき、下記事項について貴審議会の意見を求めます。

記

1. 養老町第五次総合計画における基本構想、基本計画（案）の策定について

(5) 答申書

平成 23 年 2 月 7 日

養老町長 大橋 孝 様

養老町計画審議会

会長 野村 守

養老町第五次総合計画について（答申）

平成 21 年 10 月 20 日付け養企第 421 号で諮問のあった養老町第五次総合計画について、当審議会において慎重に審議を行った結果、次の結論に達したので答申します。

答 申

養老町第五次総合計画は、人口減少や景気の低迷など、経済・社会の大きな潮流のなかで、町民と行政の協働体制を確立することにより「新しい公共」の形成をめざそうとするものであり、計画内容はおおむね妥当であると認められます。計画的かつ効率的な行財政運営に心がけ、次の事項に配慮しながら構想の早期実現に尽力されるよう要望します。

記

- ・人口減少時代の到来のなかで、東海環状自動車道の開通がもたらす波及効果を十分繰り込めるよう、規制緩和などの手法を研究しながら町の活性化を強力に推進すること。
- ・今後のまちづくりは、住民参画と地域協働の仕組みづくりが「キーワード」となるため、その指針ともなる「自治基本条例」について、住民の参画により全町的な議論を進めること。
- ・行財政改革を継続的に推進するとともに、施策実現の基礎となる財源の確保に努めること。
- ・事務事業評価システムの確立を図り、第五次総合計画の進行管理と評価の仕組みづくりを進めること。
- ・真に町民の福祉の向上に資する事業を実施するためには、職員の資質向上が求められることから、町民の要請に応えられる職員の育成を図ること。
- ・養老改元 1300 年祭は、養老町の活性化を図る施策として注目される取り組みであるため、国や県の協力を得ながら町全体の英知を結集して取り組むこと。
- ・将来像の「誇りと愛着が持てる 絆を大切にすまち」を実現するため、町民憲章の具現化をさらに進めること。
- ・「すべての施策は町民のためのもの」という認識のもと、町民の意向を絶えず把握し、計画に反映させていくシステムの構築を進めること。

5 庁内策定組織

(1) 企画調整会議

養老町企画調整会議設置規程

昭和 60 年 9 月 10 日

訓令甲第 6 号

(設置)

第 1 条 町長の諮問に応じて、町の諸施策の総合調整を行い、もって町政を適正かつ能率的に推進するため、企画調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 調整会議は、次の各号に掲げる事項を調整審議する。

- (1) 重要な施策の計画、決定、調査等に関する事項
- (2) 町が行う各種事業の実施に関する事項
- (3) その他町行政に関する事項

(組織)

第 3 条 調整会議は委員長、副委員長及び委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員長は、副町長をもって充て、副委員長は、企画政策課長をもって充てる。

3 委員は、職員のうちから町長が任命する。

4 委員会に専門部会を置くことができる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員長は、調整会議を統括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

第 5 条 調整会議及び専門部会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めてその意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 調整会議の庶務は、企画政策課において行う。

(委任)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 30 日訓令甲第 2 号）

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 31 日訓令甲第 3 号）

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(2) プロジェクトチーム

養老町プロジェクトチームの設置に関する規程

昭和 60 年 9 月 12 日
訓令甲第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、高度に専門化し、複雑化する行政に対処して特定の緊急課題（以下「プロジェクト」という。）の解決のため人員能力を特定組織に結集し、効率的に効果のある結論を見いだすプロジェクトチーム（以下「チーム」という。）を設置することについて必要な事項を定める。

(設置)

第 2 条 チームを設置しようとするときは、養老町企画調整会議設置規程（昭和 60 年 9 月 10 日訓令甲第 6 号）に定める企画調整会議において、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 設置の目的
- (2) 名称
- (3) 設置する課
- (4) 設置期間
- (5) 構成
- (6) その他必要な事項

(構成)

第 3 条 チームは、プロジェクトごとに設置し、町長は目的達成に最も適した職員をチームの構成員に任命する。

- 2 チームに総括者を置く。総括者は原則として、課長相当職の権限を行使し、プロジェクトの調査、研究又は計画策定についてチームを総括し、チームの運営について責任を負うものとする。
- 3 チームに副総括者を置くことができる。副総括者は、総括者を補佐するものとする。

(関係課の協力)

第 4 条 関係課は、チームの運営について積極的に協力するものとする。

(予算の執行等)

第 5 条 チームに必要な運営の経費は、原則としてチームを設置する関係課の予算をもって執行するものとする。

(報告等)

第 6 条 総括者は、プロジェクトの調査、研究又は計画策定の振興状況を必要に応じて町長に報告するとともに、所定の期限までに成案を提出しなければならない。

- 2 町長は、総括者から前項に規定する成案の提出を受け、その任務が達成されたと認めるときは、チームの解散を命ずるものとする。

(補則)

第 7 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

6 住民参画

(1) 住民アンケート調査

養老町民の今後のまちづくりに対する意向を広く把握するため、住民アンケート調査を実施しました。今後のまちづくりへの意向と期待は、次のように集約されます。

注) 住民アンケート調査は平成 21 年 7 月に町民 2,000 名の皆様を無作為抽出し、郵送で配布・回収しました。回答は 1,423 名、回収率 71.2%でした。なお、前回調査は第四次総合計画策定時の平成 11 年に実施しています。

■ 養老町は住みよいですか。

「住みよさ感」は 7 割強、前回調査に比べて高まっていますが、「以前と比べて住みよくなった」は 7 割、前回調査に比べて減少しており、「住みにくくなった」という感じがやや増えています。

■ 養老町に住み続けたいですか。

「定住意向」では、「今の場所に住み続けたい」が 8 割弱、前回調査と比べて定住意向は増えています。（「町内で移りたい」も含めて）移りたいと思う主な理由には、「交通が不便」、「生活・住宅環境」、「娯楽や余暇の場」、「行事や人間関係がわずらわしい」、「買い物不便」が上位にあげられています。

■ 養老町は将来、どのようなイメージになることを望みますか。

「将来イメージ（こんなまちにしたい）」では、「豊かな自然環境の美しいまち」、「健康で安心して暮らせるまち」、「便利で快適に暮らせるまち」が上位を占め、前回調査と同様の意向にあります。「自然環境」、「健康と福祉の安心」、「暮らしの利便性と快適性」を重視しています。

■ 分野項目ごとの満足度と重要度を評価してください。

□ まちづくり諸分野 48 項目についての「満足度評価」では、加重平均で 48 項目のうち 37 項目がプラス、11 項目がマイナスとなっています。なお、満足度評価が高い順に「(6) 飲料水の供給」、「(11) 消防・救急」、「(32) 生涯学習の体制」、「(44) 広報・広聴」、「(33) 生涯学習」が上位に位置しています。反対に満足度評価が低い順に「(31) 雇用の安定・充実」、「(3) 公共交通機関」、「(28) 商業の振興」、「(27) 工業の振興」、「(30) 新たな産業の育成」が位置しています。

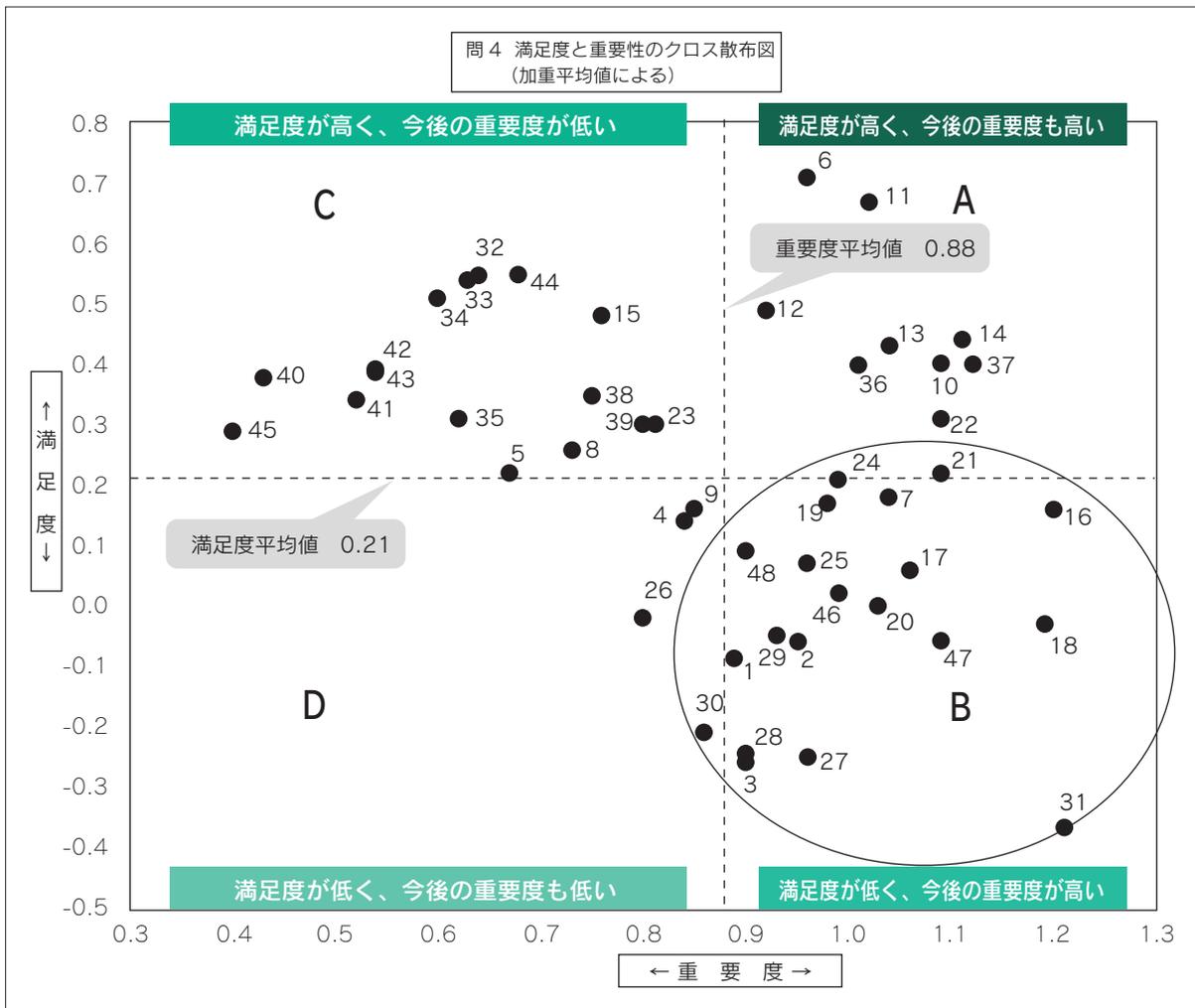
□ 今後の「重要度評価」では、重要度評価が高い順に「(31) 雇用の安定・充実」、「(16) 地域医療」、「(18) 高齢者福祉」、「(37) 義務教育」、「(14) 保健」が上位に、反対に重要度が低い順に「(45) 男女共同参画」、「(40) 芸術・文化活動」、「(41) 歴史・文化の伝承」、「(43) まちづくり活動」、「(42) コミュニティ活動」が位置しています。

□ 満足度と重要度をクロスしてみると、「満足度が低く、今後の重要度が高い」（B 領域＝重点的に改善していくべき課題）は、17 項目となり、B 境界付近の 3 項目を加えるならば 20 項目に及びます。これらが住民評価による重点課題と想定され、特に基盤分野、医療・福祉分野、産業分野、そして行財政分野での改善が求められています。

《課題領域の区分》

全分野平均	満足度加重平均値	0.21	重要度加重平均値	0.88
課題領域	A：今後も安定的に維持していくべき課題（満足度が高く、今後の重要度も高い）			
	B：今後、重点的に改善していくべき課題（満足度が低く、今後の重要度が高い）			
	C：今後の環境変化に対応し選択的に維持していくべき課題（満足度が高く、今後の重要度が低い）			
	D：今後の環境変化に対応し選択的に改善していくべき課題（満足度が低く、今後の重要度も低い）			

注) 加重平均：満足度と重要度に関する選択肢（満足である・重要である、どちらかといえば満足である・重要である、どちらかといえば不満である・重要ではない、不満である・重要ではない）の各々に、+2点、+1点、-1点、-2点の点数をかけて、無回答を除いた回答者数で割った数値です。



	項目	満足度	重要度	課題領域		項目	満足度	重要度	課題領域
基盤・生活環境分野	(1) 計画的な土地利用	-0.09	0.89	B	産業分野	(26) 農林水産業の振興	-0.02	0.80	D
	(2) 道路網	-0.06	0.95	B		(27) 工業の振興	-0.25	0.96	B
	(3) 公共交通機関	-0.26	0.90	B		(28) 商業の振興	-0.25	0.90	B
	(4) 情報基盤	0.14	0.84	D		(29) 観光の振興	-0.05	0.93	B
	(5) 住宅・宅地	0.22	0.67	C		(30) 新たな産業の育成	-0.21	0.86	B・D境界
	(6) 飲料水の供給	0.71	0.96	A		(31) 雇用の安定・充実	-0.37	1.21	B
	(7) 排水・し尿処理	0.18	1.04	B		(32) 生涯学習の体制	0.55	0.64	C
	(8) 景観づくり	0.26	0.73	C		(33) 生涯学習	0.54	0.63	C
	(9) 憩いの空間	0.16	0.85	D		(34) 生涯スポーツ	0.51	0.60	C
	(10) 環境保全	0.40	1.09	A		(35) 人権教育	0.31	0.62	C
	(11) 消防・救急	0.67	1.02	A		(36) 幼児教育	0.40	1.01	A
	(12) 地域防災	0.49	0.92	A		(37) 義務教育	0.40	1.12	A
	(13) 交通安全、防犯	0.43	1.04	A		(38) 高等教育等	0.35	0.75	C
保健・医療、福祉分野	(14) 保健	0.44	1.11	A	(39) 青少年健全育成	0.30	0.80	C	
	(15) 健康づくり	0.48	0.76	C	(40) 芸術・文化活動	0.38	0.43	C	
	(16) 地域医療	0.16	1.20	B	(41) 歴史・文化の伝承	0.34	0.52	C	
	(17) 国民健康保険事業	0.06	1.06	B	(42) コミュニティ活動	0.39	0.54	C	
	(18) 高齢者福祉	-0.03	1.19	B	(43) まちづくり活動	0.39	0.54	C	
	(19) 高齢者の生きがい	0.17	0.98	B	(44) 広報・広聴	0.55	0.68	C	
	(20) 国民年金事業	0.00	1.03	B	(45) 男女共同参画	0.29	0.40	C	
	(21) 子育て支援	0.22	1.09	A・B境界	(46) 行政運営	0.02	0.99	B	
	(22) 保育事業	0.31	1.09	A	(47) 財政運営	-0.06	1.09	B	
	(23) 地域福祉	0.30	0.81	C	(48) 広域行政	0.09	0.90	B	
	(24) 障がい者福祉	0.21	0.99	A・B境界	48 項目平均の加重平均値	0.21	0.88	領域は、48項目平均値で区分している	
	(25) 自立への支援	0.07	0.96	B					

■ **地域・地区や各種団体・サークル等の活動や行事にどの程度参加されていますか。**

「地域・地区や各種団体・サークル活動などへの参加」では、「ほとんど参加していない」が最も高いですが、「ほとんど参加している」と「なるべく参加している」を“参加層”とすると4割となり、前回調査より“参加層”は高まっています。

■ **これからの行政の役割やサービスのあり方について、どのように考えますか。**

- ①役割分担では、「民間でできることは民間にまかせ、行政は行政でなければできないことに集中すべきだ」が5割を越えており、行政の役割をあらためて明確化していく必要があります。
- ②行政サービスでは、「強弱のある重点を定めた公的なサービス」（行政は、あれもこれもではなく、重点を定めてサービスを行うべきだ）が期待されています。
- ③税等の負担では、「（行政サービスの規模や水準を見直しても）税金等の負担が増えないようにする」が期待されており、公的なサービスの弾力的な調整が求められていると考えられます。

■ **地域におけるさまざまな課題を解決する場合の住民と行政の役割分担は、どのように考えますか。**

「地域の課題解決への住民と行政の役割分担について」は、「住民と行政とが協力し、協働して行う」が最も高く、「課題内容によって、住民主体か行政主体か区別する」が次いでいます。住民参画や役割分担、協働への意向が増していると考えられ、第五次総合計画では、「住民と行政の役割分担と協働の仕組みづくり」への取り組みが課題となります。

■ **まちづくりへの町民意向はどの程度反映されていると感じていますか。**

「町民意向の反映」については、「反映されている」が4割強、「反映されていない」が5割弱で評価は大きく二分されています。町民意向の反映へのあり方の改善を検討していく必要があります。

■ **行政運営を改革していく上で、重点をおくべきことは何ですか。**

「行政運営の改革への重点」では、「住民にわかりやすく効率的な組織・機構への再編」と「住民負担の適正化」への回答が特に高くなっています。次いで「職員数の適正化」、「費用対効果を重視した事務事業の評価・見直しの強化」、「職員育成」、「町の助成金、補助金の整理合理化」と続いており、今後とも的確な行財政改革の推進が課題となります。

(2) 各種団体等意向調査

まちづくりにおいて、さまざまな分野で組織的な活動を行なっている各種団体などを対象に意向調査を実施し、「団体活動の現状や問題点」、「今後のまちづくりへの意見」を把握しました。数多くのまちづくり課題や提案が寄せられ、各団体がまちづくりに果たす役割への認識が高く、積極的な参加協力意向が寄せられていますが、活動における共通的な問題点は、次のように集約されます。

注) 各種団体等意向調査は、平成 21 年 9 月に 200 団体に記入方式の調査票をお願いし、145 団体から回答が寄せられました。

調査対象	依頼団体数	回答団体数
産業関係団体	60	45
民生関係団体	54	36
教育・文化・スポーツ関係団体	71	53
青年・女性関係団体	15	11

※各団体の代表者（代理）あるいは事務局担当者による回答

回答依頼事項	
1. 団体の現状や問題点	1) 組織体制や人員など
	2) 組織活動について
2. 団体からのまちづくり意見	1) 予定している主な計画や抱負
	2) 町が取り組むべき重点課題
	3) 団体が担っている役割、参加協力
	4) まちづくりへの意見や提案

《組織活動における共通的な問題点》

- * 会員の高齢化が進み、会員数の減少、役員の確保が難しい。
- * 継続的な課題への取り組みがしにくい。
- * 関連団体（連合組織における単会相互など）や他地区との相互交流、関係を深める必要がある。
- * 団体の活動趣旨や意義、活動内容などを住民に広く周知していく必要がある。
- * 共益施設などの維持管理費の増大への対応が必要である。
- * 運営は、補助金に頼らざるを得ない現状にあり、旧態依然の運営、マンネリ化からの変革が必要である。
- * 時代変化に対応する運営方法が必要であり、調査研究、視察など行っているが、具体的な実践化（事業化）には至っておらず、模索を続けている。

(3) まちづくり町民会議

「養老町まちづくり町民会議」提案書（“養老のまちづくり”への提案 改善したいこと！ 取り組みたいこと！）に整理されている「提案にいたる課題の認識」と「“養老のまちづくり”への提案」の概要は、次のとおりです。

注)「まちづくり町民会議」：一般公募と各種活動団体からの推薦による27名で構成し、意見交換と討議は3グループに分けて行い、基本構想・基本計画などと、総合計画策定にこだわった提案ではなく、討議テーマについても自由に、まちづくりについてのさまざまな意見交換をし、その中から今後のまちづくりへの提案をまとめる方式で進めました。

平成21年10月から平成22年6月までの間に計6回開催し、7月には町長への提案書の提出と町長との懇談会を実施しました。

①提案にいたる課題の認識

□ Aグループの課題認識

1. 全国に通じる養老づくりを目標にする
 - ①養老公園のPRを充実しなければならない
 - ②道路整備を充実しなければならない
 - ③住民の足の確保と利用拡大が必要である
 - ④養老の特産品づくりを進める必要がある
 - ⑤生活環境の改善が必要である
 - ⑥農地の有効利用が必要である
 - ⑦雇用促進の場づくりが必要である
 - ⑧社会福祉の充実が必要である
 - ⑨子育ての充実が必要である
 - ⑩個人情報のあるあり方を再考しなければならない
 - ⑪養老広報のあり方を改善する必要がある

□ Bグループの課題認識

1. 福祉の充実
 - ①豊かに暮らせる高齢者生活を実現しなければならない
 - ②障がい者（児）が安心して暮らせるまちにしなければならない
2. 人と人のつながりを大切に
 - ①人と人のあり方を見直していく必要がある
3. 生活環境の改善
 - ①住み良い環境づくりを進める必要がある
4. 交通網の整備
 - ①暮らしやすい道路整備が必要である
 - ②養老鉄道を活用する必要がある
 - ③ゲンちゃん号が重要である
5. 産業の振興
 - ①養老のブランドづくりが必要である
 - ②観光の振興を進めなければならない
 - ③農業の振興を進めなければならない
 - ④工業の振興、企業誘致が必要である

□ Cグループの課題認識

1. 町の活性化
 - ① 税収アップが図れるまちを実現しなければならない
 - ② 人口を増やさなければならない
 - ③ 農業の充実が必要である
2. 集客
 - ① 既存施設を有効利用する必要がある
 - ② 体育の振興による集客が期待される
3. 住民にやさしい環境づくり
 - ① 道路整備が必要である
 - ② 公園の整備が必要である
 - ③ 上下水道の整備が必要である
 - ④ 安心なまちづくりを進めなければならない
 - ⑤ CO₂削減のための取り組みが必要である
 - ⑥ 健康への自己啓発が必要である
4. 人材
 - ① シルバー人材の有効活用が必要である
5. 住民自治の見直し
 - ① 住民自治・自治会・コミュニティの見直しが必要である



② “養老のまちづくり” への提案（体系と概要）

Aグループ	
目標1：養老公園のPR（全国に発信する）	
その思い：*養老の水をはじめ公園一体は、町のシンボルである。 *もっと利用客、来観客を、地元住民を含めて増やしたい。 *町の賑わい、地消につながり、活性化の基になる。 *養老の水をはじめ、特産品と合わせたPR強化を図りたい。	
提 案	A-1-1. 特産品づくりを進める
	A-1-2. 公園内などの整備をする
	A-1-3. 養老の水を活かす
	A-1-4. イメージソングをPRする
	A-1-5. 全国にPR、情報発信する
目標2：養老公園アクセス道路整備	
その思い：*アクセスが悪い。今後の養老ICと結ぶ円滑なルート整備が必要である。 *地元住民はいつでも利用できるように駐車場無料に。 *養老公園と焼肉など他の資源と結びつけて回遊性をつくりたい。 *町内道路の改善が必要である。（誘客、町民の暮らし環境から）	
提 案	A-2-1. 公園近くの道路整備を図る
	A-2-2. 公園内の道路環境を整備する
	A-2-3. 公園周辺などの道路整備を図る
	A-2-4. 焼肉街道を活かす
	A-2-5. 雪どけ対策を充実する
目標3：人づくり	
その思い：*まちづくり、地域活性化の源泉はひとづくり。 *さまざまな分野での人材育成を進めたい。 *住民相互の交流と集いの場が必要である。 *シルバー活用や住民一人ひとりが担うことも必要である。	
提 案	A-3-1. 働く場所をつくりだす
	A-3-2. 子育て支援を充実する
	A-3-3. ボランティア活動を促進する
	A-3-4. 集いの場づくりを進める
	A-3-5. 勉強会を進める
	A-3-6. 異世代との交流を進める
	A-3-7. 町行事への参加を拡大する
	A-3-8. 特産品の後継者を育成する
	A-3-9. 養老町のPR方法を工夫する

Bグループ	
目標 1：福祉の充実	
<p>その思い：*町の福祉環境の質的な向上が必要である。 *高齢者、子ども、障がい者・・・支援を必要とする人たちの事を考えたまちづくり。 *ノーマライゼーション観点の具体化対策を。 *福祉全体をみんなで支えていくためのボランティアポイントなど地域通貨的な取り組みが必要である。</p>	
提 案	B-1-1. 福祉充実の仕組みをつくる
	B-1-2. 高齢者福祉を充実する
	B-1-3. 子どもたちを育む
	B-1-4. 障がい者福祉を充実する
	B-1-5. ボランティアを育成する
目標 2：産業の振興	
<p>その思い：*町の活性化に産業経済の増強が必要である。 *企業誘致をはじめ、特産品ブランドの研究開発など、商業、観光、農業などが連携する取り組みが必要である。</p>	
提 案	B-2-1. 新産業づくりを進める
	B-2-2. 誘致を進める
	B-2-3. 道の駅をつくり、活かす
	B-2-4. 養老鉄道を活かす
	B-2-5. 商業を振興する
	B-2-6. 養老公園の集客を増やす
	B-2-7. 養老のブランド（特産品）づくりを進める
	B-2-8. 農業を振興する
	B-2-9. 産業などのPRを進める
	B-2-10. その他、産業振興の促進体制をつくる
目標 3：環境づくり	
<p>その思い：*町を環境を社会全般的にとらえる必要がある。 *住民相互のふれあいをはじめ、自然環境、ごみ、美化、交通手段や安全など、環境の現状の見直し、細かなことから改善を進めるべきである。 *さまざまな組織があるが、組織と活動内容の見直し、整合、横断が必要である。</p>	
提 案	B-3-1. 人とのふれあいを大切にする
	B-3-2. 環境づくり教育を進める
	B-3-3. 自然環境を保全する
	B-3-4. リサイクル、美化活動を進める
	B-3-5. 交通環境を充実する
	B-3-6. 安全・防犯環境を確保する
	B-3-7. その他、活動を促進する

Cグループ

目標 1：税収アップ

その想い：*町を維持する根幹の税収入に着目すべき。
*観光集客、関連産業も含めた町の産業経済のアップを。
*定住促進につながる交通機関など暮らしの環境改善が必要である。

税収アップについての提起：

- 住み良い町の基本は、「税収が多いこと、確保されること」＝税収アップである。これについての対策の検討を本格化することを期待する。
 - ・社会保障、社会福祉も、道路整備も、施設の充実も全てお金が必要であり、税収アップはまちづくりの根幹に関わることである。
 - ・例えば、観光で収入を増すのか、産業振興で収入を増すのか、まちづくり全てを質素にするのか、施設を減らし経費を減らすのか、また、職員を減らす、議員を減らすなど人件費を減らすのか、など明確な手立てが必要である。例えば、町民税をアップして対応すると、町民が流出し悪循環になるのは目に見えている。
- 悪循環に陥らない手立てが必要とされているが、行政、議会の真剣な取組が見られない。もっと町民の生活視点に返って見直すこと、結果が欲しい。

提 案

- C-1-1. 養老名物づくりを進める
- C-1-2. 養老観光を魅力化する
- C-1-3. 企業誘致を図る
- C-1-4. その他の集客を進める
- C-1-5. ゲンちゃん号の運営改善を進める
- C-1-6. 人口アップを図る
- C-1-7. その他、人材育成を進める

目標 2：既存施設の利用・活用

その想い：*町には多様な施設が数多く、その利用促進、有効利用が不可欠である。
*まず、どんな施設があり、どんな利用状況か、を考える必要がある。
*利用促進には、施設機能の改善も必要だが、存在のPR、利用予約方法、交通手段など多様な取り組みが必要である。
*管理運営の最適化への取り組み、統一的な管理運営事業体も考えるべきである。

提 案

- C-2-1. 施設PRと利用促進を図る
- C-2-2. スポーツプラザ養老の利用を促進する
- C-2-3. 保健センターの機能を充実する
- C-2-4. ゲンちゃん号を活用する
- C-2-5. その他の施設の機能を整備する
- C-2-6. ボランティアなどを活用する
- C-2-7. 運営方法の工夫を進める

目標 3：住民自治の見直し

その想い：*住民の生活様式が変化している中で、自治会組織と活動内容は旧態依然であり、このままでは・・・と危機感がある。
*各地区住民にとって一番身近な組織・活動であるだけに、形骸化する前に思い切った変革をすべきである。
*だれもがいろんな問題を感じていても、このままでは何も進まないの、全町的な課題として取り組んでいくべきである。

提 案

- C-3-1. 自治会の再編成を進める
- C-3-2. 自治会への女性参加を促進する
- C-3-3. 役員と活動について改善する
- C-3-4. 楽しい自治会づくりを進める
- C-3-5. 地区間の情報交換を進める
- C-3-6. 各集会所の活用を進める
- C-3-7. 防災対応を進める
- C-3-8. 資源回収を改善する

(4) 活かしていくべきこと・改善していくべきこと

住民アンケート調査（自由記入意見）、各種団体等意向調査、まちづくり町民会議での意見交換、職員提案などにおいて、町の地域特性として、優位性（強み）と弱みが指摘されています。優位性（強み）を活かし、弱みを改善していくことが期待されています。

《活かしていくべきこと》

○地勢、自然	・ 養老山地から山麓、田園地帯に広がる地勢にあり、恵まれた自然、水と緑を有しており、温暖な気候のもとで、四季の風情が豊かである。
○位置	・ 日本の真ん中、中部圏の大都市近郊に位置し、これら諸都市への通勤圏にあり、交通アクセスにおいても、養老鉄道が通り、東海環状自動車道養老IC（仮称）の開通を控えている。
○観光知名度	・ 養老の滝、養老公園などに観光客が訪れる観光地であり、最近では食肉産業を背景に、焼肉の町としても知名度が上がっている。
○歴史と文化	・ 養老の滝・孝子伝説、元正天皇の行幸と元号養老の故事、高田祭りといった伝統行事など、歴史と伝統文化を誇り、全国的な知名度を有している。
○農業	・ 稲作農業を主体とする田園地帯で、広い農地を有している。
○産業	・ 伝統的な食肉産業、世界的なスポーツ用品企業などの産業がある。
○孝子伝説	・ 養老の滝にちなんだ孝子伝説から、親孝行の精神・心の継承に力を入れており、町民憲章を实践する「親孝行と生涯学習を進めるまち養老」町民会議を全町的に組織し、生涯学習活動、地区公民館活動が盛んである。
○住民のつながり	・ 輪中を形成する集落構造にあり、地区ごとのコミュニティ、住民相互のつながりが強い地域で、家族構成では、三世同居世帯率が高い。
○一貫教育	・ 地区ごとの保育所・幼稚園、小学校の連携が強く、子どもたちを育む一貫した教育が行われている。
○定住意向	・ 暮らしやすいまちとしての住民評価が高く、定住意向も高い。
○顔がみえる	・ 住民の顔がみえやすい行政規模にあり、財政力も安定している。

《改善していくべきこと》

<input type="checkbox"/> 土地利用の制約	・ 優良農地が多い農業振興地域にあり、未線引き都市計画であるため、土地利用の制約がある。
<input type="checkbox"/> 道路や生活環境基盤整備の遅れ	・ 町内道路網、道路環境の改善、整備の遅れが指摘されており、公共交通機関の利便性の向上も求められている。 ・ 下水道などの生活基盤整備の遅れがみられる。
<input type="checkbox"/> 産業の停滞	・ 取り巻く環境変化のなかで、農業後継者の問題、商店街の衰退などが進み、新たな企業立地も少なく、町の産業経済力の停滞、雇用の場の制約がある。
<input type="checkbox"/> 水害への懸念	・ 河川に囲まれた輪中地帯であり、水害の懸念がある。
<input type="checkbox"/> 人口減少	・ 継続して来た人口増加は減少に転じ、若者定住や子育て世代の定住促進、子育て支援の更なる強化が必要である。
<input type="checkbox"/> 特徴に欠ける	・ 保有する資源や施設の低利用、町の特徴が弱く特徴に欠けていると指摘されており、一層の情報発信・PR、保有資源などの付加価値向上の可能性を發揮していくこと、まちづくりの重点施策を明確にしていくことが必要である。
<input type="checkbox"/> 町の一体感に欠ける	・ 地区ごとの住民相互の強いつながりに対して、全町的なまとまりや一体感が欠ける傾向がある。また、行政依存意識が高く、まちづくりへの参画意識、協働意識が未だ弱い傾向にある。

(5) 町長と中学生と語る会

町民一人ひとりが多種多様な価値観を持つなかで、町民の発想を活かしていくために、幅広い年代から計画にその想いを取り入れていくことが必要だと考えました。そこで、将来を担う中学生と町長の対話の場を設けて、将来のまちづくりを進めていくうえで、あり方やめざすべき方向性、課題などを一緒になって考える「町長と中学生と語る会」をふれあいトークとして開催しました。

日 時	平成 21 年 12 月 7 日 (月) 午後 4 時～午後 5 時 30 分								
場 所	町役場 3 階第 1 会議室								
出席者	高田中	会 長	日比 友裕さん (3 年)			東部中	会 長	西脇 慶淑さん (3 年)	
		副 会 長	田中満智子さん (3 年)				副 会 長	大西 菜摘さん (3 年)	
		副 会 長	山田 一馬さん (2 年)				執行役員	西沢祐梨子さん (3 年)	

《養老町で自慢できるもの・誇れるもの》

- ・ 地域の人と人の交流 (地域の絆)
- ・ おいしい水が毎日飲めること (他の地域のような渇水や水不足がない)
- ・ 「養老の滝」、「菊水泉」に代表される水
- ・ 都市部では味わえない豊かな自然 (清流にしか生息しない淡水魚の「ハリヨ」の生息など)

《養老町に住んでいて不便だと感じること》

- ・ 幼い頃に遊ぶ公園が、近所がない
- ・ 地域によって、街路灯が少ない
- ・ 交通マナーや喫煙マナーが悪い
- ・ 養老鉄道の駅に遠い地区では、巡回バスを走らせてほしい

《10年後の養老町がどのような町になっていたらよいか》

- ・ 美しい自然を残し、環境に配慮できる町になってほしい
- ・ 町内にも活気に満ちた遊べる娯楽施設があればいい
- ・ ふるさと養老を 1 人でも多くの人に自慢できる町になってほしい
- ・ 商店街も活気あふれるようになっていければいい

(6) まちづくり講演会

この計画の策定を進めていくなかで、計画づくりの機運を盛り上げ、町民と共に将来の町の姿を考えていく機会として、養老町まちづくり講演会を開催しました。

日 時	平成 22 年 7 月 25 日 (日) 午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分					
場 所	養老町民会館					
内 容	○まちづくりに関する小中学生の意見発表					
	・ じまんの養老町	広幡小学校	6 年	藤本 紗椰さん		
	・ ぼくが養老町に思うこと	東部中学校	2 年	片野 健也さん		
	・ わたしの目指す地域社会	高田中学校	3 年	近藤あずささん		
	○講演					
	【演題】 みんなでつくろう！暮らしやすい養老町					
	【講師】 北川 正恭 氏 (早稲田大学大学院公共経営研究科教授・前三重県知事)					

(7) パブリックコメント

総合計画案に対して町民から意見を聴くため、パブリックコメントを実施しました。

周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報「養老」平成 22 年 10 月号に掲載 ・ 町ホームページにパブリックコメントの実施を掲載 ・ 町政情報閲覧コーナー（町役場 2 階）で第五次総合計画（案）を公表・閲覧 			
募集期間	平成 22 年 10 月 15 日（金）～平成 22 年 11 月 15 日（月）			
提出方法	郵送、FAX、Eメールなど			
募集結果	1 名、1 件	基本構想について	0 件	
		基本計画について	第 1 編 戦略プログラムについて	0 件
			第 2 編 分野別計画について	1 件
		資料について	0 件	

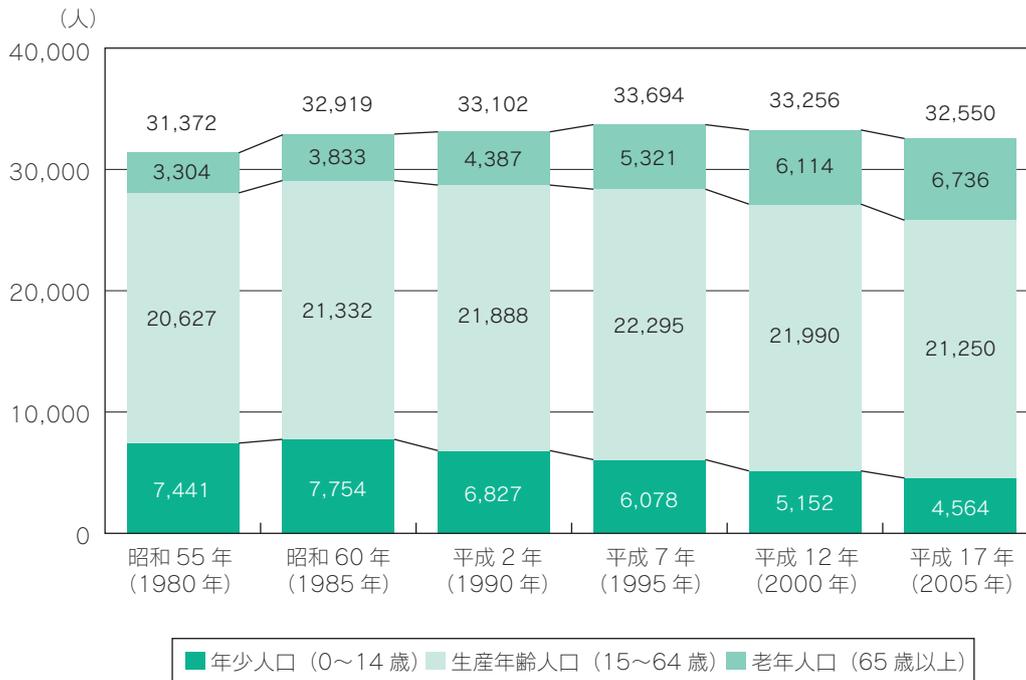
◆いただいたご意見及び町の考え方

ご意見	町の考え方
<p>「まぐさの滝」の観光資源としての活用 「観光の魅力化」の項目中、「資源・基盤の整備」の中に、是非、貴重な養老町の観光資源である秣（まぐさ）の滝の有効利用を盛り込んでいただきたい。</p> <p>具体的には</p> <ol style="list-style-type: none"> ①養老の滝（雄滝）とまぐさの滝（雌滝）をセットで廻る遊歩道を整備。少なくとも、スニーカーで歩けるように。（現状は登山靴でないと歩きにくい） ②観光地図に養老駅から秣の滝までの道を分かりやすく明記し、まぐさの滝の詳細と歴史を 全国に発信・PRする。 ③東海自然歩道からまぐさの滝への入口付近に駐車場とトイレを作る。 ④養老駅からまぐさの滝、養老の滝からまぐさの滝の道に案内看板を作る。 ⑤まぐさの滝の滝壺の近くに休憩と観瀑のためのベンチ（10 人分程度）を設ける。 ⑥スタンプラリーやハイキングのルートにまぐさの滝、途中に展望休憩所を設ける。 <p>理由 = 養老にはまぐさの滝という素晴らしい観光資源があります。これを有効利用できなければ、宝の持ち腐れになります。養老駅を出てまぐさの滝へ行きたいとの観光客に、道を説明する案内看板はなく、また、道を説明できる人もいません。残念なことです。養老町にある、ありがたい観光資源です。ぜひ、養老の滝とセットでPRし、観光の魅力アップに利用すべきだと思います。</p>	<p>ご提言をいただきました「秣（まぐさ）の滝」につきましては、第 2 章－3－（3）－①資源・基盤の整備の個別施策内容に次のように付加いたしました。</p> <p>*養老の滝周辺の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 養老の滝周辺の景観整備を進めるとともに、元正天皇の行幸にちなんだ秣（まぐさ）の滝とつなぐ遊歩道の整備など、回遊ができる環境整備を進めます。 <p>なお、細かな具体的事項については、実施計画において、「養老の滝」周辺の整備などと併せて検討事業とさせていただきます。</p>

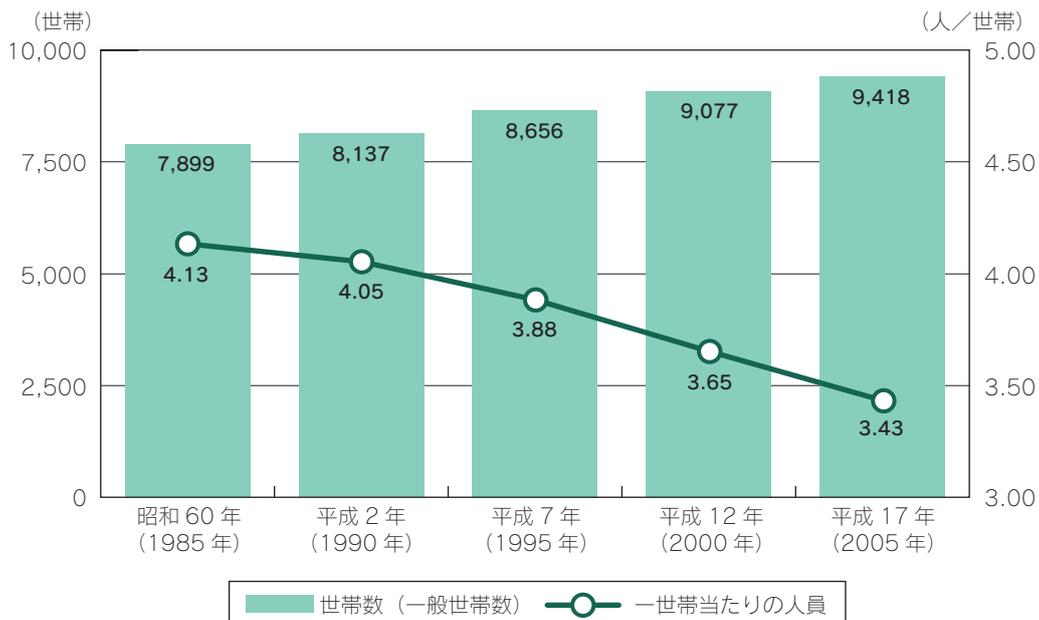
7 人口、財政に関するデータ

(1) 人口関連

《養老町 年齢三区分別人口の推移》



《養老町 世帯数 (国勢調査・一般世帯) の推移》



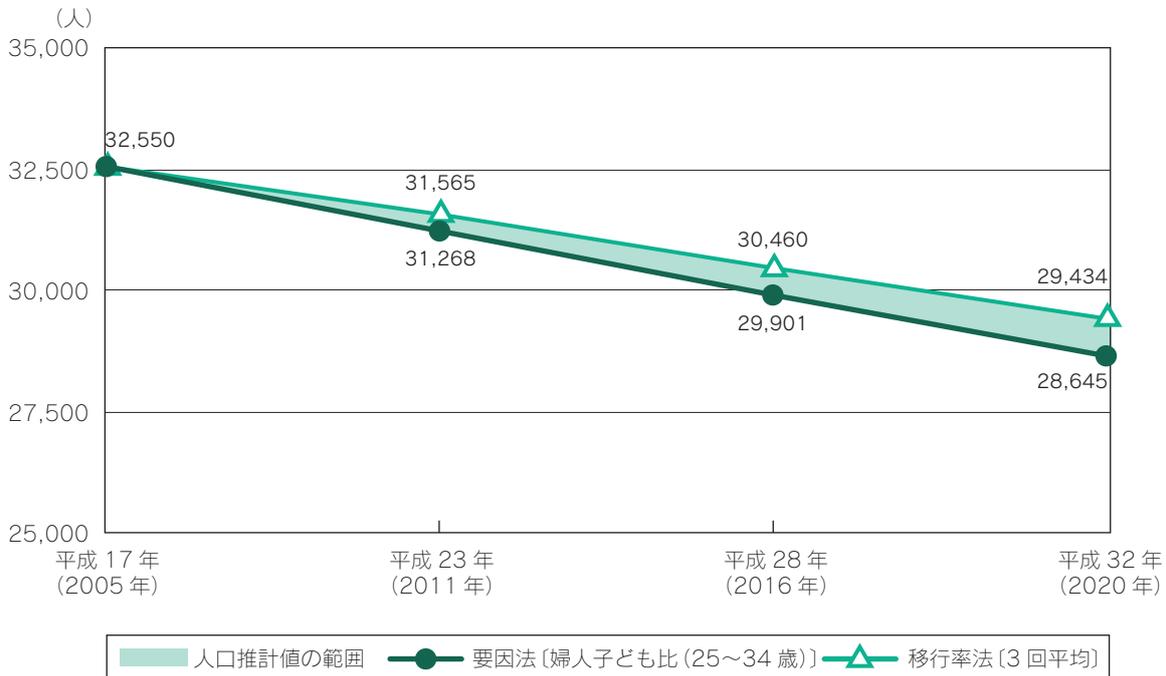
注1) 世帯数について：世帯数は「一般世帯」とその他「施設等の世帯」に分けられています。「一般世帯」とは、住居と生計を共にしている人々の集まりで持ち家や借家などの住宅に住む世帯、下宿や会社の独身寮に住む単身者や住宅以外に住む世帯を意味しています。

これに対して「施設等の世帯」は、寮や寄宿舎に住む学生と生徒、病院や療養所の入院者、老人ホームや児童保護施設、自衛隊営舎の居住者、そのほか定まった住居を持たない世帯などを意味しています。

注2) 1世帯当たり人員：一般世帯人口を一般世帯数で割った人員で、1世帯当たり人員の実態に近い数字を示しています。総人口を一般世帯数で割った数値ではないことに留意ください。

なお、平成17年国勢調査では、本町の総世帯数は9,428世帯、その内訳は一般世帯9,418、施設等の世帯6、不詳4となっています。

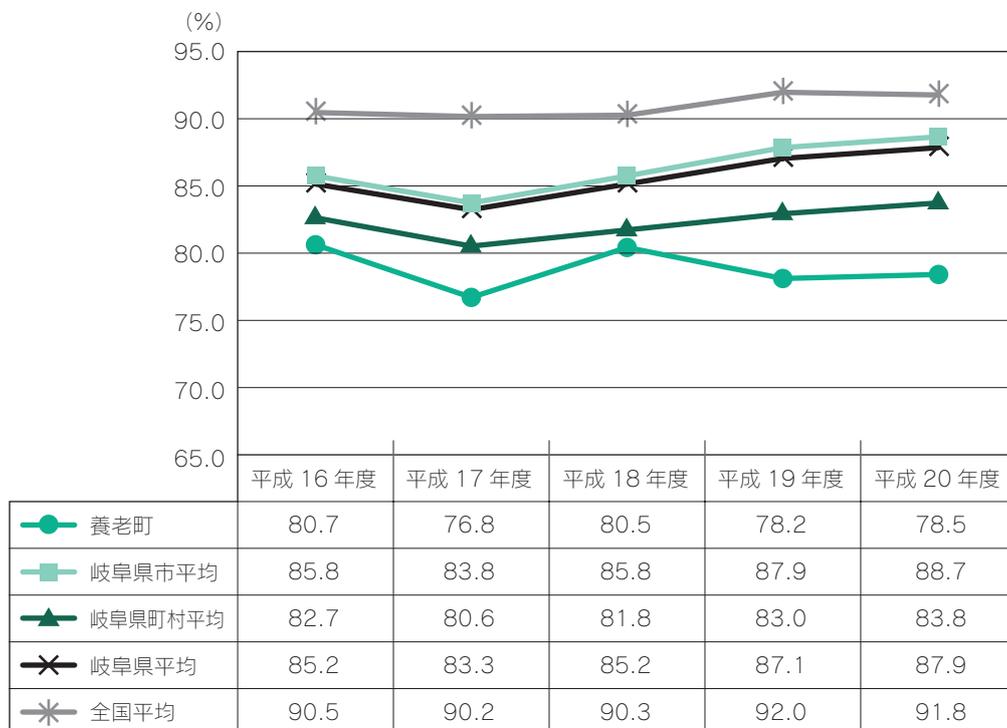
《養老町 目標年度における将来人口推計値の範囲》



注) 将来人口の推計：推計はあくまでも過去の推移から将来を見通す数式によるもので、第五次総合計画の推進による政策効果を加味したものではありません。上のグラフは、国勢調査を基礎にした「コーホート移行率および要因法」での算出による推計最大値と最小値の範囲を表したものです。

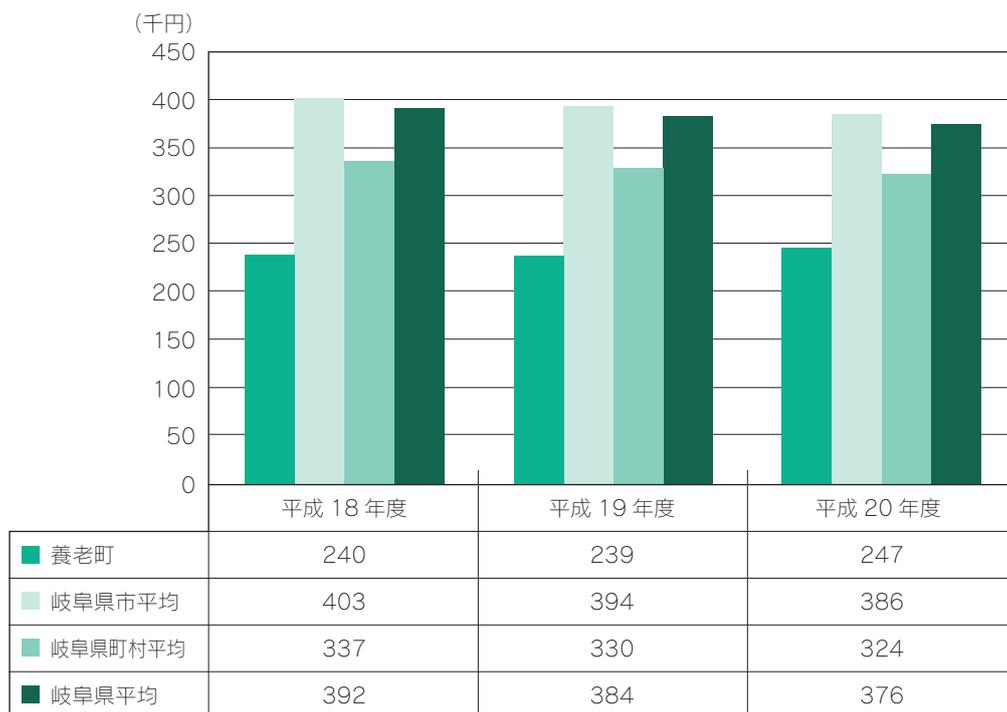
(2) 財政関連

《経常収支比率の推移》



注) 経常収支比率：財政構造の弾力性を判断するための指標で、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでおり、比率が低いほど弾力性があることを表します。地方公共団体の人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、減税補てん債および臨時財政対策債の合計額に占める割合で、経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものです。

《住民 1 人当たり地方債現在高の推移》

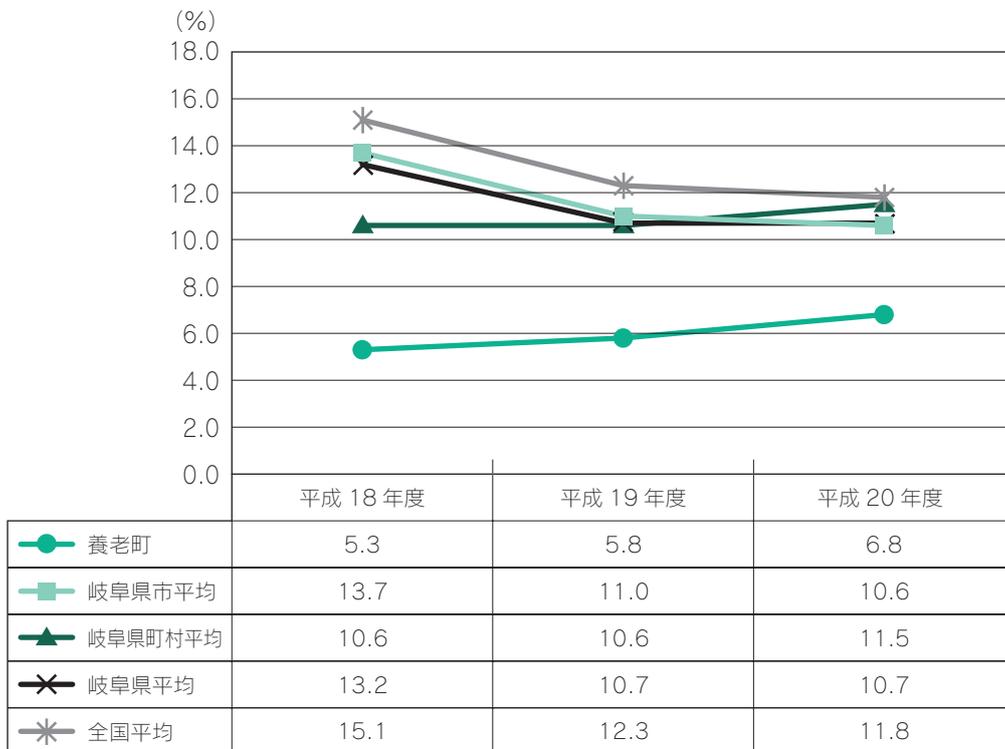


《健全化判断比率の状況》

指標	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
実質赤字比率	/	—	—
連結実質赤字比率	/	—	—
実質公債費比率	5.3	5.8	6.8
将来負担比率	/	81.9	62.6

- 注 1) 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により平成 19 年度から算定が義務化されています。
- 注 2) 実質赤字比率：一般会計などにおける実質赤字額の標準財政規模に対する比率。福祉、教育、まちづくりなどを行う地方公共団体の一般会計などの赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すものです。
- 注 3) 連結実質赤字比率：公営企業会計などを含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額または資金の不足額の標準財政規模に対する比率。すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すものです。
- 注 4) 実質公債費比率：地方税、地方交付税などの一般財源を主な財源としている一般会計や一部の特別会計の支出のうち、公債費や公債費に準じた経費の、標準財政規模を基本とした額に対する比率で、過去 3 年間の平均値です。借入金（地方債）返済額およびこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標で、比率が高いほど財政運営が硬直化していることを示します。
- 注 5) 将来負担比率：一般会計などが将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、比率が高いほど将来の財政を圧迫する可能性が高いことを示します。なお、法規定による早期健全化基準では、市町村では 350%以上の団体は財政健全化計画を策定し、自主的な健全化を図る必要があります。

《実質公債費比率の推移》



8 用語解説

ア行

- ICT ICT（情報技術）に Communication（コミュニケーション）を加えた表現（Information and Communication technology）。ITインフラの整備から「いつでも、どこでも、何でも、誰でも情報を利用できる」社会に移行するなかで、情報通信におけるコミュニケーションの重要性が増すことから、ITに代わりICTが用いられています。
- アダプトプログラム アダプトとは「養子縁組をする」という意味で「里親制度」と訳されます。道路、公園、河川などの身近な一定区域について、住民、企業や学校などがボランティアの里親となって、定期的に美化活動などを行う制度です。行政と互いの役割分担などを協議し、合意に基づき実施され、行政はその活動をサポートします。
- エコツーリズム 特有の自然や生活・文化についての知識を得て、体験や学習などをする旅。実地での体験や学習を通じて、自然や文化の保護の意識、資源の持続と保全への責任を育むことが特色です。
- 大垣地域ポータルサイト西美濃 大垣市のグレートインフォメーションネットワーク（株）が運営している、西美濃地域を対象とする地域密着型のインターネットの情報サイトのことです。
- オンデマンドバス・タクシー 交通不便地域の解消や高齢者・障害者など外出の困難な人の日常生活の移動手段を確保するために、決まった時刻に、決まった経路を移動する路線運行ではなく、乗客の希望に応じて予約制で移動し、乗客がいなければ運行しない小型バスや乗り合いタクシーを利用した運行方式をオンデマンド型交通と言います。予約受け付けや運行管理にはICT（情報技術）が利活用され、各地で事業化や実証運行が進められています。日本ではデマンドバス・タクシーとも呼称されます。

カ行

- 街区 市街地における街路に囲まれた一区画・ブロックのことです。
- キス&ライド 自宅から公共交通機関の乗降所（駅やバス停など）まで自家用車で家族（語源的には主に配偶者）に送迎をしてもらう通勤・通学の形態です。
- 基礎的なセーフティネット 住民の暮らしの安心・安全を確保していくために必要な基本的な条件を保護し、守る仕組みのことです。

ぎふエコ宣言	岐阜県が、平成 20 年 6 月から行っている、マイバツクの持参やアイドリングストップなど、暮らしの中で実践することができる地球温暖化防止に関する取り組みを「エコ宣言」としてまとめ、賛同する県民の募集をしている事業です。
ぎふっこカード	岐阜県が行っている子育て家庭応援キャンペーン事業で交付されるカード。県内に在住する 18 歳未満の子どもがいる世帯に交付され、県内の協力店などで買い物時に割引などの特典や託児サービスなどの子育て家庭への応援サービスが受けられるなど、子育て家庭を社会全体で応援していく仕組みです。
教育振興基本計画	教育振興に向けた施策を総合的、計画的に進めるための基本計画。教育基本法で、地方自治体も国の計画を参考に、地域の実情に応じた基本計画を策定することが努力目標となっています。
行政評価システム	住民サービスの向上と財政運用の効率化を目的に、実施した施策・事業の結果を評価し、その後の施策・事業の改善に結びつけていく仕組みのことです。
グループホーム、ケアホーム	障害者自立支援法で制度化されている障害福祉サービスにおける共同生活支援（グループホーム：比較的軽度の障がいのある人たちが共同生活を営む住居）、共同生活介護（ケアホーム：介護を要する障がいのある人たちが共同生活を営む住居で、介護機能を伴う）です。
グリーン・ツーリズム	農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。
経営マインド	お客様を満足させ、自分を満足させ、自分の能力を高める意識、さらに付加価値を高める意識、会社を発展させる意識を意味し、経営ではそれに基づく行動が重要です。新たな公共経営（NPM）の実践に不可欠な心構えとなります。
経常収支比率	財政構造の弾力性を判断するための指標で、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでおり、比率が低いほど弾力性があることを表します。市町村では 75%程度が望ましいとされています。地方公共団体の人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、減税補てん債および臨時財政対策債の合計額に占める割合で、経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものです。
公益的機能	従来は金銭的に評価されなかった諸機能で、環境保全機能（生物

多様性、地球環境保全、土砂災害などの防止、水源かん養、快適環境）および保健休養・教育文化的機能などを意味します。

公共経営

民間企業を対象として発展してきた経営の視点を、国や地方自治体といった公共部門の組織などに積極的に取り込む考え方です。

子育てバウチャー制度

バウチャーは利用券や引換券を意味し、個人を対象とする用途制限のある公的な補助金支給の一種で多様な形態があります。バウチャーを配られた利用者は、それと引き換えにサービス提供者を選択して契約を結び、サービスを受けることとなります。

ご当地検定

特定の地域に関する文化や歴史などの知識を測る試験。検定は、主に地方公共団体や商工会などの主催で行われ、検定に合格すると主催団体から当該地域について、一定の知識を有しているという認定を受けることができます。

コミュニティ

一般的に、区（自治区）、町内会や自治会という一定のエリアの地縁型活動団体を意味することが多く、「地縁コミュニティ」ともいわれます。

コミュニティビジネス

地域課題の解消に向けて、既存の企業や行政では対応しにくい事業を地域住民が主体となって起業し、ビジネスの手法を活用して、有償で行う事業活動であり、地域の需要対応型の小規模ビジネス。従来の雇用形態になじみにくい高齢者、主婦、また団塊の世代などの退職後に経験を活かす雇用・就労の場として各地で起業されており、公的なサービスを補完する福祉の充実など生活支援、子育て支援、リサイクル活動など環境保全、モノづくりや観光など産業興し関連分野が多い。

コンパクトな街づくり

従来からの中心市街地において空洞化が進むとともに、都市機能の郊外移転などにより、交通弱者の利便性確保やインフラ整備など、公共投資の効率性が問題視されるようになりました。このような問題に対して、市街地の過剰な拡大とスプロール化（虫食いの宅地開発など無秩序な市街化）を抑制し、市街地のスケールを小さく保ち、歩ける範囲を生活圏と捉え、居住機能の再整備やコミュニティの再生など、住みやすいまちづくりをめざそうという考え方です。

サ行

財政力指数

財政力を示す指標で、過去3年間の平均値で表し、1に近いほど自主財源の割合が高く財政に余裕があることを示します。

里地里山

農地や山林と集落が一体となった地域で、農林業の生産の場のみ

ならず良好な景観の形成や生物多様性の保全、災害防止、伝統的な生活文化の伝承、環境学習や自然体験の場といった多面的な機能があります。

C A T V

ケーブルテレビ。アンテナを用いずに、映像を同軸ケーブル・光ファイバーケーブルを用いて放送する有線のテレビ。双方向通信が可能です。

C C ネット

中部ケーブルネットワーク（株）の通称。町内に養老局が置かれ、地域密着のコミュニティチャンネルでは、自主制作番組の養老町行政情報番組「Y o r o ちつく」が放送されています。

ジェンダー

「男は仕事、女は家庭」という固定的な意識など、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような社会的、文化的に形成された性別のことをいいます。先天的・身体的・生物学的な性別を示すセックス（英語：S e x）とは区別して使われ、ジェンダーという用語自体には、良い悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

自治基本条例

住民自治に基づく自治体運営の基本原則を定めた条例。確立した定義はないが、いくつかの市町村において「まちづくり基本条例」や「自治基本条例」などの名前で、さまざまな内容の条例が制定されており、「自治体の憲法」ともいわれています。

実質赤字比率

一般会計などにおける実質赤字額の標準財政規模に対する比率。福祉、教育、まちづくりなどを行う地方公共団体の一般会計などの赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すものです。

実質公債費比率

地方税、地方交付税などの一般財源を主な財源としている一般会計や一部の特別会計の支出のうち、公債費や公債費に準じた経費の、標準財政規模を基本とした額に対する比率で、過去3年間の平均値です。借入金（地方債）返済額およびこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標で、比率が高いほど財政運営が硬直化していることを示します。

将来負担比率

一般会計などが将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、比率が高いほど将来の財政を圧迫する可能性が高いことを示します。なお、法規定による早期健全化基準では、市町村では350%以上の団体は財政健全化計画を策定し、自主的な健全化を図る必要があります。

スローフード

ファーストフードに代表される画一的な工業製品の食が拡大し、

地域独自の食文化が失われつつあります。地域が保有する食材や伝統的な料理などを見直し、風土に根ざした新鮮で安心できる健康的な食べ物を大切に、それを継承するとともに、ゆっくり食べるなどコミュニケーションを大事にした食事などを総称して、スローフードといわれています。地産地消との関連、食の安全や食育との関連も深い取り組みになります。

組織風土改革

組織風土とは、目に見えない組織の体質、価値観であり、これが弊害や阻害の要因になっているのであれば、より良い方向に改革していかなければなりません。

夕行

宅老所

一般的に法令に定義のない民間独自の福祉サービスを提供している施設をいいます。

地方分権、地域主権

「地方分権一括法」(平成12年4月)が施行され、国と地方の役割分担の見直し、機関委任事務の廃止、権限委譲の推進などが定められ、自治体が果たすべき役割が拡大しました。現在は「地域主権改革推進一括法」など、「地域主権改革関連3法案」が国会で提出されています。特に地域のことは地域に住む住民が責任を持って決める「地域主権の確立」を基調に、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大などを行う各個別法改正により、権限委譲と財源移譲の推進など、自治体の自由度を高める方向にあります。このような動きのなかで、基礎自治体における住民と行政の新たな関係の構築が必要とされています。

TAKE 10![®]

「毎日10分間の運動を2～3回しましょう」、「毎日10の食品群を食べましょう」という、NPO法人国際生命科学研究機構が開発した、高齢になってもお金をかけずに元気であるための運動と栄養のプログラムです。

定住自立圏構想

医療・福祉・教育など住民の生活環境が密接に関係している地域を1つの圏域ととらえ、その圏域の核となる市と近接する周辺市町村とが相互に連携し、役割を分担しながら暮らしに必要な機能を確保していくための広域行政の取り組みです。

デジタルアーカイブ化

有形・無形の文化資源などをデジタル化し記録・保存を行うこと。資料を精緻に電子化することにより、オリジナル資料へのアクセスの必要性を減らすことができるため、将来的にも資料の傷みを最小限にすることが可能になります。

電子自治体

自治体の行政サービスを向上させるため、インターネットなどを活用して国民や企業が24時間365日ノンストップに必要な情報を容易に入手できるような自治体行政の情報化のことです。

電子書庫	各種の行政文書を電子化・デジタル化して保管することです。
ナ行	
NPM (ニュー・パブリック・マネジメント)	民間企業の経営手法を行政管理に積極的に取り入れ、効率化やサービス向上を実現しようとする行財政改革の手法の一つであり、新公共経営とも言われます。
ノーマライゼーション	年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが社会参加でき、普通に生活を送ることのできる社会が正常な社会であるという考え方です。
ハ行	
パーク&ライド	自宅から自家用車で最寄りの駅またはバス停まで行き、車を駐車させた後、バスや鉄道などの公共交通機関を利用して都心部の目的地に向かうシステム。都市部や観光地などの交通渋滞の緩和のためだけではなく、排気ガスによる大気汚染の軽減、CO ₂ の削減といった効果も期待されています。
パブリックコメント	町の基本的な政策について、町が意志決定する前に広く町民から意見を集め、意思決定に反映させるとともに、意見の内容や町の考え方などを公表していく一連の手続きです。
PFI	公共施設などの設計、建設、維持管理や運営に民間資金やノウハウなどを導入し、民間主導で効率的な公共サービスを提供する手法です。
PDC Aサイクル	事業活動における管理業務を円滑に進める手法の一つで、Plan (計画) → Do (実行) → Check (評価) → Action (改善) の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善すること。行政評価システムや計画の進行管理において重要な取り組みになっています。
ファミリー・サポート・センター	仕事と家庭の両立支援のため、子育ての援助ができる人と受けたい人で会員組織をつくり、有償でサービスを提供・享受する事業です。
普通会計	会計区分が異なる自治体の財政状況を比較するために設けた、統計用の基準。一般会計と特別会計のうち主に公営事業を除いた部分の合計額をいい、本町の場合、一般会計と住宅新築資金貸付特別会計を合わせたものをいいます。
ブックスタート	子どものことばと心を育てるために、絵本を通して親子のふれあいを大切にするもので、赤ちゃんの誕生後に本とふれあう機会をつくる事業です。

ブロードバンド環境	高速度で大容量のデータ転送などにより、非常に速い通信速度が得られることです。
ホスピタリティ	お客様の立場に立っておもてなしをすることです。
ホスピタリティマインド	一般にはサービス業などにおける相手を思いやる心、おもてなしの心を意味し、お客様の立場にたって接するコミュニケーションなど、顧客満足度向上に不可欠な要素です。自治体経営においては、住民サービス、事務事業において、住民満足・納得度を向上する経営意識の醸成であり、経営革新を進める組織風土づくりに不可欠な基礎に位置づけられます。

マ行

マイ保育園	保育所を身近な子育て支援の拠点と位置づけ、親の働き方にかかわらず、すべての子育て家庭が保育指導や一時保育を利用できるようにすることで、育児不安の解消など子育てをめぐる問題の解決を図る取り組みのひとつです。
秣（まぐさ）の滝	養老の滝の北方、柏尾谷にかかる落差 34 m の滝で、元正・聖武天皇が行幸の時に、この滝の水を汲み、秣（馬の草）を採取し馬に与えたということから秣（まぐさ）の滝と呼ばれるようになったといわれています。
マスタープラン	都市計画法第 18 条の 2 に規定されている市町村の都市計画に関する基本的な方針です。
名水百選	1985 年（昭和 60 年）3 月に環境庁（現・環境省）が選定した全国各地の「名水」とされる 100 カ所の湧水・河川・地下水です。本町では、養老の滝と菊水泉が認定されています。

ヤ行

養老町文化財アーカイブ事業	町内の有形・無形の文化資源などをデジタル化して記録・保存し、インターネットを通して紹介する事業をいいます。
---------------	---

ラ行

留守家庭児童教室	昼間、保護者のいない小学校低学年児童を児童館ほか、幼稚園や学校の空室、団地の集会室などを活用し、放課後児童の育成・指導に対応するサービスを提供するものです。放課後児童クラブ、学童保育、学童クラブなどともいいます。
連結実質赤字比率	公営企業会計などを含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額または資金の不足額の標準財政規模に対する比率。すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すものです。

ワ行

ワーキングホリデー

農業や農村に関心を持つ都市居住者などが、休日などを利用して郊外や地方の農家などに宿泊し、地元の人とふれあいながら農作業に従事する体験交流活動です。

ワークショップ

講義など一方的な知識伝達のスタイルではなく、参加者が自ら参加・体験し、グループの相互作用の中で何かを学びあったり創り出したりする双方向的な学びと創造のスタイルです。

養老町第五次総合計画

発行：平成23年3月
発行者：養老町
編集：養老町役場 企画政策課

所在地 〒503-1392 岐阜県養老郡養老町高田 798
電話 0584-32-1100(代) FAX 0584-32-2686
ホームページ：<http://www.town.yoro.gifu.jp/>



 養老町